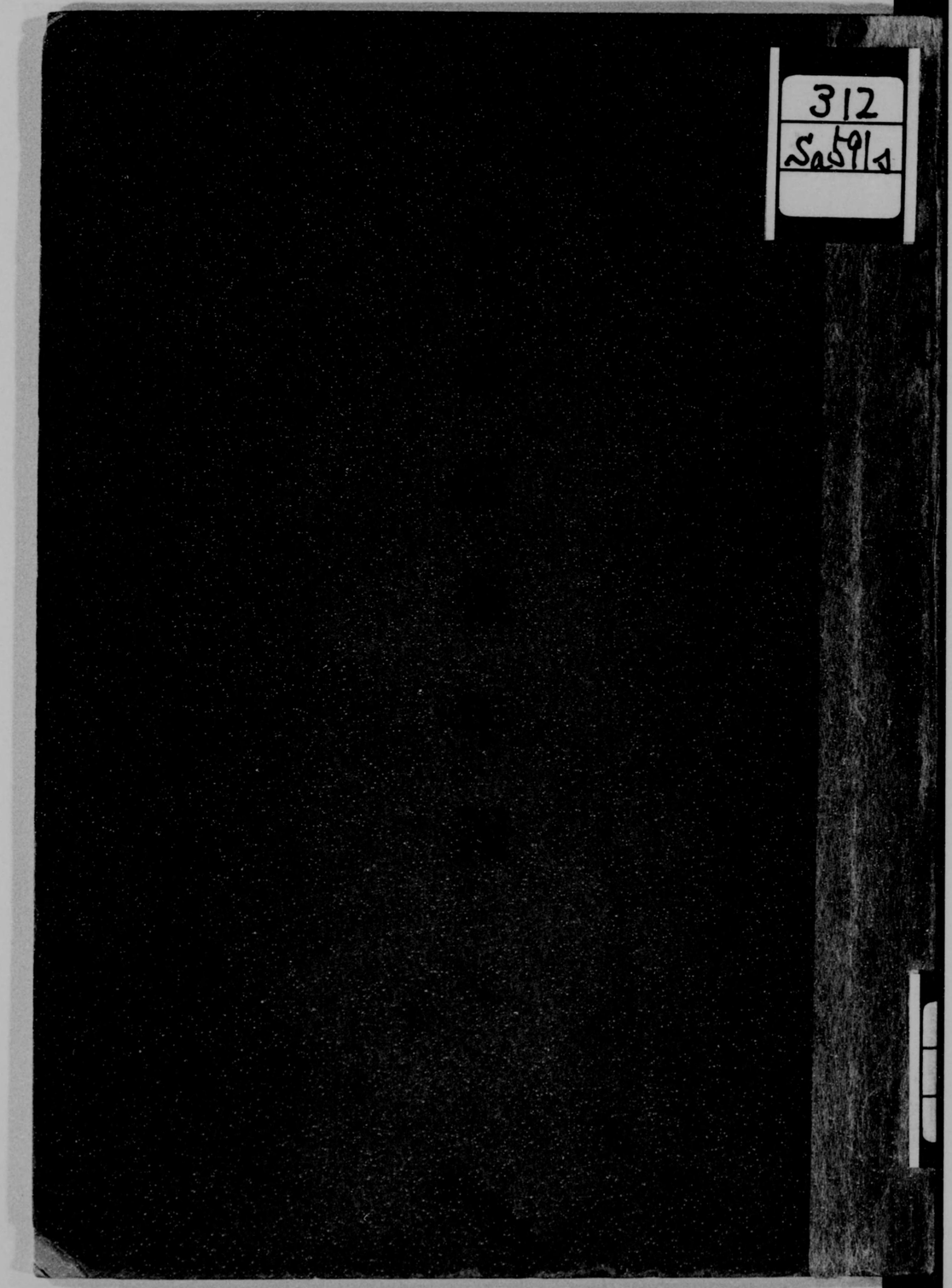

0004492001

0004492-001

３１２－Ｓａ５９１ｓ

参情報年報

参謀本部

昭和９－１０年

１９３５－１９３６

ABC

312
Sa591

部外秘

一、將校の外閲覧を禁ず
二、輯錄事情の利用普及を希望す

昭和十年六月一日

昭和九年 参情報年報

参謀本部

正誤

滿洲國事情

二九頁上段一九行目

五千萬圓の銀弗買は銀弗賣の誤り

372
Sa591

国立国会
35.3.1
図書館

513976

目次

●帝國を中心として見たる最近國際情勢の變遷……一
●海軍軍縮豫備會商經過の概要……三
●滿洲國事情……九
第一　康德元年の滿洲國概觀……一〇
第二　內　政……一一
第三　軍事及治安維持……一五
第四　外　交……二一
第五　財　政……二五
第六　經濟及產業……二六
第七　交通、通信及國都建設……四〇
第八　滿洲國政府組織系統及重要職員表
滿洲國重要事件曆日表……四三
●支那事情……四九
第一　昭和九年支那政局の展望……五〇
第二　內　政……五二
第三　軍　事……九〇
第四　外　交……一〇五
第五　國民政府組織系統及重要職員表
支那重要事件曆日表……一三五
●蘇聯邦事情……一四九
第一　內　政……一五〇
第二　外　交……一六六
第三　軍　事……一七五
第四　極東の情況……一八三
蘇聯邦重要事件曆日表……一九七
●米大陸事情……二〇九
第一　米國事情……二一〇
其一　內　政……二一〇
其二　外　交……二三〇
其三　軍　事……二三八
其四　其　他……二五五
第二　墨國、中南米及加奈陀事情……二六四
其一　內　政……二六四
其二　外　交……二六八

第三　共和、埃及、蘇丹重要事件摩日表……四四九
第四　共和、埃及、蘇丹重要事件摩日表……四五〇

◉西、白、瑞西及葡國事情……四五一

第一　概觀……四五一
第二　西班牙一般事情……四五一
第三　白耳義一般事情……四五二
第四　瑞西一般事情……四五三
第五　葡萄牙一般事情……四五四

◉波蘭事情……四五五

第一　緒言……四五五
第二　外交……四五六
第三　軍事……四五八
第四　重要事件摩日表……四五九

◉羅馬尼事情……四六〇

第一　緒言……四六〇
第二　内政……四六一
第三　外交……四六二
第四　軍事……四六四
羅馬尼重要事件摩日表……四六五

◉巴爾幹及近中東事情……四六六

一　概觀……四六六
二　土耳其國事情……四六七
三　勃加利國事情……四七六
四　希臘國事情……四八〇

◉沿波爾的諸邦事情……四八五

一　芬蘭事情……四八六

第一　緒言……四八六
第二　内政……四八七
第三　外交……四八八
第四　軍事……四九〇

二　其他の沿波爾的諸邦事情……四九二

第一　内政……四九二
第二　外交……四九三
第三　軍事……四九五
波爾的重要事件摩日表……四九五

◉英帝國及遥羅事情……四九六

一　英本國事情……四九六

第一　概觀……四九六
第二　内政……四九七
第三　外交……四九八
第四　軍事……四九九
第五　英國庶政殊に印度の極東視察……五〇〇

二　印度……五〇二

第一　内政……五〇二
第二　外交……五〇三
第三　軍事……五〇五
第四　重要事件摩日表……五〇五

三　遥羅……五〇六

一　概觀……五〇六
二　人民代表諮會構成及選擧法……五〇八
三　内閣の改造……五〇九
四　皇帝退位問題……五〇九
五　軍事……五一〇

◉其二

一　獨國事情……五一二

第一　内政……五一二
第二　外交……五一三
第三　軍事……五一五
第四　重要事件摩日表……五一五

二　和蘭及中歐、北歐事情……五一六

第一　和蘭……五一六
第二　墺國の内政……五一六
第三　外交……五一八
第四　軍事……五一九

◉伊國事情……五二〇

第一　内政……五二〇
第二　外交……五二一
第三　軍事……五二二
伊國重要事件摩日表……五二三

◉佛國事情……五二四

第一　内政……五二四
第二　外交……五二五
第三　軍事……五二七
佛國重要事件摩日表……五二八

◉其三

一　概觀……五二九

二　人民代表諮會構成及選擧法……五三〇

三　内閣の改造……五三〇

四　皇帝退位問題……五三一

五　軍事……五三二

目次

五　塞國事情……四八一
六　アルバニア國事情……四八五
七　イラン國事情……四八七
第一　內　政……四八七
第二　外　交……四九四
第三　軍　事……五〇一
巴爾幹及近東重要事件曆日表……五〇三
イラン國重要事件曆日表……五〇五

◉昭和九年度參情報月報總目次……五〇七

第一　滿洲國關係事項……五〇七
第二　支那關係事項……五〇七
第三　蘇聯邦關係事項……五〇九
第四　米大陸關係事項……五一〇
第五　英帝國關係事項……五一二
英國……五一二
印度……五一二
阿富汗……五一二
第六　佛國關係事項……五一二
第七　獨國關係事項……五一三
第八　伊國關係事項……五一四
第九　波蘭關係事項……五一五
第十　羅馬尼關係事項……五一五
第十一　巴爾幹、土耳其、中東諸國關係事項……五一五
其一　勃牙利……五一五
其二　塞　國……五一五
其三　土耳其……五一六
其四　イラン、イラク、其他の諸邦……五一六
第十二　治安術的諸邦關係事項……五一六
第十三　其他の歐洲諸國關係事項（白、和、墺）……五一六

帝國を中心として見る最近國際情勢の變遷

帝國は東洋平和確立の爲敢て國際的孤立を意とすること無く、國際聯盟を脫退して一意國策の遂行に努力せしが、爾來滿洲國の發展顯著なるものあり、內外の諸政漸く整ひ日滿の親善愈〻緊密を加へ前途洋々たるものあり。

日滿對蘇間に於ては滿洲事變以來、緊張を續け來りしが蘇聯邦は最近國力の向上外政の好轉竝極東戰備の充實に伴ひ態度頓に强傲を加へ爲に國境附近に於ては紛爭頻發し、暗雲低く極東を蓋ふの概ありしが、昭和九年後半に入り北鐵問題の好轉等に伴ひ表面稍〻緩和の情勢を呈するに至れり。

支那は日支停戰協定以來、極力帝國との事端の發生を警戒して國內の整理に努力しあるも、深く日滿兩國に銜む所あり執拗なる排日政策を實行して只管帝國の國際的危機到來を庶幾しありて未だ日滿支提携の大局に覺醒するに至らず。加之歐米列强は此間に介在し、自國經濟の發展乃至權益の擁護上陰に此傾向の助長を策せんとするものありと雖も、時日の經過と共に漸次東亞に於ける帝國の地位の確乎不動なるを諒解するに至りつゝあり、一方支那亦諸種の情勢上自ら悟る所あり爾他の關係と相俟ち最近日滿支關係は表面的に若干好轉の情勢を招來せるの感を與へたり。

米國の復興政策は未だ其成果を得るに至らずして其主力を國內問題に費さゝる可らざると、滿洲事變當時の對日反感は時日の經過と共に逐次沈靜に歸し、東洋問題に過度に干涉するを非なりとする意見も擡頭しつゝありとは云へ、帝國の勃興に對しては決して之を等閑視せず、著々として他日に備へんとしあるは昭和九年秋倫敦に於ける海軍軍縮豫備會商竝最近に於ける太平洋の軍事施設及アラスカ、アリウシヤン群島方面に對する施策等に照し之を知るを得べし。

又日英米三國間には昭和九年秋海軍軍縮豫備會商開催せられたるも遂に豫期の成果を收むるに至らずして休會し、軍縮の前途易容ならざるを思はしむるものあり。次で帝國は華府

條約廢棄通告を發し國防に關する確乎たる信念を表明せり。

飜つて歐洲の情勢を觀察するにヴエルサイユ平和條約に對する不滿は動亂の禍因を包藏して諸所に潛在し、機を得るや直ちに爆發せんとす。卽ち最近に於ける獨墺合併問題に端を發する墺國動亂或はマルセーユ兇變或は伊塞の反目、巴爾幹の紛爭等其一例にして、特に獨逸の復興とヒツトラーの國粹的強硬政策とは歐洲の平和に一大暗影を投じつゝありて、現狀維持を根本政策とする英佛等は東奔西走合縱連衡の策を講じて、僅かに平和を維持しあり。而して昭和九年獨波不侵略條約成り、佛系ブロックの一角に崩壞を來すや多年の仇敵たる蘇聯邦と結んで歐洲の平和を圖るに至れり。蘇聯邦は最近國力の進展、軍備の充實と外交の活躍と相俟ち著しき國際的飛躍を遂げ、昭和九年國際聯盟に加入し今や東歐の雄邦として歐洲平和の重鎭たらんとしつゝあり。而して最近佛蘇の軍事提携を傳ふる者あり。

以上の如く歐洲の情勢を觀察するに、現狀打破の巨頭たる獨逸の復興顯著にして態度愈〻露骨を加へ、戰雲漸く歐洲の

天地に漂はんとするの形勢にあるも、列强唯東奔西走して平和工作に汲々たるのみなるは何ぞや。是れ極度に戰爭を回避せんとする英佛等の態度と獨逸國力の然らしむる所なればなり。

多年の仇敵として、犬猿も唯ならざりし蘇國を迎へ歐洲平和の重鎭たらしめんとするは何ぞや。是れ畢竟蘇國々力の躍進と充實せる軍備に俟つ所あればなり。

飜つて極東に於ける情勢を觀るに最近に於ける帝國の國際的地位著しく向上し、東亞の諸邦は固より列强亦帝國が東洋に於ける唯一の安定勢力たる事を確認せんとする機運にあるは明かに看取せらるゝ所なり。是れ帝國國力の躍進と正義に基く毅然たる態度の然らしむる所なるべし。最近極東の情勢に稍〻緩和の色を見るは這般の消息を物語るものに非ずして何ぞ、故に帝國は宜しく如上の情勢を看取し、內益〻擧國一致の實を擧げ國力の增强と軍備の充實とを圖り、外列國をして帝國政策の正當と決意の確乎たる所以を知らしめ、敢て國際孤立を危惧する事なく、毅然として國策の遂行に邁進すべきなり。

海軍軍縮豫備會商經過の概要

倫敦に於ける軍縮豫備會商經過の概要

一、豫備會商の準備

昭和九年五月中旬英國より軍縮豫備交涉の提議あり。各國之に應諾して、六月中旬より約一箇月間交涉行はれたりしが、本交涉に於ては主として會議手續上の問題を審議し、開催の時機、場所、議題、參加國等に關し各國より意見を開陳せるに止り何等確定を見たるものなく、兵力等の實質問題に關しては十月頃再開し交涉を行ふべきを約し一時休止せり。

二、豫備會商

斯くして十月二十三日交涉再開せらるゝの運に至りしが、此時迄知得せる情報左の如し。

一、米國に於てはスワンソン海軍長官談として、現比率維持一律二〇%減の主張傳へられ、又スタンドレー大將の主力艦を艦隊の骨幹とする大艦巨砲主義論傳へらる。

二、英國側に就ては何等聞く所無かりしも、其從來の主張たる艦型縮小、小艦多數主義には變化なきものと推測せられ、新聞紙上等に於ては巡洋艦七十隻保有を主張する旨散見せり。

而して今次の交涉は秘密交涉として個別的に行はれたるものにして其內容は今猶發表せられず。之が爲新聞雜誌等には幾多臆說の傳へらるゝありて誤解を惹起せる點尠からざるが其經過の概要左の如し。

交涉開始より十月末日迄に日英日米間各三回の會談あり、又代表間の私的會談も行はれしが帝國代表は劈頭より堂々我主張の根本方針を提示し會談は帝國の主張を中心として進められたり。

而して帝國の公正妥當なる主張も容易に英米の容るゝ所とならず、交渉は早くも停頓の狀態を呈せり。

帝國の主張は

世界の大海軍國間に差等比率を撤廢し、各國保有量の共通最大限を規定するを以て根本義とし、之が協定に當りては軍縮の實を擧ぐる爲、右共通最大限度を極力低下することゝし又攻撃的兵力の全廢若くは極度縮減を行ふと共に防禦的兵力を整備し以て不脅威不侵略の原則を確立せんとするにあり。

右帝國の主張に依れば、各國共に其國防の安固を期し得べく世界平和を確保することゝなり、又各國々民負擔の輕減も圖り得べく、眞に是れ新軍縮協定達成上最も公正妥當なるものなるも、從來の條約に於て絶對優勢の地歩を占得しある英米は容易に之を容認せざる狀況なり。

英國との交渉に於ては我根本方針に就き、未決の儘英國側より質的量的に就きての主張提示せられ、帝國代表より之に對する所見を述べたるも、彼の主張する所は大體に於て從來に於けるものと大差なく、殊に量的に於ては殆んど現有量より縮減するの意なく、大々的軍縮を行はんとする帝國の主張と大なる差異あり。

又米國側に於ては豫備交渉再開前の態度、卽ち既存條約の存續現比率の維持を骨子として各艦種一律二割縮減を主張するものにして帝國の主張と根本的に相容れざるものなり。

十一月に入り英國側より一の試案提示せられしが、該案は實質に於て各國保有量に差等を附することゝなるものにして到底帝國の容認し難きものなり。

斯くして十一月下旬に至るも、猶意見の一致を期する望なく英國側よりは全般的協定不成立の場合はせめて質的制限のみなりとも行ふか、或は又現存條約の一部條項を存續せしむべし等種々派生的の申出ありたるが如きも、帝國代表は極力折衝に努め交渉を本筋に戻すと共に、更に帝國主張の貫徹に努力を續けたり。

三、豫備會商の休會

十二月に入り帝國の華府條約廢止通告實施の期日愈〻接近し、其國內手續は著々進捗したりしが、米國側に於ては之を機會に交渉を打切らんとするの色彩濃厚となり、又同代表部は遲くもクリスマス迄に交渉を打切り、歸國を希望したるが如きも此間に於て帝國代表部は英國側の兵力量に關する意嚮を更に明確ならしむるを得たり。然れども交渉休止は最早時機の問題となりしを以て之を如何なる形式に依り休止すべきか、將來に亘り續行するとせば如何なる形式に依るべきか等、當面の問題となるに至れり。

一方英國側は帝國の華府條約廢止通告實施に依り英米輿論に相當の衝動を豫期せらるゝを以て、其時機に交渉を休止するは、今後の交渉に不利を齎すべきを慮り通告實施に先ち休會せんとし、米國代表部の十二月十七日倫敦出發豫定をも考慮し、十五日頃休會となし得る如く處置を進めつゝありしが從來交渉打切を望むが如くに見えたる米國側は突如其態度を變更して歸國を延期せるを以て更に交渉を續け、斯くて十二月十九日に至り日英米三國代表の名に於て別紙の如き共同コンミュニケを公表し、竟に正式に休會することゝなれり。

此間の事情に關しては種々新聞紙等に依り報道せられ、日英間に和協試案の考慮せらるゝあり。同試案につき帝國代表部は請訓し、尙同試案は帝國の主張を大部分貫徹し得る極めて有利なる案なり等の風聞も傳へられたりしが、是等は全然眞相に相違するものにして、前述豫備交渉の休止及再開に關する手續問題の誤り傳へられたるものなるべく、結局二箇月に亘る豫備交渉も、各國の主張に一致點を見る事を得ざりし次第なり。尙十二月六日倫敦に於ける米國代表デビス氏の聲明は交渉の停頓を日米の意見對立に歸し、米國は安全感の平等を維持せんとするに對して、帝國が兵力量の平等を要求する點に在りとなせり。其言を逆にせば日米間に兵力の差等無くば安全の平等は得べからずと云ふに歸一すべく、劣勢比率の制限下に國防不安を感ずる國の立場は何等考慮せざる極めて利己的の主張なりと云はざるべからず。又其際發表せられたる各國各艦種一律二割縮減の主張の如きも其內容を檢討するに他國特に日本に多大の犧牲を支拂はしめ、己は手を拱きたる儘にて且經費も節約し乍ら、自己の欲する　層優勢なる

兵力關係を速に實現せんとする極めて善の良きものにして殆んど一顧の價値だになきものなり。又新聞紙上に傳へられたる英國側の所謂質的三割縮減案なるものは英國が從來主張し來れる主力艦、航空母艦、巡洋艦等の艦型縮減と異る所なく、大型艦につき質的の縮減を行ふも巡洋艦等に於て隻數增加の意圖あるが如きを以て結局量的には毫も縮減とならず、何等軍縮の實を擧げ得ざるものにして是れ亦顧慮を拂ふの價値なきものなり。

斯くの如くして十二月二十日より豫備交渉は休會となり、一方帝國の華府條約廢止通告は二十二日其國內手續を完了し二十九日駐米齋藤大使より米國々務卿に手交せられたりしが帝國代表は休會後も交渉を續行し、斯くて山本表代一行は昭和十年一月二十八日を以て倫敦を引上げ歸朝せり。

日英米三國代表共同「コミユニケ」

正文

去る昭和九年六月開始され、休會後更に十月二十三日以後進捗して來た海軍會談が有意義な目的に寄與した事は日英米三國代表の均しく同意する所である。右會談は一九三〇年「ロンドン」海軍條約の下に發議されたが、其後諸提案示唆の提出があつた結果、會談の範圍は擴大されるに至つた。當事者間には海軍問題の有らゆる樣相が率直充分且友誼的に討議された。然し何等か確然たる結論に到達する事は豫備會談の目的ではなかつた。豫備會談の目的は將來に於ける審議竝協定の素地を準備するに止つた。同じく現行海軍條約の調印國であり、且夏期會談に參加した佛伊兩國政府に對しては會談の經過一切を絶えず通告した。會談に於て三國政府は海軍制限を繼續し、更に關係各國がすべて同意出來る樣な海軍力の縮減を達成することを希望したが、將來如何なる原則に基き如何なる方法に依り此目的を達成すべきかは今後の決定に委ねられた。今や三國各の見解が知悉せられ、且充分討議し盡された以上各國代表が再び本國政府と親しく接觸を遂げ、會談の結果生じた情勢を充分分析し、且つ更に考慮し得る樣會談を休會するが至當だと考へられる段階に達した。從つて此點に於て會談を休會することに意見一致した。然し今後も「ロンドン」會談に關係ある各國政府は相互間に緊密な連絡を保ち、且「ロンドン」、「ワシントン」海軍條約當事國たる他の諸政府とも接觸を保つであらう。更に休會の結果英本國政府は自治領諸政府と更に協議する機會を得ることゝならう。

既に行はれた會談に依り、達成された準備工作に徵し適當な時機が到來すると共に、會合續開を正當付ける樣な情勢が展開するに至ることを希望する。

右場合には現會議を發議した英本國政府が機宜の處置を講ずるであらう。

滿洲國事情

目次

第一　康德元年の滿洲國概觀……一〇頁

第二　內　政……一一頁

（一）帝制實施……（二）改元及新組織法の公布……（三）中央政府の機構……（四）地方行政制度の改正……（五）蒙族行政の改革……（六）治外法權撤廢準備の進捗

第三　軍事及治安維持……一五頁

一、滿洲國の軍政

（一）滿洲國軍の指導精神確立……（二）全陸軍の編制改正……（三）軍管區制の內容

二、治安維持

（一）匪勢の概觀……（二）滿洲の共產運動……（三）東邊道に於ける鮮人匪團……（四）保甲制度の刷新……（五）憲兵隊司令官の警務部長兼任……（六）依蘭縣暴動事件

第四　外　交……二一頁

一、一般國際關係

（一）帝制實施に關する對外聲明……（二）サ國及法王廳の滿洲國承認……（三）英國產業視察團の來滿……（四）石油專賣問題の紛糾……（五）外國軍隊の滿洲國內演習實施問題

二、對日關係

（一）日滿親善特使の來往……（二）我在滿行政機關の改革……（三）日滿經濟統制機關の設立準備

三、對蘇支關係

第五　財　政……二五頁

（一）建國以降の概況……（二）康德元年度歲出入豫算

第六　經濟及產業……二八頁

一、幣制及金融

（一）通貨政策の失敗と其轉換……（二）國幣の增發と發行準備……（三）舊紙幣の整理と金票の流通

二、產　業

（一）農業……（二）森林業……（三）水產業……（四）工業……（五）電氣業……（六）鑛業……（七）日本の對滿投資

三、外國貿易
第七　交通、通信及國都建設……四〇頁
一、交　通
(一)鐵道……(二)道路……(三)航空
二、通　信
(一)郵政……(二)電政
三、國都建設
第八　滿洲國政府組織系統及重要職員表
滿洲國重要事件曆日表……四三頁

第一　康德元年の滿洲國概觀

建國以來國勢駸々として伸張し、國基愈〻鞏固を加へ來れる滿洲國は昭和九年三月一日順天安民の大旨に基き、建國二周年を期して帝制を實施し世界史上に光輝ある一頁を印せり。

爾來滿洲國軍は其指導精神を確立し全軍に亘る整理改編の完了に依り面目玆に一新せられ、眞に國軍たるの威容を整備す。內政方面に在りては省機構の改革、蒙旗行政の刷新を斷行して其宿弊を一掃すると共に司法機關の充實、警察制度の改善乃至稅制の整理等に努め治外法權撤廢の諸準備は著々として進捗を見つゝあり。

建國工作の骨幹たるべき治安問題は蘇支兩方面の使嗾に因る政治的思想的匪群の擡頭、共產黨の潛行運動等ありて輕々に前途を樂觀し得ずと雖も、他方警務機關の整備、治安維持會及自衞團の活動、就中日滿兩軍の討伐及共產黨檢擧の成功に因り治安の回復に顯著なる進展を示し、略〻其基礎を確立せるの觀あり。

治安の恢復、內政の整頓と相俟つて財政の基礎は愈〻鞏固を加へ、通貨整理の難事業も亦殆んど之を完成し、更に金銀統一問題の解決に進まんとす。經濟交通に至りては其發展相當目醒ましきものあり、唯農業、油坊業、製粉業等に於て稍〻憂慮すべき狀態を認めらるゝも其他は一般に活況を呈し、就中國內建設乃至軍事關係の主要諸事業は國家統制の下に茀々として勃興し新興國の面目躍如たるものあり。

第二　內　政

(一)　帝制實施

滿洲國は建國以來二歲にして既に驚くべき速度を以て舊政權時代の殘滓を淸算し治安の維持は遠きに及び政治、經濟、文化に劃期的革新を加へて王道善政を敷き生民は熙々皞々として安居樂業し得るに至るや、是れ偏に溥儀執政の乾德に因るものとして三千萬民衆は天意に依り執政の帝位に卽かれん事を請願する者續出するに至れり。斯くして執政登極の機運熟し政府は大同三年(昭和九年)一月二十日國務總理鄭孝胥の名を以て帝制實施の聲明を發表し帝制の實施は「滿洲國々運發展の歸結にして建國の理想と使命とを充足高揚し國礎を益〻鞏固ならしめ、以て東洋の平和を永遠に保持する所以」に外ならざるを高調し且「此の天佑は我滿洲國の建國が天命に遵由せると共に、入りて建國の大任に當られて以來二星霜、夙夜御心を國政に致されたる執政の乾德に因る。夫れ順天安民は建國の理想なり、今や天佑の加護顯著にして王道を頌唱讃歌せる人民は至情を盡して執政の天命に順ひて帝位に卽かれん

此間外にはサルヴアドルの滿洲國承認及羅馬法王廳の宗教的承認あり、バーンビー卿を團長とする英國實業視察團も亦リツトン報告の誤謬を認識する所あり。支那は依然として滿洲國否認の妄動を續けありと雖も、儼然たる事實の前には如何ともする能はず、通車、通郵、設關問題の解決に因り實質的には既に滿洲國の存在を肯定せるものと看らるるに至れり。滿蘇關係は國境問題、北鐵問題を廻りて屢〻極度の緊張裡に推移し、後半に入り水路協定の成立、北鐵交涉の好轉に依り幾分緩和の空氣を呈せるも重要懸案の解決は悉く之を翌年に持越せり。他方日滿關係は概して順調に進展し就中我在滿機構の改革は近く實現を見んとする日滿經濟統制機關の創設と相俟つて兩國の不可分關係を益〻强化し、特に全滿治安の確立及經濟開發の進展を豫約するものと謂ふべく、滿洲建國の工作は玆に愈〻本來の軌道に乘り王道樂土の完成、東洋平和の確立に向ひ新なる飛躍を豫想せしむるものあるに至れり。

ことを請願して已まず。是に於て政府は執政の順天安民の大旨に依り帝位に即かるゝことの民意に則る所以」なる旨を明にせり。

斯くて執政は康德元年(昭和九年、一九三四年)三月一日國都新京に於て滿洲帝國第一代の皇帝として、即位の式を擧げられ、國民に對し優渥なる詔書を賜ひ、三千萬民衆の上に君臨せらる。儀式は簡素嚴肅を旨とし三月一日午前八時新京郊外順天廣場に設けられたる天壇に於て郊祭の儀あり。正午より宮內府勤民樓に於て登極の儀を行はる。續いて二、三兩日には饗宴の儀あり。越えて五日、張軍政部大臣を召して軍人勅語を賜ひ、且建國殉難者に對し優渥なる勅語あり、十日には新京飛行場に於て大觀兵式を擧行せられたり、尙登極當日は全滿各地に盛大なる登極慶祝大會擧行せられ、民草嬉々として新帝國の前途を祝福せり。

(二) 改元及新組織法の公布

順天安民の大旨に基き、三月一日執政帝位に即かるゝや年號を改めて康德と爲し政府組織法を廢して新たに組織法を公布す、統治組織及首腦者の氏名次の如し。

- 皇帝
  - 宮內府(大臣 沈瑞麟)
  - 尙書府(大臣 郭宗熙)
  - 侍從武官處(侍從武官長 張海鵬)
  - 參議府(議長 張景惠)
  - 國務院
    - 國務總理大臣(鄭孝胥)
    - 總務廳(廳長 遠藤柳作)
      - 恩賞會議
      - 民政部(大臣 臧式毅)
      - 外交部(大臣 謝介石)
      - 軍政部(大臣 張景惠)
      - 財政部(大臣 熙洽)
      - 實業部(大臣 張燕卿)
      - 交通部(大臣 丁鑑修)
      - 司法部(大臣 馮涵清)
      - 文教部(大臣 鄭孝胥)
    - 興安總署(長官 齊默特色木丕勒)
    - 法制局(局長 大達茂雄)
  - 立法院(院長 趙欣伯)
  - 法院(院長 林棨)
  - 監察院(院長 羅振玉)

(三) 中央政府の機構

中央政府は皇帝の下に參議府及立法、國務、法、監察の各院を置く。

參議府は重要國務に關し皇帝の諮詢を承けて其意見を上奏す。立法院は法律豫算案を議決する機關なるも、未だ憲法の制定を見ざる爲立法院は召集せられあらず。

國務院は諸般の行政を掌理する機關にして國務總理大臣は輔弼の責に任ず。國務院は八部(十二月以後蒙政部を加へ九部)を以て組織し、各部に大臣を置く國務院には各部々內の機密、人事、主計、需用、宣傳、恩賞等を直宰する總務廳を置きあるが廳內に新たに國策審議及計畫立案機關として企劃處を設けんとし、又別に滿洲資源に關する根本的調査研究機關として大陸科學研究院を新設すべく準備中なり。

法院は法律に依り民事刑事の訴訟を審判す。之が爲中央に最高法院及最高檢察廳を置き、地方に高等法院、地方法院、高等檢察廳及地方檢察廳を置く。監察院は檢察事務及會計檢査を行ふ。

(四) 地方行政制度の改正

滿洲國の省行政區劃は概ね舊政權時代のものを踏襲ありしが、建國後異常の發達を遂げたる地方情勢の現況と相容れざるもの多く、交通、通信、產業、通商等省政運用上不便勘からず。殊に各省の實權過大にして、往々舊來の軍閥的思想を殘存するの虞なしとせず。政府は茲に鑑みる所あり、昭和九年一月臨時地方制度調査委員會を設け、中央集權及省政の合理化を目指して改革準備を進めありしが、十月十一日勅令を以て省公署官制を公布し、十二月一日より實施に移れり。本改正に依り、奉天、吉林、黑龍江、熱河の四省を廢して十省とす。省公署の位置及省長の人名左の如し。

(名稱)	(省公署位置)	(省長)
奉天省	奉天	葆康
吉林省	吉林	李銘書
濱江省	哈爾濱	呂榮寰
龍江省	齊々哈爾	孫其昌
錦州省	錦州	徐紹卿

安東省　安東　王茲棟
熱河省　承德　劉夢庚
三江省　佳木斯　金名世
間島省　延吉　蔡運升
黑河省　黑河　鍾毓

（五）蒙族行政の改革

滿洲國は前項一般地方制度の改革實施を契機とし蒙族の重要性に鑑み、之が行政上にも所要の改正を斷行することゝなり、十一月末之に關する法令を公布し、十二月一日新各省首腦部の任命を見たり。改正の要旨次の如し。

1、興安總署を蒙政部に昇格し、他の各部と同樣國務總理大臣直隸下の一部たらしめ、興安總署長官齊默特色木丕勒を大臣に昇任す、又蒙政部次長には依田四郎を充つ。

2、從來の興安四分省を獨立の省とし各々左の如く省公署を置き省長を任命す。

（省名）	（省公署位置）	（省長）
興安東省	札蘭屯	額勒春
興安西省	大坂上	札喝爾
興安南省	王爺廟	業喜海順
興安北省	海拉爾	凌陞

3、熱河省管下に在りしオルト左翼族、イマン族の二族を興安西省に庫倫族を興安南省に編入して族側の統制を圖る。

4、前記各省の機構は從來同樣總務、民政の二廳制度に止む。

（六）治外法權撤廢準備の進捗

治外法權撤廢は滿洲國側の準備完了後之を斷行すべしとの日滿兩國の意見に基き、滿洲國政府は速に撤廢準備を完了すべく、先づ國政上の大問題たる地方行政の一大刷新を斷行し、中央集權及地方自治の確立を期せる外、司法警察制度其他諸般に亘り整備を急ぎつゝあり。

1、法官の素質向上を圖り既に優秀なる日本法官を採用し其指導に當らしむると共に十月一日法官の養成機關たる法學校を設け未經驗及現職司法官を敎育す。

2、日本より司法部參事官若干名を招聘せるが右は滿洲國の民政刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の制定に當りあり。

3、裁判制度擴充の爲各法院及裁判所に夫々涉外部を設け滿洲國在住の日本人及外國人の裁判事件に當らしむ。

4、司法機關の整備と共に警察制度の積弊一掃を期し、警察組織を中央集權制に改め、舊軍閥の搾取機關たりし警察をして眞に民衆保護と國家の安寧秩序確保との職責を自覺せしむるに努め且多數日本人警察官を採用し警務指導官として地方に配屬し一般警官の質的向上を圖り警察の統一整備に努めつゝあり。

第三　軍事及治安維持

一、滿洲國の軍政

（一）滿洲國軍の指導精神確立

滿洲國の軍隊は從來軍閥の手兵にして素質劣惡なりしが、建軍以來軍政部は之を邦家の干城たる國軍たらしむべく、鋭意內容の改善向上に努め、更に三月帝制實施に伴ひ全軍の指導精神を確立し皇帝を首長とする名實兼備の國軍たらしめ、日本軍と協心戮力して共同防衛の責務を全うすべく精進しつつあり、登極前後に於ける重要事項を擧ぐれば次の如し。

イ、新春早々黑龍江軍に於ては初めて全軍旅長の大交迭を敢行せしも何等動搖を來さず、蓋し此の如きは軍閥の私兵時代には夢想だに爲し得ざりし所なり。

ロ、皇帝登極と共に統帥權の獨立を明確にし、且三月五日張軍政部大臣を召して軍人勅語を賜ひ建國殉難者に對し優渥なる勅語あり。

ハ、大典觀兵式に先ち軍旗の親授と勳章の制定竝授與を行ひたる外正裝の制定及各代表部隊の爲被服裝具等の整備を爲し青葉黨る五月十日皇帝親臨の下に肇國第一次の盛儀たる大觀兵式を擧行せり。

斯くして滿軍に精神的中心確立せられ國軍意識の昂揚特に著しきものあるに至れり。

（二）全陸軍の編制改正

滿洲國軍を其使命に適合する如く整理改編することに關しては、從來より軍政部に於て漸進的に其歩を進めありしが、最近諸般の情勢改善せられ、相當徹底せる大改編の實行を許すに至れり。仍て軍政部は高梁繁茂期に先ち新編制完了を目途として四月「滿洲國陸軍編制改正要領」を策定發布し編制の合理化及裝備の充實を標榜して之が實行に移り、若干部隊の解散、部隊相互の轉屬、指揮官の整理、舊各省軍相互の編合等を實施せしも殆んど動搖を見ず。六月末略ゝ之を完了し

七月一日より新隷屬系統に入れり。斯くて建軍以來の整理茲に一段落を告ぐるに至れるは滿洲國の國基頗る鞏きを裏書するものにして慶賀に堪へざる所なり。本改編中主要事項左の如し。

イ、軍管區制の採用

ロ、戰略單位を混成旅及騎兵旅に統一す、兵力は混成二十四旅、騎兵八旅を主とし總數約八萬五千なり。

ハ、禁衛軍の編成。

ニ、護軍(蒙古人軍隊にして宮中警護竝儀仗に服す)を宮內府の所屬に移管す。

ホ、憲兵隊の建設

憲兵司令部の外、新京及各管區に合計六隊の憲兵隊を設く。

ヘ、將軍府の設置

軍の長老に將軍號(何々將軍と稱す)を與へ之を優遇す、蓋し概ね日本の元帥に相當するものにして十一月十四日將軍設置令公布せらる。

(三) 軍管區制の內容

興安省を除き全國を五軍管區(一軍管區は新行政區劃に依る二省を包含す)に分ちて夫々司令官を置き、軍管區內に在りては各二乃至六個の地區警備司令部を設けて、之に若干の旅を隷屬せしむ。軍管區及司令官名左の如し。

第一軍管區(奉天省、安東省)	司令官	上將 于 芷 山
第二軍管區(吉林省、間島省)	司令官	上將 吉 興
第三軍管區(龍江省、黑河省)	司令官	中將 張 文 鑄
第四軍管區(濱江省、三江省)	司令官	上將 于 琛 澂
	(于上將は北鐵護路軍總司令を兼ぬ)	
第五軍管區(熱河省、錦州省)	司令官	上將 張 海 鵬

備考。後、張海鵬の侍從武官長專補に伴ひ中將王靜修其後を襲ひ第五軍管區司令官となる。

尙興安東西南北の各省には夫々蒙古人のみを以て編成せる省警備軍あり。而して軍管區司令官及興安各省の警備司令官は何れも皇帝に直隷す。

以上の改正は地方行政組織の變更を見越し、之に適合する如く實施せられたるものなるが、其結果注目すべきは警備の實體が地區警備司令官に移れる事是れなり。

二、治安維持

(一) 匪勢の概觀

1、概況

昭和八年來關東軍の執れる分散配置は絕大の效果を收めて滿洲國治安の基礎を堅め、九年初に於ける日滿軍の冬季大討伐に依り吉林省東境、奉天省東部及び齊克鐵道沿線地方の匪賊肅淸に一段の進展を見たるも、四月以降皇軍集團配置への轉移、各種土地問題及民間散在兵器の回收、軍警の改編等は一部民心に不安を與へ、他方蘇聯及支那側の使嗾煽動に依る不逞團體の暗躍あり。北鐵問題、國境、水路問題等を廻りて日蘇開戰の謠言流布せらるゝあり。是等の事象は尙浮動氣分熄まざる民心を刺戟し、或は無智の民衆を驅つて匪賊の群に投ぜしむ。加ふるに草木繁茂期の到來及び北滿一帶の水災に乘じ、各地の匪賊は例年の如く蠢動を開始し九月に於て最高潮に達せり。

茲に於て關東軍は再び日滿軍の大部を以て東邊道及び吉林東境地方に對し、九月上旬より十一月中旬に亘る長期の秋季大討伐及び國境封鎖竝之と併行して、特別治安工作を實施す

之が爲匪賊の巢窟は其大部を覆滅せられ、殊に有力匪首數名の戰死に依り解散の已むなきに至りし匪團尠からず。爾後關東軍は一部の分散配置を實行し要點を確保して治安工作を進めあり、年末時に於ける全般の治安は概して平穩に歸す。但し東邊道、間島西部、熱河省錦州省に於ては尙一部殘匪の蠢動を見つゝあり。

2、觀察

昭和九年匪情の特徵と見るべきは武力强大なる匪團の消滅せし反面に於て思想的に根强き共產匪其他政治的色彩ある匪賊の潛行擡頭是れなりとす。然れども他方軍警民衆の之に對する治安維持工作も次第に整備の域に向ひあり、今治安の程度特に住民と匪賊との關係に依り各地域を觀察せば概ね次の三級に分つを得べし。

第一級　治安概ね確保せられ、匪賊出沒すれば住民は自衞團を以て之を防ぎ且官憲に報告する地方(主要鐵道線沿線地方之に屬す)

第二級　治安漸次良好に向ひつゝあり、匪賊出沒すれば住民は其通過後始めて之を官憲に報告する地方。

第三級　治安未だ不完全にして匪賊出沒するも住民は後援を恐れて官憲に報告せず、又已むなく通匪する者少からざる地方（三江省、濱江省、吉林省各東部、間島省及東邊道等之に屬す）

昭和九年に於ける匪賊數の概況左表の如し。

月次	主要匪數	總匪數	摘要
二月	二四、〇〇〇		冬季大討伐
三月	一八、四〇〇		同右（續）
四月	二三、五〇〇		皇軍集團配置實施
五月	二六、五〇〇		
六月	二八、三〇〇		
七月	二八、六〇〇		
八月	三一、二〇〇	四三、〇〇〇	
九月	四〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	東邊道討伐
十月	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	吉林省秋季大討伐（第二次）
十一月	二八、〇〇〇	三二、〇〇〇	一部分散配置實施
十二月	二二、〇〇〇	二九、一〇〇	

（二）滿洲の共產運動

滿洲に於ける共產運動の中心組織たる滿洲省委は昭和七年奉天を逐はれ、哈爾賓に移轉したるも滿洲國の基礎鞏固となり、日滿軍警の治安工作進捗し共產黨の彈壓愈〻峻嚴を加ふるに至るや黨內の派爭漸く激化し、或は鮮人黨員にして歸順する者或は滿洲省委の中國共產黨より獨立を主張する者等續出せり。茲に於て國際共產黨は之が對策に腐心し、先づ獨立論を一蹴し中國共產黨に指令して滿洲省委の滿黨及び組織の强化を圖らしめ國共黨よりは莫斯科中山大學出身の優秀黨員李耀奎を派滿する等建直し工作に努力せり。然るに昭和九年四月より六月に亘り行はれたる共產黨大檢擧は北鐵東部沿線同南部線新京、奉天及び台安の各方面に及び滿洲省委主席李耀奎及び幹事胡彬を始め各地重要幹部多數逮捕せられ、彼等の運動は一大打擊を被むるに至れり。又本檢擧に依り從來不明なりし運動狀況判明したるは一大收穫なり。但國共黨及び中共黨は從來既に根强き勢力を扶植しあるのみならず、爾來執拗なる再建工作を繼續しあるに鑑み、之が殲滅は容易ならず、今後益〻注視を要す。

（三）東邊道に於ける鮮人匪團

東邊道に巢喰ひある鮮人匪團は朝鮮革命黨、國民府及び新

に建設せられし朝鮮革命軍の三者あり、右は結局異名同體の一團なるも其機能より區分すれば朝鮮革命黨は指揮機關にして國民府は自治機關、朝鮮革命軍は實行機關なり。組成分子は三者共通にして朝鮮獨立を目的とすることも亦同一なり。然れども現在に於ては朝鮮革命黨は殆んど有名無實となり。國民府も亦朝鮮革命軍の爲の義務金徵收竝諜報機關と化し、今や三者の支配權は完全に朝鮮革命軍司令梁瑞鳳の掌中に歸せり。本革命軍結成の經緯次の如し。

國民府は曩に通化より興京方面に本據を移動し、再起を策しありしも、昭和八年引續き實施せられし日滿軍不斷の討伐に依り轉々居所を移動し纔かに討伐隊の銳鋒を避けありき。然るに昭和九年春皇軍の分散配置撤去に伴ひ、滿洲側警備機關に於て警備を擔任するに至れるを好機とし、梁瑞鳳、金活石等は更に殘部を糾合し特務隊を擴張して朝鮮革命軍を編成し、梁瑞鳳自ら總司令となり、其下に第一乃至第三の司令部を設け七個中隊を統轄す。爾來彼は金學奎を北平に派遣して唐聚五等と連絡せしむる一方東邊道に在る王鳳閣、蘇子餘等の匪團と提携し、更に最近は共產匪とも漸次接近を圖り反日滿策動を續けあり。

（四）保甲制度の刷新

1、新保甲法制定の經緯

滿洲國には古き以前より保甲制度の趣旨に基く鄉村自衛機關として保衛團其他の組織ありしも、是等は概ね形式化し職業化し特に事變後の混亂時代に於ては團丁の多くは雇傭に依り、或は歸順兵匪の改編に依るもの等にして理想的保衛團の制破れ素質不良者の集團と化せるのみならず、多額の經常費を要して人民の負擔を過重にし俸給不拂、反滿分子の煽動等に依り背叛匪化の危險性亦尠からず。地方の治安確保の爲には先づ之が徹底的革正の必要なるを唱道せられありしが愈〻昭和八年末より九年初頭にかけ新たなる保甲制度の法規を完成し民衆の苦痛とする經費難を除去して、純然たる義勇奉仕の自衛團を確立せり。即ち大同二年十二月二十二日暫行保甲法を公布せられ、次で大同三年一月同法施行細則を二月には民政部より保甲制度施行に關する訓令を發せられたり。爾來

右暫行保甲法は日滿共同の治安工作機關たる治安維持會の設立と併行照應して地方の治安に多大の貢獻を爲しつゝあり。

2、暫行保甲法の大意

暫行保甲法に於ては先づ本制度は隣保友愛義勇奉公の精神に出發し、警察の補助機關として地方の自警自衞に任ずべき趣旨を明にし、其組織と職務、連坐責任、經費問題其他諸種の規約に關し規定しあり。其組織は大體從前の比閭隣里、保甲等の制に則り、先づ戸に基礎を置く牌を最小單位とし凡そ十戸を以て之を編成し、村又は之に準ずる區域内の牌を以て甲を編成し、一警察署管内の甲を以て保を編成するものにして市街地及び特別の地域に限り若干の例外規定を設く。保及び甲には住民緊急の警防に任ずる爲自衞團を組織し、團員は公務員又は不具癈疾者を除き、十八歳以上四十歳以下の者を以て充てられ、其他に居住する限り如何なる事由あるも團員たるの義務を有す。尚本法の施行地域中興安省を除かれあるは現在該省の住民が遊牧を主として定住性なく、人口稀薄にして盜匪の害も他省に比し尠きに因るものなり。從つて民度の向上に伴ひ遠からず本法施行の必要を生ずるに至るべし。

（五）　憲兵隊司令官の警務部長兼任

九月十四日閣議決定の我在滿機構の改革に依り、關東憲兵隊司令官は行政事務局の警務部長を兼任し得る事となれり。斯くて全滿治安警察の統一成り平戰兩時を通じ、軍警協力の實を擧げ得る事となれるは甚だ慶賀すべきなり。

抑〻滿洲國に於ける警務機關は事變以來、關東州及滿鐵附屬地を所管區域とする拓務省系統の關東廳警察と治外法權に基礎を持つ外務省系統の領事館警察と滿鐵委託經營の滿洲國々有鐵道に配置せられある鐵道警察と普く全滿皇軍所在地に存在する憲兵と之に加ふるに滿洲國側憲兵警察とありて計六種の警務機關が或は地域的に區劃せられ、或は重複して配置せられあり。而して滿洲國の現況上治安警察統一の絶對的必要性に鑑み、關東廳警察を除く各機關は既に事實上憲兵隊司令官の統一指揮を受け、以て良好の成績を擧げ來りしが今回更に一歩を進めて關東州及び附屬地の内外を通じ完全なる統一指揮に改められたるは蓋し至當の事に屬す。

然るに關東廳職員就中警察官は「是れ警察の憲兵化にして武斷政治の發露なり。吾人は須く文治政治の確立を期するを要す」等と稱し、九月上旬頃より反對運動を起し或は辭表を取纏めて總辭職を爲すと稱し、或は會合を開きて宣言決議を行ひ、或は陳情員を上京せしめて要路の大官を歷訪せしむる等注目すべき事態を發生し、出先及び中央部共和當紛糾を生じたるも、十月十七日閣議は原案斷行を申合せ他方軍部の毅然たる態度に依り、其後幾くもなく鎭靜に歸す。

（六）　依蘭縣暴動事件

滿洲國政府は吉林東北部地方開發の爲農地商租に付關東軍と協定し、一月下旬現地實施班を組織して商租に著手せしむ。又右に付現地住民に其趣旨を諒解せしむる手段を講じたるも徹底十分ならず遂に豫期せざる事件を惹起する一因となる。當時依蘭方面に於て、反滿抗日の思想を以て附近の群小匪賊、紅槍會等と連繫し機會を窺ひありし謝文東は武器回收、農地商租を利用して日本の侵略と宣傳し、匪群農民を煽動して暴動を起さしむ。仍て飯塚聯隊長は三月十日朝日滿軍約四十名を率ゐ宣撫の目的を以て、依蘭より土龍山に赴く途中、謝文東匪の迎撃を受け聯隊長以下殆んど全員壯烈なる戰死を遂ぐ（土龍山事件）該匪は爾後數回日本移民團地域を襲ひ、松花江下流地域の共產匪も機到れりとして、無根の事實を宣傳し勢を激成す。然るに我軍の徹底的討伐に引續き四月以來、滿洲國は眞劍に民心の動搖防止、農地商租武器回收の眞意徹底に努め農耕地の斡旋、農耕資金貸付、罹災農民の救濟等を行へる結果民心漸く鎭靜に歸し全く順調なる經過を辿りつゝあり。

第四　外　交

一、一般國際關係

（一）　帝制實施に關する對外聲明

康德元年三月一日帝制實施に際し、滿洲國政府は謝外交部大臣の名に依つて廣く對外聲明書を發表し、日本以外七十一箇國に對し新帝國の成立竝修好を望む旨の通牒を發せり。右通告を受けたる列國中、サルバドル、土耳古、リベリア、リト

アニヤ、ドミニカ、ネパール、ボリビアの諸國及び羅馬法王より鄭重なる回電あり。

（二）　サ國及び法王廳の滿洲國承認

中米サルバドル國は五月十九日附を以て正式に滿洲國を承認し、羅馬法王廳も亦八月二日附を以て宗教的に滿洲國の獨立を認む。斯くて國際聯盟の不承認主義も嚴然たる事實の前には崩壞の已むなきを立證するに至れり。

（三）　英國産業視察團の來滿

英國産業聯盟の滿洲國視察團は元産業聯盟會長バーンビー卿以下同國一流實業家を以て組織せられ、新興滿洲國の産業視察に依る日滿英の經濟的提携竝日英經濟關係調整の使命を帶びて來滿せり。一行は先づ我が朝野の實業關係者と會見し對滿視察の準備を整へたる後朝鮮各地、安東、奉天を視察し十月十日新京に到著し、十三日迄滯京す。此間皇帝に謁見し、更に日滿關係當局と隔意なき意見の交換を爲し、同十四日離京し大連より再び日本に赴けり。

斯くて英國産業視察團一行は、滿洲國の商工業中心地を視察し、各專門的立場より滿英經濟提携の具體問題考究の上十月二十五日歸國の途に就けるが、滿洲國の實情は一行に非常なる好印象を與へ、リットン報告の誤謬を認識せしめたるもの、如く、本經濟使節の來滿は政治的にも亦相當の意義を齎せり。

（四）　石油專賣問題の紛糾

滿洲國政府は國内重要産業統制の大方針に基き、石油の國内製造及び資源開發に對し保護助長の方策を講ずると共に、他方石油の專賣を實施し、先づ供給方面に對し適切なる國家統制を加へ、共價格に對しても漸次現在の狀態を改善し、以て國民生活の安定、文化の發展を期する所あり。之が爲三月には國内消費に充つる爲外國石油の輸入精製を目的とする滿洲石油會社を設立し、且石油統制計畫を樹立すると共に八月初在滿外國石油業者に對し、最近に於ける滿洲國への石油輸入量、販賣數量を照會せり。然るに折柄軍縮會議豫備會商開催中の事とて右等の事情誇大に各國に傳へられ、延いて英米蘭諸國より右石油統制は滿洲國の門戸開放を阻碍するものなりとし、我が帝國に抗議し來りたる爲、日滿兩國は其決して否らざる所以を回答し、且一般に其眞意を發表して誤解一掃に努むる所あり。他方滿洲國は著々豫定計畫を進め十一月十三日斷乎として石油類專賣法を公布するに至れり。

一方英米當局は十一月下旬第三次の對日抗議を送附し來り又當業者たる英米石油會社側は上海より對滿石油輸出停止說を流布して滿洲國政府を威嚇し、其態度緩和を期待したるも何等の效果なく、遂に四圍の情勢上屈伏の已むなきを認むると共に、寧ろ當業者相互間に於て實際的協定を結び圓滿妥協を有利とするの空氣に變じ、其態度頓に軟化しつゝありと雖も前途尙相當の曲折を豫想せらる。

（五）　外國軍隊の滿洲國内演習實施問題

北支駐屯の外國軍が山海關附近より長城を越えて、滿洲國領内に侵入し、演習を實施せし事件發生せり。卽ち

1、六月二十二日伊軍約一中隊武裝して長城を越え滿洲國内に行軍す。

2、七月九日英兵三名長城上に於て通信演習を爲し我巡察（少尉以下五名）の制止に依り退去す。

右は明に滿洲國の主權侵害なるを以て、同國は山海關特務機關を通じ、英、佛、伊三國軍に對し今後は無斷入滿せざる樣通告せしに先方の主張は飽く迄滿洲國を認めず。依然支那に對する既得權を其儘行使せんとするに在りて容易に之を承諾せざりしも、其後折衝の結果英國は理論は別として長城以東に出でざるべきを明言し、佛國は長城以東に出づる場合は豫め二、三日前に通牒すべきを申出でたるも、伊國のみ未だ何等意思表示を爲す所なし。

二、對日關係

（一）　日滿親善特使の來往

滿洲國は帝制實施の直後三月二十日鄭國務總理大臣及び熙財政部大臣を修聘特使として、日本に派遣し建國以來の情誼に對し深き感謝の意を表明す。

一方康德皇帝御卽位慶祝の爲　天皇陛下御名代として御渡滿の秩父宮殿下は六月二日東京御發、六日新京御著、七日親

しく皇帝皇后兩陛下に對し御親書竝最高勳章を捧呈遊ばされ兩國最高儀禮の御交換あり、日滿關係益〻敦厚を加ふ。斯くて殿下は六月十五日新京御還京、十八日無事東京に御歸還あらせらる。

（二）我在滿行政機關の改革

昭和七年八月武藤全權赴任に際し、暫行的措置として閣議に於て、關東軍司令官に駐滿全權大使及び關東長官を兼ねしめ所謂三位一體制を實施せられしが、右機構は爾來約二箇年の實績に依るに皇國の强力、且一元的なる對滿指導の遂行上幾多の不便缺陷あり。滿洲國現實の事態に即應せざる點も亦尠からず、延いては我對滿國策の一頓挫を憂慮せしむるものあるに至れり。仍て我陸軍は之が改革を企圖し滿洲國の獨立尊重及び兩國特殊關係强化の大原則に基き、對滿政策の統一强化を圖るを目途とし、國家總掛りの精神の下に出先及び中央機關を調整する趣旨を以て一試案を得、外務、拓務等の關係事務當局の意見を徵したるも容易に意見の一致を見ず遂に所謂政治的折衝に移り、岡田首相より一案を提示せらるゝに及び之を廻りて數次折衝の結果、精神竝實質に於て完全に意見一致を見、該案は九月十四日閣議に上呈其承認を得、さしも難關を豫想せられし本問題も、世間の論議に上りてより一月有餘にして圓滿解決を見たり。右決定案大綱左の如し。

1、內閣に特別なる組織を有する對滿事務局を新設し、之に拓務省所管對滿關係事項の大部を移管す。

2、現行在滿機關の三位一體制を關東軍司令官と駐滿特命全權大使との二位一體制に改む。

3、關東州に知事を置く。

4、駐滿特命全權大使に對し滿鐵及電電會社の業務監督、關東州知事其他の監督竝鐵道附屬地行政を行ふの權限を附屬せしめ、之が爲大使館に一事務局（關東局と稱す）を設置し此權限に就ては內閣總理大臣の監督に屬せしむ。

右の對滿事務局及び關東局官制は十二月二十二日樞府本會議に於て可決せられ、斯くして初めて二位一體の長官に對し我國より統一ある而も各省關係事項を綜合せる命令を附與し得る事となれり。

尙中央現地の機關を通じ、必要の地位には武官を據え得るの途を開かる。卽ち中央機關たる對滿事務局の總裁、次長の內一名は武官より充用し、又在滿機關中關東憲兵隊司令官たる武官を以て行政事務局內の警務部長たる文官の地位に充つるを得しめ、軍交通監督部長と行政事務局監理部長とを兼任するの途を拓き、又必要に應じ軍參謀長は事務局長官を兼ね得る事とし、其他少數現役武官を之が事務官に任用する等の制度を定めらる。是に依り從來の關係機關對立の弊を消滅し現地の實情に卽應する組總となり、延いて日滿兩國の提携を一層强化せらるゝ事となれり。

（三）日滿經濟統制機關の設立準備

在滿機構の改革に次で來るべき重要問題は日滿經濟統制竝滿洲國の經濟開發指導機關の整備なり。之が爲日滿兩國は日滿議定書の趣旨に據り、上記の業務に關する兩國政府の諮問機關として日滿經濟會議（或は日滿經濟共同委員會）を條約に依り創設すべく、豫てより研究準備を進めありしが、最近著しく進捗し、近く實現を見んとする情況に在り。

三、對蘇支關係

滿蘇關係は國境問題、北鐵問題等を廻りて屢〻極度の緊張を呈し、日蘇開戰の謠言流布せられ、浮動氣分熄まざる民心を刺戟して不安の裡に彷徨せしめたるも、九月以來北鐵交涉漸次好轉し、加ふるに六月以降黑河に開催せし水路會議に於て技術協定の成立を見るに及び幾分緩和の空氣を呈するに至る然れども重要懸案の解決は悉く之を翌年に持越せりて支那は依然滿洲國否認の妄動を繼續しあり。然れども列國は此問題に對し漸次冷淡なる態度を採りつゝありて、支那獨り焦慮するも滿洲國獨立の儼然たる事實の前には之を如何ともする能はず。加之通車、通郵、設關問題の解決に因り實質的には逐次滿洲國の存在を肯定せるものと看らるゝに至れり。

第五 財政

（一）建國以降の概況

建國以來財務當局は舊軍閥稅政の後を承け極度に紊亂せる財政の建直しに努力せし結果、關稅國稅を整備し、專賣制度

を確立し他方舊來の放慢歳出抑制等と相俟つて早くも收支の均衡を得、著々健全なる財政を樹立しつゝあり。建國以來大同二年に至る決算及豫算を示せば左の如し。（單位千圓）

歳出入別	建國年度決算	大同元年度決算	大同二年度豫算
歳入總額	二一、二三七	一五二、六八三	一七〇、五四二
歳出總額	一八、一九八	一二九、〇五〇	一七〇、五四二
差引剩餘	三、〇三九	二三、六三三	——

（二）康德元年度歳出入豫算

康德元年度（自同年七月至康德二年六月）歳出入豫算は總額一八八、七二五、〇五八圓（滿洲國々幣以下同斷）前年度即ち大同二年度總額一四九、一六九、一七八圓に比較すれば、三九、五五五、八八〇圓と二割六分强の膨脹を示せり。大要左の如し。

一、歳入之部

科目	大同二年度	康德元年度
經常部	一三二、一三四千円	一六三、三二一千円
租稅	一〇八、六二九	一四八、六〇七
官業及官產收入	一八、七二五	九、九二九
雜收入	二、五一九	三、五三〇
※其他收入	二、二六一	一、二五五
臨時部	一七、〇三五	二五、四〇四
官有物拂下代金	二七	三九
雜收入	二、一七五	一、八〇一
特別會計より	三一七	七五〇
逆產整理收入	四、一七七	—
水災賑賣彩票收入	三〇〇	—
國民奬卷收入	—	一、二〇〇
公債金	七、〇〇〇	五、〇〇〇
前年度剩餘金	三、〇三九	一六、六一四
總計	一四九、一六九	一八八、七二五

二、歳出之部

科目	大同二年度	康德元年度
經常部	一〇七、四四九千円	一二一、二六二千円
帝室費（前執政府費）	一、二〇〇	二、〇〇〇
總務廳	二〇、三七九	一〇、四七三
興安總署	二、三一九	二、四四二
民政部	二二、六四八	二三、六六四
外交部	一、二〇三	一、四二一
軍政部	三七、三三三	四九、二三〇
財政部	一二、四一二	一三、六四五
實業部	一、五二二	二、三七五
交通部	二、〇〇六	三、一二八
司法部	五、五九六	七、八八二
文教部	八三一	五、〇〇一
臨時部	四一、七二〇	六七、四六三
總務廳	一九、二九九	三五、〇二一
興安總署	二五	四一八
民政部	一、六三三	八、三四六
外交部	四二	一五八
軍政部	四、六三四	九、〇四二
財政部	一三、九三三	一〇、〇七八
實業部	一、八八九	二、八二五
交通部	一六五	三二〇
司法部	—	一四二
文教部	一〇〇	一、一一四
總計	一四九、一六九	一八八、七二五

※大同二年度は競馬、鑛務、商務、航空局及び司法收入を含み、本年度は競馬收入及び退職死亡賜金條例納金を含む。

次に特別會計は十一會計、歳入豫算額一三六、四三四、一三三圓にして其内譯左の如し。

（1）關稅及鹽稅擔保舊外債整理基金　三二、三一三、九〇〇
（2）國都建設局　九、六六一、〇一五
（3）需品　一一、三一六、六三五
（4）減債基金　五、五四二、三五四
（5）被服廠　七、二九六、七七一
（6）軍機廠　七、〇〇〇、〇〇〇
（7）專賣公署　二五、七二四、〇〇〇
（8）吉黑權運署　一七、三一〇、二七七
（9）國有財產整理委金　四、六四五、〇五〇
（10）投委　一二、一二〇、六八〇
（11）郵政　一三六、四三四、一三三

本年度豫算中特に注目を惹く諸點を擧ぐれば次の如し。

（一）前年度に比し三千九百五十五萬餘圓の豫算膨脹は歳入經常部に於て三千九百九十七萬餘圓の自然增收（租稅中特に關稅收入の見積增加）を見積れる爲なり。從つて公債金五百萬圓は所謂赤字補塡の意味を有せず、國道建設財源として既定計畫に屬する借入金なり。

（二）軍事費は五千八百餘萬圓と前年度に比し千六百萬圓を增加し、歳出總額の三〇%强を占め、其外治安維持費として警察費一千餘萬圓、治安維持費四百萬圓、匪賊討伐費五十一萬圓等を計上せるに鑑み滿洲國が依然軍事、警察方面に主力を注げるこ

と明なるも、之を舊東北政權時代の軍費に比すれば其額云ふに足らず。因に日滿議定書に基く兩國共同國防の見地より本年度初めて軍事費中九百萬圓の國防費分擔金を計上す。

(三) 新規事業費は何れも交通、產業開發及び金融改善方面に向けられ軍事及び產業道路の建設、其他各種土木事業及び治水利水調査費として一千六百餘萬圓、產業指導奬勵費として二百餘萬元、金融共同組合助成其他地方金融改善費として約七十五萬圓が計上され經濟基礎樹立に努む。

(四) 治外法權撤廢準備として司法々規編纂、司法部法學校の設立、地方制度の改善、稅制整理、日系判檢事、警察官竝に稅務吏の任用費等を計上す。

(五) 文教部所管經費を一躍六百餘萬圓に激增し初等、普通教育の改善普及と同時に地方費負擔の輕減に寄與す。

以上要するに滿洲國の財政は逐年膨脹し來れるも、其內容を檢討すれば歲入に於ては其四割を占むる關稅收入は主として、土木建築材料及軍需產業材料の輸入增加、換言すれば建設景氣に伴ふ增收に基礎を置き、又歲出に於ては依然軍事費、警察費等治安維持に要する經費が其四割を占め、產業開發文化施設等に對する經費は逐年增加せられつゝあるも、未だ之等の方面に重點を指向し得るの域に至らず、殊に注意を要するは官吏群の爲にする尨大なる人件費にして大同二年に於ける人件費は一般會計歲出豫算（追加豫算を含まず）の三二%四千八百餘萬圓の巨額に上れる爲康德元年六月給與の改正を行ひたるも同時に任用令、分限令、昇給制度の確立、特別手當の支給等に依り人件費の節約は僅か五十萬圓に過ぎず、而も官吏群の榮達保證が將來人件費の膨脹を豫約せるものなりと評せらるゝ等滿洲國財政の前途は必ずしも樂觀を許さゞるべし。

稅制は大同二年負擔公正化を目的とする內國稅の改廢整理に依り、多額の租稅を減免し又關稅の過渡的改正が行はれたるが康德元年に於ては關稅の根本的改正（後述）の外內國稅に於ても帝政實施を記念する鹽稅率の輕減其他若干の改正行はれたるも、農民大衆に對する苛捐雜稅たる地方稅の改廢は目下調査中なり。

第六　經濟及產業

一、幣制及金融

(一) 通貨政策の失敗と其轉換

滿洲國中央銀行が創立以來通貨安定策として努力せる所は國幣の價値を其純分比價（純銀二三・九一瓦を以て一圓とす）に一致せしむるに在り。然るに昨年の銀價騰貴に因り國幣價値が低下せるに拘らず、右の方針を持續せる爲勘からざる犧牲を拂ひたり。其主なる點を擧ぐれば左の如し。

(0) デフレーションの實施

銀價値の上昇に對抗して國幣の對內價値を維持する爲、デフレーションを以て之に追隨し、銀物價就中農產物價格の暴落、農村の疲弊、購買力の減退延いて一般經濟界の萎微沈滯を助成せり。

(2) 輸出不振

對外爲替を高位に維持せる結果特產物の國內價格下落せるに拘らず、之と相殺せられて輸出を不利ならしめたり。

(3) 二重物價及び日本投資の阻止

國幣と金票との間に著しき開きを生ぜしめ銀物價安、金物價高を顯著に表現せしめ二重物價の弊を助成せるのみならず、將來に於ける國幣價値の低落を豫想せる日本資本家の對滿投資を阻止せる傾向大なり。

(4) 在外正貨の喪失（資本逃避）

銀價の續騰は現銀取得の刺戟となり、滿洲國の銀輸出禁止が銀の上海高、滿洲安を示せる爲必然銀弗買、國幣賣殺倒し中銀は對外爲替相場維持上にも國幣の國內價値維持上にも、之に資向はざるを得ず、康德元年度中に於て少くも五千萬圓の銀弗買を行ひたるものと見られ、其結果在上海正貨及鈔票の形による正貨準備を多額に喪失せりと傳へ、又此事は畢竟經濟的政治的不安に基く支那資本の引上に好餌を與へて資本逃避を誘致せるものなりと評せらる。

斯くの如く通貨安定策の犧牲は頗る大なりしが、康德元年十月南京政府の銀輸出稅引上後情勢變化し、支那よりの銀の供給杜絕せる爲め銀貨は逆轉して滿洲高、上海安を示すに至り、國幣の銀價値は滿洲に比し上海が大となれる結果、國幣及鈔票を銀弗に代へんとする刺戟は更に銀弗買の傾向を生じ、中央銀行及び正金銀行が之に賣向ふ限り、一層在上海正貨の喪失を來すべき情勢を現出せるも、最早や斯くの如きは到底永續を許さゞるべきが故に從來の自由通貨政策を放棄し、之に代ふるに强行的統制策、卽ち爲替管理の必要を唱へらるゝに至れり。何れにせよ從來の通貨價値安定策は改善せらるべき必然の趨勢に在り、將來の通貨政策は最も重視せらるゝ所にして銀ブロック結合主義よりも寧ろ購買力の安定、更に進んで對日相場の安定を要望するの聲次第に高まりつゝあり結

局は幣制の根本的改變を見るに至るべき運命に在るが如し。

(二) 國幣の增發と發行準備

國幣發行高は大同二年初めに於て一億五千萬圓を超えたるが、爾來デフレーションを繼續し、一億圓乃至一億二千萬圓內外を出でざりしに康德元年十月頃より國幣の增發行はれ、同年末には一億五千數百萬圓に激增し、更に康德二年一月中旬の發行高は一億六千八百萬圓に達し、中銀創立以來の新記錄を示せり。是れ一面には特產物價格騰貴に基く取引の活況に伴ひ通貨の需要增加に應じたるものならんも、前述せる通貨政策轉換の表現とも見るを得べし。

正貨準備は銀、金塊確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預ケ金を以て紙幣發行高に對し三割以上を保有すべき規定なるが、大同元年七月開業以來常に五割以上を準備し、康德元年末に於ては五二%、卽ち七千八百萬圓（內朝鮮銀行券四割弱其他は金銀）を維持しありて其基礎比較的堅實なるが如きも、其內容に於ては銀本位の基礎極めて薄弱なるものと認められあり。

(三) 舊紙幣の整理と金票の流通

(1) 舊紙幣の回收

中央銀行が舊貨幣整理辦法に依り引繼ぎたる舊紙幣一億四千二百餘萬圓は康德元年六月末日限り通貨としての資格を失ふものにして中銀創立以來急速なる回收行はれ、右期限迄に大部分の回收を見たるも尙期限後未回收の分に對しては所持者の利益を保護する爲更に一箇年間の交換期間を設定せられたり。

(2) 私帖、過爐銀及び鎭平銀の整理

舊紙幣以外の通貨中馬大洋票及熱河票は旣に整理濟にして、前年來整理中の私帖は康德元年一月以降積極的に整理を敢行し全滿に亘り其完了を見るに至れり。

過爐銀は營口繁榮の基礎と稱せられ、同地方獨特の通貨なりしが大同二年十一月三日斷然其發行及流通を禁止し、爾來四箇月間其善後處置を講ずると共に康德元年二月銀爐に代るべき金融機關營口銀行の設立を見無事證理を完了せり。

鎭平銀も亦安東の通貨として數十年の歷史を有し、過爐銀と共に其廢止を重大視せられたるが、康德元年四月二十日財政部布告を以て同年九月末日限り、全く鎭平銀建の取引を禁止し、同時に四月末を以て公估局の閉鎖を命じ、中央銀行をして十二月末迄に鎭平銀の買取りを爲さしめ概ね整理完了せり。

(3) 金票の流通

金票は日本軍部の支拂其他各方面より流入し主として日本軍及日本人間に流通せるも漸次國幣を壓迫して一般化する傾向あり、中央銀行は昨年中金票流通範圍の擴大を防止する爲朝鮮銀行券の一部買上を行ひたるも前述の如く國幣の增發を恐るゝが故に到底此趨勢を拒止するを得ざるものゝ如く、康德元年末に於ける金票流通高は朝鮮銀行券五千萬圓以上と見られ、其外相當多額の日本銀行券及日本補助貨流通しありて、今や奥地と雖も概ね朝鮮銀行支店若は出張所の設置を見、之が爲前述の如く二重物價を生じ銀のデフレーションに反し、金のインフレーションを現出しあり。

以上の如く在來通貨は殆んど整理統一せられたるも、之に代りて現出せる金票の勢力頗る旺盛にして、今や更に金銀統一の重要問題に直面するに至れり。

二、產　業

(一) 農　業

滿洲國の農業は建設景氣より取殘され、剩へ水災匪害、農產物下落等により農村は慢性的疲弊困憊を持續し來りしが、殊に康德元年春以來獨逸の特產輸入禁止及び銀高の影響を受け、大正四年以來の安値を現出するに至り、一方土木建築事業の勃興に伴ふ勞働者及び役畜の吸收と相俟つて農業經營者側に於ける資金の缺乏、耕作の放棄、作付面積の減退、單位面積當り收量の低下等相俟つて收穫量の低減を來し、一昨年は氣候順調なりしに拘らず、一九二七—三一年平均に比し主要農作物は總て五%內外減收を見たるが康德元年は更に著しく約二〇%の減收を來し、高粱の如きは防穀令を布告すべき程度に迄懸念せらるゝ狀況なり。然れども其後政府の救濟乘出し獨逸の輸入禁止解除となり、作柄不良と相俟つて特產價格は端境期以降騰貴し、農村は稍〻蘇生せる景況なり。

農村救濟策として政府は大同二年以來應急策として、先づ春耕資金の貸增に依り農耕の放棄を阻止せんと努めつゝあるも、其手續の煩瑣及び貸出條件の困難等に依り圓滑なる作用をなさず、實際の貸出額僅少なるのみならず、其返濟狀況極

めて悪く昨年晩秋特産價格の値上りにより稍〻回收を見たるも積重なれる二箇年分の返濟は頗る憂慮せらるゝ狀況なり。又同じく實施中なる特産共同販賣會は中間商業資本の搾取を排除低減し、且春耕資金返濟の便宜を計るものなるが是れ亦手續の煩瑣、貸金の僅少等の爲め所期の效果を擧ぐるに至らず。

次に比較的恒久策として農村金融の合理化を圖る爲め、金融合作社の設立普及を計畫し康德元年度以降五箇年間に三百社を新設することゝし、元年度六十社分の設立竝に貸付金二二萬圓の豫算を計上せるも高利にして、且社の人件費多額に上る爲め農民の救濟よりも、寧ろ官吏俸給生活者層を潤すが如き結果を來せりと謂ふ。

斯くの如く金融諸施設は大なる效果を期待し難く、租稅の減免（就中出產糧石稅、鹽稅等の改正）も亦糊棧、鹽商等高利貸資本家の介在に依り直接農民に及ぼす恩典僅少なるを以て更に根本的對策として、大豆單一耕作より多角經營への轉化、卽ち棉花、小麥、麻、甜菜、煙草等への轉作が企畫せらるゝに至り、就中南滿の棉花と北滿の小麥とに重點を指向しあり。

而して棉花に就ては繰棉一億五千萬斤二十箇年計畫の第一階梯として、大同二年春滿洲棉花協會（日本資本二二五萬圓）設立せられ、直に奉山沿線の棉花適地に新種三十五萬斤の配布を行ひ、更に康德元年四月滿洲棉花の買付處理機關として滿洲棉花會社（滿洲國半官半民資本二〇〇萬圓）を設立して商業資本の搾取防衞を宣せるも、却つて農民を棉花獨占の犧牲たらしむるものなりとの評あり、殊に同會社が純滿洲資本に依れる點に付將來日本綿業と滿洲農民との對立を懸念せられ、又棉花栽培に就ては氣象の影響等を考ふれば將來の發達は未知數に屬すべし。

小麥の增產は棉花に比し可能性大なるべきも、北滿の氣象は必ずしも小麥作に好適ならずして、豐凶の危險性多く一方製粉業との關係あり、歐洲戰後既に一度價格競爭に於て外國小麥に第一線を譲りたる小麥を再び奬勵するが爲めには夥からざる困難を伴ふべく、現に小麥の收穫量は轉作の叫ばるゝに拘らず、一九三一年の一五八萬瓲を最高とし逐年遞減の一途を辿り康德元年の如きは約七五萬瓲に激減せり。

以上要するに滿洲の農業開發の根本は從來の封建的生產諸關係及び之に基礎を置く凡有上部構造に大改革を加へ、農村の桎梏を脫却せしむることが先決問題なるべし。

（二）森林業

林業の合理的開發を目標として邁進しつゝある滿洲國實業部は北滿森林の空中調査、現行森林法の改革、永久的林業政策の確立、日本の營林制度に倣へる林區制の採用、森林警察等の新計畫の下に滿洲國森林及び林場權の整理方針竝國有林の管理經營方策を樹立し、林場權者をして康德元年八月二十日迄に林場權の審定を申請せしめたり。

又、京圖線沿線の林場權が著しく錯雜せるを以て之が整理竝合理的經營の爲め、大同林業會社を設立し未だ同社は全面的活動を開始するに至らざるも、國有林の伐採許可竝山份徵收事務等部分的に國家代行の目的を遂行しあり。

パルプ事業に關してはパルプ製造竝人絹業者中信用確實なる王子製紙、パルプ會社外三社（資本金合計五百萬圓）に對し伐採地域を區分して許可し各社は每年約一萬噸のパルプ製造を計畫し、之に要する木材量大約二十萬石宛を國有林より供給することを保證し、計畫を進めつゝあり。

然れども木材の產出は森林調査、治安維持の困難等に阻碍せられて、未だ所望の如く運ばざるに拘らず、新興國の飛躍的發展に伴ひ急增せる建設用木材の需要の爲め著しき木材飢饉を招來し、應需難と國幣の堅調と結合して木材價格の昂騰甚だしく、之が爲め輸入材の採算を有利に導き多量の外材入荷を招來せり。

（三）水產業

關東州及び滿洲國側黃渤兩海に於ける漁業は建國を背景とする消費市場の好轉と、銀高好調の反映する生產活動の好結果とに依據して著しき發展を見るに至れり。

鹽業に在りては、關東州は昭和八年十月鹽田二千六百町步產鹽二億斤の增產計畫を樹て、又九年夏は大房方に百九町步の鹽業試驗場を開き、鋭意斯業の發展に努力中にして又一方

滿洲國鹽は現在既に過剩を告ぐる狀態なるを以て、復縣鹽田は原則として、日本不足鹽の供給地とし營盖其他の鹽田を以て滿洲國の需要に充て後者に對しては、滿洲國政府は金融其他の指導奬勵の途を講じて其改善增產を圖り、前者に對しては新に鹽業會社を設立して復縣五島に亘り、大規模なる鹽田を築造し、將來年產十億斤を目標とし、十五年計畫を以て今や之が準備工作に躍進的效果を收めつゝあり。

（四）工　業

滿洲在來の二大有力工業たる油坊と製粉とは破局的衰退に陷りたり。

油坊に就て見れば日本に於ける農村疲弊と硫安進出とは逐年強度化して肥料豆粕を驅逐し、又支那市場は關稅障壁に阻まるゝ狀況にして、從來旺盛なりし哈市油坊業の如き四—五箇所を除く外全く滅亡し殘存油坊も康德元年端境期に於ける原料大豆の暴騰、輸出手當の激減等惡材料の爲め全然操業休止の狀態に陷り目先暗澹たり。

又製粉業は近年原料小麥の減產、價格騰貴に惱める一方外國小麥粉就中、日本粉の進出優勢にして從來奉天を最大需要地とせる新京粉は新京中心に後退し、之に代りて進出せる外國粉は新京を征服し、更に哈市に迄北上する趨勢に在り之が爲め最近は滿洲中央銀行の有する七工場中哈市二工場、綏化一工場、海拉爾一工場計四工場を買收經營すべく日滿合辦の滿洲製粉株式會社（資本金二百萬圓）設立の氣運に在り。

之に反し滿洲建國竝軍事關係及び之に隨伴する需要品に關する諸工業は國家統制の下に勃興しつゝあり、其主なるものは兵器、火藥製造、度量衡製造、自動車、機械、セメント、製麻、パルプ、皮革、酒精、製糖、釀造等の諸工業とす。

（五）電　氣　業

全滿の電氣事業を統制する劃期的大事業を完成すべく資本金大約一億圓を以て設立せられたる滿洲電業公司は、康德元年十二月一日を期し、新會社の營業を開始するに至り、滿電の一部、卽ち交通關係電力のみが殘留し關係會社は孰れも解散を終了せり。而して其發電力は康德二年中には二十五萬キロワットに達する見込なり。

（六）鑛　業

（一）石炭業

撫順、本溪湖、煙臺等日本系炭鑛は內地輸出及地賣市場共販路好調にして增產に向ひつゝあるに反し、滿洲國側炭鑛は銀高の爲採算惡く且事變後情勢一變せる爲需要增加に拘らず、生產は事變前の水準に達せざるもの多し。

茲に於て炭業統制の必要竝石炭資源開發促進の爲滿洲炭鑛株式會社の設立計畫を見るに至れり。卽ち同社は滿洲國特殊法人（滿洲國政府、滿鐵及滿洲國中央銀行の合辦資本一、六〇〇萬圓）にして所有炭鑛は復州、八道壕、居明山、新邱、持株炭鑛は北票西安、及鶴立崗の各炭鑛とし目的は鑛業權の取得、他炭鑛への投資及撫順、本溪湖、煙臺以外の炭鑛の統制に在り、同社の設立により炭界は一應整理せらるゝも滿鐵社炭との關係處理が問題にして將來何等かの形式を以て兩者の合併を豫想せらる。

（二）石　油　業

滿洲國石油業の統制を實策し、康德元年十月三十日石油專賣に關する擧明を發表すると共に一方同年三月國內消費用石油の輸入精製を目的とする半官半民の滿洲石油會社（資本金日本貨五百萬圓）を大連近郊に設立し、石油需要年額約十萬噸の半額五萬噸を精製することとし、同工場は康德元年中に完成の筈にして專賣實施は康德二年四月頃の見込なり。

又撫順の頁岩油工業は益〻好調に發達し、康德元年より豫ての懸案たる同工場の第二次擴張計畫に邁進しありて之が竣工の曉には年產原油十萬噸に上り得る見込にして、尙今後石炭露天掘擴張計畫實現すれば更に倍額增產の可能性あり。

尙最近滿洲大豆を原料とする石油代用燃料の生產技術に成功し之が產業としての具現に付調査研究中なり。

（三）製　鐵　業

昭和製鋼所の鞍山第二熔鑛爐は昭和七年以來操業を休止し改造中なりしが、康德元年末能力四萬噸に改造を了し、本年一月中旬火入式を行ひ、今や同工場は熔鑛爐三基年產銅四十五萬噸の能力を有するに至れり。

（四）產　金　業

大同二年產金買上法の公布以來、國內產金は中央銀行に於て買上ぐることゝなり、鑛業法の制定及採金會社の設立と相俟つて從來の採金作業を擴張すると共に、北滿國境方面に於ける資源探險續行中にして、一方金買上值段を一瓦國幣三・二五圓に值上げする等極力增產に努め、康德元年末頃に於ける中央銀行の金買上高は一日約一萬瓦（三萬二千五百圓）に上り將來年產一千萬圓を豫想せらるゝも交通不便、匪賊の橫行、監視及蘇領方面への密輸出等の障碍未だ去らず、產金會社の業績も亦懸念せらるゝ點あり、豫想

の發展するや否や尙疑問に屬す。

（五）白色金屬冶金業

以上の外日滿マグネシウム會社の金屬マグネシウム、滿洲アルミニウム會社の粗製アルミナ及之を原料とする日滿アルミニウム會社の金屬性アルミニウム等の新企業は將來の發展を所期せらるるも未だ見るべき業績なし。

滿洲鐵業開發の現狀概要以上の如くなるも豐富なる鐵產資源を合理的に開發する爲、最近は更に强力なる叅滿鐵業開發の統制機關として日滿合辦の一大會社組織の必要を唱へらるゝに至れり。

（七）日本の對滿投資

昭和九年二月大藏省より帝國議會豫算總會に配布せる參考資料に依れば昭和七、八、九の三箇年に於ける對滿投資總額は四億八千萬圓に達し、又拓務省側の調査資料に依れば左の如くにして兩者大體一致せり。（單位千圓）

種別	昭和七年	昭和八年	昭和九年	計
滿鐵株金拂込償收	九〇、〇〇〇	三六、〇〇〇	一三、〇〇〇	
同社社債增加額	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	八五、〇〇〇	一八五、〇〇〇
滿鐵關係會社社債純益增加	—	一三、七〇〇	一八、四五〇	三二、一五〇
同上新會社拂込株金	一、七〇〇	一八、四五三	三、一八七	三三、七三
其他會社拂込株金	七、八五七	一七、四七五	三二、三二九	五八、六五九
三井三菱對滿借款	—	三〇、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇
建國公債	—	三〇、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇
事業公債	—	—	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
合計	九八、九五七	一九五、六〇八	一八五、九六六	四八〇、五三一

備考　八年度滿鐵政府拂込三九、〇五二千圓は、英貨債肩替りに付控除借替社債は月々控除、政府の現物出資は控除。

前表を見るに總額四億八千萬圓の大部分は滿鐵資本にして滿鐵關係以外の投資は比較的少額なり。滿洲の產業開發が時局柄急を要し、又日本の現狀は尙相當の投資餘力ありと見らるゝに拘らず、從來は一般資本家の投資熱に乏しく從つて滿洲產業開發の漸進的なりし原因に付巷間傳へらるゝ所は（一）滿洲國幣制及び金融政策の影響、（二）日滿經濟提携上の難關、（三）治安維持竝對蘇關係に懷く不安等なるもの、如く、而して將來は我が對滿事務局、日滿經濟委員會等の積極的活動が期待せられ、又北鐵讓渡交涉の成立は今後の對滿投資上產業開發上に重大なる貢獻を齎すべきは論を俟たざる所なり。

三、外國貿易

康德元年度に於ける外國貿易の景況は左表の如く輸出入總額實に十億四千百餘萬圓の巨額に達し、之を前年に比すれば輸出に於て約二千五百萬圓輸入に於て約七千七百萬圓輸出入總額に於て一億〇二百萬圓の激增を示せり。而して大同元年には三億餘萬圓の出超國たりしも、大同二年逆轉して九千餘萬圓の入超となり、康德元年には更に一億四千五百萬圓の大入超國となれり。是れ卽ち建設事業の著しく勃興せる結果鐵鋼、機械工具、車輛、石油、木材等の諸材料を始め之に隨伴して綿布、毛織物、人絹其他雜貨類の輸入增加に因るものなり。

輸出貿易は世界不況に依る打擊就中大豆及び豆油の最大市場たる獨逸其他歐洲諸國の產業保護政策及び豆粕の最大顧客たる日本農村に於ける硫安化學肥料の進出に依り、特產物輸出數量の減少のみならず、價格の暴落を招來し大同元年以來漸減の傾向を辿れる輸出額は大同二年に於て一億六千八百餘萬圓の激減を來したるが、康德元年は前年に比し特產品の約一千萬圓を始め石炭、野蠶絲等の主要輸出品に於て約一千七百餘萬圓を減少せるに拘らず、其他の農產物、鹽等の輸出比較的好況に在りて結局前年に比し約二千五百萬圓の輸出增加を示し、稍〻頽勢を挽回せり。

滿洲國貿易統計

國別	大同二年（一九三三年）（單位國幣千圓）			康德元年（一九三四年）（單位國幣千圓）		
	輸出（入）超	輸入	輸出	輸出（入）超	輸入	輸出
日本	（一三六、〇四〇）	三三九、七八三	五四三、〇七〇	（一八九、九二六）	六二七、二七六	四〇八、八〇〇
中華民國	（二四、五六四）	七九、八二一	一三五、〇七八	八、一〇〇	一三三、二八八	五七、五九四
關東州	五、三五〇	七、五六七	二〇、四八五	三、五四八	一三、二九八	四、八七五
西伯利亞	（一、七九二）	八、〇〇五	一四、二一九	三、二五二	一〇、四四五	三、五九六
香港		六、二一三				

英領印度	一、〇八〇	一四、七〇二	一五、七八三	(一三、六二二)	六四五	二三、九四三	二四、五八九	(二三、二九八)
蘭領印度	四、〇四四	三、三二四	七、三六三	七二〇	一、七〇九	六、六九四	八、四〇四	(四、九八五)
英吉利	八、七九二	七、一九〇	一五、九八二	一、六〇二	一六、二一八	九、三一五	二五、五三三	六、九〇二
佛蘭西	二、五四六	七七九	三、三二五	一、七六七	二、九二一	五六四	三、四八五	二、三五七
獨逸	六六、三五七	一〇、五七七	七六、九三四	五五、七八〇	五三、三一〇	一二、四八五	六五、七九六	四〇、八二五
白耳義	二八〇	一、二九一	一、五七一	(一、〇一一)	一、一九〇	七〇三	一、八九四	四八七
和蘭	五、九一〇	四二七	六、三三七	五、四八三	八、〇七二	三八八	八、四六〇	七、六八四
伊太利	一、八四七	四五九	二、三〇六	一、三八八	四、三〇三	七〇一	五、〇〇四	三、六〇二
北米合衆國	七、五三六	二八、九六一	三六、四九七	(二一、四二五)	五、九六六	三五、二二七	四一、一九三	(二九、二六一)
其他	四七、六九六	一二、八一六	六〇、五一二	三四、八八〇	五四、四四七	二八、八六八	八三、三一六	二五、五七九
合計	四二三、七八九	五一五、六八七	九三九、四七六	(九一、八九八)	四四八、四二〇	五九三、五五三	一、〇四一、九七二	(一四五、一三三)

（註）本表中には再輸出入額を含まず

前表に明なる如く滿洲國貿易に於ける日本の絶對優位は逐年强化せられあり。大同二年度に對する康德元年度の對日貿易伸展振を比率を以て示せば、左の如くにして滿洲國貿易の膨脹殊に其輸入貿易增加の主部は對日貿易の增加なり。

滿洲國對日貿易趨勢

區分	對日貿易額の總貿易額に對する比率 大同二年	康德元年	對日貿易の前年に對する增加 增加額（千圓）	比率	對日貿易增加額の貿易總增加額に對する比率
輸出	四八%	四九%	一五、三六六	八%	五五%
輸入	六六%	六九%	六八、八三八	二〇%	八八%
合計	五八%	六九%	八四、二〇四	一五%	八四%
入超	—	—	五三、四七二	—	一〇〇%

日本以外の諸國の滿洲國貿易に於ける地位は支獨、米、英

英印、露、香港の順序にして前年と變化なきも貿易額の消長を見れば左の如く支那及び獨逸等の減少せるに反し、米英及び英領印度等の擡頭を見る。

（イ）增加せる主要國

北米合衆國　約一二、〇〇〇（機械、車輛、石油等）
英國　同九、〇〇〇（機械、大豆等）
英領印度　同九、〇〇〇（棉花）
和蘭及蘭領印度　同五、〇〇〇（石油其他）

（ロ）減少せる主要國

支那　同一三、〇〇〇（麥粉、豆粕、豆油、石炭等）
獨逸　同一一、〇〇〇（大豆其他）
蘇聯邦　同七、〇〇〇（大豆其他）
香港　同四、〇〇〇（麻袋、大豆等）

滿洲國は獨立後直に國內舊支那海關を接收せしが、關稅率は在來の儘を踏襲せる爲め滿洲國の國情に適應せざるのみならず、多分に排日的色彩を包有せしを以て大同二年七月先づ暫定的に輸出入稅を通じ、三十五品目の關稅改正を行ひ亞で康德元年十一月、之が根本的改正を行ひて滿洲國の實情に適應せる關稅體系を確立せり。其改正は輸入稅百十八品目、輸出稅二十三品目に亘り、輸入稅に於ては（一）從量稅率と從價稅率との權衡是正、（二）財政關稅の本質に合致すべき稅率の改正、（三）產業政策に適應すべき稅率の改正又は新設、（四）內國稅制の是正、（五）分類の合理化等にして輸出稅に於ては財政の許す限り減率又は無稅とする方針を採れり。

然れども輸入稅は一律に引下げられたるにあらず、物價の低落及び爲替相場の變動に依り從量稅に比し、著しく低率となれる從價稅の引上げ、國內產業保護及び財政收入確保の見地よりする一部の引上が並び行はるゝものにして、特に滿洲國の關稅收入が叙上の如く重要財源なる爲、之が減少を來すが如き改正は到底不可能なる狀態に在り、從つて綿布、小麥粉、自動車等一部の引上げられたる品種は多少の影響を免れざるべきも全般を通じ引下げられたるもの多く、之に依り今後の對滿貿易は更に躍進を期待せらる。

尙北鐵讓渡及び日支經濟提携問題は露支兩國の對滿貿易上有力に作用するに至らん。

第七　交通、通信及國都建設

一、交　通

(一)　鐵　道

1、康德元年內に於て開通せる國有鐵道は左の如し。

イ、凌源—大坂(口北營子)線　一五七粁　康德元年四月全通
ロ、圖門—寧北(牡丹江)線　二五二粁　康德元年十二月全通
ハ、北安—黑河線　三〇五粁　康德元年十二月全通
凌源—大坂線及北安—辰清線は十二月一日營業を開始せり

2、北滿及び熱河に左記七線を建設すべく、工費一億四千萬を投じ滿鐵之を請負ひ目下工事中なり。

(イ)　寧北—佳木斯線　(ロ)　凌源—承德線
(ハ)　葉柏樹—赤峰線　(ニ)　二站—黑河線(十二月開通)
(ホ)　新京—大賚線　(ヘ)　大賚—洮安線
(ト)　懷遠—索倫線

3、滿支間は通車問題解決し事變以來山海關にて遮斷せられありし、奉天—北平間の鐵道は七月一日より直通列車を運行す。

(二)　道　路

大同二年三月國道局設置と共に國道五箇年計畫を樹立す。即ち總工費一億圓を以て六萬粁の道路網を完成せんとするものにして前期五箇年に三萬五千粁、後期に二萬六千粁を完成すべく經費一千五百萬圓は建國公債を以て支辨す。

國道局開設以來新設せる國道は康德元年十二月迄に延長四千二百粁に上り、計畫路線の約六割に當る。

(三)　航　空

滿洲國は地域廣大にして氣候、地勢等航空に適せる地方なるも由來航空事業の發達微々たり。僅かに我國の定期航路あるに過ぎざりしが滿洲國成立以來民間航空事業は異常なる發達を示せり。即ち大同元年日滿合辨航空會社の創立以來、同社の航空路は總延長四千七百十五粁に及び之が路線及び回數は次の如し。

1、新義州—奉天間　毎週六往復
2、大連—新京間　同　七同
3、新京—哈爾賓—齊々哈爾間　同　十同
4、齊々哈爾—滿洲里間　同　二同
5、奉天—錦州間　同　六同
6、錦州—凌源—承德間　同　四同
7、錦州—朝陽—赤峰間　同　二同
8、哈爾賓—北安—黑河間　同　三同
9、新京—圖們間　同　三同
10、哈爾賓—富錦間　同　三同
11、哈爾賓—東寧間　毎月三同
12、齊々哈爾—黑河間　毎週三同

以上の諸線路は何れも旅客、貨物、郵便物を輸送す。

二、通　信

滿洲國の通信事業は交通部大臣の掌理する所にして郵便、小包郵便、爲替貯金等なり。從來交通部の所管なりし電信、電話、無線電信、ラヂオ等は大同二年九月以來之を擧げて滿洲電信電話株式會社(日滿合辨)に移管經營せしむ。

(一)　郵　政

郵政の統一完成以來、業務の恢復、組織の整備に努め諸施設面目を一新す。

1、康德元年に於ける料金改正左の如し。

(イ)　一月一日より外國郵便料金を引下げ、書狀二角五分、葉書一角五分を夫々一角、六分とす。
(ロ)　一月一日より日滿航空郵便料金を値上し、書狀三角を三角五分、葉書一角五分を一角八分に引上ぐ。
(ハ)　三月一日郵便料金書狀四分を三分に、葉書二分を一分半に引下ぐ。

2、日滿小爲替交換　滿洲國居住日本人の激增益日滿關係の緊密化に伴ひ、日滿間郵便爲替の送受飛躍的に頻繁となれる爲、遞信省と交通部間に日滿小爲替交換に關する約定成立し、八月一日より實施することゝなれり。右に依り在來の不便は一掃せられ、日滿間の送金は恰も同一國內に於ける送金と同樣となれり。取扱局は六十八局なるも漸增すべく一口の最高額は日本通貨二十圓なり。

(二)　電　政

滿洲電話株式會社創立以來、通信諸施設の改善整備著々として進捗す。對國外通信連絡としては日本內地、朝鮮は勿論

支、獨、米との間に有線若は無線に依る連絡を有し是等の回數は三十餘に及ぶ。就中對獨、對米の無線電信連絡は舊東北政權時代の建設に係る奉天無電臺に依り行はれたるも新情勢に伴ふ對外折衝の繁劇に備ふる爲め新京に大無線局を建設し、對獨對米二重無休通信開始準備中なる外對佛通信も近く開始の豫定なり、特に本施設に依る日本內地、滿洲間無線電話の連絡は八月上旬より開通す。

放送局は新京、奉天、哈爾賓の三箇所に設置せられあるが、哈爾賓局を三キロに改裝し、更に新京に於ては百キロワットの大放送局に擴張し十一月一日より放送實施中なり。

三、國都建設

吉林省の一都邑に過ぎざりし長春は、滿洲國成立と共に一躍首都となりて以來、飛躍的發展を遂げ、今や五箇年計畫を以て人口五十萬を抱擁する國都の建設を急ぎつゝあり。卽ち大同二年四月以來國都建設局を設け、模範都市實現を目標とし、特別會計に依り資金五百萬圓を以て著々建設事業を進めあり。國都建設計畫の區域は面積二百平方粁なるが、內百平方粁が第一期五箇年計畫の事業區域にして此中より附屬地、舊城內、商埠地を除き施行面積は約七十九平方粁なり。此等の區域を公園、住居、商業、官廳、工場等の區分に分ち、中心を新京驛の南約二粁大同廣場の地點に置き新京驛南方約五粁の地點に中央停車場を設置さるゝ筈。尙新京を中心とする各主要地への國道を計畫し市內街路と共に新設中なり、現在迄既に道形工事を完成せし道路の延長は約二十九粁、約百九十萬平方粁なり。

尙奉天、哈爾賓、吉林、齊々哈爾、承德等の重要都市の都市計畫は都市自體に於て之に當り、哈爾賓の如きは既に具體的計畫進捗しあり。

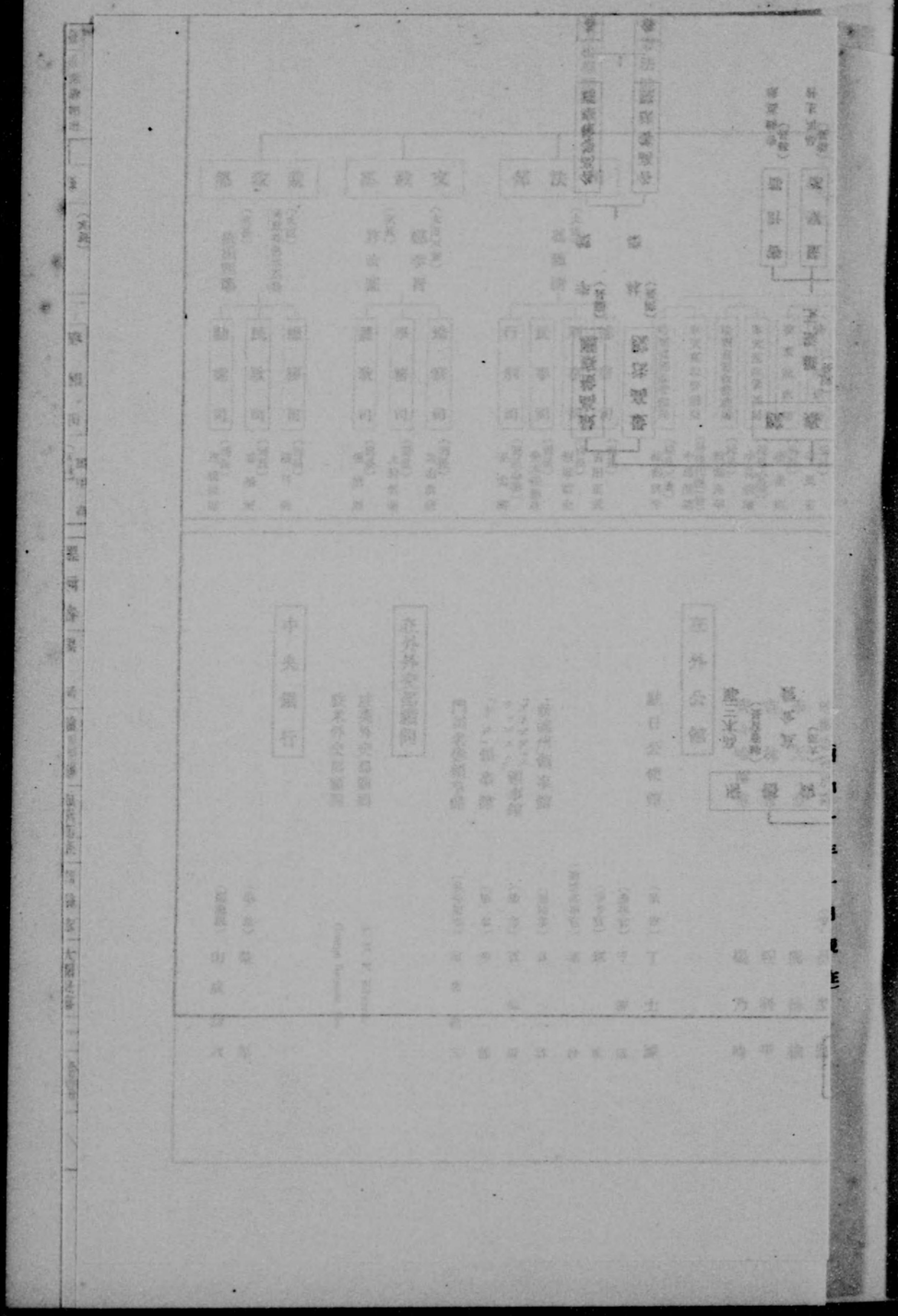

滿洲國政府組織系統及重要職員表

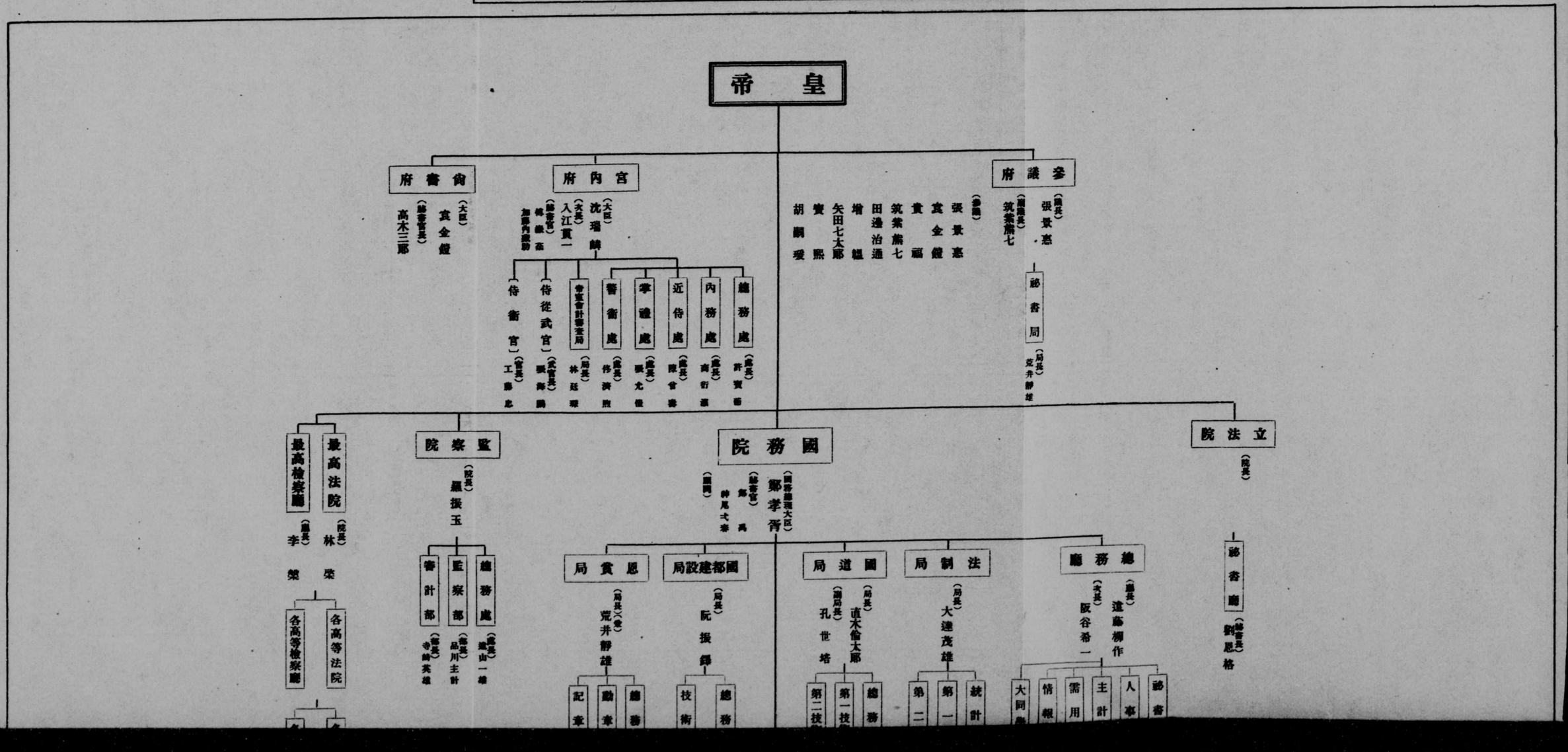

廳 (秘書長) 劉恩格

(長官) 遠藤柳作
(次長) 阪谷希一
- 祕書處 (處長)(兼) 神尾弌春
- 人事處 (處長)
- 主計處 (處長) 松田令輔
- 需用處 (處長心得) 小泉三郎
- 情報處 (處長心得) 宮脇襄二
- 大同學院 (院長)(兼) 遠藤柳作

(局長) 大達茂雄
- 統計處 (處長代理) 向井俊郎
- 第一部 (部長) 松本俠
- 第二部 (部長)(兼) 松本俠

(局長) 直木倫太郎
(副局長) 孔世培
- 總務處 (處長) 大迫幸男
- 第一技術處 (處長) 坂田昌亮
- 第二技術處 (處長) 本間德雄

(局長) 阮振鐸
- 總務處 (處長) 結城淸太郎
- 技術處 (處長) 近藤安吉

(局長)(兼) 荒井靜雄
- 總務科
- 勳章科
- 記章科

- 處 (處長) 遠山一雄
- 部 (部長) 品川主計
- 部 (部長) 寺崎英雄

- 各高等法院
- 各高等檢察廳
  - 各地方法院
  - 各地方檢察廳

民政部
(大臣) 臧式毅
(次長) 趙鵬第
- 總務司 (司長) 淸水良策
- 地方司 (司長) 黃富俊
- 土木司 (司長) 王慶璋
- 衛生司 (司長) 張明瀞
- 警務司 (司長) 長尾吉五郎
- 土地局 (局長) 壽幸彭
- 首都警察廳 (警察總監) 修長餘
- 北滿特別區公署 (長官)(兼) 呂榮寰

外交部
(大臣) 謝介石
(次長) 大橋忠一
- 總務司 (司長) 朱之正
- 通商司 (司長) 呂宜文
- 政務司 (司長) 神吉正一
- 宣化司 (司長) 川崎寅雄
- 北滿特派員公署 (署長) 施履本
- 在外公館 (別記)
- 在外顧問 (別記)

軍政部
(大臣) 張景惠
(次長) 郭恩霖
- 參謀司 (司長) 李盛唐
- 軍需司 (司長) 張奎三
- 馬政局 (局長) 濱田陽兒

財政部
(大臣) 熙洽
(次長) 洪維國
- 總務司 (司長) 星野直樹
- 稅務司 (司長) 源田松三
- 理財司 (司長) 田中恭
- 硝礦總局 (局長)
- 吉黑榷運署 (署長) 魏宗蓮
- 鹽務署 (署長) 孫旭昌
- 專賣公署 (署長) 姜恩之
- 奉天稅務監督署 (署長) 吞彬
- 吉林稅務監督署 (署長) 劉紹衣
- 濱江稅務監督署 (署長) 袁慶濂
- 龍江稅務監督署 (署長) 高乃濟
- 熱河稅務監督署 (署長) 張承元

實業部
(大臣) 張燕卿
- 總務司 (司長) 高橋康順
- 農務司 (司長) 松島鑑
- 林務司 (司長) 岸良一
- 礦務司 (司長) 陳悟
- 工商司 (司長)
- 商標局 (局長) 胡靖
- 權度局 (局長) 趙霖
- 營口水產局 (局長) 沈崇祺
- 中央觀象臺 (臺長)(兼) 高橋康順

交通部
(大臣) 丁鑑修
- 總務司 (司長) 竹內德亥
- 郵務司 (司長) 藤原保明
- 路政司 (司長) 森田成之
- 哈爾賓航政局 (局長) 嚴東漢
- 營口航政局 (局長) 李鳳翥
- 安東航政局 (局長) 張景銘
- 奉天電政管理局 (局長心得) 中島俊雄
- 哈爾賓電政管理局 (局長) 岐部與平
- 奉天郵政管理局 (局長代理)(兼) 中島俊雄
- 哈爾賓郵政管理局 (局長)(兼) 岐部與平

司法部
(大臣) 馮涵淸
- 總務司 (司長) 古田正武
- 刑事司 (司長) 飯塚敏夫
- 民事司 (司長) 靑木佐治彥
- 行刑司 (司長心得) 王允卿

文教部
(大臣)(兼) 鄭孝胥
(次長) 許汝棻
- 總務司 (司長) 西山政猪
- 學務司 (司長) 上村哲彌
- 禮教司 (司長) 陳懋鼎

蒙政部
(大臣) 齊默特色木丕勒
(次長) 依田四郎
- 總務司 (司長) 關口保
- 民政司 (司長) 壽明阿
- 勸業司 (司長) 原纘四郎

省公署

(昭和十年一月現在)

省名	省公署所在地	省長	總務廳長	民政廳長	警務廳長	實業廳長	教育廳長
奉天省	奉天	葆康	久米成夫	劉貫初	三谷清	曹承宗	韋煥章
吉林省	吉林	李銘書	三浦碌郎	趙汝楳	河內志郎	羅振邦	張書翰
濱江省	哈爾賓	呂榮寰	金井章次	李叔平	前田良次	葆康	梁禹疇
龍江省	齊々哈爾	孫其昌	永井四郎	陳紫瀾	峯新長三郎	盧元善	王賓章
熱河省	承德	劉夢庚	中野琥逸	恩麟	小林義信	邵麟	申振先
安東省	安東	王瑞棟	別宮秀夫	許桂恒	達修	范垂紳	孫文敷
錦州省	錦縣	徐紹卿	皆川豐治	馮廣民	大坪保雄	錢魯民	魏象賢
間島省	延吉	蔡運升	松下芳三郎	金秉泰	吉村秀藏		寶慶濟
三江省	佳木斯	金名世	樋口光雄	榮孟枚	對馬百之		單作善
黑河省	黑河	鍾毓	成澤直亮	許紹志	大園長喜		
興安東省	札蘭屯	額勒春	巴金保	志遠圖			
興安西省	大板上	札噶爾		諾拉嘎札布			
興安南省	王爺廟	業喜海順	富凌阿	博顏滿都			
興安北省	海拉爾	凌陞	榮安	奇普森額			

各軍管區司令官

- 第一軍管區 (奉天) (上將) 于芷山
- 第二軍管區 (吉林) (上將) 吉興
- 第三軍管區 (齊々哈爾) (中將) 張文鑄
- 第四軍管區 (哈爾賓) (上將) 于琛澂
- 第五軍管區 (承德) (中將) 王靜修

興安省各警備司令官

- 興安東省
- 興安西省
- 興安南省 (少將) 巴特瑪拉布坦
- 興安北省 (少將) 烏爾金

各市長

- 新京特別市 金璧東
- 哈爾賓特別市 (兼) 呂榮寰
- 奉天市 閻傳紱
- 吉林市 程科甲
- 齊々哈爾市 楊乃時

在外公館

- 駐日公使館 (公使) 丁士源
  - (參事官) 于靜遠
  - (參事官) 原武
  - (商務參事官) 楊杜
- 新義州領事館 (副領事) 袁濤
- 「ブラゴヴェスチェンスク」領事館 (領事) 賀鴻揚
- 「チタ」領事館 (領事) 李垣
- 門司名譽領事館 (名譽領事) 出光佐三

在外外交部顧問

- 駐英外交部顧問 A. H. F. Edwards
- 駐米外交部顧問 George Bronson Rea

中央銀行

- (總裁) 榮厚
- (副總裁) 山成喬六

滿洲國重要事件曆日表

月	日	事件
一	一	滿洲國政府首腦聯合會議帝政實施具體的準備に入る
一	四	北鐵運賃値下問題重大化す
一	六	在滿警務機關統制方針決定
一	七	滿洲國帝政大綱準備委員會にて決定
一	八	滿洲國特別國務會議執政に捧呈の重要建白書審議
一	九	帝制採用の請願書全滿より殺到
一	一一	全滿各市長の帝政建白書執政府に提出さる
一	一三	北鐵管理局長ルデー滿鐵に對し鐵道會議開催を提議
一	二〇	滿洲國帝政實施聲明
一	二六	駐哈蘇總領事北鐵値下運動は日滿國の責任なる旨抗議
一	二七	在滿帝國警務機構を決定す
二	一	哈爾賓北鐵管理局暴徒に襲はる○第十師團主力吉林省內匪賊討伐開始
二	五	第十四師團満定計畫に隨ひ匪賊討伐開始
二	七	白耳義國奉天に名譽副領事館を開設に內定
二	九	溥儀執政記者團を引見
二	二一	滿洲石油株式會社法發布
二	二七	滿洲炭鑛株式會社法發布
三	一	滿洲國皇帝登極の儀新京に於て盛大に行はる○康德元年と改元○各種新法令發布○謝外交部大臣帝政確立につき對外聲明を發す
三	二	滿洲國大典御饗宴
三	三	右終了
三	四	承德特務機關長，股同間に古北口接收事務完了
三	五	新帝軍人に勅諭下賜
三	六	滿蘇國境査定準備委員會新京外交部に開催
三	七	滿洲國帝政通牒に對し十箇國より返電達す
三	八	日佛對滿投資契約正式調印
三	九	杉原部隊承德に到著
三	一〇	土龍山附近に於て飯塚大佐以下戰死
三	一一	第七師團鋼州に集結第八師團と交代
三	一二	第八師團凱旋の途に就く
三	一四	西尾中將關東軍參謀長として著任
三	一六	小磯中將新京發凱旋

滿洲國重要事件曆日表

三一九　鄭總理、熙財政部大臣の修聘特使親任式擧行
三二一　修聘特使一行新京發、東京に向ふ○奉天商阜地獨逸人學校にナチス結成協議會開催
三二三　日米合辦の北滿製糖株式會社成立
三二四　西中將奉天發凱旋の途に就く
三二六　滿洲棉花股份公司設立案國務會議にて可決
三二七　滿洲皇帝函館市火災に五萬圓贈與せらる○滿洲國政府函館販災委員會組織
三三一　天圖鐵道工事完成
四一八　滿洲皇帝最初の江防艦隊觀艦式延期せらる○滿洲國勳位、勳章令公布
四一九　熙財政部大臣新京に歸着
四二三　內蒙自治政務委員會初會議開會（委員長、雲王、祕書長德王）
四二六　停頓中の北鐵讓渡交涉は日本の斡旋により東京に於て第一回中間會商開會○鄭總理大連著
四二八　鄭總理新京著ステートメント發表
四二九　滿洲國皇帝菱刈全權官邸の天長節奉祝會に行幸○關東軍新京にて奉祝觀兵式擧行
五一　滿洲皇帝日本御訪問內定○滿洲中央銀行利率改定
五三　滿洲採金株式會社法發布
五四　滿洲國政府日滿經濟統制の根本方針を決す○三角地帶の匪首鄧鐵梅軸巖にて逮捕奉天に護送さる
五五　第十師團長ハルピン驛發凱旋
五七　滿洲炭鐵株式會社成立
五八　全滿領事會議新京駐滿大使館に開催
五九　關東軍支那側の塘沽停戰協定違反に警告的意見を發表○北鐵讓渡滿蘇第二回中間會商開催
五一〇　滿洲國大典觀兵式新京飛行場に擧行○ボクラテチナヤ帝國領事館開く
五一一　天津軍より于學忠に對し停戰協定地域內の保安維持方注意
五一四　北鐵讓渡滿蘇第三回中間會商開催
五一五　滿支通車問題日滿代表により山海間に於て通車辦法具體案を決定
五一九　サルバアドル共和國滿洲國承認
五二〇　ハバロフスクの我領事館曉暗中彈丸を亂射さる
五二三　滿洲國政府舊紙幣舊貨兌換一年延長に決定
五二七　滿洲國政府は康德元年豫算に於て滿洲國共同國防費として九百萬圓計上
五二八　第一回滿蘇水路會議黑河に於て開催
五三〇　滿洲國皇帝東鄉元帥の仆に接し我皇室へ御弔慰を發せらる
六一　葫蘆島の修理完成船舶出入許可
六二　秩父宮殿下御名代として滿洲國に向はせらる○蘇側水路會議開催に贊意を表す
六五　秩父宮殿下大連御安著
六六　秩父宮大連御上陸
六七　秩父宮康德皇帝に御親書捧呈勳章御贈進
六八　滿洲國大觀兵式、秩父宮康德皇帝と御同列にて臺臨
六九　關東軍特務部の改編發令
六一五　秩父宮殿下大連發歸國の途に就かせらる
六一八　滿洲國政府噸稅法公布○秩父宮殿下特使の大任を終らせられ御歸京○白耳義訪日特使タイス氏奉天著
六二〇　造河大增水、通遼全市侵水
六二七　鄭滿洲國總理國防費分擔金九百萬圓計上につき重要聲明○滿洲國豫算可決
六三〇　滿洲國官吏俸給令布告
七一　北平、奉天間直通列車開通○北平發第一列車塘沽附近にて爆破せられ乘客四名卽死
七二　遺棄の國際列車奉天著
七四　蘇側滿洲國提案たる共同技術委員會組織の件を承認す
七五　北滿油房界全體狀態
七一〇　北滿の水害甚大、北鐵南部線不通となる
七一一　松花江氾濫し北鐵不通となる○哈爾賓附近交通網全滅
七一四　滿蘇水路會議流會
七一七　醇親王天津より大連著北上
七一八　醇親王新京著官廷府に入る○滿洲國體育聯盟成立○滿洲國四分利公債一千萬圓我銀行團と調印を了す
七二一　滿洲國軍の省警備軍司令官を廢し軍管區制を採用
七二三　廣田外相蘇大使に北鐵讓渡最後案手交
七二六　北鐵蘇聯側幹部北鐵讓渡に關し協議會を開く
七二八　獨逸政府滿洲大豆輸入禁止令撤去聲明の報傳へらる
七三〇　北鐵讓渡問題、蘇聯大使、廣田外相間に交涉行惱む
八一　日滿無線電話開通○日滿兩國小爲替交換開始
八三　吉田大將關東軍特務部顧問を辭任
八四　新義州に滿洲國領事館新設の件我政府承認
八七　滿蘇水路會議第一回正式に開催
八一五　北鐵交涉の滿洲國代表大橋次長引揚ぐ
八一八　蘇聯政府突如北鐵交涉內容を發表す○滿鮮國境大洪水
八一九　安東全市侵水
八二〇　大橋外交部次長新京歸著謝外交部大臣と對蘇方針協議
八二二　大連市民在滿機構の外務案に反對決議
滿洲國政府北鐵交涉眞相を發表し蘇側の宣傳に對抗す

滿洲國重要事件曆日表

八二四　瓦房店密輸事件にて官憲相互の對立露骨化す
八二五　滿蘇水路會議最後案につき審議
八二八　瓦房店事件軍司令官の仲裁にて解決
八三〇　新省名決定
九一　拉賓線正式營業開始
九四　滿蘇水路協定大黒河に於て調印
九六　滿蘇水路協定內容發表せらる
九八　徵稅交付金法發布
九九　鄭總理熱河著
九一五　日本の滿洲國承認二週年祝賀會各地に於て盛大に擧行
○新京は於て軍旗親授式擧行
九二〇　大連假泊の我聯合艦隊飛行隊新京訪問飛行を行ふ○末次司令官皇帝に謁見
九二二　滿蘇水路協定の滿洲側技術委員決定
九二三　關東廳警察官七〇〇名大場警務局長に辭表呈出
九二四　大阪地方大風水害に對し康德皇帝より我天皇陛下に御見舞電を發せらる
九二五　滿洲國政府、憲法調査の爲渡日中の趙欽伯に歸國を命ず
九二六　蘇聯偵察機滿洲里に不時着
九二七　英國滿洲產業視察團東京著

九三〇　滿支通郵會議開會
一〇一　綏芳河領事館開館
一〇三　滿洲國新地方制度公表
一〇七　全滿警察署長會議に於て憲兵警察排撃を決議○米國新聞記者團二十七名新京著
一〇九　米國新聞記者團滿洲國皇帝に謁見○英國視察團バンビー卿一行奉天著
一〇一一　英國視察團皇帝に謁見
一〇一三　滿洲國最初の陸軍大演習開始
一〇一五　滿洲國大演習觀兵式擧行○米新聞記者團大連發日本へ
一〇一七　大連に特務機關設置○關東廳首腦部總辭職に決す
一〇一八　關東廳の全職員辭表呈出
一〇一九　皇帝初の御巡狩、新京發奉天へ
一〇二〇　大連警察署全部辭表呈出
一〇二一　張實業部大臣日本に向ふ
一〇二二　菱刈關東長官關東廳の三局長と會見廳員慰撫方懇談
一〇二七　瓦房店事件解決
一〇二九　滿洲國新省長人選決定
一〇三〇　滿洲國政府石油政策を公表
一〇三一　趙立法院長免官發表○滿洲國石油會社設立發表○關東廳全員辭表撤回

一一一　宇佐美滿洲國顧問辭職○滿鐵全線の新ダイヤ實施
一一五　若山部隊司令部討匪を終り哈爾賓歸著
一一七　蒙古の興安總署を蒙政部に改組し長官齊王を大臣に任命內定
一一一一　滿洲國關稅改正十四日公布十五日施行に決定
一一一三　滿洲國政府石油專買法公布○滿鐵重役會議上海事務所擴充を申合す
一一一七　滿洲國皇帝關東軍司令部を御訪問○滿鐵重役會にて銀問題研究委員會組織決定
一一一九　滿洲國新省長の任命式擧行、次で初の省長會議を開く○各省民政廳長及警務廳長決定
一一二一　新京忠靈塔の納骨式擧行
一一二六　關東軍主催滿洲農業移民會議新京に開催
一一二七　關東軍司令部滿洲匪賊討伐一段落を告げ經過公表
一一二八　興安總署改組に伴ふ諸法令公布○津田駐滿海軍司令官新京著任
一一二九　滿洲國石油專買施行令發表
一二一　滿洲國新地方制度實施、十四省各公署一齊に開廳式擧行○滿鐵の滿洲國四鐵道請負契約發表
六　練習艦八雲乘組の久邇少佐宮殿下、伏見宮博英王、朝香宮正彥王兩殿下大連より新京御訪問
一二一二　ノールウエー領事館大連に設置決定
一二一三　滿露航行章程審議終了
一二一四　北安鎭大黒河間の北黒線開通す
一二一八　板垣關東軍參謀副長新京著任
一二二二　菱刈大將滿洲國皇帝に謁見離滿の御挨拶
一二二四　滿蘇水路交涉難礁に乘上ぐ○南關東軍司令官安東著入滿第一歩の聲明を發す
一二二五　南關東軍司令官新京著
一二二六　關東局開局式擧行○菱刈大將、岡村少將新京發大連へ
一二二七　中央ドミニカ大統領、滿洲國皇帝に親書を寄す○南駐滿全權滿洲國皇帝に謁し國書捧呈○南軍司令官對滿策遂行の確信を發表
一二三〇　滿洲の邦人商租無制限自由となる
一二三一　滿支通郵協定成る

支那事情

目次

第一　昭和九年支那政局の展望……五〇頁

第二　内政……五二頁

一、中央及西南政局

（一）福建獨立運動の鎮定……（二）福建事件後の中央對西南關係……（三）四中全會……（四）顧孟餘の彈劾と行政院對監察院の確執……（五）陳海軍部長の辭職問題……（六）廬山會議……（七）中央の國内統一工作と西南の反對……（八）漢口の軍政會議……（九）五全大會の再延期……（十）蔣汪の五中全會建議通電……（十一）五中全會……（十二）行政院内に於ける蔣介石の勢力……（十三）廣西省の建設狀況

二、北支政局

（一）黄郛の苦境と其南下……（二）黄郛の歸北……（三）戰區整理委員會の設置……（四）蔣介石の北支及西北巡視……（五）河北省政府の改組竝移轉問題……（六）華北駐軍關係の動靜

三、邊境事情

支那事情

四、財政及經濟

（一）民國二十三年度中央豫算及前年度決算……（二）地方財政概觀……（三）内外債……（四）銀問題……（五）國際貿易

五、鐵道及民間航空

（一）新に開通せる諸鐵道……（二）民間航空路の擴張

六、雜件

（一）藍衣社と新生活運動……（二）禁毒條令の施行……（三）開灤炭礦の爭議……（四）長江沿岸の大旱魃

第三　軍事……九〇頁

一、一般軍事

（一）第十九路軍の中央收編……（二）孫殿英軍の背叛……（三）劉桂堂軍の南下……（四）張學良の三省剿匪副司令就任……（五）學良就任と東北軍一部の南下……（六）東北、山東、山西各軍一部

の南下……(七)廬山軍官訓練團の創設……(八)蔣介石の軍事視察……(九)兩廣軍事……(十)空軍及防空關係事項
二、共產軍事
(一)概說……(二)江西福建省方面……(三)江西共產軍の西漸……(四)江西方面匪區收復後の情況……(五)浙江江西安徽省境方面……(六)河南湖北安徽省境方面……(七)四川陝西省方面
第四　外　交……一〇五頁
一、對日滿關係
(一)支那の對日態度と排日問題……(二)滿洲國帝制實施の反響……(三)天羽聲明の反響……(四)停戰協定善後處理の遷延……(五)通車問題の解決……(六)第二次大連會議……(七)通郵問題の解決……(八)設關問題の解決……(九)支那艦船の停戰協定違犯……(十)日支無電協定の成立……(十一)對日債務整理の進捗……(十二)福山寺事件……(十三)宮越事件……(十四)叢本書記生の失踪事件
二、對蘇關係
(一)在支赤化運動の不振……(二)蘇邦の對新疆活動
三、對聯盟及列國關係
(一)ライヒマンの報告書發表……(二)銀公司の設立……(三)支那の非常任理事落選……(四)關稅々率の改正……(五)水先權回收問題……(六)伊國公使館の昇格……(七)米支棉麥借款の減額……(八)對獨玉萍鐵路借款……(九)英軍の班洪地方侵入事件……(十)廣九鐵道に關する英支新協定……(十二)列强の對支軍事航空活動……(十二)軍事航空關係者の歐米視察
第五　國民政府組織系統及重要職員表
支那重要事件曆日表……一二五頁

第一　昭和九年(民國廿三年)支那政局の展望

昭和九年に於ける支那政局の推移を回顧するに滿洲事變以來の好題目たる內戰停止、擧國一致の大勢に乘じ、南京政府の國內統一運動は當初比較的順調に進展の道程を辿れるかに見えたるも、反面之を覆へすに足る事態の醞釀も亦輕視ゞ許さず、今後の動向注目を要するものあり、其概況左の如し。

蔣介石を事實上の首班とする南京政府は、依然內部に各派の對立暗鬪を包藏しあり。殊に歐米派を中心とする反汪精衞運動は最近漸次擡頭し、顧孟餘の彈劾、乃至對日問題等を廻り、往々政局の緊張を招來せしも、蔣汪の合作就中蔣介石の實權は能く當面を彌縫して破綻を見するに至らず。加之各軍閥に對しては新春勞頭福建事變に對する疾風迅雷的解決を始め孫殿英叛軍の肅淸及共產軍討伐の進捗等に依り、逐次中央の威信を確立し、特に蔣介石の威望と實權の增大とは藍衣社及新生活運動の發展と相俟つて蔣獨裁の確立に向ひ、一大躍進を見せたるの觀あり。

南京政府は此機運に乘じ進んで國內統一の實現を庶幾し、五全大會の開催に依り、一擧之が解決を企圖するや、果然西南の反對に會ひ、爾來對西南關係極度に緊張し、他面政治的解決の促進に努むる所ありしも奏效を見ず、遂に五全大會の一年延期に依りて緩かに當面を糊塗するに至り、南京政府は此期間內に極力諸般の關係を調整し、以て對西南工作の進捗を圖らざるべからざる情勢となれり。茲に於てか蔣介石は劉共軍事多端の秋にも拘らず、突如西北及北支方面を巡歷して灰色將領の懷柔に努め、四川に對しては劉共の蹉跌竝劉湘辭職問題を奇貨として之が實權把握を畫策し、更に貴州雲南をも抱込み、對西南包圍圈の形成を企圖するに至り、此處にも亦西南勢力との衝突を豫想せらる。西藏に於ては達賴の急逝に依り從來の親英排支的政策と對西康戰局とに幾分緩和の傾向を齎せりと雖も、英國の支配的勢力は依然牢乎として拔き難きものあり。內蒙は自治を確立し外蒙新疆も亦既に蘇邦勢力を背景として南京政府の羈絆を脫せんとし、邊疆分離の動向今や歷然たり。

江西共產軍は過去數年間固守し來りし本據を棄て、四川方面に向ひ西漸を決行し、南京政府の劉共成功の宣傳にも拘らず、爾後大なる損害を受くることなく、年末既に貴州脫出に成功す。其他四川、兩湖方面の共產軍亦之と策應跳梁し依然南京政府の脅威たり。

加ふるに農村の疲弊及び銀問題の惡化に依り、逐次經濟危機を醞釀し、延いては財政窮迫に喘ぐ南京政府の存立を脅かさんとす。而かも南京政府は唯一の出路を歐米依存の政策に求め、其援助を仰ぎて財政の補救、軍備の充實を圖り進んでは國內統一乃至對日報復を企圖すること依然たり。

一方滿洲事變發生以來日支關係の疎隔に乘じ、對支利權の獲得乃至勢力扶植に狂奔し來りし列强の策動は昭和九年に入り益〻激化し、或は故意に排日を宣傳して我を陷れんとするものあり、勢の趨く所分割、共管乃至列國勢力範圍の設定を豫想せしむるの情勢を呈す。我が帝國は此間に處し、東亞唯一の安定的勢力として終始嚴正なる態度を持し、機に臨み支那及び列强の注意を喚起する所ありしが、所謂天羽聲明の發表は全世界に異常の反響を惹起せり。然れども其後支那の眞相判明に伴ひ次第に列强の反省と對支態度の冷却とを促し、東亞に於ける帝國の地位も亦漸次列强の諒解する所となり、反面支那朝野の間に列强賴むべからずとの印象を與ふ。加之、儼乎不動の我が對支態度は滿洲國の健全なる發達竝我が國際的地位の安定向上と相俟つて支那をして澄々對日緩和政策を採用するの餘儀なきに至らしめ通車、通郵、設關問題の解決、關稅々率の改正等に依り表面的且末梢的問題に於ては幾分對日關係の好轉を招來せり。

然れども南京政府の眞意は尙依然として抗日に存し、未だ以て眞個東亞の大局に覺醒するに至らず。蓋し表面對日敵視政策を弄しつゝ、先づ西南を解決して中原の覇業を完後し爾後徐ろに國際情勢の變轉期を捉へ、滿洲奪回の野望を遂げんとするに似たり。其動向や嚴に監視を要す。

第二　內　政

一、中央及西南政局

（一）福建獨立運動の鎭定

昭和八年十一月二十日福建獨立の宣言は全支に異常の衝動を與へ、西南の策應蹶起をも豫想せられしが、其後福建人民政府の本質に付國民黨否認及び聯共の色彩濃厚なること判明するに及び西南諸派は之と意見を異にし變應せざりしかば、南京政府は漸く事態を樂觀するに至り斷乎武力解決を圖ることゝなり、昭和八年末先づ福州、泉州、漳州等の重要都市を爆撃して後方を擾亂威嚇し、尙中央海軍を以て福建の海上封鎖を行ふと共に幸ひ小康を呈しつゝありし江西剿共戰線其他より約十五師內外の軍隊を抽出して閩北に轉用し、蔣介石直接指揮の下に新春早々軍事行動を開始し、主力を以て閩江上流より一部を以て海岸方面より一擧福建政府の根據たる福州を衝かんとす。之に對し蔡廷楷は第一軍（沈光漢）を延平附近に獨立旅（陳齊煊）を海岸方面に配置し第五軍（譚啓秀）を水口古田附近に集結待機せしめ、閩南諸隊に急遽北上を命じたるも之が集中意の如くならず、加ふるに中央空軍の戰場爆撃土匪軍の寢返り等に遭ひて志氣沮喪し、夫迄局部的戰勝を報ぜられありし福建軍も遂に大なる決戰を交ふるに至らずして延平先づ守りを失ひ、一月七日早くも水口の陷落を見るに至り、福州の人民政府茲に瓦解す。斯くして蔣介石は迅速に福州攻略の目的を達したるも諸般の關係上、果敢なる追撃を行はず爾後主として政治的解決を圖れる結果、人民政府の要人は香港に遁走し、第十九路軍の大部は中央軍に收編せらる。

茲に於て南京政府は一月十二日軍政部次長たりし陳儀を新に福建省主席に任命し、二月五日省政府の成立を見る。蓋し我帝國に對する福建省の地位に鑑み、豫て親日家の評ある陳儀を其首班に据ゑ所謂對日僞裝外交に依りて當面を糊塗せんとするなり。

之を要するに福建事變肅清の意外に迅速なる成功は以て反蔣運動勃發の機先を制し、從來沈淪の傾向に在りし中央の威信を向上すること多大なるものあり。南京政府側の一大成功と稱し得べく、豫て延期中の四中全會も一月二十日頃には兎も角も開催可能の運びとなれり。然れども本事件を契機として對西南關係の緊張と第五次剿共の一頓挫とを招來したるは注目を要す。

（二）福建事件後の中央對西南關係

從來中央と西南との緩衝地帶を成形しありし十九軍の消滅は必然兩勢力の直接接觸に因る緊張を招來せり。卽ち剿共を標榜する中央軍大兵團の入閩竝飛行場の擴張整備等に刺戟せられ、廣東軍亦粤東に兵力を集中して省境を固むると共に、廣西軍との反蔣結束を一層鞏固ならしめたり。然るに蔣介石は

廣東に對し武力的威壓を加ふる一方、種々好餌を設けて西南との妥協を圖り、或は其反蔣結束の切崩しを策す。卽ち陳濟棠に對しては軍費增額を條件に剿共協力を勸說し、李宗仁に對しては誘ふに桂黔滇建設委員會主席の椅子を以てし、其他兩廣に對する救濟金の融通竝棉麥借款一部の割當等を條件として寧粵合作を慫慂せり。其結果妥協成立を見るに至らざりしと雖も表面的には對西南關係を一時好轉せしめ、且兩廣の反蔣足並を幾分にても不揃ならしめたる效果は認め得べし。

(三) 四中全會

四中全會は十二月二十日開催豫定の處、福建事件の爲め延期せられありしが、該事件の解決に伴ひ對西南情勢亦逐次好轉するに至りしを以て一月二十日より開催の運びとなれり。出席委員九十五名、蔣介石、汪精衞、孫科、戴傳賢、于右任、居正、顧孟餘の七名を主席團に推す重要審議事項左の如し。

1、中央常務會議が過去一年間に爲したる對內外問題の處置は悉く特宜に適したるものとして追認す。是に依り從來孫科等の反對派により攻擊牽制せられありし汪精衞の對日政策が形式的にも承認せられしは注目すべき所なり。

2、國民政府改組問題は胡漢民派等の主張强硬なりしも、南京側の反對により遂に成立に至らず。

3、省政改革案に就ては省政府委員制を廢し省長制に改むる件を是認し、政治會議は速に其實行期日を決定すべき旨を決議す。

右は動もすれば各地方機關獨立の傾向あるを是正し中央集權の實を擧げんとするものにして蔣介石獨裁工作の一具現と見らるる斯くの如くして四中全會は一月二十五日を以て無事終了したるが林森は國民政府主席に重任し政局に變動を與ふるに至らず、要するに本次四中全會に於ては蔣介石の機宜を得たる對內建策に依り對西南の狀勢を著しく好轉せしむるを得、爲に蔣汪の合作は完全に强化せられ西南派の主張乃至は打倒蔣汪の運動は遂に奏功するに至らず頗る平穩裡に閉幕せり。殊に南京側は現狀維持を以て本會議の乘切りを策し、兎角衝動を起し易き外交問題の論議は努めて之を避け、專ら對內策の地固めに力を用ひたるは實明なる處置なりき。

(四) 顧孟餘の彈劾と行政院對監察院の確執

行政院長汪精衞の股肱たる鐵道部長顧孟餘は昭和九年三月獨斷にて、佛國某電氣工藝會社との間に大沽—滄州—石家庄—太原—蒲州間の鐵道建設借款(五千萬法)の假契約を爲すや世上に顧の三百萬法收賄說流布せらるゝに至りしが、顧が五月に至り漸く之を中政會議に諮るに及び、從來汪精衞一派を陷れんと策しつゝありし監察院は好機到れりと爲し、七月上旬顧孟餘の態度は擅恣不正なりとして其彈劾案を政府に上呈せり。之が爲め顧は右彈劾に業を煮し、辭意を表明して天津に去りたるが汪も亦監察院の態度に快からず、七月十一日の中政會議にて辭表を提出すると共に本件に關し討論を重ねたる結果、十六日に至り汪は同會議の決議事項として左記要旨の談話を發表せり。

(一) 今後彈劾案は該案受理機關の決定公布前發表し得ず。

(二) 中央政治會議の決定に係る政務官にして懲戒機關の處分を受けたる時は中央政治會議は必要と認むる場合之を再審査することを得。

右に對し監察院側にては「既に監察院にて審査決定せる彈劾案又は懲戒機關の案文を中政會議にて再審査を爲すことは五院の獨立性に反し、監察院唯一の權限を剝奪するに等し」との反駁意見を新聞紙上に發表して之に應酬せり。斯くて本件は汪派と反汪派との對立と化し形勢險惡の兆ありしが、蔣介石の汪精衞及監察院長于右任に對する居中調停に依り、于は今後之に關する談話を發表せざる樣各監察委員に勸告して一先づ結着を告ぐることゝなれるも、兩派の確執は全然拂拭せらるゝ迄に至らず、于右任は責を負ひて上海に退隱せり。

其後十二月十一日行政院會議に於て鐵道部長顧孟餘の辭職を許し後任に常務次長曾仲鳴(汪精衞の腹心)を充つるに決定せりと傳へらるゝも未だ實現を見ず。

(五) 陳海軍部長の辭職問題

我が海軍に於ては陳海軍部長との內交涉に基き、馬尾の支那海軍大學校に數官を入れ、又上海江南造船所に技師を派遣し支那軍艦平海の艤裝に任ぜしめありしが、適〻此事實が十一月頃軍事委員會の問題となり、且支那海軍各艦長連名にて

海軍部長陳紹寛に對し反對意見を提出し、江南造船所及び南京海軍部内にも相當反對熾烈なる爲、陳は辭表を提出するに至れり。抑〻本運動は從來海軍軍務に對する陳紹寛の專斷に對し不快を感じありし第一艦隊司令陳季良一派が陳紹寛を失脚せしめんが爲め、彼の對日接近態度に不滿を有する歐米派等を煽動すると共に、彼が豫てより汪精衞にのみ接近し同鄕の長老林森を疎んずる點を利用し、林森を焚付け生起せしめたるものにして蔣介石の態度も一時硬化せるやに傳へられ陳紹寛の兼任したる江南造船所長の職は馬伯良に依り、直ちに交代せられたるも汪精衞は極力陳の海軍部長復職に關し斡旋に努めたる結果、十二月十一日行政院會議にて陳紹寛には病氣靜養の爲め一箇月の休暇を與へ、此間部務は政務次長陳季良をして代行せしむる事に決定せり。

（六）廬山會議

事實上の國民政府の最高政策を討議すべき廬山會議は八月十一日より十四日迄開催せられ蔣介石、汪精衞、黄郛を始め現國民政府要人多數參集の上、内外諸重要問題を討議せしが、蔣介石健康を害しありし爲め例年の會議に比し進行緩慢なりしものの如く其内容次の如し。

一、對日既定方針は毫も變更せず。

二、日本は蘇滿國境に於ける紛爭及海軍々縮豫備會議對策等の爲華北に新しき問題を提起するの餘力無しとの一般情勢判斷の下に左の北支對策を決定す。

（イ）黄郛辭任の上は暫時平靜の態度を持し非武裝地帶内の整理及一切の紛糾を解決すること。

（ロ）從來の華北對日交涉に於ては支那側は往々外交上の責任を取り得ざる人物を交涉の對手とし來れる嫌あり、今後は此種人物とは具體的問題を談ぜず。

（ハ）日本側より重大なる問題を提起し來れるときは華北當局に於て折衝することなく中央の外交々涉に移す。

（ニ）華北に於ける日支經濟合作問題就中鐵道建設の如き軍事政治的性質を有する問題に就きては一切取合はざること。

三、日蘇開戰の場合支那の執るべき態度如何の問題に就きては議論相當沸騰したるが結局、（一）蘇邦と協同して日本を討つ案、（二）日本と協同して蘇邦を討つ案、（三）嚴に中立を守り形勢を觀望する案の三案に歸著す。

第一案は日本敗戰の場合には單に日露戰前の形勢に逆轉するのみならず、若し日本勝たば敵國に同盟せるものとして日本は我國に大打擊を與ふるに至るべし。第二案は滿洲問題が現狀の如くなる以上日本と同盟關係を結ぶが如きは不可能なり。故に支那の日蘇戰爭に處する道は中立を守るを得策なりとす。而して此戰爭の結果たるや何れが勝つとも徹底的に勝敗を決することは不可能なるべく、此間に介在して處置宜しきを得ば支那は儲つくること無かるべし。以上が廬山に於て討議せる結論なり。

次で八月末より九月一日に亘り第二次廬山會議開催せられ、今次海軍々縮豫備會議に處すべき對策竝來るべき國際的重大時機に於ける國防問題等に關し討議し席上顧維鈞、顧惠慶は親蘇政策を提案せりと傳へらる。

之を要するに南京政府の對日方針は依然傳統の以夷制夷的抗日策より蟬脫せず、加之北支方面に對する帝國の壓力減退の兆ありと看るや、敍上の如く機を失せず華北問題に對する態度を硬化せんとせしは注目すべき點なり。

（七）中央の國内統一工作と西南の反對

福建事變の解決及び共產軍討伐の一部成功等に因る中央勢力の强化南漸に伴ひ、從來より事實上對立狀態に在りし中央對西南の關係は更に一段の緊張を呈し來りしが、南京政府は此好調を利用し一擧西南を其傘下に收め、國内統一の實現に向ひ邁進せんと企圖するに至れり。

卽ち南京政府は昨年來の懸案たる五全大會を是非共實現すべく十一月十二日に開催せんとし、規定に基き開會約三箇月前の八月十五日大會議題として（一）國民大會の召集、（二）總章の修正、（三）黨務發展策、（四）施政方針の確定の四項を通告すると共に、之が下準備工作として同月以來、黄紹雄、何鍵等を西南に派し西南兩委員會の取消竝五全大會參加應諾を慫慂せしめ、次で歐米派の長老王寵惠も亦兩者の調停に奔走する所あり。大體中央側の工作方針を觀るに西南實力派たる陳濟棠、李宗仁等に對しては爲し得る限り懷柔策を採らんとし、實力派の地位及五全大會に於ける實力派系中央委員の地位保障等の條件を持出し、併せて共產軍討伐の合作を要求し、又元老派に對しては其首領たる胡漢民の外遊を慫慂し、以て西南に於ける反蔣運動の根源を絶たんとするに在りき。

然れども五全大會開催の曉當然行はるべき中央委員の改選に於ては蔣汪派多數を占め、特に蔣介石の獨裁的地位を强化するに至るべきは何人も豫想し得らるゝ所なると共に、大會の議題中（一）は中國の現狀に照し、時機尚早なること論を俟

たず、爾餘の諸項も畢竟中央集權乃至蔣介石獨裁の强化を公認せしむるものにして到底西南側の容認し得る所にあらず。從つて西南は蔣介石にして故孫總理の「軍權分治」の主張に同意し、且「擧國抗日」の表示を爲すことを言明せば、右申入に應ずるも可なるが、單に名を統一に藉りて全國の軍權を蔣一己の手に掌握せんとし、或は抗日の表示を爲し得ざるに於ては何等考慮の餘地なしとの建前にて婉曲に拒否の態度に出でありしが、九月八日五全大會の議題に關し、新に西南の主張四項を追加すべしとする一種の反對通電を發出するに及び、俄然各方面に多大の衝動を與へ、一部に於ては早くも中央の對西南武力討伐說すら喧傳せらるゝに至れり。

一方西南實力派は中央に對し未だ獨力拮抗の實力なく、又各地反蔣勢力の結束不十分なる現況に鑑み、過早の衝突を回避するの反面には早晩蔣介石が武力を以て彼等に臨むの日あるべきを豫想し、表面中央と不即不離の態度を持しつゝも裏面に於ては戰備の充實を始め西南諸省の連衡に依る反蔣戰線の强化を策する等隱かに武力對抗の計畫準備に腐心し、又元

（八）漢口の軍政會議

江西剿共の進捗に依り之が年內解決の見極め著くに至るや、蔣介石は機を失せず、次期工作を準備する爲十月五日漢口に赴き張學良、張群、何成濬、劉峙、劉鎭華、徐源泉等多數將領を集めて軍政會議を開催す。會議の模樣次の如し。

（一）十月六日武昌總司令部にて對西南策を議したるも判決を得ず、更に洛陽にて會議するに決す、此會議には特に徐源泉を交へず何鍵及徐源泉に對する處置を協議す、蓋し右兩名は從來西南と連絡あり其態度を怪まれたるに因る。

（二）七日漢口の蔣介石別邸にて剿匪を主とし、徐源泉を交へ會議す。其結果徐は蔣介石より直接先づ第四十一師を次で第四十八師を率ゐ、成るべく速に四川に入り剿匪に任ずべきを命ぜられ徐の現防地宜昌附近は東北軍を以て交代することに定めらる蓋し徐軍と西南との連絡を斷ち、且之を剿匪の矢面に立てゝ自

滅に導かんが爲の處置なり。

何鍵は代理として郭持平を派遣せり。

（九）五全大會の再延期

五全大會は昭和八年七月開會の筈なりしが、西南一致の反對に依り九年十一月に延期せられたるものにして、是以上の延期は國民黨總章の規定に違犯する所なるが、之が開會問題は復た又西南の反對に依り暗礁に乘上げある事既述の如し。

然るに西南派內部にも其反蔣態度に立場上の相違あり。即ち廣西實力派は北伐成功後其功績大なるに拘らず、蔣介石に叩かれ正に九死に一生を得て廣西入りを爲せる深き恨あり。廣東派政客も胡漢民監禁以來大いに含む所あるも、廣東實力派の總帥陳濟棠は每月剿共軍費として、中央より百萬元宛支給せられ、而も之が中絕は忽ち財政破綻に因る現地位失墜の處あるに鑑み、容易に態度を定め難き立場に在り湖南の何鍵に至りては依然洞ヶ峠の域を脫せず。

此間の消息を知れる蔣介石は何等かの政治工作を施さば西南側の反對意見も解消せしめ得べく、他方對西南武力行使は各方面より觀て不利、且困難なりと判斷し、茲に大會期日延期を決意するに至れるが中央の威信保持上各省市黨部に密令して其意見を求むると共に地方黨部より大會延期希望の意見を提出せしむる如く體裁を整へんとし、西南にも之を慫慂せり。又西南側としては五全大會の延期により中央との正面衝突の時期を遷延し、萬一の場合に處する實力準備の餘裕を得ると共に內部の結束を堅めんとし、表面に於ては五全大會は蔣が自ら召集せしもの故、延期も亦自ら發表するを可とする旨回答せるも內々之に同意を表せり。仍て中央は剿共軍事多忙にして前線將領を召集し得ざるを表面の理由として大會延期に決し、十月二十五日の中央常務會議に於て次の如く決議せり。

一、五全大會は擧行を延期し其日次は五中全會にて決定す。

二、本年十二月十五中全會を開催す。

以上の外延期の原因と認めらるゝもの左の如し。

1、江西剿匪は成功せしも四川の匪區は却つて擴大せしこと。

3、貴州、雲南、湖南及河北諸軍閥の態度明瞭ならざること。

3、財政上の不如意殊に西南討伐は軍費の爲破產の虞あり。
4、五全大會を機とし歐米派の策する政府改組の準備全からず此等の徒が開會延期を策動せること。
5、蔣介石本回親ら湖北、河南、陝西地方を巡視せるに地方政府要人には未だ西南系に好意を有するもの多きに反し、蔣介石直系は極めて少く軍人以外には實力案外尠きを自覺せること。

之を要するに五全大會の延期に就ては中央側及び西南側共に各異りたる理由に依り偶〻意見の一致を見、總章の規定にも拘らず之が延期決定を見たるも、其主なる責任者の歸結に就ては極めて曖昧なるものあり。

（十）蔣汪の五中全會建議通電

蔣介石、汪兆銘は十一月二十七日連名を以て五中全會に建議すべき中央及び地方の權限確定案に關し、大要左の如き通電を發せり。本通電は五中全會及び五全大會の下準備工作の一にして反蔣勢力鎭壓の趣旨に出でたるものと觀測せらる。

（一）國難打開要諦は國內の平和統一を完成し赤匪を剿滅し建設を促進するに在り、和平統一の爲には先づ地方割據の積弊を打破し中央、地方相互の信賴を增進すること肝要なるを以て茲に總理の建國大綱に基き、次の如き最高原則確定を最大急務と認む。

（イ）法制は中央に於て成るべく其原則大綱を規定し、實施辦法は各省各市に於て適宜之を定む。

（ロ）人材任用の權限は中央に保有するも其人選は地方長官に於て有資格者中より推薦し任期を三年とす、任期中は其の身分を保障し、且成績優良なる者は重任を許す。

（ハ）地方行政及經濟施設は地方に於て其の計畫、豫算を決定し、中央の認可を經て之を行ふ、中央は成るべく干涉せず。

（ニ）財政は中央及地方間に明確なる區別をなし、過渡期間中地方財政の不足は適宜中央より補助す。

（ホ）國防軍及地方軍隊の區別を明確にし、國軍の統帥を中央に集中し過渡期間中は平時の統帥關係に依り主管長官に於て其部下の任命を取次ぐことを得、地方軍隊卽ち保安隊保衞團、警察隊等の編成及員數は中央に於て之を査定し、其訓練指揮は地方長官に於て之を行ふ、但外國よりの武器購入は中央に委託す。

（二）尙國內問題は一切武力に依らず、政治的に解決するを本旨とす、以黨治國は吾人不變の主張なり云々。

之に對し胡漢民、陳濟棠、李宗仁其の他在粵中央委員及び馮玉祥、薛篤弼等二十六名は十二月六日附を以て五中全會に對し「蔣、汪二十七日附電報に揭ぐる和平統一均權當持は吾人等の豫々主張する所と完全に一致するものなるが、過去に於ける和平統一均權に關する決議案を實行せずして新なる辨法を求むるが如きは、徒らに事端を紛糾せしむるものなり」とて中央が今日迄民國二十年上海和平會議竝四全大會決議事項を無視し權力を壟斷し來れる點を一々列擧し、痛烈に之を排擊したる長文の通電を發し應酬す。

（十一）五中全會

五全大會の再延期發表後に於ても中央對西南の關係は遠かに緩和を見るに至らず、該大會の會期決定を主目的として十二月十日開會すべき五中全會も亦一時其成否を危ぶまるゝの情況に在りたり。然るに蔣介石は江西共產軍の西漸に伴ひ機を失せず北路、西路方面の剿匪軍約四十萬を直接兩廣の省境に進めて西南側を威壓しつゝ他方王寵惠、孫科等を派して

一、五全大會は明二十四年(一九三五年)十一月十二日に延期す。
二、國民大會の開催竝期日は五全會議にて決定す。
三、中央地方權限確定に關する蔣汪提出の原則的提案を承認す。
　即ち中央集權、地方分權何れにも偏せず、又救國の道は和平統一に在り。
四、憲法草案は同審議委員會をして審議せしめ五全大會に提出すること。

之を要するに南京政府は微妙なる局面に處し、克く對西南紛爭の表面化を防ぎつゝ爾後に於ける和平統一工作の進展上に兎も角も一歩を進め得たるものにして蔣、汪側の一成功と認めらる。然れども其内容は單なる原則的事項若くは事務的問題の審議に終始したるに過ぎず。之が解決は當然來るべき五全大會に持越されたる譯にて此間の局面打開工作こそ最も注目せらるべきなり。

(十二) 行政院内に於ける蔣介石の勢力

中央政府機關として南京政府の核心を成せる行政院は現在蔣、汪合作に依り組織せられあるも汪精衞の勢力は微弱にして外交部、鐵道部、實業部に其一派を挿入しあるに過ぎず。他の各部は殆んど蔣介石系に依つて占領せられ就中財政部、内政部、敎育部、交通部は悉く蔣系に依り占めらる前記汪系の各部と雖も司長以下の職員には多數の蔣系あり、汪の威令は蔣の諒解なければ行はれず、各部長は重要問題に就ては悉く南昌(蔣介石)の指令を仰ぎて處置するを常とす。汪の對日政策等も事毎に他の部長及中政會議々員中の蔣系に依り監視せられ、又政界の紛糾は結局蔣の一聲に依り始めて解決するの狀態なり。將來現行政院長汪精衞失脚し、他派を以て改組せらるゝことありとするも既に院内に牢固たる蔣派の勢力は是に依り微動だもすること無かるべし。要するに蔣介石は絶大なる軍權を背景として現在既に南京政府に於ける事實上の獨裁者なるが彼の野望は尚以て足れりとせず、更に高度の獨裁確立を望んで進みつゝあり。

(十三) 廣西省の建設情況

李宗仁、白崇禧の率ゐる廣西軍は北伐の殊勳者なるに拘らず、民國十九年湖南軍及中央軍(蔣介石)の攻撃を受け辛うじて之を擊退せりと雖も、省内の疲弊既に其極に達す。即ち蔣介石に對し恨骨髓に徹せる李、白等も先づ自省内部の充實を急務と認め爾來慘澹たる努力經營の結果、治績漸く擧り諸般の建設其緒に就く。更に昭和九年三月「廣西省建設綱領」を策定して益〻之が擴充發展に努め、向上の意氣全省を蔽ふ。先づ注目すべきは李、白兩總司令率先垂範以て綱紀の緊肅、精神の作興を圖り全省心を一にして各其業に精進しある點にして、是れ實に建設事業成功の根基を成す。財政は歳出入各五千萬元收支の均衡を保ち其内容を公表す。又統制經濟政策を併用し通信、乘合自動車、鑛山採掘、製糖、酒精等主要事業は省營とす、特に農業の振興を圖り苛酷不當の稅金を廢して專ら民力の培養を圖る。他方省の財政負擔輕減の爲正規軍を增加せず民團制の採用に依り自衞力を增加しつゝ一面公民的訓練を施す。民團は全省を八區に分ちて所要の職員を置き且各縣、鄉村長等も民團の長を兼ね既訓練兵四十萬を超ゆ、中等學校以上の學生及び公務員も亦所定の訓練を受く(今回徵兵實施の

件は兩廣軍事の項參照)廣西の實狀以上の如く實に支那の模範省たり。他日雄飛の基礎著々强化せらる、又其影響は必然廣東、貴州、雲南等隣接諸省に及び廣西は今や事實上西南結束の精神的核心を成しつゝあり。

二、北支政局

(一) 黃郛の苦境と其南下

黃郛は對日戰事の危機に際し中央の命を奉じて北上し、爾來華北の政權を總攬して時局の收拾に當れるも山西の閻錫山山東の韓復榘を始め、各軍閥夫々獨立の勢力を形成し、實力の背景なき黃郛の威令は殆んど行はれず、殊に河北省主席于學忠は舊東北軍殘存の最大勢力者として容易に彼の統制に服せず、戰區問題に就ては自己の權限を固執して事毎に黃郛に楯付くの狀態に在り。

一方關東軍との間の懸案たる停戰協定善後處理問題は彼の努力にも拘らず、南京政府の掣肘を受けて毫も進捗せず、關

東軍よりは故らに對日遷延外交を弄するものとして攻撃せられ其督促甚だ急なり。茲に於て黄郛は停戰協定附帶問題の解決及び自己權限の擴大に關し直接南京政府の承認を求むる爲斷乎南下を決行するに至れり。即ち彼は四月三日北平發、平漢線に依り先づ漢口に立寄り張群、張學良、唐有壬等と會見し共宿論たる東北軍移駐問題に關し要談を遂げたる後南昌に到り蔣汪等南京政府首腦者に對し獻策是れ努めたるも、他方政府部内に反對者尠からず、相當紛糾を重ねたる結果、爾來南方に留ること久しく北上の能否を危ぶまれありき。

（二）黄郛の歸北

四月以來南下中の黄郛は八月中旬開催の廬山會議に於て蔣汪等國民政府首腦者と最後的折衝を遂げたるも、尚暫らく廬山に留りて情勢の推移を靜觀しつゝ歸北後の工作、其他に關し諸般の準備を整へありしが、九月初頭愈〻歸北に決して山を下り上海、南京に到りて日支要人と熟議の後九月十九日飛行機にて南京を發し南下以來五箇月半振にて北平に歸任す。

（三）戰區整理委員會の設置

黄郛は北歸以來華北五省行財政の建直しに腐心しありしが其第一歩として、先づ河北省の約三分の一を占むる戰區内の行政を調整し、治安の完備を圖る爲戰區整理委員會を組織するに決し、九月末委員七名を任命せり。從來戰區内の問題に就ては權限問題に付河北省主席于學忠と華北政務整理委員長黄郛との間に確執を生じ、從つて日支間の問題も思はしき進捗を見ざりしが、今回該委員の過半數に黄郛の腹心を充てたるは注目に値す。其後十月六日五省主席及び北平、天津、青島市長其他關係委員殆んど全員を會同して駐平政務整理委員會第五次大會を開き、今後の方針と決意とを表明する所あり、次で戰區内玉田其他四縣の縣長更迭及び戰區整理委員會組織辦法（政整會内に設置し戰區の治安其他各項の善後事宜を辦理す）の公布等戰區に對する權限擴張を圖り、以て其對華北政策實現の基礎を强化せり。

因に十一月一日成立せし戰區整理委員會の顔觸れ左の如し

常務委員　李擇一、殷同、朱式勤

委員　李擇一（政整會代表）、殷同（北寧鐵路局長）、朱式勤（軍分會代表）、殷汝耕（薊密區專員）、陶尙銘（灤榆區專員）、許同莘（河北省政府代表）、岳開先（察哈爾省政府代表）

秘書主任　王承桓

（四）蔣介石の北支及西北巡視

十月初漢口の軍政會議を終れる蔣介石は九日洛陽に到り同地軍官學校開校式に參列後、十二日洛陽より西安に飛行し、更に十七日蘭州、十九日寧夏著西北視察の上二十四日開封を經て濟南に至り韓復榘以下山東要人と會し、軍政上の報告を受け同日夕刻北平に入る。蔣の北平入は一年半振りにて其目的はロックフェラー病院にて診療を受くる爲と傳へられ、二十七日より二十九日迄入院中は一般訪客を避けありしが、三十日以後は楊永泰、王龍惠、劉峙、于學忠等相次で來平するに及び之と要談を遂げ、又柴山武官、若杉參事官等とも會見せり。次で蔣介石は十一月三日北平發張家口、大同經由、六日綏遠著、傅作義及び内蒙の雲王、德王等の盛大なる歡迎を受け八日飛行機にて同地發太原に著し、南京より北上せし孔祥熙と合し、次で閻錫山と軍政問題に關する協議を了し、同方面視察中江西剿匪軍瑞金占領の報に接し、急遽飛行機にて漢口に向ひ、翌十一月十二日南昌に歸著せり。斯くて約一箇月半に亘る西北及び北支巡視に依り蔣は該方面に於ける中央勢力の案外稀薄なるを痛感せりとか、或は巨額の黄白を散して灰色軍閥の懷柔に成功せり等傳へらる。

（五）河北省政府の改組竝移轉問題

戰區を包含する河北省の政柄を握れる于學忠は舊東北軍殘存の最大勢力者として、抗日反滿の宿怨拭ひ去り難きものあり、周圍の腹心亦志を同じくし事毎に黄郛に憤付きて其施政を拘束し、殊に停戰協定の履行に關しては常に不誠意不徹底の態度を持し陰險なる手段方法に依る排日的施爲亦尠からず之が爲速に省政府の改組竝移轉の實現を要望するの聲相當盛なりしが、最近戰區内に不祥事件頻發し、殊に八月福山寺事件九月玉田（宮越）事件相踵で起り、于學忠の責任問題を廻り

て我が方の態度頓に硬化するあり盆〻之が實現を促進するの機運にありしが、適〻蔣介石の北支視察に依り是等の問題急遽具體化し、南京政府は十一月九日行政院臨時會議に於て左の如く河北省政府改組案を決定し翌十日之を發令せり。

省政府主席　于　學　忠
民政廳長　張　厚　琬
財政廳長　魯　穆　庭
教育廳長　鄒　道　儒
建設廳長　張　勵　生
秘書長　魏　鑑
實業廳を廢して建設廳に合併す。
天津(近く特別市となる筈)市長に張廷諤を任命す。

右の省政府改組は諸般の關係上、當初噂に上りし于學忠の轉任を見るに至らず、排日の巨魁魏鑑を秘書長に据ゑたるを始めとし一般の顔觸れに大なる改善の跡を認めず。

又河北省政府の所在地移轉問題に關しては南京政府は愈〻十二月四日の行政院定例會議にて保定移轉を決議せるも、其實現は早くも翌昭和十年春となる豫定なり。

(六)　華北舊軍閥の動靜

從來華北獨立の策動を傳へらるゝや、往々之が首領乃至背後の人物として北支舊軍閥の名を聞く事あり。從つて蔣介石も彼等の行動には相當の警戒を加へ、或は段祺瑞南下の例に倣ひ之を南方に誘致軟禁せんことを希望しありと稱せらる。

吳佩孚は北平に在り民國の文天祥を以て自任し、尚聲望あり蔣介石は保護に藉口し、憲兵及び藍衣社員を派し身邊を監視せしむる外孫科を始め、人を介して南下を勸誘する事一再ならず、最近は吳の意も稍〻動くに至れるやに傳へらる。

泰山隱棲中の馮玉祥は尚野心滿々たり。從來南京政府は訓練總監兼軍事參議院長の名義を以て南下を誘へるも、斯る養老機關は到底彼の甘受する所に非ず、其望む所は綏靖主任又は河北山東主席の地位なり、但蔣介石は華北將領中最も馮を恐れあるを以て斷じて彼に實權を與へざる事明なり。

反蔣の雄圖破れ三月以來太原に蟄居しある孫殿英は華北に人なきを嘆じつゝ依然倒蔣の意止み難く靜に機會到來を待望す。過般蔣介石は西北巡視の際五千元を彼に贈れりと。

三、邊境事情

(一)　劉湘の辭職問題と四川の改組

四川邊防督辦兼四川剿匪總指揮たる劉湘は八月二十三日突如剿匪の失敗戰費の窮乏に依り、萬策盡きたるを理由として各方面に辭職通電を發すると共に、南京政府に對し正式に辭意を表明し、多大のセンセーションを捲起せり。彼が辭職を決意するに至りし動機に就きては巷間諸說紛々たるも比較的眞相に近しと判斷せらるゝもの次の如し。

(1)　剿匪軍事の不成功と軍費の缺乏

軍閥割據の支那の縮圖と稱せられある四川は劉湘、田頌堯、鄧錫侯等の軍閥各々河川水運の要衝、鹽、砂糖、阿片の產地を自己の地盤として其勢力範圍を劃定し醜き爭を續けありしが共匪の侵入と共に、之が討伐の爲に一時軍閥の一致を見劉湘其總指揮となりしも、各軍閥は依然として自己の地盤確保の爲必要なる兵力を殘置し、餘し得たる兵力を以て協力するに過ぎずして數次の討伐大なる奏功なきのみならず田、鄧等は青年共產黨員なるやの疑ありて眞面目なる討伐をなすは僅に劉湘直系部隊に限られ、而も之に要せし軍費は既に數千萬元に達せるも、中央は四川の剿匪目途なきを見込み、彼の要求に應ぜず單に矢の如き剿匪促進の要求をなすに止まれる爲め、劉湘も遂に嫌氣さしたるものと思はる。

(2)　西南との關係を怪まれたりとなす說

(3)　對英借款密約暴露說

劉湘が對英借款の密約をなせりとの情報蔣介石の知る所となり萬一密約成立せば劉が英の威を借りて蔣の命を奉ぜず、却つて西南との關係を愈〻固うする虞ある爲、劉軍の切崩しを策し先づ手始めに劉の直屬に非ざる第六路軍に對し劉の命に服從するの要なき旨密令したる爲兩者の關係遂に決裂し、劉は四川剿匪の放棄を以て蔣を威嚇せしものなりとなすもの。

(4)　劉湘の財源及武器を差押へられたるに起因すとなす說

(5)　將領間の紛擾

劉湘は剿匪の陣容建直しの爲剿匪軍事委員會を組織し、各路軍正副總指揮を委員に任命し、委員長には豫て劉湘の信任せる一介の占者劉從雲を擧げたるが、去る五月剿匪會議の際右劉從雲の主張を盲信せる劉湘は一氣に功を收めんと焦り進攻し、大損害を蒙りたるも尙劉從雲を妄信し爲に部下の各將領も劉湘の命に服せず、劉湘も已むなく從雲の自發的引退を夫れとなく求む

る意味に於て一時身を退くに至れりとなすもの。

劉湘の辭職電に對し、蔣介石は中央として出來得る限り援助すべきを以て切に復職を望む旨の懇電を發し、林森、汪精衞、四川要人等一致して復職を勸告せり。仍て劉湘も遂に辭意を飜へすに至り九月一日王陵基との會見に次で軍政財界各方面の領袖を糾合し、剿匪對策を協議したる後、重慶發宣漢方面剿匪戰線の視察に向へるが適〻共產軍の儀隴突破の報に依り九月二十六日急遽重慶に歸還し、次で成都に赴き一先づ共匪の南進を防止し得たるも剿匪第二、第三路軍方面の內訌と中央よりの軍費援助なき爲依然苦境に彷徨せり。茲に於て劉湘は十一月二十日南京に出頭し、北支巡歷を終へて南歸せし蔣介石を始め汪精衞、何成濬等と連日會見し四川省の剿匪、軍費、財政等の諸問題に就き交涉を遂げたる結果夫々中央の援助を受くるに決し十二月十九日重慶に歸還せるが、今後中央勢力の四川侵入は免れざる所なり。尙南京政府は劉湘の希望を容れ、四川省政府委員の改組を決定し十二月二十一日左の如く正式發表を見たり。

省政府主席　劉　湘
民政廳長　甘　績鎔(劉湘系)
財政廳長　劉　航琛(第二十一軍系、前廣西省長)
建設廳長　郭　正　明(第二十一軍參謀長、前民政廳長)
秘書長　郭　漢　祥(劉湘系)
省政府委員　謝　培　筠(蔣介石系)

(二) 貴州の政局

貴州省に於ては現主席兼第二十五軍長王家烈と第二師長猶國才との抗爭依然絕えざりしが、西南各代表の調停に依り七月二十五日關嶺に於て兩者會見の結果双方諒解し、王は其兼職たりし貴州省政府民政廳長の職を猶に讓り、爾來貴州政局は比較的平穩に歸せり。然れども內心省主席を望みありし猶は尙不滿を藏し雲南の龍雲と結托して王を倒さんと企圖し、夏秋の交盛に龍雲の出兵を慫慂せしも龍は其時機にあらずとして之を拒絕し緩かに事なきを得たり。次で西竄の朱毛軍十二月中旬貴州省東南隅に侵入するや、王猶等は地盤確保の目的に向ひ、協同事に當れるも中央軍及び廣西軍が共產軍を追ひて入省し來るに及び中央對西南抗爭上の要點たる貴州省は果然之が爭奪の目標となるに至れり。

(三) 內蒙自治の確立

王道滿洲國の成立は西隣內蒙の人心を刺戟して、其獨立機運を促進し、遂に錫林郭勒盟副盟長德王の首唱に依り昭和八年九月下旬百靈廟に於て內蒙各地代表の間に自治會議の開催を見るや、南京政府は大に驚き直に黃紹雄、趙不廉を派して之が綏撫に任ぜしめ兩名は十一月中旬百靈廟に於て蒙古王公と數次に亘り協議を重ねたる結果、遂に德王等をして內蒙自治政府組織に關する原案を放棄し、新に黃等との間に妥協辦法を作製承認せしむるに至れり。然るに其後中央側は內蒙の自治要求に對しては事邊境政策の全般に關する重大問題なりとし、百靈廟の決議を覆轉更改して新に自治辦法十一條を規定せるが右は自治區域竝其權限等に於て、全然蒙古王公の要求を無視せる骨拔案なりし爲、南京駐在の內蒙古代表は昭和九年一月二十日代表會議を開き右決定の接受を拒否し、其取消を求め之を容れられざるに於ては一同連袂退京する旨決議せり。

茲に於て中央側も漸く反省し、二月二十八日の中央政治會議に於ては孫科を主席として本問題を再審議し、新に蒙古自治問題辨法の原則八項を通過せり。

一、蒙古の適當なる地點に蒙古地方自治政務委員會を設置し、行政院に直屬せしめ、中央主管機關の指導を受け各盟旗の政務を總理す、該委員長及委員は蒙古人を以て之に充當するを原則とし政務經費は中央より之を支給す。

中央より該委員會所在地に專員を派し之を指導せしむると同時に盟旗省縣內の爭議を調停せしむ(以下略す)

斯くて汪行政院長は三月一日內蒙代表と會見、各代表は之を受諾せり越えて七日中政會議に於て蒙古地方自治政務委員會組織條令及び蒙古地方自治指導長官條令を決議し、且左の如く任命發表せり。

自治指導長官　何　應　欽
同　副長官　趙　戴　文
自治政務委員會委員長　雲　端　旺　楚　克
同　副委員長　索　諾　木　喇　布　坦

同　沙克都爾札布
同　委　員　德王等、二十四人

斯くて蒙古地方自治委員會の成立大會は四月二十三日百靈廟に於て擧行せられ、內蒙自治の形態全く整へり。

然れども依然中央の監督下に存し當初蒙人の要求せし高度自治とは相距ること遠きものあり、純眞なる蒙古青年の中には成立前後よりして既に不滿を抱けるもの少からず。加之自治政府內部には黨派的反目竝共產分子の暗躍あり、德王及び其腹心のみ自治の確立に熱心なるも、他の王公要人は多く袖手傍觀し、中には却つて德王の聲望を嫉視して之を陷れんとするものあり。一方南京政府は懷柔威壓に依りて自治政府內部の切崩を策し、且其對日滿接近に對する監視は極めて嚴重なるものあり。從來德王の秘書兼保安總隊長として其信望を一身に集め對日滿親近工作の爲縱橫に活躍せし韓鳳麟（日本陸士出身）が九月五日北平に於て中央憲兵第三團の爲拉致殺害せられたるが如き亦之が一證左たり。蓋し韓鳳麟事件は德王の片腕を失ひたるに等しく、其一大損失たると共に內蒙人士に大なる衝擊を與へ、中央に對する反感と恐怖とを醸成せり。

又自治政府は經費難の爲日と共に非常なる苦境に陷り、爲に威令漸く行はれず、實勢力範圍は僅かに東西蘇尼特、烏蘭察布盟を包含する地域に過ぎざるもの、如く前途樂觀を許さざる情況に在り。

（四）新疆の統一

昭和八年九月新疆邊防督辦盛世才、東路警備司令馬仲英間の和議破れて以來、當初馬軍の優勢を傳へられ、伊犂の張培元軍も之と相呼應して迪化を挾擊するの勢を示しありしが、昭和九年一月三日張が惠遠城（伊犂附近）に陣歿するに及び形勢漸く逆轉し、三月には盛軍迪化附近に於て大いに馬軍を破りて大勢を決し、敗殘の馬軍は一部を以て甘肅方面に逃れたるも主力は盛軍の急追に加ふるに退路を絕たれ、已むなく途を焉耆、喀什噶爾方面に取りて西走せり。以上の如く盛馬の兩軍北部新疆に爭覇を續けある間に南疆に在りては昭和九年一月喀什噶爾附近に英國を背景とする纏回の獨立國卽ち薩烏赫（サビットフ）達木拉（ドムーラ）（和闐回王の一族）政權樹立せられ、國名を東トルキスタン王國と號し、完全に支那より獨立せり。然るに幾もなく阿克蘇に在りし東干軍首領和家尼亞子（ホヂアニヤーツ）は新政權に對し喀什噶爾より英人を驅逐せよと要求し和闐回王之に應ぜざりし爲兩軍の間に衝突起りしが適〻迪化敗戰後南下せし馬仲英軍來りて東干軍を援け喀什噶爾を攻むるに及び達木拉（ドムーラ）支へ得ずして葉爾羌に逃れ新政府は月餘にして早くも崩壞せり。又南京政府は二月東トルキスタン王國出現の確報を得て痛く驚愕し內政部長黃紹竑を宣慰兼調査の爲派遣したるも、黃は盛世才の入新拒絕に會ひ空しく蘭州より引返せり。

一方盛世才は劉斌を南疆剿匪總指揮に任じ、軍を三路に分ちて南新疆に出動せしめ一は伊犂より喀什噶爾に一は迪化より阿克蘇を經て疏勒に他は焉耆より大戈壁を迂回して于闐、和闐に向はしめたる爲、殘兵纔かに一千を以て莎車に餘喘を保ちありし馬仲英も七月英吉沙爾の一戰に敗れ、遂に西路より蘇邦國境に逃れて之に抑留せられ、省政府軍二千四百人は

爾來喀什噶爾を占據するに至れり。斯くして一先づ全疆の統一成り其實權盛世才に歸す。然れども省內の疲弊甚だしく財政幣制の紊亂其極に達し、中央の援助を待つこと特に切なるものあり。南京政府は昭和九年二月新疆建設計畫委員會を設け褚民誼を主任として銳意打開策を考究せしめ、十月には劉文龍の病氣辭職を許し代理主席たりし李溶を新に省主席に任命して省政改革に努めしめあるも遽かに成果を望み難し。一方蘇邦は省內各地に領事館を設け、又盛等を籠絡して省政府內に顧問を入れ政治軍事の實權を掌握しあるのみならず、地勢交通經濟上の優位を利用して全省の貿易を獨占し、英支の實勢力を驅逐して著々經濟的支配權を確立しつゝあるは注目を要す。

（五）班禪の歸藏問題と黃慕松の入藏

嘗て達賴喇嘛と共に大西藏の軍政主宰者として活躍せし班禪喇嘛は一九一八年達賴に逐はれて以來、北平及び南京方面に在りて不遇を喞ちありしが、昭和八年十二月十七日達賴の

圓寂に伴ひ俄然西藏復歸の氣運擡頭せり。殊に南京政府は親英派たる達賴の死を好機とし、親支派の班禪を歸藏せしめて西藏に對する宗主權の回復强化を圖らんとし、昭和九年一月十二日北平に在りし班禪を南京に迎へて大會議を開き西藏問題を討議せし外、參謀次長黃慕松を達賴十三世葬禮特使として入藏せしむるに決し、且班禪を國民政府委員に列せり。爾來班禪は入藏の準備に著手せるも之が實現の前には尙幾多の難關あるもの、如く、彼は七月北平に入り八月中旬經遠に赴き伊克昭盟杭錦旗にて越年せり。一方國民政府の特命を帶びて赴藏の途に就ける黃慕松は憲兵三十名各種專門家百十八名を伴ひ七月下旬西康省碩督に、八月二十五日無事西藏の首都拉薩に到着し、爾來僧俗官民の歡待裡に西藏の政情を視察し藏支關係の改善、班禪の歸藏問題等に關し種々折衝を重ねたる後、十一月二十八日拉薩出發、印度を經て海路南京歸來の途に就けり。之を要するに達賴の死を契機とし藏支關係は近年に無き好轉を見せあるも、西藏に對する英國の牢乎たる勢力に想到せば其前途には大なる期待を懸け難し。

四、財政及經濟

(一) 民國廿三年度中央豫算及前年決算

(イ) 民國二十三年(自一九三四年七月至一九三五年六月)總豫算は七月決定を見たるも其後諸種の事情に依り一部の修正を爲す。原豫算と修正豫算とを比較表示せば左の如し。

歲入	科目	原定豫算額	修正豫算額	出入
經常部		七六六、八六八、四四七元	七七三、四七〇、〇九一元	
鹽稅		一九〇、三五三、八五一	同	上
關稅		三六〇、四一三、七九一	三六六、四一三、七九一	

歲出	科目	原定豫算額	修正豫算額	出入
經常部		七四八、〇三九、〇九四元	七五一、六八七、一二四元	
黨務費		五、七二五、四六四	五、六六〇、七〇〇	上
國務費		一三、五九七、五八〇	一二、二九五、五八〇	

煙酒稅		二三、一〇四、八七三	同	上
印紙稅		一二、八八四、二八六	同	上
統稅		一一六、五九九、二九九	一一六、九五九、六七九	上
鑛稅		二、七二四、九七九	同	上
取引所稅		一〇〇、〇〇〇	同	上
銀行稅		一、六〇〇、〇〇〇	同	上
國有財產收入		五、七〇四、八七八	同	上
國營事業收入		二〇、九〇九、八五〇	二〇、九六五、〇五〇	上
行政收入		一二、二六六、二八〇	同	上
國營事業純益			八、三四八、五六七	上
地方政府送金(協款收入)		一二、九四八、〇〇〇	六、五八八、〇〇〇	上
其他收入		七、二五八、三六〇	同	上
臨時部		一〇、四三三、七七九	一四四、六四〇、九四三	上
關稅		一	一六、四〇〇、四五〇	三
國有財產收入			一、六四三、五〇三	臨
國營事業收入		三三九、〇一〇	同	時
行政收入		二五〇、八〇六	同	部
公債及借款收入		九、七八四、二九四	五〇、〇〇〇、〇〇〇	上
其他收入		五九、六六九	七六、〇〇七、一七四	同

軍務費		二九三、〇一四、六〇〇	同	上
內務費		五、〇一四、八六九	八、六二五、八八六	上
外交費		八、二五、八八六	六八、九四四、一三四	上
財務費		六八、九四四、一三四	一七、六五八、二三三	上
教育文化費		一七、六五八、二三三	二、一〇一、五二〇	上
司法費		二、一〇一、五二〇	三、九三四、三九〇	五
實業費		三、九三四、三九〇	四、九七二、四四二	上
交通費		四、九七二、四四二	一、四五一、六〇四	上
蒙藏費		一、四五一、六〇四	一、八一二、一八〇	七
建設費		一、八一二、一八〇	四四、四二五、七三五	〇
補助費		四四、四二五、七三五	五、七六一、六六五	上
撫恤費		五、七六一、六六五	二五七、五三〇、二三一	三
債務費		二五七、五三〇、二三一	一六、四〇〇、四五〇	三
豫備費		一六、四〇〇、四五〇	二九、二六三、一三二	〇
臨時部			一四四、六四〇、九四三	上
黨務費		六〇、〇〇〇	同	上
國務費		五一四、七〇〇	四九二、七〇〇	上
軍務費		一四、七三六、三一〇	一六六、四二三、九一〇	上
內務費		四六一、〇〇〇	三九、九七六、三一〇	上
外交費		二〇一、〇〇〇	六一、〇〇〇	上
財務費		二四八、六八〇	同	上

總計	七七七、三〇二、二二六	九一八、一一一、〇三四
教育文化費	一、三七六、二四八	同上
司法費	九五六、三九〇	九四六、三九〇
實業費	三六〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
交通費	二三一、八一〇	同上
建設費	九、九八二、七九四	三四、一七六、八五六
國營事業費	——	五〇、三一八、七一六
補助費	一三四、二〇〇	三八、一三四、二〇〇
總計	七七七、三〇二、二二六	九一八、一一一、〇三四

固より右數字の持つ意義に至りては、列國の場合と大に趣を異にするものあり。實施の結果より見て屢〻架空的數字に過ぎざりし事實すら少しとせざりしも、以下修正豫算數字を基礎として若干考察を進めんに、豫算總額九一八、一一一、〇三四元は比較的收支に均衡を認め得たる民國二十二年の總額に比すれば約二割五分六厘の膨脹を示せるに拘らず、其内容には何等の改善又は方針らしきものさへ發見するを得ず。即ち歲出に於て其最多額を占むるものは依然軍務費の三億三千餘萬元にして之に債務費二億五千七百餘萬元を加ふれば全歲出の七割を占めある結果、生産的支出の割合を必然的に減少せしめ、經濟建設の如き單なる美辭麗句と化し去りあり。

更に剿匪軍費に關し昨一九三三年度に於ては經常歲出の外追加豫算として別に二億數千萬元の支出を見たり。本年度亦前揭豫算中に之が揭上を見ずと雖も、剿匪軍隊竝其行動等に鑑み、一層多額の臨時支出を要す可き事想像に難からず。

又財政部より發表せられたる地方稅制整理の中央負擔の如き相當多額の支出を要すべきに拘らず、内務費中に夫れらしき增加を示さず、中央の眞意全く不明なり。

酬て歲入に付見るに各項目の批判は姑く措くも本豫算編成當初九億餘の支出要求に對し、一億餘の歲入不足を理由として七億元限度の成立を見たる原定豫算が修正豫算に於ては其歲入不足一億元餘が短時日間に補整されある如き誠に奇とす可く、要するに收支何れも曖昧にして信を置くに足らず。

（ロ）民國廿一、二年度決算は當局者非公式の言に依れば純歲出は前者六億四千五百萬弗、後者七億七千萬弗にして純歲入（借款を除く）は前者五億六千萬弗、後者六億二千二百萬弗なり、尙孔部長の聲明に依れば該二箇年の公債は夫々約一億弗及一億一千五百萬弗にして不足總額に達せざる事遠しと。

（二）地方財政概觀

地方財政の窮乏亦久しきに拘らず何等の整理對策を見ざりしが偶〻廣範なる水旱害に際會し、其窮迫に益〻拍車を加へたり。卽ち地方財政整理上最も緊要なりとして實施の決定を見たる地租整理、苛捐雜稅の廢止の如き何等の實績を見ざるのみならず、財政の形式的前提たる豫算の編成發表すら收支に甚しき懸隔ありて未だ其實施を見ざるもの多く、之が成果に至りては思ひ半に過ぐるものあり。

昭和九年に於ける財政收支の實狀を概觀するに國民擔稅力の疲弊は邊境地方に於て特に顯著なるものあり。青海省の如きは當局が田地稅に對し割引を行ふ等の善處策を講じたるも成績不良を極め、甘肅省は青海寧夏の分立以來、負擔增加甚だしく引續き豫算の不足を來せるも、中央亦之を補ふ餘裕無く結局例年の如く二百萬元前後の不足を豫想せしむ。其他西康、察哈爾、綏遠等何れも右と大同小異の狀態に在り。

北支諸省中山東、山西兩省に於ては適時緊縮を行ひ收支に甚しき缺損を示さゞりしも河北、河南の收支狀態は良好ならず。安徽省は更に困窮しありて諸官署の經費竝債務未拂額二百萬元以上に達しあり。

長江筋江蘇江西、湖北及湖南各省中最も窮乏を示せるは湖南省なり。其主因は何鍵の行へる剿匪竝軍隊擴張の所要經費を一般政費より流用せるが爲なり。又浙江省は前年度缺損額

七百餘萬元の多きに達し、加ふるに中央政府の爲立替支出せる福建事件費百五十餘萬元は今日尚返還を見るに至らず、已むなく建設公債利息拂を遲延し以て窮狀を切抜けんとしあり

四川、貴州、福建各省の財政は軍閥橫暴の爲困窮を極め就中福建の如きは之が打開の爲湖北、安徽の例に倣ひ阿片の特稅をも試んとし福州、厦門の二箇所に特稅所を設くるに至れり。獨り該方面中稍〻安定を見つゝあるは廣東省なるが、其原因は劉匪軍費として中央より每月數百萬元を受けあるが爲なり。廣西省も亦自主的緊縮策と廣東よりの補助とに依り略〻收支の均衡を保てり。

(三) 內外債

支那經濟紊亂の結果が直接的には赤字財政として表現されあること既述の如し。斯る財政の不均衡は通常公債と謂ふ財政技術に依り一時的には彌縫されつゝも、終局的には國民經濟に反作用して益〻之を惡化せしめあり。單に此方面のみより觀察せる支那は明に國家的破產への一路を急ぎつゝあるものと謂はざるを得ず。

支那財政は安定せりと宋子文の嘗て誇張せしが如く一九三二年には內債の發行を見ざりしとは言へ、其後棉麥借款を始め一部の輸入稅引上、鹽稅整理等の增稅案の目標が根本的には公債乃至借入金の擔保たらしむるに在りしを思へば、夫れは發行せざりしに非ずして、發行し得ざりしを事實とすべく現に昭和九年のみにても其發行額は左記(一)の如き多額に達しあり。之を左記(一)(二)表と對比せば近時に於ける公債政策の傾向を一層明瞭に把握するを得べし。

(一) 三四年中央地方公債竝借入金額調

中央政府發行公債

名稱	發行額	發行月
關稅庫券	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇元	一月
第一期鐵路建設公債	一二、〇〇〇、〇〇〇元	五月
玉萍鐵路公債	一二、〇〇〇、〇〇〇元	六月
六厘英金庚款公債	英貨一、五〇〇、〇〇〇磅	六月

中央政府借入金

鹽倉建設銀行借款	一〇、〇〇〇、〇〇〇元	八月

省政府發行公債

名稱	發行額	發行月
湖南省建設公債	三、五〇〇、〇〇〇元	七月
江蘇省水利公債	二〇、〇〇〇、〇〇〇元	十月
浙江省地方公債	二〇、〇〇〇、〇〇〇元	十月
廣東省短期金融庫券	二〇、〇〇〇、〇〇〇元	九月

市政府發行公債

上海市市政公債	五、〇〇〇、〇〇〇元)	七、八月

地方政府借入金

廣東省維持省幣借款		
河南省治黃借款	二、〇〇〇、〇〇〇元)	

(二) 支那政府內債明細表(單位千元)

發行年月	名稱	利率	發行高	未償還額一九三四年一月一日	負債殘額一九三四年一〇月一日
一九二七年一〇月	第二次二五國庫券	月五分	四〇、〇〇〇	五、八〇〇	二、二〇〇
一九二八年五月及六月	軍需公債	年六分	一〇、〇〇〇	六、三六四	五、九六〇
一九二八年七月及二月	善後短期公債	年六分	四〇、〇〇〇	六、四〇〇	四、〇〇〇
同一一月	十七年金融短期公債	年六分	三〇、〇〇〇	一一、七〇〇	五、七〇〇
一九二九年二月	十七年金融長期公債	年二分五厘	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	四二、七五〇
同一月	十八年賑災公債	年六分	一〇、〇〇〇	六、二〇〇	五、九〇〇
同二月	裁兵公債	同	五〇、〇〇〇	三一、五〇〇	三〇、〇〇〇
同四月	海河工程短期公債	月八分	四、〇〇〇)	二、二〇〇	二、〇〇〇
同六月	十八年關稅國庫券	月五分	四〇、〇〇〇	一五、二二一	一二、六二一
同九月	編遣公債	同	七〇、〇〇〇	四三、二六〇	四、〇七四
一九三〇年四月	十九年卷煙草庫券	同	二四、〇〇〇	四、八六一	一、四九六
一九三〇年九月及一〇月	十九年關稅短期庫券	月五分	八〇、〇〇〇	四八、九六〇	四三、二〇〇
同一一月	十九年關稅庫券	年六分	二〇、〇〇〇	一四、四一〇	一三、八〇五

國債歟	總計	同六年分利附英貨公債	同五年分利附英貨公債	同四年分利附英貨公債	同三年分利附英貨公債	同二年分利附英貨公債	同一年分利附英貨公債	同一九三〇年一〇月
一八九六年四分五厘利附英貨公債	一、海關收入を擔保とするもの	(三) 支那政府主要外債表	二 第二次奉直戰爭北京救濟公債	十一 期鐵路建設公債	三 國有鐵道年賦金	十 北京救濟金債券	十二 關稅庫券	十三 關稅庫券
一六、〇〇〇、〇〇〇磅		發行額	一九二四年一〇月一日	一九二四年一〇月一日	一九二五年一〇月一日	一九二五年一〇月一日	一九二六年一〇月一日	一九二六年一〇月一日
		現高	一、一七二、〇〇〇	一、一七二、〇〇〇	一、一七二、〇〇〇	一、一七二、〇〇〇	一、一七二、〇〇〇	一、一七二、〇〇〇
		延滯額	一、一七二、〇〇〇	一、一七二、〇〇〇	一、一七二、〇〇〇	一、一七二、〇〇〇	一、一七二、〇〇〇	一、一七二、〇〇〇
		備考	一九四三年償還期ニ付一九二四年ヨリ一九四三年ニ至ル毎年一月一日ニ償還ス	一九四三年償還期ニ付一九二四年ヨリ一九四三年ニ至ル毎年一月一日ニ償還ス	一九四三年償還期ニ付一九二五年ヨリ一九四三年ニ至ル毎年一月一日ニ償還ス	一九四三年償還期ニ付一九二五年ヨリ一九四三年ニ至ル毎年一月一日ニ償還ス	一九四三年償還期ニ付一九二六年ヨリ一九四三年ニ至ル毎年一月一日ニ償還ス	一九四三年償還期ニ付一九二六年ヨリ一九四三年ニ至ル毎年一月一日ニ償還ス

日本部分	二、雜收入を擔保とするもの	支那事情	一九二二年八分利六六公債	勸業債券及三三年六分利附興業銀行債券	借款九二年五分利クリスプ	一、海關收入を擔保とするもの	厘利附英貨公債	一九一三年五分利善後借款
三九、六〇八、七〇〇			三九、六〇八、七〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇円	五、〇〇〇、〇〇〇		五、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇磅
發行額						發行額		
利子ハ一、二、五、九、年六月以後ノ分ハ一九二六年ヨリ一九四二年ニ至ル毎年六月及十二月ニ償還ス			利子ハ一、二、四、七、八、一〇、年六月以後ノ分ハ一九二六年ヨリ一九四二年ニ至ル毎年六月及十二月ニ償還ス	元金ハ一九二五年以後七、年ニ六、〇〇〇、〇〇〇円ヲ償還ス	四、五、八、四、一、五、七	元金ハ一九二五年以後七、年ニ六、〇〇〇、〇〇〇円ヲ償還ス	一、五、〇、〇、〇、〇〇〇	〇、〇、〇、〇、〇〇〇磅
現高						現高		
三二、四七八、四〇〇			三二、四七八、四〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	四、五八四、一五七		一、五〇〇、〇〇〇	〇、〇、〇、〇〇〇磅
延滯額						延滯額		
利子ハ一、二、五、九、年六月以後ノ分ハ一九二六年ヨリ一九四二年ニ至ル毎年六月及十二月ニ償還ス			利子ハ一、二、四、七、八、一〇、年六月以後ノ分ハ一九二六年ヨリ一九四二年ニ至ル毎年六月及十二月ニ償還ス	元金ハ一九二五年以後七、年ニ六、〇〇〇、〇〇〇円ヲ償還ス	四、五、八、四、一、五、七	元金ハ一九二五年以後七、年ニ六、〇〇〇、〇〇〇円ヲ償還ス	一、五、〇、〇、〇、〇〇〇	〇、〇、〇、〇、〇〇〇磅
備考						備考		

借款	一九二八年の六分利ベルギー	銀行九二年五分利中法實業	一九一三年五分利善後借款
二、鹽稅收入を擔保とするもの	五、〇〇〇、〇〇〇	四三、八九三、九〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇
發行額			
現高	二、六一九、八〇〇、〇〇〇	三六、九六七、三〇〇、〇〇〇	二一、九〇五、九六〇、〇〇〇
延滯額			
備考	利子ハ一、二、七、八、年一月一日以後ノ分ハ一九二六年ヨリ一九四二年ニ至ル毎年一月一日及七月一日ニ償還ス	利子ハ一、二、七、八、年一月一日以後ノ分ハ一九二六年ヨリ一九四二年ニ至ル毎年一月一日及七月一日ニ償還ス	利子ハ一、二、七、八、年一月一日以後ノ分ハ一九二六年ヨリ一九四二年ニ至ル毎年一月一日及七月一日ニ償還ス

借款	一九二九年の六分利ベルギー	銀行九二年五分利中法實業	一九一三年五分利善後借款
二、鹽稅收入を擔保とするもの	五、〇〇〇、〇〇〇	四三、八九三、九〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇
發行額			
現高	二、六一九、八〇〇、〇〇〇	三六、九六七、三〇〇、〇〇〇	二一、九〇五、九六〇、〇〇〇
延滯額			
備考	利子ハ一、二、七、八、年一月一日以後ノ分ハ一九二六年ヨリ一九四二年ニ至ル毎年一月一日及七月一日ニ償還ス	利子ハ一、二、七、八、年一月一日以後ノ分ハ一九二六年ヨリ一九四二年ニ至ル毎年一月一日及七月一日ニ償還ス	利子ハ一、二、七、八、年一月一日以後ノ分ハ一九二六年ヨリ一九四二年ニ至ル毎年一月一日及七月一日ニ償還ス

皆濟期	皆濟期	皆濟期	米國平價	皆濟期	皆濟期	皆濟期	皆濟期
一九四三年	一九二九年	一九三八年	利子ハ九二一二一、九六〇元金ハ九七、九〇〇、〇〇〇円ヲ償還ス	一九四一年	一九四八年	一九六〇年	一九四三年
備考			英、佛、獨	備考			備考

	發行額	殘高	延滯額	備考
一九一四年五分利中法實業銀行浦口借款	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇フラン	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	元金＝四、七二二、〇四四（最初より） 利子＝六一、〇二七、五八五（一九二一年以來）	皆濟期＝一九三〇年(1)
一九一九年六分シカゴ銀行借款	五、〇〇〇、〇〇〇米	五、〇〇〇、〇〇〇	元金＝五、五〇〇、〇〇〇 利子＝四、二九〇、〇〇〇（一九二〇年以來）	皆濟期＝一九二一年
一九一九年六分利太平洋拓殖公司借款	五、五〇〇、〇〇〇米弗	五、五〇〇、〇〇〇	元金＝五、五〇〇、〇〇〇（最初より） 利子＝五、七二五、〇〇〇（一九二〇年以來）	皆濟期＝一九二一年
一九一九年八分利ヴイツカー會社借款	一、八〇三、二〇〇磅	一、八〇三、二〇〇	元金＝一、八〇三、二〇〇（最初より） 利子＝一、三七〇、四六四（一九二二年以來）	飛行機購入借款 皆濟期＝一九二九年
一九二五年八分利スコダ借款	六、八六八、〇四六磅	六、八六六、〇四六	元金＝六、一七九、四四一 利子＝二、七一八、九五三 （双方共最初より）	皆濟期＝一九三五年

註(1) 一九二五年の中法實業銀行借款により、同行に負ふ支那政府の本借款は整理され、從つて兩者間の債權債務關係は消滅しあり。

鐵道部所管（鐵道財産及び收入を擔保とするもの）（單なる前渡金を除く）

	發行額	殘高	延滯額	備考
一八九九年五分利京奉線借款（英）	二、三〇〇、〇〇〇磅	六三二、五〇〇	―	皆濟期＝一九四四年
一九〇四及一九〇七年滬寧鐵道五分利借款	二、九〇〇、〇〇〇磅	二、七八四、〇〇〇磅	元金＝四六四、〇〇〇（一九三〇年以來） 利子＝二〇八、〇〇〇（一九三二年以來）	擔保＝鐵道財産收入 皆濟期＝一九五三年
一九〇五年五分利道淸鐵道借款（英）	八〇〇、〇〇〇磅	四九五、七〇〇	元金＝三七六、三〇〇 利子＝一一二、四二五（一九二六年以來）	皆濟期＝一九三五年
一九〇三、一九〇七年五分利子汴路鐵道借款（白）	四一、〇〇〇、〇〇〇フラン	二三、五〇〇、〇〇〇	元金一七、五〇〇、〇〇〇 利子＝九、〇五〇、〇〇〇（一九二七年以來）	皆濟期＝一九三五年
一九〇七年五分利廣九鐵道借款（英）	一、五〇〇、〇〇〇磅	一、一一一、五〇〇	元金＝七六九、五〇〇 利子＝四七二、三七九（一九二五年以來）	皆濟期＝一九三七年
一九〇八年五分利滬杭甬鐵道借款（英）	一、五〇〇、〇〇〇磅	三七五、〇〇〇	―	皆濟期＝一九三八年
一九〇八年及一九〇九年五分利津浦線借款（英、獨）	英＝一、八五〇、〇〇〇 獨＝三、一五〇、〇〇〇磅	英＝一、一五六、二五〇 獨＝二、二〇五、〇〇〇	元金＝二、三六一、二五〇 利子＝一、四五五、九〇二 （英＝一九二五年以來 獨＝一九二四年以來）	皆濟期＝一九三八年
一九一〇年五分利津浦鐵道追加借款（英、獨）	英＝一、一一〇、〇〇〇 獨＝一、八九〇、〇〇〇磅	英＝八八八、〇〇〇 獨＝一、六〇六、五〇〇	元金＝一、四四四、四〇〇 利子＝一、一四〇、四七八 （英＝一九二五年以來 獨＝一九二四年以來）	皆濟期＝一九四〇年
一九一一年五分利郵傳部借款（日）	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇	元金＝七、九二〇、〇〇〇（最初より） 利子＝五、三七〇、五〇〇（一九二二年以來）	皆濟期＝一九三六年 債權者＝正金銀行
一九二〇年八分利隴海鐵道借款（白）	四、〇〇〇、〇〇〇磅	四、〇〇〇、〇〇〇	元金＝一、四六六、五二〇（一九二三年以來） 利子＝一、六〇〇、〇〇〇（一九二六年以來）	皆濟期＝一九五二年
一九二〇年八分隴海鐵道借款（白）	一三七、七四三、〇〇〇ベルギーフラン	一三七、七四三、〇〇〇	元金一三七、七四三、〇〇〇（一九二六年以來） 利子九三、六六五、二四〇（一九二五年以來）	皆濟期＝一九三三年

一九二〇年八分利蘭海鐵道借款（オランダ）	三〇、七五〇、〇〇〇	ギルダー	
一九一三年滬楓鐵道擔保回收借款（英）	三七五、〇〇〇	磅	
一九一九年道清鐵道車輛購入七分半借款（英）	一二六、八三九	磅	
一九二〇—二三年八分利平綏鐵道材料供給借款（白）	八〇〇、〇〇〇	磅	
一九二三年膠濟鐵道六分利國庫證券（日）	四〇、〇〇〇、〇〇〇	円	
一九二五年八分利蘭海鐵道借款（白）	二一、二五〇、〇〇〇	フラン	

（四）銀問題

一九二八年來漸落傾向に在りし銀價は一九三一年九月英國金本位離脫の時を轉機として騰勢に變り、殊に米國が一九三三年春金本位と別れ、更に三四年八月銀國有法を發表するに及び激騰を演するに至れり。而して此間上海に於ける對外爲替も亦之に順應して漸騰せりとは謂へ、何れも銀價格の夫れに及ばす玆に銀流出の重要因子を爲すに至れり。

加ふるに當時農村疲弊、地方政情不安、共匪土匪の跳梁等地方銀需要の收縮、蓄財の都市逃避等に基き銀の都市集中あり。殊に米國銀國有法の實施以來海外銀市場は異常の活況を呈せし爲、銀輸出防止對策の見越と相俟ち銀流出の激增となり、上海金融界の危機を豫想せしむるに至れり。

左に銀流出狀況を示す爲上海在銀高の增減を表示すれば左の如し。

上海銀行銀手持高調（單位千元）

四月	五九四、〇五六	十月	四一〇、八九一
六月	五八二、八九八	十一月	三六二、六三九
八月	四九二、六一九	十二月	三三五、九一二
九月	四五一、二九四		

右に對する國民政府の對策を見るに

一、九月八日　外國爲替管理令竝標金取引外貨決濟禁止令
二、十月十五日　銀輸出稅の引上竝平衡稅の賦課
三、十月十九日　外國爲替平衡委員會成立
四、十一月二十二日　銀輸出許可制度實施

斯の如き銀對策就中銀增稅に伴ふ平衡稅の賦課は銀元の相場を增稅額及び平衡稅額だけ下落せしめ、世界市場に於ける銀相場との關聯を一應切斷するものなるも支那の特種事情は遂に十分の效果を發揮するに至らず。

之が爲却つて銀密輸出を助長し、或は銀死藏の誘導となり、金融硬塞貿易逆調を招來せるのみならず、最も憂慮せらるる可き兌換券の增發傾向をも見つゝあり。斯る情勢を支那國民の通貨に對する特異觀念と思ひ合す時增發——紙幣價値下落——兌換要求、又は預金引出——銀行閉鎖——財界混亂等々と言ふ公式的道程を辿り國民政府の經濟的基礎をも動搖せしむるに至るの懸念多く支那將來の重大問題たらんとしつゝあり

（五）國際貿易

最近支那の國際貿易狀況は左表の如く輸出入共漸減の落潮甚だしく、特に一九三四年度に於ては主として連年の貿易不振に依る購買力の涸渇により輸入は益〻著減し、他方銀高に依る支那品の値上りは輸出をも衰退せしめ、其合計に於て一九三一年に比し約四割の減少を示せり。

最近五箇年間支那對外貿易額（單位百萬元滿洲及滿洲國を除く）

元金三〇、七五〇、〇〇〇（一九二六年以來） 利子一九、六八〇、〇〇〇（一九二五年以來）	皆濟期＝一九三三年	
元金＝二六二、五〇〇（一九二七年以來） 利子＝一四〇、九一〇（一九二六年以來）	大倉組の借款返濟の目的で締結されたもの 皆濟期＝一九三四年	
元金＝一二六、八三九（最初より） 利子＝六一、八三四（一九二七年以來）	皆濟期＝一九三〇年	
元金＝八〇〇、〇〇〇（最初より） 利子＝四八〇、〇〇〇（一九二五年以來）	皆濟期＝一九三二年	
——	皆濟期＝一九三五年	
元金一三、六〇〇、〇〇〇（一九三一年以來） 利子一三、六〇〇、〇〇〇（一九二五年以來）	皆濟期＝一九三五年	

年次 / 區分	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
輸入	一、七二三	二、〇〇三	一、五二四	一、三四五	一、〇二九
輸出	九四四	九一五	五六九	六一二	五三五
合計	二、六六七	二、九一七	二、〇九三	一、九五七	一、五六四
輸入超過	七七九	一、〇八七	九五五	七三三	四九四

以上輸出入合計の減退は支那全體の經濟力疲弊の加重を說明せるものと見るべく、其輸出額の減退は世界市場年來の恐慌深化と銀高の爲支那品市場の益狹められたる結果なり。又輸入額の減退は支那工業勃興を反映せるものには非ずして支那人購買力の減退を立證し、支那產業の衰退を指示する以外の何物にも非さるが如し。斯くて支那は通商開始（一八六四年）以來實に八十億海關兩百十數億元の輸入超過となれり。

次に國別貿易を見るに、

支那對外貿易主要國別表（單位千元）

年次 / 國別 / 區分	一九三四年		一九三三年		一九三二年	
日本	輸出	八一、二三一	輸入	一二六、八八六	輸出	九五、八〇七
	輸入	一三二、二四九	輸出	一六七、四六二	輸入	二三一、二五六
米國	輸出	九四、四三五	輸入	二七一、八三一	輸出	一二三、二四六
	輸入	二九七、四六八	輸出	九三、四六九	輸入	四二九、三七五
英本國三國の全貿易に對する比率	四九、八〇六 一三四、六四七		四八、七六五 一五四、〇四一		五八、五五六 一八五、七〇一	
	四二%	四八%	四三%	四二%	四二%	四八%
	五一%		四三%		五一%	

卽ち昭和八年英本國の壓倒に依り輸入の第三位にありし日本は昭和九年再び第二位に躍進したるが如く、日、英、米三國の支那貿易に占むる地位は彼我消長を見るに拘らず三者の合計が支那貿易全體中に占むる割合には殆んど異動を見ず。換言すれば三者中某一國の盛衰は夫々他の二國の興廢を意味する競爭的立場に在るの事實は特に注意を喚起すべきならん

更に輸出品別增減を見るに昭和八年に比し增加せるものは豆類、植物性染料及び塗料、酒、茶、燃料等にして減少せるものは藥劑、香料、野菜類、木材、紡績纖維等なり。

輸出品中綿絲布其他纖維工業品は支那紡績の不振にも拘らず一億七千萬元の多額に達し、全輸出額の三分の一を占めあるは其前途刮目す可きものありと謂ふべく、轉じて昭和九年の輸入貿易に就き品別增減を見るに增加せるものは、織物金屬機械煙草等にして減少せるものは綿布類綿絲及人絹類棉花

海產物等なり。

就中棉花綿絲及綿製品の輸入額減少は昭和八年に比し、四千三百萬元二割五分の多額に達しあり。蓋し水旱災の被害甚大なりしに加へ七月以來輸入稅の禁止的高率賦課の影響なりと見る可く、昭和九年中在上海邦人紡績產綿絲の賣行が國內に減じ、國外に增加せる事實と支那紡績生產漸減の實情とを思ひ合す時、支那人購買力の減退を證して餘りありと謂ふを得べし。

五、鐵道及民間航空

（一）新に開通せる諸鐵道

支那に於ける鐵道建設熱は其財政窮乏乃至經濟的疲弊にも拘らず頗る旺盛にして、既設鐵道の延長工事若くは新線の敷設作業等相當活潑に行はれ、所謂計畫線に屬するものに至りては其數甚だ多く近き將來に於て著工を豫想せらるゝものゝみにても十指を屈する狀況に在り。而して昭和九年內に於て開通を見たる新線中主なるものを擧ぐれば次の如し（括弧內は開通月日を示す）。

1、同蒲鐵道（山西省）
太原—介休間（七月一日）
介休—蠔石間（十二月末）
太原—原平間（十二月末）

2、正太鐵道支線（山西省）
●榆次—大谷間（十二月十五日）

3、隴海鐵道（陝西省）
潼關—華陰間（四月一日）　華陰—渭南間（七月一日）
渭南—西安間（十二月二十七日）

4、蕪湖牛浦鐵道（安徽省）
蕪湖—宣城間（九月上旬）

5、杭江鐵道（浙江省）
金華—玉山間（昭和八年十二月末）

6、粵漢鐵道（廣東省）
韶州—樂昌間（二月一日）

（二）民間航空路の擴張

中國、歐亞、西南の各航空公司は昭和九年に於て相當顯著

なる定期航路の擴張を圖れるが、其年末頃に於ける就航狀態及噂に上れる新線の主なるもの左の如し（△印は昭和九年に開航せしもの）。

1、中國航空公司

上海—成都線　上海漢口間毎日、漢口重慶間毎週三、重慶成都間毎週四往復

上海—北平線　毎週三往復

上海—廣東線　毎週二往復（三月以降休航、十一月二日再開、尙近く比島迄延長せらるべしと云ふ）

成都—拉薩線　六月開航準備に著手し目下著々進行中

大平洋橫斷米支連絡飛行に就ては交通部、中國航空公司、汎米航空會社間に目下具體的交涉相當進捗しあり。

2、歐亞航空公司

上海—蘭州線　毎週一往復

△北平—西安線　毎週一往復（三月十四日開航）

△北平—漢口—廣東線　毎週二往復（五月一日開航）

△蘭州—寧夏線　毎週一往復（六月十九日開航）

△寧夏—包頭線　毎週一往復（十一月上旬開航）

（十月中旬太原飛行站を廢止し洛陽站を鄭州に移轉せり）

獨支連絡飛行に就ては一時印度方面經由の南方航路開拓說傳へられたるも、最近新疆政情の安定に伴ひ該方面の航路復活有望視せらる。又將來該航路に使用せらるゝ筈の大型ユンカー五二號機（發動機三、客席十八）は獨逸より九月上旬上海に飛來し十月一日以後、平粵航路に使用せられあり。

3、西南航空公司（西南五省官民の合辨、資本二百萬元）

△廣東—龍州線　毎週三往復（十月開航）

△廣東—瓊州線　毎週一往復（十月開航）

瓊州—北海線　北海—南寧線（近く開航）

南寧—貴陽線　（十月三十日試驗飛行終了、近く開航）

4、以上の三公司は從來別個に營業しありしも、年末に至り三者間に連絡運輸の協定纏まり、全支航空網の充實を期することゝなれり。

六、雜　件

（一）藍衣社と新生活運動

世界的フアツシヨの流行は當然支那にも影響し、殊に日支戰事の勃發後は救國の急務として內戰停止、擧國抗日を唱道せられ或は國民の奮起に依る自強の要を叫ばるゝに至り一層此傾向を助長す。蔣介石は早くも之に著眼し、巧に自己獨裁權の强化工作に利用せしもの、卽ち裏面的には藍衣社の結成となり、表面的には新生活運動の提唱となりしが、昭和九年に於て顯著なる發展を遂げ其動向注目すべきものあり。

（イ）藍衣社に就て

昭和六年十一月蔣汪の合作成るや、蔣介石は早くも內外の情勢を察し支那を救國せんには獨裁政治以外良策なしとし、賀衷寒劉健群等の建言を容れて之が擁護運動の先鋒たるべき秘密結社の創設を企圖し黃埔軍官學校出身の少壯將校より成る中國革命軍人聯合會及中國革命青年同志會を組織せしが、後、兩者を合體して中國復興社を組織し別名を藍衣社と稱す。爾來藍衣社は蔣介石直系の御用黨として年々顯著なる發達を遂げ來れり。其後昭和九年一月伊太利のフアツシヨに心醉して歸國せる張學良の建言に依り、一層自信を强めたる蔣介石は範を伊國に取りて益〻之が擴大を企圖し、八月頃政策綱領に一大改正を加へたるが、其中には特に建軍、建黨、建財の三スローガンを揭げあり、又各種政策中比較的重要なるもの左の如し。

（一）　三民主義を拋擲しフアツシヨ主義を以て獨裁政治を敢行す

（二）　國家の獨立を完成し不平等條約を撤廢す。

（三）　國防軍十個師を編成し全國に徵兵令を實施す。

藍衣社の內容は未だ確知し得ざるも目下傳へらるゝ所に依れば賀衷寒主任となり、藍衣社々員を以て一般政治機構は固より國民黨部內の重要位置を獨占すると共に、各地方各軍隊內にも廣く其細胞を分布し、反蔣分子の監視摘發に任ぜしむる外在野の政客、各種團體及言論機關等に對しても終始其言動に注意せしめ、要すれば暗殺手段の如きテロ行爲をも敢行せしむ。從つて一般官民は固より相當高級の軍官要人と雖も藍衣社に對しては全く戰々兢々たる狀態に在り。又憲兵及警察內には督察隊樣のものありて是等は何れも藍衣社員に依り牛耳られあり。一說には憲兵こそ各地藍衣社員の取締に任じ之が活動の本據を成しありと云はる。由來憲兵隊は純然たる蔣介石の督察機關にして其配置は延いて蔣の勢力範圍を知るのバロメーターなりと稱せられある處、昭和九年に入りてより福建北平山西に迄之を增派し、上海事件當時僅かに六團に過ぎざりしもの、今や九團に擴張せられたり。亦以て其勢力擴大の狀を知るに足るべし。

（ロ）新生活運動に就て

新生活運動は昭和九年二月十九日南昌行營に於ける擴大記念週の席上、蔣介石に依り提唱せられてより急速に北支、中支の各地に傳播するに至れるが、其趣旨とする所を要約すれば畢竟禮儀、廉恥の涵養、日常生活の規律簡易化等國民生活乃至個人道德の刷新向上に依り、民族の復興を期せんとする所謂文化運動乃至國粹運

動と稱すべきものなり。

新生活運動は中國最高の權力者たる蔣介石首唱の下に政府、黨部、官衙、學校、各民間團體等全機關を擧げて之が普及徹底に努め特に藍衣社の如き其最も有力なる促進機關として活躍するあり。加ふるに多年呼號し來りし帝國主義打倒、不平等條約撤廢等の空言に倦きたる民衆の心裡に投じたるものゝ如く提唱以來北支、中支の各地は固より四川、青海等の僻地に至る迄波及するの盛況を呈せり。而して其實際の景況を觀るに各地出版物其他の監察を益〻嚴にし左翼に趨り右翼に偏する者は一樣に文化匪と稱して處罰を加ふる等思想的取締を嚴ならしむる傍ら國民に規律、禮儀、知恥の勵行を促し、凡そ支那民衆の慣習と文化との實際と懸け離れたるが如き事項をも强要しあり。例へば路上に於て上衣の釦を脫し喫煙し、或は脚を現はすが如きを取締る等是れなり。其動機は端的には將介石が清末以來中國々民の如何にも腑甲斐なきを痛感し、殊に滿洲事變上海事件の痛棒を受け、先づ內を治めて外に對する內省の結果とも見られ、又國民を訓練し全國的軍事化の企圖とも見らるべきも事實は必らずしも、爾か〳〵純眞なる動機に出發せるものにはあらざるが如く表面文化救國等と銘打てる本運動も、裏面には幾多複雜なる政治的企圖心の伏在しあるを看取せらる。

惟ふに國民革命以來のスローガンは帝國主義打倒乃至不平等條約の撤廢等主として、對外反抗思想を基調とせるものにして之が革命外交の背景となり多少の效果を擧げたることは事實なるも、滿洲事變以來現實に其無力を暴露し、遂に一時的にもせよ對日事勿れ政策の採用を餘儀なくせらるるに及びさらてだに民心を失へる蔣介石竝黨部の立場は益〻困難となり、他方人民の意氣銷沈し思想亦著しく險惡化するに至れり。茲に於てか新生活運動なるものを提唱して民心の轉換歸一を圖り、其方向を國內問題乃至個人道德問題に轉向せしめ以て南京政府の外交失敗を國民に蔭蔽すると共に、他面之に依りて國內各方面に湧起しつゝある反蔣、反黨的思想乃至政治運動を抑壓して黨部及蔣介石の地位强化を企圖するに至りしものなるべし。

而して本運動が其表面の目標たる民族復興の上に果して幾何程度の效果を齎らすべきか固より大なる疑問なりと雖も、所謂フアツショ實行の準備工作として反蔣思想を抑壓し、輿論の動向を蔣等の爲都合良き方面に導かんとする點に於ては相當の效果を擧げつゝあるものと認めらる。

(二) 禁毒條令の施行

支那に於ける阿片の取締に就ては一般刑法、陸軍刑法及禁烟法等に規定しあるも有名無實にして因襲的毒禍益〻甚だしきに鑑み、國民政府は新生活運動提唱以來之が根絶を期し昭和九年五月激烈性毒品に對する嚴禁條例を定め、先づ毒禍著しき湖北、安徽、湖南、江蘇、福建、甘肅の六省に公布し、嚴重取締を勵行し來りたるが近時河北省に於ける日鮮人の毒品販賣者及一般吸飮者激增し、加ふるに毒物に依る日本の對支侵略政策等の宣傳も行はるるに至りし爲、八月二十日南昌行營より河北省(北平市を含む)にも之を公布し、處するに死刑の嚴罰主義を以てせり。爾來河北に於ても檢擧取締を嚴にしある處該條令はモル、ヒネ、コカイン等强烈なるものを禁するに止まり、阿片を除外しある爲不徹底にして吸飮者は漸次阿片に轉向しつゝあり。

(三) 開灤炭礦の爭議

北寧沿線に於ける英國利權開灤礦務局の五坑中最大なる馬家溝炭坑は灤東問題以來、工會の活動中止せられあるを機とし、昭和九年初頭不良工人六、七百名を馘首するや五坑の工人約四萬は解雇者の復職と生活の保障とを理由に一月二十八日より三十一日迄同盟罷工を實行したるが、其結果は灤榆區督察專員陶尙銘等の斡旋と工會幹部(國民黨系)等の裏切行爲とに依り一先づ工人側の失敗裡に解決せり。

爾來平津地方より唐山地方に侵入せし國民黨員は其工會の復古を策謀するや反對者續出し、延いて穩健なる工人指導機關を設立せんとする反國民黨派の擡頭となり、此兩派は互に反目するに至れるが、其後反國民黨側幹部捕縛問題より三月十八日夜該派工人の罷工となり、翌十九日未明坑口附近に於て坑區保安隊及公安局員との間に衝突を惹起せり。

而して工人側は二十一日開灤五坑代表約二千五百名を唐山に集合して全體會議を開き、國民黨及地方官憲の搾取壓迫に對抗する旨聲明し、總工會長に趙大中を推せり。然るに趙が第二保安總隊長趙雷と特殊關係ある爲か彼等の鼻息頗る荒

く、強硬要求を公安局長及陶尚銘に手交すると共に唐山以外の四坑區にも罷工準備をなさしめ、其他各方面にも波及せんとし、四月に入るや形勢益〻不穩となれり。然るに陶尚銘の調停逐次奏效する傍ら、河北省政府は英、白領事等の要求に基き保安總隊長趙雷に對し公安局と協同して之に彈壓を加ふべく命ずるに及び形勢急轉し、趙大中は昌黎保安總隊長楊志擇の勸告に依り四月十二日玉田に去り爭議茲に一段落を告ぐ。一方陶尚銘は反黨部團體たる戰區工人聯合自治總工會、三新工會等の團體を解散し舊工會は當分活動を停止せしむ。

要するに爭議解決の結果、將來國民黨部の指導する舊工會擡頭し唐山方面に黨部の活動を豫想せしむるに至れり。

(四) 長江沿岸の大旱魃

昭和九年夏の世界的炎熱は支那大陸をも襲ひ、六月より九月に亘り全支を灼熱の旋風に包む。上海の如きも六月二十三日には六十年來の最高氣溫百四度に奔騰す。之が爲各地は數十年來の大旱魃を現出し、就中長江沿岸の兩湖、江西、江蘇、浙江、安徽等所謂中原豐穰の地に於て旱害最も甚だしく奥地の水災、蝗害等を加へて農村の被害甚大なるものあり。國民政府の應急調査に依れば直接被害十億元(總額は二十億見當)罹災農民にして餓死又は自殺せし者二百萬以上と稱せらる。

第三 軍 事

一、一般軍事

(一) 第十九路軍の中央收編

福建獨立運動瓦解に歸するや人民政府の要人は香港に遁走し、第十九路軍の大部は中央軍に收編せらる。尙其一部は一時閩南に蟄伏せしも殆んど舊態を留めず、中央は舊十九路軍を第七路軍に改編し毛維壽を軍總指揮に、張炎を副指揮に任命し、師長以下營長以上には中央系の者を以て之に充つ。第七路軍の兵力は約二萬五千にして各師は三團編制とし、各隊は河南省(六十一師開封、七十八師歸德)に移駐し駐豫綏靖主任劉峙の統制下に入らしむ。

福建民軍約二萬五千の處置に就ては中央は一部を蔣鼎文に改編せしめて其軍費は中央より、他の一部は保安處にて改編し軍費は省政府より支出に決したるも福建政府の財政難の爲、民軍の處置不徹底に終れり。

(二) 孫殿英軍の背叛

孫殿英軍は中央の命に依り且閻錫山とも諒解の下に昭和八年七月青海移駐を開始し、先づ包頭に移駐せしも爾後該地を動かず。此間元中國共產黨中央執行委員たりし韓麟符を參謀に起用し、赤化主義を採用す。茲に於て北平軍事分會は孫軍に對し青海移駐は翌春迄延期するも十月二十八日迄に五原、臨河附近に移動すべく命ぜしが、寧夏省主席馬鴻逵は孫軍の寧夏通過に方り地盤獲得の野心あるを看破し之に反對す。

一方一月三日包頭を發し五原に向へる孫軍は馬鴻賓と勾結して反蔣氣勢を揚げ、寧夏省境にて馬鴻逵軍と衝突し、一月十六日之を擊退して磴口を占領す。仍て蔣介石は孫に對し軍事行動中止を命じ、閻錫山に對しても之が制止方を囑せるも閻は暗に孫軍を援助しある爲其效なく孫軍の勢益〻振へり。茲に於て中央は二月初孫殿英の一切の公職を褫奪し、綏遠督辦朱紹良に孫軍討伐令を發したるも何等進展を見ず。北平軍事分會は遂に五省聯合の孫軍討伐を決定したるも、從來の經緯に鑑み特に中央勢力の西北侵入を好まざる閻錫山は之に同意せず、中央軍の綏遠出動を拒否して自ら孫軍討伐に當る。一方寧夏軍は中央第一師の增援を受けて勢を盛返し、孫軍内には中央側に寢返る者續出す。

又北平分會委員中孫と親交ある龐炳勳等は何應欽の意を承け、富占魁を代表として磴口に派遣し孫軍との和平解決を計らしむるあり。叙上の形勢に鑑み孫殿英も愈〻其支持困難なるを自覺し三月二十日下野の通電を發し、富占魁と共に二十八日太原著翌日河邊村に閻錫山を訪ね、一方何應欽の許に代表を派して(一)孫に軍事分會委員たる名義の保留、(二)所屬軍隊に對し過去の罰を問はざること、(三)孫は當分山西に居住することの三項を申入れたり。之に對し何應欽は大體之を承認し、黎明等五名の點檢委員を派して孫軍の善後處理に當

らしめたる結果于世銘、劉月亭、盧邦年等の部隊計約二萬を改編し軍事分會の所屬に歸せしむることゝせり。

（三）劉桂堂軍の南下

劉桂堂は昭和八年秋方振武吉鴻昌の變に際し、湯玉麟と提携して叛軍に加擔せんとせしも遂に起つに至らず。其後、方、吉、湯相次で解決せらるゝに及び四圍の形勢漸く非にして纔かに察省南部赤城一帶に三千內外の兵を擁するに過ぎず。而も駐地附近貧弱にして兵を養ふに足らざるを以て十二月上旬察省主席宋哲元に移駐を希望し、宋は之を陽原に指定せしも劉の要求せる安全保障に對し快諾を與へず。仍て劉桂堂は移駐を機として宋の爲解決せらるゝを恐れ、自ら南方に活路を求むる爲山東の舊地盤に向はんと決意し、十二月下旬兵を率ゐて赤城を發し、延慶方面を經て非武裝地帶內に侵入せり。爾後劉軍は巧に討伐軍の間隙を縫ひて南下し、翌昭和九年一月中旬德州及濮縣方面より山東入りを企てたるも到る處警備嚴重なる爲入魯を果さず、遂に順德南方に去りて平漢線を橫斷し河南北端を掠めて山西省內太行山脈に逃れ、更に南下して黃河を渡り新安、洛寧を經て陝西南部に入らんとせしも到る處駐防軍に阻止せらるゝに及び道を東方に轉し、三月中旬嶺に平漢線許昌附近を東に過り、歸德より北上山東に入り駐防軍と戰ひつゝ、下旬濟南泰安間にて津浦線を越え、萊蕪東方山地に入る。爾後韓復榘軍の討伐に遭ひて四月上旬江蘇北境に遁れたるも、王均軍に邀擊せられて再び山東省內に反轉し、蒙山に於て韓軍の爲重圍に陷り、山東陸海軍等大部を擧げての討伐に依り四月中旬遂に解決せらる。劉軍發程以來百十餘日、北支五省に轉戰して行程正に六百邦里に垂んとす。

尙韓復榘は討劉軍事の捗々しからざるに責任を感じ、四月辭意を表明したるも中央竝沈鴻烈等の慰留に依り飜意す。

（四）張學良の三省剿匪副司令就任

熱河喪失の責を負ひ四面楚歌裡に下野外遊しありし張學良は、十二月中旬伊國發昭和九年一月八日上海に歸著す。學良

歸國の報に接するや、舊東北軍將領は欣喜雀躍し萬福麟、王樹常、邵文凱、王以哲等は寄り寄り集合して東北將領の一致團結を申合せ、且學良の北平復歸を中央に要請する傍ら日本側の諒解を求むるに狂奔せり。然れども右は日支の關係上實現し得ず、學良の就職先に付四中全會等に於ても種々論議せられ、中央航空部司令等の議もありしが、幾多の經緯の後二月初旬豫皖鄂三省剿匪副總司令（總司令は蔣介石）任命に決定し學良亦之を受諾し、三月一日漢口に於て就任せり。

（五）學良就任と東北軍一部の南下

東北軍の北支外移駐問題は前年來の懸案なりしが、該軍將領は容易に耳を藉さず北支政局の禍と目せられありき。然るに上述の如く學良の北上は實現の見込なく、其任地亦決定するに至らず。斯くて學良周圍の焦燥漸次昂まり將領亦移駐の已むなきを自覺せるものの如く、萬福麟の如きも何應欽に對し進んで移駐を提議し河南に於て學良を迎へ度しと申出づるに至る。一方此の氣運を察知せる蔣介石は學良を漢口に位置せしめ東北軍の主力を河南湖北に移し、目下猖獗を極めある該地方の共匪討伐に任じ以て一石二鳥を策せんとし、茲に學良の剿匪副總司令任命の段取となりしものゝ如し。

副總司令に就任せる學良は榮臻を起用して參謀長とし、其司令部職員には北平軍委分會參謀團差遣隊より選出し以て司令部を充實すると共に、萬福麟、王以哲等を逐次漢口に招致し、協議の結果、學良は南昌に赴き蔣と會見し東北軍移駐案を決定せり。之に基き舊東北軍中第五十七軍（軍長何柱國）、第六十七軍（軍長王以哲）及第百五師（劉多荃）計七箇師は三月中旬より四月中旬に亘り河南、湖北兩省に移駐を完了し豫鄂皖三省剿匪副總司令張學良の指揮下に入り該地附近の共匪討伐に從事し、之に伴ひ從來河南、湖北省境附近に在りし中央軍の大部は共匪討伐の爲と稱し江西省方面に輸送せられたり。爾後五月下旬より六月中旬に亘り于學忠軍の第百十一師（董英斌）を漢口附近に、萬福麟軍の第百八師（楊正治）を湖北省黃安に南下、學良の指揮に入らしめたり。

（六）東北、山東、山西各軍一部の南下

蔣介石は江西及四川方面剿匪增援を理由とし、萬福麟、韓復榘、閻錫山に對し軍隊派遣方を要求したる結果(イ)萬福麟麾下の第百十二師(張廷枚)、第百十六師(繆瀏流)、第百二十九師(周福成)は九月下旬より移動を開始し、十月上旬湖北省に移駐を完了し、(ロ)韓復榘麾下の等七十四師(李漢章)は九月二十八日德州發、南昌に向ひ、(ハ)山西軍第七十二師(傅作義軍獨立第二旅を含み李生達之を指揮す)も十月八日石家庄發、漢口經由南昌に集中せり。以上舊東北軍屬次の南下（計十二箇師餘）に依り武漢方面學良の勢力愈〻增大し他方北支の軍費難も多少緩和するに至る。

（七）廬山軍官訓練團の創設

蔣介石は昨年(昭和八年)廬山に北路剿匪軍軍官訓練團を組織し、訓練の效果大なりしに鑑み、今回廬山海會寺に國民政府軍事委員會陸軍軍官訓練團を開設し三期に分ち訓練す。七月十日開學式の擧行と同時に第一期訓練を開始、其間蔣介石及恰も同地に參集したる汪兆銘、黃郛等も夫々訓話を行ひ士氣の鼓舞に努め同二十六日第一期訓練を終了し、次で八月初旬より下旬迄第二期訓練を、九月上旬より下旬迄第三期訓練を行へり。其綱領に依れば全國各省部隊の現職旅、團、營長及佐官以上參謀等均しく分期來團訓練を受くるを要し江蘇、安徽、山東、河北、河南、陝西、山西、察哈爾、綏遠、浙江、江西等の受訓員概數は旅長二七〇 團長七七〇、其他五、四〇〇名なり。尙訓練團編制は三營十二連(一營を四連とす)とし營長は現任軍長より連、排長は現任師、團長中より夫々選出せらる。本件は蔣獨裁の一工作と見らるゝものにして主要幹部左の如し。

（正團長）蔣介石、（副團長）陳誠

（團副將官）商震、梁冠英、李韞珩、龐炳勛

（八）蔣介石の軍事獨裁

軍事委員長として南京政府最高の軍權を掌握せる蔣介石は其他にも參謀總長、航空委員長、陸軍大學校長、軍官學校長の要職は自ら之を獨占しあり。唐生智、陳調元等に對しては其實權增大を警戒して實力なき閑職に(十二月唐は訓練總監、陳は軍事參議院長に)之を敬遠し、傑物楊杰は陸大校長の椅子より逐ひて自己監視下の參謀次長に封ずる等實權の集中把握に周到なる注意を拂ふ外韓復榘、劉鎭華、何鍵、閻錫山等地方軍閥の勢力を逐次削減し、之を中央勢力に取替へんとしつゝあり。一方軍政部の一局なりし軍械司を六月兵工署内に移し、兵工署をして一切の兵器行政を實施せしむ。而も兵工署は表面軍政部長に隷屬するも、實質は蔣介石の指令に依り兵器の製作購入等悉く蔣の方寸に出づ。其他軍政部の主管業務たる軍政事務中主要なるものは概ね軍事委員會、參謀本部、兵工署等蔣の直接指令し得る機關に移さるる等軍事獨裁化の進展益〻顯著となりつゝあり。蔣は又軍官學校の教育と利用とに意を用ひ、卒業生を廣く軍隊官衙の要機に分配しあるが、新に軍官訓練團を廬山に創設し、別途の方法に依り軍隊内に勢力扶植を圖れるは注目に値す。

（九）兩廣軍事

廣東第一集團軍は襄に民國二十年の擴編（第一、二、三軍各三師編制）の際適〻寧粵間に軍事上の和議成立を見たる爲三、六、九師の增編を中止したる儘今日に及べるも、福建事變後の對中央關係に鑑み、陳濟棠は右三個師の增編充實を企圖し、十一月更に三軍を擴張して五軍と爲すに決したるものの如く、一方外國兵器購入の不利を醫する爲琶江に兵器廠の建設を急ぎあり。又戰車十數臺を外國より購入、目下燕塘軍校にて使用中にして明春頃には戰車大隊を編成すべしと傳へらる。

廣西省に在りては豫て徵兵制度への段階として設けたる民團が李宗仁、白崇禧指導の下に最近異常の發達を遂げ、特に西竄共匪剿討戰に於ける好成績に依り益〻自信を高めたる結果、更に一歩を進めて募兵の積弊を除くべく、豫定より一年繰上げ民國二十四年一月より徵兵を試行するに決し、國民政府頒布の兵役法に準據し、十一月末兵役法を公布せり。而し

て年内に先づ八千名を試驗的に徵集せし處、志願者多數に上り抽籤に依り決定するの狀況なるを以て省政府は更に徵兵の便益及び奬勵に資する爲徵兵の榮譽辨法を規定せり。

（十）空軍及防空關係事項

（イ）航空委員會と空軍の統一

中央空軍統轄機關たる航空署は元來軍政部隷屬なりしを蔣介石は指揮を迅速ならしむる見地より、昭和八年八月軍事委員會に直隷せしめたるが、更に昭和九年五月中旬に至り全國空軍統一の目的を以て之を航空委員會に改組し、蔣自ら委員長を兼ぬ。

中央は爾に張學良下野後奮東北軍航空隊（約十機）を昭和八年六月末限り解隊接收し、九年初頭には福建叛軍所屬機四十二機中の大部（八機は廣東軍に接收せらる）を獲得せしが、今回航空委員會の成立に伴ひ濟南の第三路軍航空訓練班（九年二月成立）を七月三十一日附解散を命じ、後其の飛行機四機を接收せり。但し西南及び山西軍（六機）等は未だ空軍統一の要求に應ぜず。

（ロ）南昌の失火事件と徐培根の銃殺

中央は航空三年計畫採用以來外國機特に最近は伊國機多數を購入し、他方民間航空熱の勃興に伴ひ其獻納機亦尠からざるが、八月上旬南昌飛行場の失火に依り伊國製新銳機數十臺を燒盡し大損害を被れり。右は前航空署長徐培根が公金橫領の疑にて蔣介石の取調を受け、且轉職せしめられたる事件に關聯し、彼の使嗾に依る一味の報復乃至證據湮滅の所爲と見らるゝも其根本は藍衣社若は空軍內部暗鬪の結果にして蔣介石は此際鐵腕を揮つて內部反對分子の廓淸を斷行せしものゝ如く、航空委員會關係職員にして捕縛せられたるもの七十餘名に達し、徐培根始め其約半數は銃殺せられ、鄧文儀は僚友除を庇護したる廉に依り南京にて監禁せられたり。

（ハ）中央の防空準備熱

次に中央軍事當局は最近に至り主として、日本を假裝敵とする防空準備に本腰となり、從來杭州飛行學校中の高射砲班及び防空研究班を合併して昭和九年一月一日より新に防空學

校を組織したるが、更に國民の注意を喚起する爲今春「支那各主要都市は明年（昭和十年）末頃迄に防空演習を實施すべしとの指令を發し、既に上海市に於ては十一月三日防災演習を行ひ次で十一月二十一日南京に於て蔣臨場の下に稍〻大規模の防空演習を行ひ、其後杭州附近に於ても之を實施せり。一方南京各界代表者は十月末市黨部に集合して首都防空宣傳委員會を組織せしが、十一月上旬上海に防空學會成立し、次で南昌にも十二月一日江西國民防空學會成立し、爾後其他の各地にも之が設置を見つゝあり。

（ニ）西南の情況

廣東空軍に於ては昭和九年に入り米國其他より新銳戰鬪機約五十臺を購入し、合計七隊百二十機なるが翌昭和十年迄に約二百五十機に擴張の計畫にて空軍司令黃光銳は三月より八月迄歐米を視察し、歸來後飛行場の擴張、留關に飛行機製造工廠の建設（明春竣工の筈）、所要人員の養成等右計畫の完成に努力しあり。又廣西軍も同樣空軍充實に躍起となり、特に我が國の援助を熱望すること切なり。我加藤航空兵少佐は八月下旬より約一箇月半に亘り其教官に招聘せられ、廣西空軍內に日本依存の空氣を醸成せしめたり。防空に關しては西南方面に於ても八月柳州に十一月香港に防空演習の行はれたるを手始めに、各地に之が實施を見又は見んとしつゝあり。

二、共產軍事

（一）概說

昭和六年十一月江西省瑞金に中華蘇維埃（ソヴエート）臨時中央政府（主席毛澤東）を樹立して以來、南京政府累次の討伐に屈せず之と果敢なる抗爭を續け來りし江西共產軍は昭和九年に至り西漸を開始し、茲に剿共史上注目すべき一轉機を劃せり。

今其經緯を回顧するに昭和八年春河北戰局の安定以來「抗日よりも先づ剿共」を標榜し、蔣介石自ら五省剿匪總司令として周到なる準備の結果秋季より開始せられたる第五次圍剿は福建事變勃發の爲一時進行を阻碍せられたるも、新春早々事件の落著に伴ひ、剿共陣容の建て直し完了と共に再開せら

る。卽ち蔣鼎文の指揮する十六師十五萬の兵力を以て東路軍となし主として福建方面より、廣東陳濟棠の南路軍七師七萬を以て南方より、何鍵指揮の西路軍七師六萬五千を以て湖南方面より、又剿共軍主力たる北路軍は顧祝同の指揮する二十七師四個旅三十萬の土兵を以て組織し、每月平均二千萬元と稱せらるゝ軍費を費しつゝ堡壘戰法を以て徐々に包圍圈を壓縮し、七月に至る迄戰況順調に進展す。八月に至り共產軍の一部突如福建を擾亂し、福州一時危急を告げたるも大勢既に共產軍側に利あらず、蕭克の一隊は八月末より、朱毛の主力軍は十月末より相次で西漸を實行するに至れり。然れども是れ固より豫定の行動にして單なる敗退にあらず、爾後該共產軍主力は悠々西進を續行し、殆んど損害を受くることなく年末既に貴州省內烏江の線に達す。

又江西福建方面に在りては殘匪依然として跳梁し方志敏軍は安徽省南境を、賀龍蕭克聯合軍は湖南省西北境方面を擾亂し、鄂東の吳煥先軍は河南を脅かしつゝ陝西に入り四川東北境に蟠踞せし徐向前軍は八月大擧四川軍を反擊して以來其勢當るべからざるものあり、剿共の前途眞に樂觀を許さず。蔣介石は更に中央軍の入川に依り大規模の討伐を企圖しありと雖も、諸般の情勢上之が剿滅は至難の業と認めらる。

(二) 江西、福建省方面

1、第五次剿共の再興

昭和八年十月以來開始せられたる第五次剿共は福建獨立政府の出現に依りて一頓挫を來し、加ふるに該政府の聯共政策採用に依り共產軍の勢力は易々として福建省內に擴大しありしが、蔣介石は福建事變解決後該方面より剿共の進展を企圖し二月中旬在福建討伐軍の大部を以て新に五省剿匪東路軍を編成し、蔣鼎文を總司令とし龍岩、連城、泉州間の南部地區に四師、沙縣永安、尤溪間の中部地區に三師、福建、江西兩省北境に四師、延平、政和間の北方地區に三師、羅源、福鼎等の東部地區に二師計十六師を配置し北路軍(顧祝同)、西路軍(何鍵)及び南路軍(陳濟棠)をも督勵して完全に江西共區を包圍し全面的に之に壓迫を加へしむ。之が爲共產軍は三月に

入るや福建方面に於ては泰寧を奪はれ龍巖、連城は危ふく筠門、雩都方面に於ける葉劍英匪二萬の攻擊も南路軍の反擊に遭ひて敗れ、又三月十日より四日に亘り其殆んど全力を擧げて實施せし南豐方面北路軍陣地に對する必死の猛攻も遂に多大の死傷を出して決定的敗北を喫し廣昌附近に退却せしが、福建方面增援の爲兵力分割の已むなきに至り、從來の攻勢企圖を拋棄して全く守勢を執るの窮狀に陷れり。

剿匪北路軍此虛に乘じて四月十九日廣昌を奪取し、南路軍は四月二十一日筠門嶺の險を拔くに及び赤都瑞金の危險愈〻迫る。次で六月上旬各路軍一齊に攻勢を取り下旬には共產軍主力を建寧、石城、雩都、會昌、博生の地域內に壓迫し之が肅淸近きを傳へらる。

2、共產軍の福建突出

然るに羅炳輝指揮の共產軍第七、第九軍團約六千は七月二十五日突如大田を侵し尤溪、水口、古田を取りて八月一日白沙(福州西方八邦里)に達し、將に閩江に沿ひて福州に迫らんとし爲に日、英、米、佛軍艦馬尾に急行す。又閩北閩南各地に土匪軍相呼應して蜂起し泉州漳州方面亦危機に瀕す。之が爲中央は河南方面より第四十九師第七十八師を急遽福建に增援し、十日以來之が來著に依り漸次局面鎭靜に歸す。右共產軍突出の目的は物資の獲得及び次で行はるゝ主力軍西漸企圖秘匿の爲の陽動と認めらる。

3、江西省西北境の情況(孔荷寵の投降)

江西湖南省境方面蓮花、永新附近に在りし紅第六軍(蕭克)は昭和九年一月西路軍に逐はれて北上し、銅鼓附近に在りし孔荷寵軍と合體して二月中旬瑞昌附近を荒したるが九江奪取を企圖して剿匪軍に擊退せられ、三月中旬瑞昌の再攻擊を試みたるも剿匪軍の爲に擊破せられ、爾來鄂南地方を擾亂し次で湖南省東北部に侵入したるも平江、瀏陽附近に於て西路軍の激擊を受け、多大の損害を蒙りて萍鄉蓮花方面に移動し遊擊戰に依り各地を擾亂す。六月に入り西路總司令何鍵は蔣の命に依り更に三師を永新、蓮花、寧岡方面に增派し積極的攻勢に轉ぜり。之が爲孔荷寵等の匪軍著しく動搖し、孔荷寵は七月下旬第三十六軍(周渾元)に投降し、蕭克軍は南方に逃竄

す。

（三）江西共産軍の西漸

1、西漸問題の經緯

中國共産軍は從來第三インターの指示せる方策、卽ち所謂「國際路線」に基き日支紛爭の虚に乘じて中原要地を奪取し、此處に中華ソヴエット共和國を建設するの方針の下に奮戰力闘を續け來りしが、是に對しては內部に於ても夙に異論あり羅明の如きは數年前既に江西省の地の利永續性乏しきを豫見し速に四川の天險に據りて持久の策を樹つべきを主張せしも當時は大勢を制するに至らざりき。其後昭和八年中央軍の經濟封鎖を伴ふ所謂「政治工作七分、武力三分」の新攻法の採用以來、匪軍の形勢次第に不利に陷るに及び漸く四川西漸問題を廻りて內紛をすら生ずるに至りありしが、九年に入るや各方面の形勢益〻振はず殊に第五次圍剿の再興進展に伴ひ其中心勢力たる江西共匪の頽勢如何ともする能はざるに至り、遂に「羅明路線」に轉向を餘儀なくせられ、八月先づ瀏踏み的に

蕭克軍を西走せしめ、十月下旬には江西紅軍の主力を擧げて西漸を決行するに至れり。唯窮餘困憊の匪軍を以て果して能く長途の移動轉戰に堪へ得るや否やは世人の齊しく注目する所なりき。

2、蕭克軍及び賀龍軍の行動

然るに西竄紅軍の先鋒たる蕭克軍一萬は八月末湖南省南部新田附近に進出し、次で湘水の一線に於て阻止を企圖せる西路軍及び廣西軍に對し、巧に其弱點を求めて永州衡州の中間を突破し、其追擊を受けつゝ九月二十三日貴州東南隅黎平に達し、爾後貴州軍を驅逐しつゝ劍河施秉餘慶附近を通過し、十月中旬石阡附近に於て完全に賀龍軍と連絡し其目的を達成せり。

賀龍の軍約一萬は龔に萬縣を脅して年初利川に退き、爾後逐次桑植、慈利、鶴峯方面を轉々して貴州省東北部に逃避しありしが、茲に蕭克軍と合流成るや朱毛軍の西漸に策應せんが爲、湖南省西北境の擾亂を企圖し、十一月十日先づ桑植、永順を襲ひ次で大庸、慈利、桃源を略して十二月十八日常德

513976

を包圍し、鄂北、贛北竝湘南方面より剿匪軍約七個師を此方面に牽制し、其目的を達するに及び十二月三十日慈利を放棄して西方に移動す。

3、朱毛軍の西方移動

一方朱德、毛澤東の指揮する江西紅軍主力（第一、三、五八、九軍團約八萬）は西漸に先ち十月二十一日以來雩都會昌の線より大擧南路軍（約八師）の陣地に猛攻を加へて二十五日安遠を奪ひ信豐、南康の余漢謀軍同地を撤退して中央軍（在贛州）との連絡を絶つや機を失せず、此間隙に楔入して西進し、十一月に入るや逐次湖南南部の汝城、資興、桂陽附近に集結す。蔣介石は十一月十二日附を以て何鍵を西遷紅軍追剿總司令に任命し、從來の西路軍及び贛西地方より入湘中の周渾元部、薛岳部等を其指揮に屬せしむ。斯くて何鍵は桂林東方省境を守れる廣西軍及び連山方面よりする廣東軍と協力し、新に麾下に入れる中央軍十個師及び湖南軍五個師を永州、郴州一帶に配置し湘水附近に於て朱毛軍を包圍殲滅せんと企圖せしも、共産軍は巧に廣西軍を南方恭城方面に牽制し、十一

月二十八日乃至十二月一日全州興安間にて湘水を渡過し、爾後剿匪軍の追擊を受けつゝ湖南、廣西省境を西進し、十二月中旬貴州省東南隅に進入するや、隨處に貴州王家烈軍を擊破して北進を續け年末頃概ね烏江南岸思縣、餘慶、甕安の地區に集結し渡河を準備す。

（四）江西方面匪區收復後の情況

十一月上旬以來江西紅軍主力の西竄に伴ひ、北路、東路の剿匪軍は易々として多年の秘境たる匪區內に侵入し、殆んど敵匪の抵抗を受くることなくして逐次各縣城を恢復す。卽ち東路軍第十師（李默庵）は十一月十日瑞金を北路第七十九師（樊崧甫）は十八日雩都を、東路第三師（李玉堂）は二十三日會昌を占領せり。斯くの如く概ね匪區の全地域を收復して同地方に於ける純軍事工作を一先づ完了せし、南京政府は直に之が善後工作に著手し、各種軍政機關を總動員して大要次の如き對策を講ぜり。

1、剿匪司令部の撤廢と綏靖公署の新設

贛粵閩湘鄂五省剿匪東西南北各路司令部及警備軍等の戰鬪序列は十一月三十日限り撤廢せられ新に江西、福建兩省に綏靖公署を創設して夫々吉安及漳州に置き何れも十二月一日より事務を開始す。

駐贛綏靖主任　顧祝同
（第一乃至第八綏靖區に分つ）
駐閩綏靖主任　蔣鼎文
（第九乃至第十二綏靖區に分つ）

2、特別政治區の設置

匪化最も甚だしき瑞金、寧都、石城、興國、雩都、會昌の六縣を特別政治區と爲し教育、建設、衞生等の方面より善後工作を施す爲之が實行機關として、

校長（教育）、鄉長（農村指導）、里長（民衆自衞訓練）制を採用す

3、上記諸機關の業務監督の爲左の二機關を特設す。

剿匪督察專員
剿匪區各縣清鄉善後檢閱團

爾來中央側は盛に江西匪區に於ける治安の回復を宣傳しありと雖も、是は單に縣城のみの狀況に過ぎずして地方は紅軍の跳梁に委して顧みざるの實狀にあり、葉劍英等の殘匪尙三萬を下らず、又江西省內禾谿（雩都北方）に中國ソヴエット政府江西辦事處贛南政黨部ありと云ふ。

（五）浙江、江西、安徽省境方面

方志敏麾下の紅第七軍約五千は浙江、江西省境玉山廣信附近を本據として近傍一帶を遊擊しありしが、五月下旬周域駐防軍の攻擊を受けて橫峯の據點を奪取せらるゝや、浙江省に侵入して龍泉、慶元、泰順附近を擾亂し八月羅炳輝軍の福建突出に際しては附近土匪軍と共に福建北境を脅かして一時猖獗を極む。爾後玉山北方省境附近に退避し、一部は十月江西北部の浮梁附近を經て安徽南境祁門附近に進出しありしが十一月中旬突如安徽省東南境旌德、太平、涇縣附近を占領し、此間旌德に於て米國宣敎師スタム夫妻を慘殺せる外、各地を劫掠して人心爲に恟々たり。安徽主席劉鎭華は直に省防軍及び保安隊を指揮し、自ら屯溪に出動して剿匪に當り第七十八師亦南京より急行して各縣城を回復したるも共產軍は依然茂林村、九華山、祁門其他の地區に蟠踞し或は楊子江渡過を企圖しありと傳へらる。之が爲支那海軍及び省政府は蕪湖、銅陵、

大通、貴池の間に警備艦六隻を配置し蕪湖には第七十八師主力を以て戒嚴を布く。其他此方面に於ける討伐軍は屯溪、胡樂司、南陵、青陽等の地區に在り其兵力は浙江軍の一旅、第七十八師の五營、第十一路軍の二旅、第七師の一旅の外保安團若干合計約一萬五千と稱せらる。

（六）河南、湖北、安徽省境方面

從來河南、湖北、安徽三省々境附近に蟠踞せし吳煥先の第二十五軍約五千は、昭和九年に入るも依然商城黃安方面に跳梁を逞うし、四月頃河北省より南下せし何柱國軍の如き亦多大の損害を被りて之を制し得ず、平漢線を脅かさるゝことも尠からざりしを以て上官雲相は鄂東の三箇師卽ち第四十五、第五十四、第六十五師を以て新剿匪軍を編成し、十一月末より積極討伐を開始すべく準備せり。然るに吳煥先軍は之に先ち十一月中旬以來其主力を以て西進運動を開始せり。卽ち商城、光山を通過西進せし該軍は十一月十七日信陽北方明港附近に於て平漢鐵路を橫斷し、爾後第四十七、第五十四師の各一旅の追擊を受けつゝ桐柏に進入せしも、泌陽駐屯第三十九師の出動に遭ひて一旦隨縣の北部に退避せしも間もなく再び前進を起し、二十六日崇山舖に於て第三十九師と交戰の後北上して方城、魯山間の山中に入る。次で十一月末頃方城、南召を通過し十二月初朱陽關を經て五日盧氏縣に入り、爾後西南進を續行して本年一月四日陝西省南部柞水、鎭安に達し續いて寧陝、石泉方面に前進中なり。

（七）四川陝西省方面

徐向前の第四方面軍約七萬は四川各軍閥の抗爭に乘じて同省東北境に確固たる地盤を形成し昭和九年初頃は通江、巴中、南江、儀隴、蒼縣等の數縣（其地域は江蘇、浙江地方の二十數縣に相當す）を占據しありしが、一方剿共軍側に於ても劉文輝の沒落と共に內紛一時終熄するや、劉湘を總司令として六路軍を編成し剿匪に努むる所あり。二月以來東西南の三正面より徐々に共產軍を壓迫し、第三次進剿に依りて共主要陣地の大半を奪取し、七月頃には纔かに通江、万源の據點を餘す

のみとなれり。然るに八月剿共軍の進剿は共產軍の反擊に遭ひて大敗に歸し剿匪總司令劉湘の辭職問題等を廻りて志氣頓に衰ふるや攻守却つて處を異にし勝に乘ぜる共產軍は南江、巴中等の要地を奪回し九月下旬には儀隴、營山、三溪場及び閬中を取り嘉陵江に沿ひて重慶を衝かんとするの勢を示し、東方正面に於ては宣漢、達縣(綏定)城口を陷れて萬縣を窺ふ劉湘は各方面の慰留を受けて留任を決意し、先づ萬縣開縣に到りて前線を督勵し、次で急を聞きて重慶に引返し更に成都に赴きて緊急軍事會議を開き辛うじて現戰線の保持に努む。

一方徐向前軍は江西主力軍の西漸企圖に策應する爲嘉陵江方面より西方に突出するに決したるもの、如く、九月中旬以來逐次廣元方面の兵力を增加し陝西を經て南下し來れる第一師(胡宗南)の一部を神宣司に於て拒止しつゝ廣元附近の第一路を包圍すると共に蒼溪附近に於て第二路の北翼を壓迫す。此間東正面たる第六路竝剿匪軍中の精銳第五路に對しては防禦陣地を堅うして警戒に努め南部、營山、三溪場の第三、第四路及び豫備軍方面に對しては游擊隊を用ひて其間隙を塡塞

せり。

斯くて徐向前軍は概ね年初當時の地域を回復して剿匪各路軍と相對し、冬季に入るや戰線の整理其他冬營の諸準備の爲戰線交綏の狀を呈し、剿共軍亦此間を利用して銳意部隊の整理、碉堡の構築等に努む。但し八月以降の交戰に依る剿共軍側の損害は死傷七萬、武裝解除せられたる者三萬以上と稱せられ、就中損害最大且編制複雜なる第一路軍(鄧錫侯)、第二路軍(田頌堯)及び第四路軍(楊森)の整理改編は困難を極め、年末に至り辛うじて大部の完了を見たるに過ぎず。

如上四川剿匪の悲況に鑑み南京政府は十二月初旬愈〻中央軍及參謀團の入川を決定し軍事委員長行營及其分所を重慶、宜昌、武昌に選定する外、元南昌行營第一廳長賀國光を主任とする參謀團の組織及び第一、第十七師、上官雲相の二個師王以哲の三個師、飛行隊若干の入川準備に著手せり。一方徐向前軍は劉湘の歸任、中央軍の入川問題等に刺戟せらるゝと共に逐次進捗しつゝある朱毛軍の西漸行動に策應を企圖し十二月中旬以來全線に亘り活潑なる動きを見せつゝあり。

別に陝西省南部徐海東の指揮する共產軍は同地方より河南湖北省境に亘る赤系土匪軍を收編し、昭和八年末より紅軍第四軍團と稱し、鎭巴安康より盧氏淅川方面に遊擊しある外、劉子丹、謝浩如、自樹勳等の紅軍は陝北一帶に跳梁しあり。

第四　外　交

一、對日滿關係

(一)　支那の對日態度と排日問題

滿洲事變當初興奮狀態を呈したる南京政府の抗日態度は其後一面抵抗一面交涉に變化し、昭和九年に入るや通車、通郵設關問題の解決、關稅稅率の改善等に依り逐次緩和の外觀を示し、加ふるに日支貿易の微少なる恢復を見るに至るや巷間動もすれば日支關係の好轉乃至排日解消を云々する者を生じ來れり。蓋し政府當局が現實の問題處理に當り其本心は別とし、表面其對日態度を緩和するの已むなきに至れるは或は事實なるべし。然れども一般民衆の抗日思想は今や滿洲事變を

一轉機とし、日本を不俱戴天の仇敵視する迄に徹底的のものとなり政府當局の外交政策後退とは浸交涉に益〻深刻化し且潛在性を帶びんとし他面學校に於ける排日教育の徹底的なること實に驚くべきものあり。加之政府の母體たる國民黨部は依然其黨是たる帝國主義打倒の第一目標を日本に指向し、長期經濟壓迫の方針の下に從來より民衆を指嗾して各地に潛行的排日貨運動を繼續しあるが、特に最近の傾向として注目すべきは逐次國貨服用或は原產地標記令の如き巧妙且合理的なる方法に轉じつゝある事是れなり。而かも政府當局は是等を愛國心の發露と稱して其取締を放置す。此の如くして爭でか排日の停止乃至は日支關係の正常化を夢想し得ん。因に通車通郵等の解決は決して彼の好意に出でしに非ず、我方の强硬且正當なる主張と努力との結果にして他面滿支間の不自然なる交通關係を矯したるに過ぎず。關稅率改正の如きも其眞意は彼が貧弱なる自國內產業との釣合を顧慮し、併せて關稅增收を計るに存し、是が偶〻結果的に見て日本側に多少有利となりしのみ、日支貿易の好轉に至りては彼が國內必需品の拂

底に堪へ兼ね已むなく安價優良の邦品輸入を企圖せる結果にして、是とて本質的に日支關係好轉を云々し得べき問題に非す。現に倫敦の軍縮豫備會商に於て日本が英米と對立の儘會議決裂の兆ありとの報傳はるや支那朝野歡喜して排日排貨の氣勢を揚げ、又政府要人中對日强硬論を說く者頻出せしを見る。是れ蓋し彼等の僞らざる心情と謂ふべく二三縣案の解決の如き何れも權宜の擬態に過ぎず。從つて我の國際情勢一度非とならんか彼が猛然起つて排日抗日乃至は失地恢復の爪牙を現はし來るべきは容易に豫想し得らるゝ所なり。

（二）滿洲國帝制實施の反響

一月二十日滿洲國より帝制實施に關する發表を見るや、溥儀皇帝と關係深き北支の人心には相當の衝動を與へたるも、元來本件は夙に支那側の豫期せし所なりしを以て、一般官民の間には大なる反響なく南京政府も三月一日外交部長汪精衞より談話の形式を以て、支那は滿洲國の政治形態が民主なると帝政なるとを問はず、終始一貫之を承認せざる旨を表明せしに過ぎず。

然るに豫て汪の對日穩健政策に反對し來りし孫科、宋子文等所謂歐米派と職業的抗日分子とは滿洲國帝政に對する政府の態度を手緩しと爲し、窃かに相提携して反汪精衞運動を起し翌二日立法院をして滿洲國帝政に對する强硬決議を可決し、之を政府に通告せしむるに及び黨部及び政府部內一般の空氣は漸次惡化し、蔣汪等も之を如何ともする能はず、遂に南京政府は三月十一日附を以て全國各機關に對し滿洲國に關する政府の態度を明にすると共に、滿洲國に參加する支那人を賣國奴と看做し、緊急治罪法及び盜匪懲罰條令に依り嚴罰に處する旨命令し、翌十二日溥儀皇帝逮捕令を發せるが一方黨部も全國に排日貨運動開始の密令を發したるものゝ如し。

（三）「天羽聲明」の反響

南京政府が米國竝聯盟各國より財政的援助を受けんと計畫する一方列强の對支政治的工作進行し、或は故意に排日惡宣傳を爲すもの勘からざるに鑑み、我對支態度を明確にし支那竝列强の注意を喚起する爲、四月十七日外務當局の非公式聲明所謂天羽聲明の發表を見るや、英米始め列强に異常の反響を與へたるが、支那に於ては政府部內の反日各派は此機會に英米の援助を藉りて抗日政策の復活を圖らんと策謀し、南京政府亦二回に亘り反駁の聲明を發せり、然れども其後歐米の輿論鎭靜し來ると共に南京政府首腦者の態度も漸次常態に復し、此際對日關係の紛糾は成るべく之を避けんとするの態度を採り來るに至れり。

（四）停戰協定善後處理の遷延

北支停戰協定の善後處理に關しては、爾來關東軍及び黃郛を中心として種々折衝の結果昭和八年七月の大連會議を經て同年十一月の北平會商に及べるも、南京政府の不誠意、黃郛の無力等に因り其實行頗る遲々たり。就中北平に於ける申合たる通車通郵及び交易等の諸問題は九年春に及ぶも尙實現の運に至らず。然るに此等諸問題の解決は元來停戰協定に伴ふ當然の措置たるのみならず、實質的に滿支兩國民の利便を促進し延いて將來に於ける日滿支關係調整の礎石たるに鑑み、我方は地方問題として之を解決するの方針の下に黃郛に對し、之が卽行を慫慂し北支民衆亦之が實現を要望し、問題の解決は最早猶予を許さゞるに至れり。

然るに蔣汪合作の實現以來立法院を固守して勢力挽回を畫策中なりし孫科等の歐米派は、此際汪兆銘、黃郛等所謂親日系の對日政策を破壞して彼等を失脚せしめんとし「此等北支諸問題の處理は滿洲國承認問題と不可分の關係あるを以て獨斷の處置あるべからざる」旨を中央政治會議に於て決議し、黃郛の自由裁量を拘束せり。

茲に於て黃郛は縣案解決の先決問題として北支に關する限り自己權限擴大の必要を痛感し、直接南京政府の承認を得る爲め四月初南下するに至れり。斯くして四月十一日より同十三日迄南昌會議開催せらるゝや黃郛は會議の劈頭北支に於ける日支縣案の困難なる現狀に鑑み、辭意を表明せるが蔣、汪は極力慰留すると共に黃の立場を諒とし、北支に於ける日支懸案の處理は滿洲國不承認を絕對條件とするも此際實行容易な

る通車問題の如きを先づ解決するは已むを得ずとし尙解決具體案は追つて黄郛と關係各部に於て商議することゝせり。

（五）通車問題の解決

北支諸懸案の中、通車問題は成立最も容易なるに鑑み關東軍竝滿洲國側代表は四月二日黄郛、殷同と會し具體辨法に關し協議する所あり。次で四月五日殷同の提議に基き、彼我の代表は四月十四、十五日山海關に相會し之に關し凝議せるが問題を滿洲國承認等に波及せしむることを避け、實質的解決を求むるの企圖の下に大體第三者たる中間機關を新に設立し直接通車處理に當らしむることに意見の一致を見、殷同は該辨法大綱を携へ直に南京に急行せり。然れども通車反對の運動は依然熾烈にして殊に孫科、張繼、陳立夫、石瑛等は强固なる反對ブロックを結成し、汪兆銘一派の追出運動を畫策しありしが、前記通車辨法大綱を可決せる五月三十日の中央政治會議席上の張繼の反對聲明、華北日報による之が素破抜き、次で華北日報の停刊、之に對する汪兆銘の辭意表明等局面は急激に變轉し黄郛、殷同の北上無期延期說も傳へらるゝに至れり。然れども通車問題は兎も角も中政會を通過し、蔣介石亦正式に之を裁可し、尙六月二十五日には自ら南昌より南京に乘り出し汪を慰留すると共に、更に黄郛と杭州に於て協議し、一方殷同を急遽北上せしめ實行細目に關し關東軍當局と大連及び新京に於て協議折衝せしめたり。其結果本問題は名實共に解決を見るに至り、該辨法は左の如く六月二十八日北平に於て發表せらる。

辨法內容の骨子

一、奉天北平間に直通列車を運轉す。
一、右直通運行の爲東方旅行社を組織す。
一、東方旅行社總經理は支那人、副經理は日本人とし其任期を二年とす。
一、通車は昭和九年七月一日より實施す。

尙東方旅行社總經理には現中國旅行社支配人張水淇、副經理には滿洲國鐵路總局勤務平山貞齋任命せらる。其後九月二十三日に至り宇佐美總局長及び北寧鐵路局長殷同は北戴河に於て會合し未だ確定しあらざりし東方旅行社の組織、定款、經營方法等の外、各種具體的事項を討議決定して通車に關する殘務を一掃し、從來單に名目のみ存し內容整はず兎角不安定なりし東方旅行社をして其基礎を固定し、且能率を發揮せしむるに至れり。尙此會議に依り東方旅行社の經費は年額十萬圓とし、滿洲國及南京側にて之を分擔することゝなれり。

（六）第二次大連會議

通車實現後支那側の懇望に依り岡村關東軍參謀副長は七月二十四日大連に於て殷同と會見し、戰區問題に關し懇談せり。蓋し黄郛は親日を標榜し、事實上南京政府の對日外交を先導し來りしに拘らず、彼の膝下の河北戰區に紛糾絶えざる僞蔣汪の詰問、反對黨の白眼視を受け痛く窮境に陷れりとて其苦衷を關東軍に訴へ何等か局面の打開を圖らんとせしものゝ如く双方懇談の結果、諒解事項次の通りとす。

一、戰區內不良邦人を徹底的に肅淸す、右と同時に不良支那人の取締を勵行す。
二、保安除問題

支那事情

（イ）玉田保安隊の件
（ロ）第一第二保安總隊（舊李際春部）の件
（ハ）交代配置せらるべき新編保安隊は五千名を限度とす、但玉田部隊移駐後は一千名を增加す。
三、東陵保護の件
四、通郵原則は成るべく北戴河に於て協議す。
五、多倫地區に關しては成るべく速に辨法を研究す。
六、戰區正常化の爲外交交涉に移すや否やの件。

（七）通郵問題の解決

支那側は通郵會議に對し當初著しく難色を示しありしが、其後我が方の强硬態度に刺戟せられて漸く應諾の已むなきを自覺するに至り、遂に八月廬山會議に於て概ね黄郛の建言通り交涉方針を決定し、九月下旬黄郛の北平歸任に伴ひ、直に交涉開始の運びとなれり。

斯くて本會議に先ち九月二十八日よりオブザーバー及び藤原、高宗武の首席委員間に內交涉を開始せしも双方の意見に格段の相違ある爲め一先づ中止す。十月十九日より會議は再

開せられたるも支那側委員は滿洲國の切手を認めず、且通郵事務の爲め第三者たる中間機關を設くる事の外、電信電話連絡の問題は權限外なる旨を反覆主張せる爲め双方の意見依然對立し、爾後數次折衝を重ねたるも容易に妥協點に到達せず。茲に於て我が方委員は十月下旬最後案を決定通告し、嚴に其反省を求むる所あり。

此間支那側に在つては我が最後案を受諾せんとする黄郛等北支政權關係者と飽く迄中間機關說を固執する交通部長朱驊等との對立あり、他方通郵問題を利用して汪精衞、黄郛等を窮地に陷れんとする一派の反對策動等相當紛糾を見たるも、結局我が方强硬決意の反映に依り表面蔣介石（當時北平滯留中）、汪精衞等の斡旋奏功の形式を以て我が提案應諾の態度を決するに至り、十一月二十四日午前六時三十分支那側は遂に滿洲國承認問題に觸れざる原則の下に別項の我が提案を承認し、十二月十四日全部の解決を見る。但し電信電話連絡問題は北支政權側の懇請を諒とし、通郵實施後成るべく速に實現に努むることゝなれり。

通郵に關する申合事項（關東軍側を甲と、中華民國側を乙と略稱す。）

1、通郵は双方郵政機關の間に於て行ふものとす。之が爲山海關古北口に交換機關を設く。

2、通郵に用ふる「甲」の切手面には「滿洲國」及び「滿洲」なる文字を表示せざること。

右切手は書狀、葉書、書留、速達等に使用するもの少くも四種類以上を調製し勉めて之を貼用す。

3、通郵實施期日は明昭和十年一月十日とし、但し小包爲替等は同二月一日より實施す。

其他略す。

（八）設關問題の解決

昭和九年春以來北支に於ける情勢の緩和に伴ひ南京政府は六月初近く一方的に長城設關の意あるを公表し、爾來著々準備を進めありしが、八月十六日天津海關布告を以て之が暫行辦法を公布し、同月下旬より九月にかけ長城の五大口たる古北口、喜峰口、界嶺口、冷口、義院口に天津海關分關の設置を完了せり。

爾來是等の支那側新關は長城各地に於て滿洲國稅關と密接の關係を生ずるに至り、延いて事務的連絡問題を討議すべく交涉開始の運びとなり、源田滿洲國稅務司長及び殷同等双方委員は十二月十四日以來通郵會議に引續き北平に於て連日商議を續けたる結果、十二月二十四日概ね左記項目に關し協定の成立を見たり。

（一）鐵道陸路又は水路に依る出入貨物及旅客携帶品に對する檢查要領

（二）密貿易其他犯則の取締に關する規定

（三）稅金の拂戻若は無課稅貨物に關する特別規定

（四）關東軍指定公用品に對する免稅規定

要するに右の設關會議に於ては兩國接關の根本問題たる稅關の權限、課稅竝稅率等には觸るゝこと無く、單なる事務的連絡協助の問題を解決したるに過ぎず。其意義は協定內容に非ずして將來の正式協定の端緒を摑む上に一歩を進め得たる點に在り。

（九）支那艦船の停戰協定違犯

支那巡洋艦楚豫が七月五日以來、北戴河附近停戰地域の領海內に無斷侵入碇泊しある事、七月十日に至り端なくも發覺するや、關東軍は停戰協定の精神に違犯すと認め、翌十一日楚豫の單に炭水補充の爲め一時的に秦皇島に寄港するは之を認むるも、停戰地域の領海內に長期に亘り停止するは許容すべからざる旨の意思表示を爲し、折衝の結果、楚豫は九月一日青島に向ひ拔錨せり。

又于學忠の隷下に在る河北省海上公安局の所屬警察船開海（小口徑火砲一、機關銃二を裝備）は七月中旬以來依然北戴河に碇泊し、附近の警備に從事せしを以て關東軍は九月十五日附左記要旨を于學忠に通告す。

一、開海は我方の承認なきを以て速に退去のこと。

二、陸上の保安隊を認むると同趣旨に依り正式に願出でたる左記條件の小型警察船は配置を許可する意圖を有す。

（イ）停戰協定地域の領海に使用し得べき警察船は海上公安隊に屬するものに限る。

（ロ）警察船は機關銃三挺以下及小銃若干を裝備し得。

（ハ）同時に前記區域に使用し得る警察船は二隻以下とす。

爾後折衝の結果于學忠は之を受諾し同時に左の件に關し關

東軍の諒解を得たり。

（一）開海代船として安海を派遣す、安海は噸數開海に同じく火砲は卸下し機關銃二、小銃十六を有す。

（二）將來は一層小型にして小銃十挺内外の木造船一隻を派す。

因に開海は九月二十四日北戴河より退去せり。

（十）日支無電協定の成立

從來の懸案たりし日支間の無線連絡問題は昭和五年漸く之に關する一協定案作製せられ、將に成立を見んとする矢先滿洲事變の勃發に會ひ中絶の狀態に在りしが、去る三月眞茹無電臺の英支無線連絡開始を契機として日支間にも同樣無線連絡を實現すべく、昭和五年の交涉を實質的に復活解決せんとする機運を招來し、遂に我が遞信省電務局と交通部電政司との間に之が協定の調印を見、六月一日より無電連絡を開始せり。其内容は上海郊外眞茹の國際無電臺と東京無電臺との間に直接通信し、支那各地宛歐文電報竝上海發著和文電報を取扱ふものにして英國竝瑞典系海底電信に相當の打擊を與ふるものと豫想せらる。又本協定成立は特に支那側に於て多くの實質的利益を享受し得べく、就中彼等の熱望しある海底電信回收を側面より促進するに有效なるべし。

（十一）對日債務整理の進捗

國民政府は最近停頓しありし内外債整理委員會を復活し、財政部長孔祥熙を新委員長に任命し、外債整理に誠意を示すに至れる爲め、對日借款の整理漸く其緒に就き、爾來日支當事者間の交涉の結果、一本一利の原則に基き整理案の解決を見たるもの次の如し。

（一）平綏鐵路借款整理案は四月二十五日内田東亞興業會社重役と平綏鐵路局長陳昌との間に成立す、債務總額五百二十萬圓の外延滯利子五百萬圓餘に上る。

（二）交通部に於ては東亞興業との間に對日有線電信借款（元利二千萬圓餘）の整理具體案を取極め十一月内田東興專務との間に調印を了せる外十二月には中日實業關係の電信電話材料借款（千六百萬圓）の整理案を高木副總裁との間に成立せしめ、是にて交通部關係對日借款全部の整理方法を決定せり。

（三）次で中日實業關係の山東實業借款（元利六百五十萬圓）も十二月末青島に於て償還契約の成立を見たり。

（十二）福山寺事件

最近鮮人の北支移住者激增に伴ひ支那側の反感と相俟て大小の葛藤跡を絶たず、本件は其内最も著明なるものなり。八月八日頃北寧鐵路沿線遷安鎭管内福山寺村に於て灤州在住鮮人崔、張、朴の三名は毒物販賣に關聯し不遜の態度に出でゝ同村長及び村民の反感を誘致し朴及び張は拘禁せられ數日後灤州警察官に引渡さる。一方現場より逃歸りたる崔は此旨灤州在住鮮人に告げたる爲、之が奪還の爲め十一日邦人近藤一郎外鮮人六名福山寺村に押掛け鮮人は拳銃を發射して支那人四名を斃し、村民の激昂に逢ひて六名共慘殺されたり。其後本事件判明するや九月十四日天津總領事館は于學忠に對し左記六條の抗議をなせり。

（一）于學忠の正式謝罪　（二）遷安縣長の罷免　（三）主謀者の處罰

（四）慰藉料　（五）將來の保障　（六）屍體搜索

之に對し于學忠は其全部を承認し事件は落著せり。

（十三）宮越事件

我馬蘭峪駐屯部隊御用商人宮越與三郎は九月三日日本酒、麥酒等を携行し唐山出發馬蘭峪に向ひ前進中六日遵化南方丁官屯に於て保衛團の爲め射殺せらる。然るに支那側は强ひて事件を隱蔽せんとせし事判明し、且宮越が軍隊關係の用務にて旅行中危害に遭遇したる事件なる爲め一層關東軍を激怒せしむ。斯くて關東軍及び天津軍協議の結果北支抗日の總帥たる于學忠始め之と志を同うする取卷き連に對し此際一大痛棒を與へ置くを要すと爲し左記强硬抗議を提出（九月二十六日）し北平武官をして自ら其衝に當らしむ。

一、省主席は關東軍參謀長代理たる支那駐屯軍司令官並在天津帝國總領事を訪問し謝罪すること

二、犯人の逮捕竝之が處罰

三、直接の責任者として遵化及玉田縣長の罷免

四、賠償金一萬元の提出

五、將來を保證する爲排日禁止其他各項を要求す

于學忠は右抗議に對し人を介して軍に泣を入れたるも、軍

の強硬なる態度に諦め、又責邪に責任の一部を轉嫁せんとせしも見事に撥ね付けられ、遂に已むなく之を承認するに至り十月二日親しく天津軍司令官を訪ひ謝罪竝將來の保障を誓約せり。仍て我が方は暫く其實行如何を監視することゝし事件は一先づ落著せり。

（十四）藏本書記生の失踪事件

我が南京總領事館勤務藏本書記生は六月八日午後十時半頃有吉公使の歸滬を見送る爲め、總領事館を出でたる儘行方不明となれるが、豫てより中支方面特に南京に於ける藍衣社其他排日テロ團の跳梁竝之が取締に對する支那官憲の不誠意に不滿を抱ける我が方の神經を痛く刺戟し、其對支態度を著しく硬化せしめたり。一方支那官憲は事件發生と共に極度に狼狽し、捜索に努めたるも三晝夜を經て尙何等の手掛りなし、茲に於て支那側の善後處置を監視しつゝありし須磨總領事は六月十二日外交部長汪兆銘に對し嚴重抗議する所あり、汪は責任を以て保護と捜索とに最善を盡すべきを陳辯す。而して支那當局は本件の性質上、或は意外の事態を誘發することなきやを惧れ、眞劍に捜索の手段を盡したる結果、十三日南京郊外明孝陵附近洞穴內に同人を發見し、外交部を經て總領事に引渡せり。失踪原因は過度の神經衰弱より來る發作的精神異狀と認められしを以て、須磨總領事は十四日汪兆銘を訪問し、支那側の誠意と努力とに對し謝意を表す。斯くて本件は一時世人の注視を惹きたるも案外の結末を告げたり。

二、對蘇關係

（一）在支赤化運動の不振

蘇支復交以來蘇聯邦の對支赤化活動は一大飛躍を豫想せられたるも、其後の經過は之を裏切り、中央蘇區及び紅軍の狀況竝各地共產黨の活動工作等往時に比し、寧ろ衰退の觀を呈せり。卽ち中國共產黨の近況を觀るに官憲累次の彈壓に依り其活動著しく萎縮し、纔かに各地方に潛行的工作を續けあるに過ぎず。唯最近反帝同盟及び大衆運動の不振に伴ひ抗日を

標榜する民族武裝自衞運動を起し（五月）異分子をも包含する民衆運動激化策に轉じ來れるは注目を要す。國際共產黨の對支赤化指導狀況に關しては蘇支復交後其活動機關を蘇邦大使館或は領事館內に潛入せしめ、國際共產黨一支部として中國共產黨への資金供給、指令發出、指導者派遣等を行はしめあること從前と異る所なきも、其積極性は著しく減退せり。是れ蘇聯邦が最近一國社會主義建設を標榜し、其對內外政策の見地より世界革命實現の策謀を緩和せると從來の經驗に依り支那赤化の困難を自覺せるとに基因するものと認めらる。

之を要するに中國共產黨運動は國際共產黨の支援減退、南京政府の國內統制力增大に伴ふ彈壓の强化及び民衆運動の不振竝有力指導人物の缺乏に因る黨內の分裂等の諸原因に加ふるに支那の國民性、社會制度乃至國家組織の複雜性等幾多本質的要素の影響に依り、今や其發展を阻止せられあり。然れども十數年來著々として築き上げられたる赤化の基礎が忽ちにして崩壞し去るとも思料せられざるのみならず、近き將來に於て强力なる統一政權の實現を望み難く、社會狀態の紊亂乃至內亂の絕滅を期待し得ざる支那の現情に鑑み、蘇邦の對支態度の浮動性と相俟つて今後何等かの機會に赤化運動の擡頭を見ることあるべきは豫想に難からず。

（二）蘇邦の對新疆活動

以上の如く蘇邦は最近對支赤化指導に於て大なる後退を見せあるも一方新疆に對しては却つて其工作を積極化し、今や牢固たる勢力を扶植しあり。

塔城、伊犁、迪化、喀什噶爾、承化等に於ける蘇の領事館及び通商代表部には有力なる共產黨員及び軍事專門家館員の名に隱れて在勤し主義の宣傳を始め道路建設、飛行場建設等の計畫を爲しつゝあると共に每夏地質學、植物學等の探險隊を派し印度、西藏に通ずる地形偵察に當らしめあり。

一方自國の活動を自由ならしむる爲め盛、馬抗爭の前後を通じ武器彈藥の供給等に依り省政府側を援助して恩を賣り、裏面より少數の蘇人を入れて省政府內の實權を掌握しあり。迪化のメリコフ、哈密のトブロフスキーは此種工作に從事す

る重要人物なり。又最近省政府と秘密借款契約を結び且新に二名の軍政最高顧問を入れたりとの報傳へられれ、南京政府の神經を刺戟しつゝあり。貿易は殆んど蘇邦の獨占にして新疆の物資は悉く蘇邦に輸出せられ、省内の商品は多く蘇邦の製品なり。又伊犂迪化間、塔城、迪化間の自動車路は在伊犂蘇通商代表部の事實上の統制下に在り、之に用ふる自動車百餘臺も亦蘇邦より輸入せられたるものなり。一方諸民族に對する主義宣傳も最近漸く功を奏し來り、各地に莫斯科等に於て教育を受けたる若き纏頭回の指導する團體組織せられ、一般回教徒間に親蘇、排漢の思想を煽動しつゝあり。

之を要するに蘇聯邦の新疆に對する究極の目的はコミンターンの民族自立主義に則り、回教徒の獨立國家を建設して裏面より之を操縱し、更に印度の回教徒に呼び掛けんとするに在り。而して之に達する過程として先づ同地を世界の視聽より隔離したる儘之を混亂狀態に導き以て意の如く施策を行はんが爲め、一方に於ては省政府と提携して自國の勢力を扶植しつゝ他方に於ては回教徒に省政府に對する反感を煽動するの二重政策を執りつゝあるものと觀察せらる。

三、對聯盟及列國關係

（一）ライヒマンの報告書發表

國際聯盟對支技術援助の連絡員として前後一年間滯支中なりしライヒマンは宋子文辭職後嫌氣さすに至り、四月支那を引揚げてゼネヴアに歸著し、其報告書を五月九日南京及びゼネヴアにて發表せしが、我が朝野の意見とは根本的に所信を異にするものなり。特に該報告に於て聯盟の對支援助委員會が、經濟委員會と協力して專ら支那の經濟建設に關する諸計畫を實行せんとしあるは明に技術援助の範圍を逸脫せる重大行爲と認めらるゝを以て、我が方は斷然反對意向を堅持せるが、之に對し支那側は頗る神經を尖らし「主權ヲ害セザル範圍ニ於テ他國ノ援助ヲ受クルハ何等差支ナキ」旨應酬せり。一方聯盟理事會は五月十七日右ライヒマン報告を採擇せしが之を政治的のものとするを欲せず、又今後は技術專門家の支那派遣を止め其代りに支那より專門家を歐洲に派遣せしめ、之に技術的訓練を施す樣勸告せり。尙在支聯盟派遣員は支那再建には殆んど匙を投げあるが如く、又ライヒマンは今後恐らく支那に歸任せざるべしと傳へらる。

（二）銀公司の設立

國民政府の全國經濟委員會と聯盟の對支技術援助による所謂再建工作とは道路築設に若干の進展を示せる外全く行詰り狀態に面し、ソールター（前財政部顧問、國際聯盟事務員）既に匙を投げて支那を去り、ライヒマン（聯盟の支那技術援助顧問）亦此窮狀打開の目的を以て歸歐せるが此根本原因は資金難にありとの結論に達せるが如し。茲に於て英國及び米國に於ける復興金融會社設立の故智に倣ひ財政顧問モネーの發意により開發金融機關設立に關する議起り宋子文等之を支持す。是れ所謂中國建設公司にして資本金を銀一千百萬元とし、公私企業の投資及び管理、信託事業、外資の仲介等を營業目的とし外國投資團と合作し、投資團は投資物件に對し銀公司と協同審査し得るものとせり。銀公司の計畫を發表し列國の參與を求むるや、其裏面に幾多不純の企圖あるを看破せし我國の反對聲明の爲め一時行惱みの觀ありしも、我國の反對は彼等の多少豫期したる所にして、之を無視して銀公司の設立を急ぎ、五月三十一日創立發起人會、六月二日創立總會を開き七日の理事會にて宋子文を理事長に推薦し、茲に銀公司の創立を見るに至れり。蔣介石、宋美齡等も匿名にて多數株の引受けをなしたる由なり。本公司其後の情況を見るに列國の關係は我國の態度を無視し得ざりし爲め稍〻頓挫し、國際聯盟の援助を求めざるべからざる狀態に在り。而も上海有力外商銀行にして本公司に投資せんとするもの皆無なるの狀況なれば從來不統一なりし內債發行引受を統制する引受シンジケートに墮し公債市場に乘出す程度に過ぎず、外資の輸入、西北開發等は思ひも寄らざるもの〻如し。

（三）支那の非常任理事落選

九月十七日の聯盟總會に於ける非常任理事選擧に於て支那

は總投票數五十二所要得票三十四に對し、僅に二十一票の再選贊成投票を得たるのみにて落選せり。而も支那の再選に對し英國及び聯盟事務局の運動ありしにも拘らず、スペイン等が四十四票の多數を得て再選したるに比し、悲慘なる敗北と言はざるべからず。蓋し列國も逐次支那の眞相を認識し、從つて其信用を甚しく失墜せるのみならず、何時迄も日支關係を持出して常套的泣き言を繰り返すに嫌氣さし今次の落選として現れ來りしものと判斷せらる。之に對し外交部は「支那は東亞の大國にして終始聯盟を擁護し來れるが、今回の落選に依り理事會に東亞を代表する國無く聯盟は歐洲に偏せる組織と化し、且其擁護者たる支那を失望せしめ却つて聯盟を敵視するものを得意ならしめたるは寧ろ聯盟の一大損失なり。此上は常任理事を要求するの決意を要する」旨の談話を發表せり。又支那紙の論調は「國聯は弱肉強食の機關にして賴むに足らず、自ら奮鬪以て難局を打開せざるべからず、區々たる落選我に於て何かあらん」と負け惜しみを逃べ、又は「以夷制夷を斷念し國力を充實して外交の楯とすべし」と强調し、或は「第一流外交家を徒らに國內に引留め壽府には第二、第三流の人物を派遣し所謂睡眠外交に甘んじたる國家の當然受くべき敎訓なり」とて外交當局を非難するもの「自國の國際的地位の喪失を招けり云々」と大に焦燥煩悶するもの等あり。英字紙は一般に支那の自省を希望し「歐洲各國は此三年間日支問題にて閉口しあり、支那は自ら先づ內を治むべし、此度の落選に憤激することなく愼重の行動に出づるは支那の將來の爲なるべし」等と論ぜり。要するに言論界の大勢は悲觀消極にして自省强化の要を說くもの亦尠からず、本問題が支那をして內に自ら省みしめ日滿支關係の正常化に眞に目醒むるの一因ともならば幸なり。

（四）關稅稅率の改正

國民政府は六月三十日輸入關稅改正の件を公布し、更に七月二日其稅率を發表せしが、今回の改訂稅率は廣範に亘り舊暫行稅率を改正したる結果、原棉、木材、化學藥品、人造肥料、小麥、毛織物、煙草、鐵、銅、鉛、亞鉛等の金屬類、機械類、食料品、奢侈品は一律に引上げられ英米の對支輸出品は著しく打擊を蒙れり。一方綿布、綿製品、海產物、紙類等日本の對支輸出大宗品は綿布の舊稅率に比して五分引下げを筆頭に夫々多少引下げられ、砂糖、人絹、石炭、ガソリンは舊稅率のまゝ据置となりあり。過去一年間に亘り支那側と交涉したる日本の主張は幾分採用せられたる形なるも未だ滿足の域に非ず、依然之が是正方を要望しあり。又右の稅率改正は國民政府が我が方に好意を示せしに因るにあらずして疲弊の極に在る自國民の經濟上安價優良の日本貨を必需すると一面關稅增收を圖らんが爲めの必要に基づくものなり。

（五）水先權回收問題

水先案內權回收問題は長江章程改正問題、外國船檢查問題及び支那船の外人船員資格問題等と共に國民政府の巧妙なる航政權回收運動の一にして、同政府は昨昭和八年十二月新章程を一方的に公布し、七月一日より實施を强要せしも列國領事團の强硬なる反對を買ひ延期の已むなきに至れるに鑑み、今回は一方的條約廢棄の口實を與へざる爲め七月一日領事團に對し、暫行水先管理章程を非公式に送致し、其承認を俟つて九月一日より實行に移らんとせり。然れども新章程實施の曉は支那人以外の水先人の全滅となるは勿論、之が管理は結局財政部の獨占となり、從つて排日若くは事變の場合日本艦船は完全に入港を封ぜらるべきを以て我國は他列强の態度如何に拘らず强硬に反對しあり。

（六）伊國公使館の昇格

伊國政府は九月二十六日突如駐支公使館を大使館に昇格の旨を發表し、其理由として支那の大國としての地位を認むること及び伊支兩國間の文化的、經濟的、政治的關係の重要性を擧げたり。國民政府は非常任理事落選にて失望しある矢先とて、伊國の措置に對し非常なる感謝の意を表し、駐伊公使劉文島を直に駐伊大使に昇任せり。本件は要するに伊國の對支發展の野望より發せるものにして事實飛行機の賣込、敎官の應聘等に目醒ましき躍進を示しつゝあり。

（七）米支棉麥借款の減額

米支棉麥五千萬弗借款は最初の豫想を裏切り、南京政府は漸次之が處分難に苦慮しありしが、遂に三月二十六日の全國經濟委員會にて二千萬弗（棉一千萬弗、小麥六百萬弗、麥粉四百萬弗）に減額することに決定し、月末米國とも調印を了せり。元來南京政府に於ては同借款を以て實は抗日資金に流用すべく特に宋子文一派に依り頻りに畫策せられたるものなるが支那內地の豐作、邦商の買付拒否等に依り消化不能に陷り、却つて相場の低落に依り生產者を壓迫する結果となり、遂に減額の已むなきに至りしものと思はる。

（八）對獨玉萍鐵路借款

鐵道部及び浙江、江西兩政府は豫て玉山萍鄉間の鐵路建設を企圖し第一期鐵路建設公債及び玉萍鐵路公債各一千二百萬元（五月發行）を擔保として上海中國銀行外六銀行より八百萬元の借款を同時に獨逸オツトーボルフ材料廠より八百萬元の

擔保借款を起せるが、十月二十二日正式調印を了せり。該契約の內容は二部に分れ一部は浙贛鐵路聯合公司と銀行團との契約、他の一部は銀行團とオツトーボルフ材料廠との契約にして金額は各八百萬元合計一千六百萬元なり。而して右獨廠より購入すべき材料價格は支那最初の試みとして建設委員會購科委員會の標準價格を以て決定せるものにして其他各國の價格に比し頗る廉價なり。是れ該廠は將來支那の國內建設に關し相互の交易多かるべきを豫想し、特に最低價格にて契約せしものと認めらる。

（九）英軍の班洪地方侵入事件

雲南省と緬甸との境界は光緒二十四年英支双方委員に依り議定せられたるも、片馬地方及瀾滄縣班洪附近に就ては意見遷らざる爲め、未定界と命名して今日に及べり。班洪地方は古來有名なる金銀鑛產地にして吳尙賢なるもの既に乾隆年間に六銀廠を開きたる（後封鎖す）歷史あり、支那側は飽く迄其領土たることを主張す。別に班洪西南方班況近傍の老銀廠（此

附近は支那側も緬領なることを認む）は境界決定當時既に英人の手に歸し、採鑛を續けあるが、今後十數年にて鑛脈盡くる爲め英國側は班洪附近の銀廠に垂涎すること既に久しきものあり。果然昭和八年十二月十四日班洪附近に英人七、八名現はれ土人を招集して秘密會議を開き次で十九日には英國軍二千侵入し自動車道路の建設、橋梁の修築を開始せり。雲南省にては交涉員をして昆明駐在の英國領事と交涉せしめたるも要領を得ず。仍て支那外交部は駐英公使郭泰祺をして英國政府に抗議せしむると共に駐支英國公使に向ひ正式に抗議を提出せり。新駐支英國公使アレクサンダー、カドガンは三月八日外交部を訪ひ英國人の雲南省入竝同省にかける鑛山踏查地域等に關する件に就き豫備的意見を交換せるも議纏らず、爾來英國側は世人の注目を避けつゝ實勢力の扶植に努めあるは、文化の程度低き省境愚民を使嗾して國境標柱の移動を行ひつゝありと稱せらるゝに見るも明なり。一方班洪地方の土人間には由來排英思想旺にして前述英兵の侵入に際しては防戰是れ努めたるも遂に敗れ、爾後泣寢入の狀態に在るが如く

又中央當局に至りては本問題解決に何等の熱なく單に中央より一視察團を派遣したるのみ。責任者にして今日之を論ずる者なき有樣なり。

（十）廣九鐵道に關する英支新協定

豫て英支間の懸案として交涉中なりし廣九鐵道の運輸連絡改訂問題は七月以來兩國代表者會商の結果、九月十五日新協定の調印を了す。從來鐵道乘車賃收入分配は支那側六割五分なりしを新協定に於ては七割二分に改訂せられ、且廣東九龍間二回急行を十月一日より三回急行に改正せられ、支那側の大成功裡に解決せり。

（十一）列強の對支軍事航空活動

歐米列強の支那に對する武器特に飛行機の輸出問題は米國上院委員の調查發表以來、世界の視聽を集めあるが、從來自國航空勢力の對支擴張を企圖せる列強が支那側との契約を促進する爲め執り來れる常套手段は、（一）自國製優秀飛行機を

以て重要都市を飛翔し宣傳す、(二)支那の視察者を誘引す、(三)各種手段を弄し顧問教官の應傭に奔走する等にして其他各國別に其活動情況を擧ぐれば次の如し。

(1) 米　國

米國は從來の航空勢力を維持伸張する爲め杭州飛行學校を獨占せんことに努め機會ある毎に他國教官の放逐を企圖す。但し軍事航空方面は最近伊國側より壓迫せられ氣味に在るを以て、民間航空勢力增强に著意し中國航空公司の發展、米支連絡飛行の成立に努力す。

(2) 英　國

航空武官の上海に駐在以來各方面に活動しフォックス及びアブロ機の宣傳飛行を實施し又新嘉坡、香港、上海間航空路の開設に策動しあり、三月香港に遠東航空學校設立せられ、支那人飛行士(西南の派遣員多數を占む)を養成す、尙英國は從來南京政府內よりも西南方面に其勢力を扶植しあり。

(3) 佛　國

大なる活動をなしあらざるも廣東廣西には常に勢力侵入の機會を窺ひあり。

(4) 獨　國

ゼークト將軍以下多數の顧問教官あるも軍事航空方面には米伊に夾撃せられて大なる勢力なく、主として其勢力下に在る歐亞航空公司及び航空工業方面に力を注ぐ傾向あり。

(5) 伊　國

伊國は最近支那空軍界に登場したるに拘らず、其勢力は米國を凌駕せんとす。殊に張學良と同行來滬せるベルナルデイ及び航空武官ロヂを始め、空軍顧問三十名蔣介石及び航空首腦者に深く喰ひ入りあり。杭州の米國勢力に對抗し南昌及び漢口に牢固たる地歩を占めつゝあり。今次公使の昇格も其最大目的は飛行機賣込促進に在りと謂はる。

(十二) 軍事航空關係者の歐米視察

1、王助の歐米視察

航空署駐滬辦事處長にして特に飛行機購入業務に從ひありし王助は、約半年の歐米視察の後五月下旬歸滬す、米國にては發動機の購入契約を爲す。

2、孫桐崗の渡米

昭和八年夏獨逸より歐亞橫斷飛行を敢行し、名聲を博せる民間飛行家孫桐崗は其後杭州飛行學校教官たりしが思はしからず、渡米して米海軍航空練習所高等科に入學す。

3、毛邦初一行の渡歐

杭州航空學校長毛邦初以下王承甫劉芳秀等一行五名は歐米に於ける航空術研究の爲め、七月上海發先づ伊國に到る爾後佛、獨、英に赴き時日に餘裕あらば米國に渡る筈、期間約八箇月なり。一行は出發に方り蔣介石の訓示を受け又伊國留學の杭州航空學校生徒二十名の引率を命ぜらる。

4、黃光銳一行の渡歐

廣東空軍司令黃光銳一行は三月より八月迄歐米各地の空軍情況を視察し、米國より航空專門家の招聘、英國より戰鬪偵察機の購入を契約せり。

5、楊杰一行の渡歐

楊杰一行三名は軍事視察の爲め四月より九月迄歐洲諸國を巡歷し特に各國空軍發達の狀況に注意す。

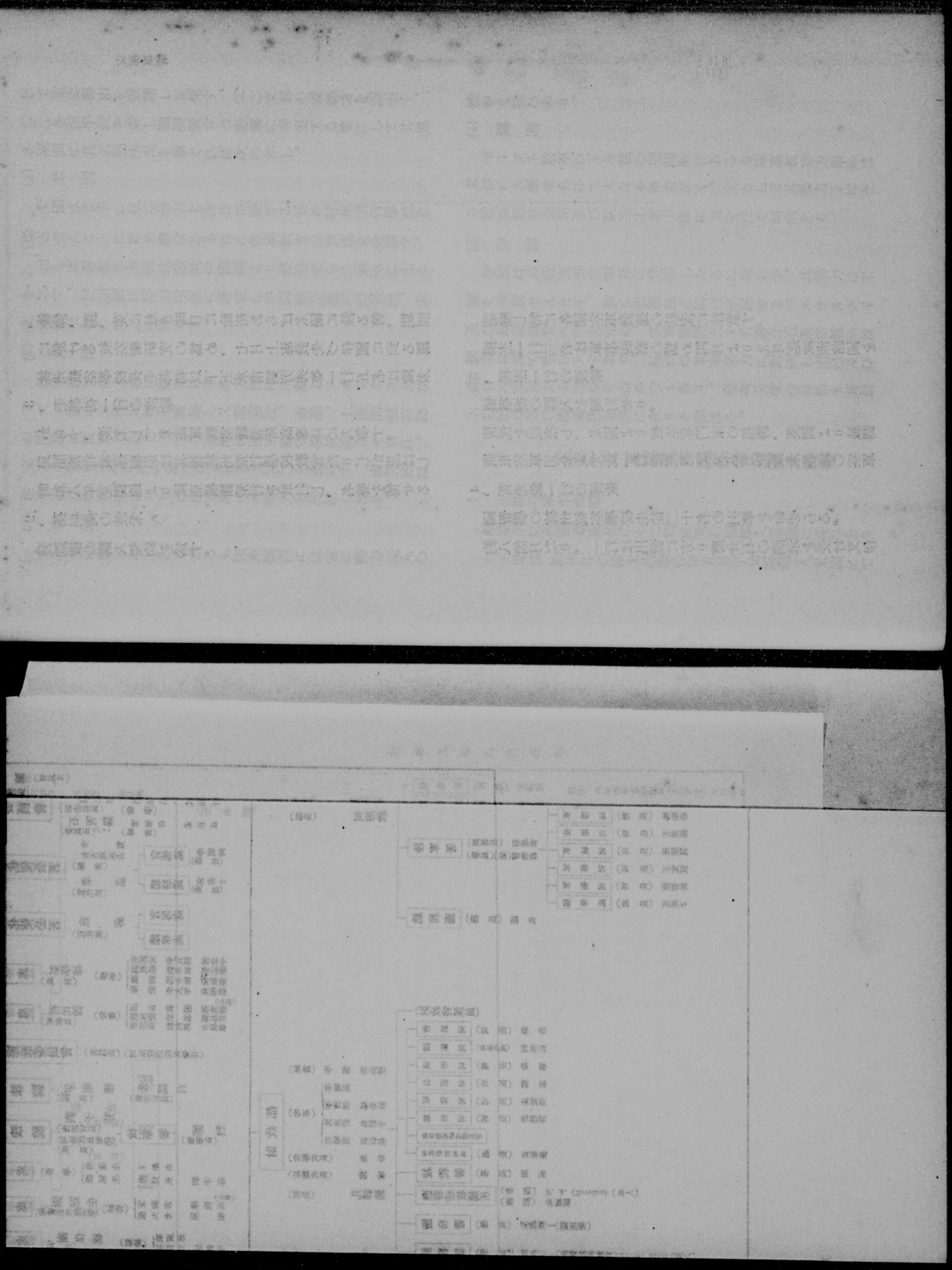

中華民國國民政府組織系統及重要職員表

國民政府

（主席）
林森
（國府委員）
蔣中正　胡漢民　唐紹儀　張人傑　蔡元培　蕭佛成　鄧澤如　謝持　許崇智　王法勤　李烈鈞　鄒魯　陳立夫　葉楚傖　王伯群　黃復生　閻錫山　馮玉祥　趙戴文　王樹翰　劉尙清　薛篤弼　柏文蔚　程潛　經亨頤　孔祥熙　恩克巴圖　楊虎城　劉守中　王正廷　張繼　周震鱗　宋子文　鄧家彥

行政院
（院長）汪兆銘
（副院長）孔祥熙

司法院
（院長）居正
（副院長）覃振

立法院
（院長）孫科
（副院長）邵元冲

文官處
（文官長）魏
（簡任秘書）高越天
（參事）李鍾桐　劉文島　王寵惠　吳敬恒　沈鈞儒

參軍處
（參軍長）呂
（參軍）王寵惠　楊永泰　何應欽　白崇禧　閻錫山　馮玉祥　于右任　張繼　居正　孔祥熙　汪兆銘

主計處
（主計官）陳
（會計長）張

立法委員會
（委員）

法制委員會
（委員）

外交委員會
（委員）

財政委員會
（委員）

經濟委員會
（委員）

軍事委員會
（委員）

憲法草案審議委員會
（委員）

最高法院
（特別法庭庭長）鄭
（委員）

行政法院
（委員）

公務員懲戒委員會
（委員）

蒙古地方自治政務委員會
（委員）

西陸宣慰使署
（委員）

蒙藏委員會
（委員）

蒙族宣慰使署
（委員）

駐平政務委員會
（委員）

禁煙委員會
（委員）

僑務委員會
（委員）

中華民國國民政府組織系統及重要職員表

國民政府

（主席）
林森

（政務委員）
胡漢民　唐紹儀　蔡元培　張人傑　許崇智　譚延闓　鄒魯　李烈鈞　王法勤　陳立夫　葉楚傖　王伯群　黃復生　閻錫山　熊克武　馮玉祥　趙戴文　王樹翰　劉尊三　薛篤弼　程潛　柏文蔚　經亨頤　孔祥熙　恩克巴圖　楊虎城　劉守中　王正廷　張繼　周震鱗　宋子文　鄧家彥　班禪

行政院

（院長）汪兆銘
（副院長）孔祥熙

（秘書長）褚民誼
（政務處長）甘乃光
（參事）
（諮議）
（顧問）
（秘書）

（委員）
吳鐵城　王寵惠　陳公博　朱家驊　張群　陳果夫　陳布雷　周佛海　顧孟餘　陳璧君　丁惟汾　陳樹人　陳耀祖　褚民誼　林柏生　梅思平　任援道　李聖五　李擇一　李文範　李仲公　李蒸　李書城　李世軍　李漢魂　李烈鈞　李宗黃　李明揚　李鴻文　李鐵軍　李錫九　李惟果　李毓九　李毓澍　李毓芬　李毓堂　李毓蘭　李毓棠　李毓英　李毓華　李毓駿　李毓麟　李毓鳳　李毓蓉　李毓蘭　李毓棠　李毓英　李毓華　李毓駿　李毓麟　李毓鳳　李毓蓉

（秘書）
（參事）
（諮議）
（顧問）

- 內政部
- 外交部
- 軍政部
- 財政部
- 農礦部
- 工商部
- 交通部
- 教育部
- 衛生部
- 蒙藏委員會
- 僑務委員會
- 禁煙委員會
- 駐平政務委員會
- 駐滬政務委員會
- 駐粵政務委員會
- 駐綏政務委員會
- 邊疆問題研究會
- 振務委員會
- 威海衛管理公署

考試院

（院長）戴傳賢
（副院長）鈕永建

（秘書長）
（參事）
（諮議）
（顧問）

- 銓敘部（部長）
- 考選委員會

監察院

（院長）于右任
（副院長）丁惟汾

（秘書長）
（參事）
（諮議）
（顧問）

- 審計部（部長）
- 監察委員會

國立中央研究院

（院長）蔡元培

（秘書）
（參事）
（諮議）
（顧問）

建設委員會

（委員長）張人傑
（副委員長）

（委員）
吳敬恒　李煜瀛　蔡元培　張人傑　孫科　易培基　陳立夫　葛光庭　朱家驊　鄧飛黃　鄧錫侯　鄧汝成　吳鼎昌　李銘　李建勳　陳延炯

全國經濟委員會

（常務委員）
蔣中正　孔祥熙　汪兆銘　宋子文

（委員）
孔祥熙　蔡元培　張人傑　許崇智　譚延闓　鄒魯　李烈鈞　王法勤　陳立夫　葉楚傖　王伯群　黃復生　閻錫山　熊克武　馮玉祥　趙戴文　王樹翰　劉尊三　薛篤弼　程潛　柏文蔚　經亨頤　孔祥熙　恩克巴圖　楊虎城　劉守中　王正廷　張繼　周震鱗　宋子文　鄧家彥　班禪

（委員長）李儀祉
（委員）
李儀祉　李協　李書城　李鴻文　李鐵軍　李錫九　李惟果　李毓九　李毓澍　李毓芬　李毓堂　李毓蘭　李毓棠　李毓英　李毓華　李毓駿　李毓麟　李毓鳳　李毓蓉

- 黃河水利委員會
- 導淮委員會
- 首都建設委員會
- 總理陵園管理委員會（常務委員）馬超俊

（備考）
一、本表ハ重要各設機關及簡任以上ノ重要職員ノミヲ採錄セリ
一、軍事機關及軍隊ニ關シテハ別表ヲ作成セリ

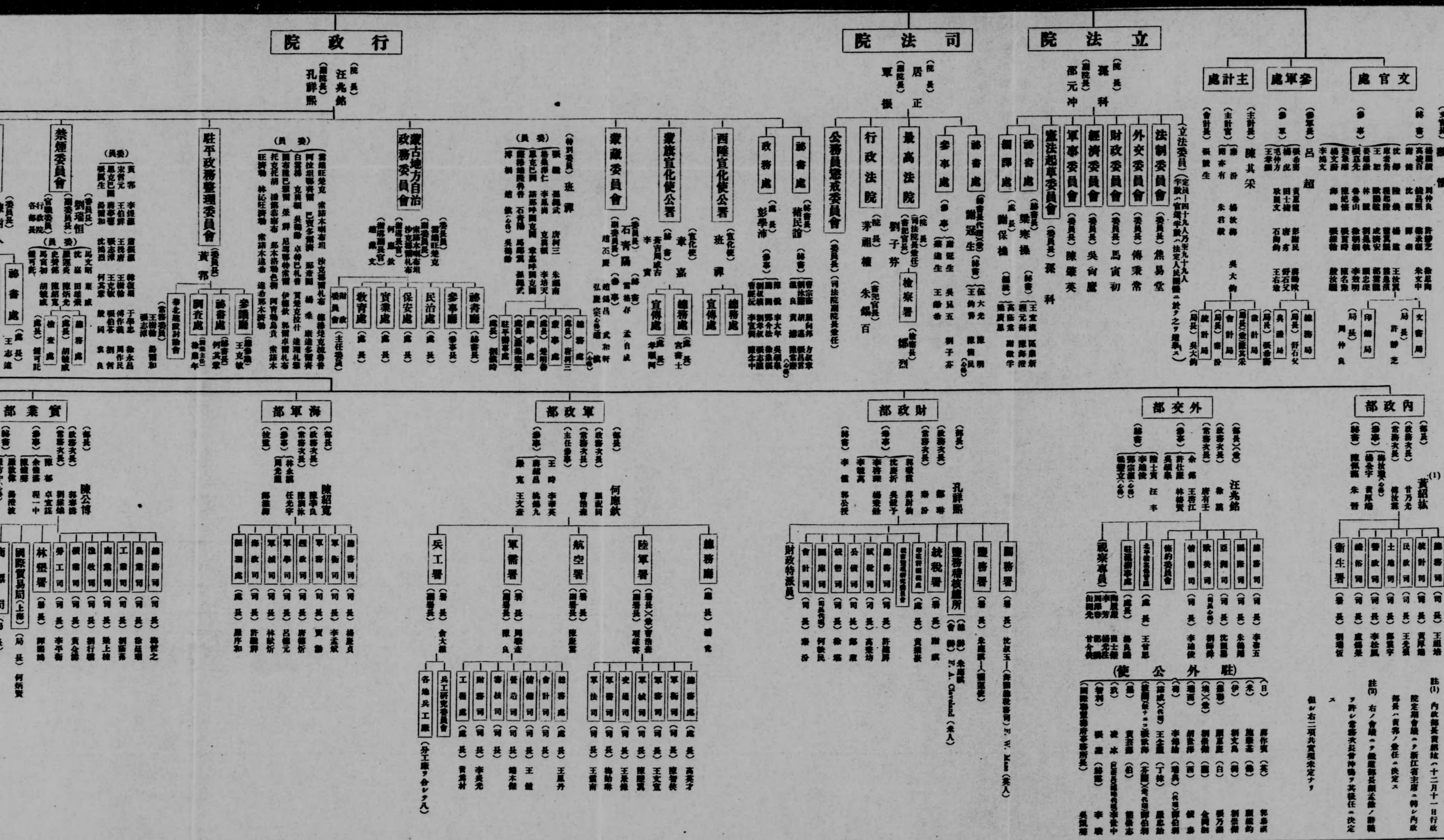
行政院
（院長）汪兆銘
（副院長）孔祥熙
司法院
（院長）居正
（副院長）覃振
立法院
（院長）孫科
（副院長）邵元冲
文官處
參軍處
主計處
法制委員會
外交委員會
財政委員會
經濟委員會
軍事委員會
憲法起草委員會
秘書處
編譯處
最高法院
行政法院
公務員懲戒委員會
檢察署
參事處
政務處
西陲宣化使公署
蒙旗宣化使公署
蒙藏委員會
蒙古地方自治政務委員會
駐平政務整理委員會
禁煙委員會
內政部
外交部
財政部
軍政部
海軍部
實業部
關務署
鹽務署
稅務署
統稅署
總務廳
陸軍署
航空署
軍需署
兵工署
衛生署
國際貿易局
林墾署
駐外公使

（昭和九年八月現在）

行政院
(院長) 汪兆銘
(副院長) 孔祥熙
考試院
(院長) 戴傳賢
(副院長) 鈕永建
監察院
(院長) 于右任
(副院長) 丁惟汾
國立中央研究院
(院長) 蔡元培
研究所
建設委員會
(委員長) 張人傑
全國經濟委員會
(常務委員) 蔣中正 孔祥熙 汪兆銘 孫科 宋子文
(秘書長) 秦汾
蠶絲改良委員會
棉業統制委員會
黃河水利委員會
導淮委員會
首都建設委員會
總理陵園管理委員會
審計部
(部長) 李元鼎
第一廳
第二廳
第三廳
總務處
參事處
秘書處
監察委員
考選委員會
銓敍部
(部長) 林翔
登記司
甄核司
育才司
參事處
秘書處
許崇灝
威海衛管理公署
徐祖善
振務委員會
(主席) 許世英
僑務委員會
(委員長) 陳樹人
僑民教育處
僑務管理處
秘書處
禁煙委員會
(委員長) 劉瑞恒
駐平政務整理委員會
(委員長) 黃郛
參議廳
秘書處
調查處
蒙古地方自治政務委員會
民治處
保安處
實業處
教育處
參事廳
秘書廳
班禪
司法行政部
(部長) 羅文榦
總務司
民事司
刑事司
監獄司
鐵道部
(部長) 顧孟餘
總務司
業務司
財務司
工務司
聯運處
衛生處
統計處
各鐵路局
交通部
(部長) 朱家驊
郵政總局
郵政儲金匯業總局
航政總局
各地航政局
總務司
電政司
郵政司
航政司
教育部
(部長) 王世杰
總務司
高等教育司
普通教育司
社會教育司
蒙藏教育司
編審處
國立各大學
中央大學校長
中山大學校長
浙江大學校長
同濟大學校長
交通大學校長
暨南大學校長
北京大學校長
北平大學校長
武漢大學校長
山東大學校長
勞働大學校長
實業部
(部長) 陳公博
總務司
農業司
工業司
商業司
漁牧司
礦業司
勞工司
林墾署
國際貿易局(上海)
商標局
全國度量衡局
中央農業實驗所
中央工業試驗所
中央模範林區管理局
海軍部
(部長) 陳紹寬
軍政部
兵工署
軍需署
航空署
兵工研究委員會
各地兵工廠

支那重要事件曆日表

月	日	事件
一	一	胡漢民全國に通電し中央側の福建軍事行動を攻撃す○中央軍飛行機泉州を爆撃す○十九路軍の福建保安第一旅中央に衰返る○福建人民政府關税一割増徴實施○中國航空公司の漢口、廣州間航空路正式運航を開始す
一	二	福建軍浦城福安泰順に向て進撃す○胡漢民全國に戰爭中止方通電○伍福朝香港にて急死す○張學良新嘉坡に寄航す○劉桂堂部の一部北平郊外にて掠奪を行ひ中央軍の一部と交戰す
一	三	杭州警備司令部泰順の陷落と慶元の放棄とを正式に發表す○劉桂堂部の一部大五龍(北平、天津中間)に於て第一〇七師の一部に撃破せられ南方に逃走す○英艦ヴアリチイ馬尾出港(支那側の英米商船臨檢監視の爲)
一	四	中央軍陸戰隊泉州を占領す○英艦ヴアリテイ馬尾入港
一	五	胡漢民福建武力解決反對通電○南京要人福建討伐續行に決す○中央軍延平を包圍し福建軍不利○孫殿英軍寧夏に向て進軍を開始す
一	六	中央軍延平を占領す○張學良香港著胡漢民と會見卽日上海に向ふ○孫科香港發上海に向ふ○米艦ツルサ、英艦ワイルドスワン馬尾入港
一	七	中央軍の壓迫加はり福州市動搖○福建人民政府漳州に移動開始○十九路軍馬尾の上流にて通航船舶の檢査を開始す
一	八	中央軍水口を占領し福州に迫る○張學良、孫科上海歸著○國民政府湯玉麟逮捕令を取消す○天津伊太利租界にて民興社長射殺さる○汪兆銘記念週にて私的軍隊打破の要を力說す孔財政部長日本紡績を攻撃す○西南執行部緊急委員會四中全會への出席は自由問題と決議す
一	九	有吉公使中央及福建側に福州厦門在留邦人の生命財産の安全に關し警告を發す○中央海軍厦門公安局を占領す○張學良東北各將領に北支復歸は時機に非ずと通電す○西南執行委員會四中全會へ提出の國民政府改組案決定○駐露大使顏惠慶一月中歸國の旨外交部より發表○蔣介石司令部を建甌に進む
一	一〇	中央海軍側にて厦門を接收す○邦艦球磨馬尾に入港○

中央政治會議關稅庫券一億元發行可決○孫科歸京○鄧家彥國民政府委員に任命せらる

一一一 張學良滯歐所感のステートメント發表○孔財政部長上海にて學良と協議○陳海軍部長福州接收の爲福州に向ひ上海發○宋哲元部下の師長を北平に招致し察東防禦計畫を立案すと謂ふ○厦門福州在留邦人生命財産の安全確保に關し有吉公使より徐外務次長に嚴重警告す

一一二 中央軍古田占領○我海軍陸戰隊一中隊福州上陸○福建人民政府福州撤退十九路軍總退却○國民政府福建省政府主席に陳儀を任命す○國民政府張學良北上說を打消す○福建人民政府一時事務停止聲明(事實上解體す)○孫殿英軍石嘴子に於て馬鴻逵軍と衝突す

一一三 中央軍陸戰隊福州接收○上海日本紡績同業會孔財政部長の記念演說反駁の公開狀を發す

一一四 福建人民政府要人等漳州に集る○英米陸戰隊福州上陸開灤炭坑罷業開始

一一五 蔡廷楷以下幕僚福州撤退○蔣介石司令部を延平に進む○陳濟棠閩南省境に兵力を移動し防備を嚴にす○沙市救國會解散す

一一六 中央海軍側福州接收完了○十九路軍主力部隊午前中に福州を全部撤退す○陳海軍部長上海に向ひ馬尾發○米國陸戰隊福州撤退○劉桂堂部隊山東西境に於て韓復榘軍に壓迫せられ西方に退却す○何應欽孫殿英問題に關し閻錫山の眞意を糺す爲め參謀長候成を山西に派遣す

一一七 福州上陸の日英米陸戰隊馬尾に歸還○蔣介石福建前線より飛行機にて杭州著○蔣介石孫の寧厦侵入に對し馬鴻逵に飛行機及兵器を供給す○陳友仁、徐謙、譚啓秀等人民政府要人香港に來る○內蒙自治區實施法案を中央政治會議にて決議す

一一八 劉桂堂軍約三千平漢線沙河驛南方地區を西竄す○中央航空學校購入のショウト機五機上海著

一一九 中央軍第三師の主力十九路軍の背後を衝くべく馬尾發海路厦門に向ふ○第三師殘部及飛行隊福州發厦門に向ふ○中央軍飛行機興化方面の十九路軍を爆撃す○共產軍福建の沙縣占領○閩南の民軍反十九路軍の態度を明にす

一二〇 第四次中央執監全體會議南京に開催○蔣介石飛行機にて南京著○中央第三師厦門對岸に上陸し主力は興化方面に向ふ○蒲田方面にて十九路軍約一萬中央軍の爲めに武裝解除せらる○孫殿英軍平羅を包圍す

一二一 中央軍十九路軍を追撃して泉州漳州を占領す○蔡廷楷漳州より龍巖に逃亡す○廣東政府スコタ會社(チェッコ、佛合資)と兵器購入の契約をなす○福建人民政府巨頭連福州を退去す○廣東空軍用米戰鬪機六廣東著

一二二 中央軍は泉州同安安溪一帶を占領す○中央軍更に一箇師(五〇〇〇)を海路厦門に增派す○西南執行部常務會議福建の善後對策を決定○蔣鼎文厦門公安局內に五省剿匪總指揮部を設置す

一二三 四中全會議第二次本會議、蔣介石司會、張學良出席○八十七師厦門著直ちに泉州方面に作戰す

一二四 四中全會廣西代表黃旭初南京著○露駐支大使蔣介石汪兆銘宋子文を招く

一二五 第四次全體會議閉會林森國民政府主席に再選○福建省政府主席陳儀南京發赴任す○中央軍十九路軍の徹底的解決案を定む○新疆西南部和闐の回教徒獨立政府組織を宣言せりと

一二六 長沙救國會解散し漢口宜昌間日淸汽船にて支那商品積荷開始林森宣誓式擧行

一二七 全國經濟委員會常務委員會開催○同會空軍擴張に五千萬元支出承認○蔣介石馬鴻逵援助の爲め何應欽に出兵を命ず

一二八 各地上海事變記念大會を開催す○十九路軍討伐に從軍せる中央軍の兵力十五箇師に達す

支那重要事件曆日表

一二九 十九路軍の大部泉州に於て中央側に投降す○陳儀の一行福州に到著す○福建共產軍沙縣より靑州に進出し中央軍第四師と對峙す○閉鎖中の福州中央銀行營業開始

一三〇 鈴木中將南京にて蔣介石と懇談す○行政院會議に於て孫殿英の靑海西區督辦罷免を決議す

一三一 中央側の十九路軍改編數二萬に及ぶ○中央(眞茄)無電臺完成二月中に通信開始の豫定○蔣介石福建善後策の爲飛行機にて南京發福州に向ふ

二一 中央側十九路軍を收編し剿匪第七路軍と改稱す○頡德慶蘇國より歸來南京著○粵漢鐵道の紹關、樂昌間開通○第三路軍(韓復榘)航空訓練班濟南にて正式に成立

二二 南京政府孫殿英軍討伐に決す

二三 眞茄國際無電局對英直接通信開始す○西南航空公司廣州龍州間の試驗飛行に成功す○杭州に於て蔣介石、張學良、孔祥熙會見

二四 蔣介石、宋子文、孔祥熙杭州に於て空軍費問題協議○國民政府は伊支直接通信計畫を發表す

二五 福建省政府正式成立、主席陳儀以下就任式擧行○北平軍事分會は孫殿英の第四十一軍長を罷免し磴口以北に退却を命ず○福州より退去の李濟深香港より佛國に向へること判明

二一六　國民政府張學良を河南、湖北、安徽三省剿匪副司令に正式任命○英支借款交渉進展す○福惠慶天津に向ふ

二一七　蔣介石福州及厦門に空軍根據地建設を電命す○廣東空軍の米飛行機八香港著

二一八　南京政府上海銀行團と四千四百萬元の借款成立○日本漁船山東沖にて海賊に襲はる○英人飛行團香港著、極東飛行術練習學校の教官に就任の筈○張學良の剿匪司令部漢口に設置發表

二一九　蔣介石杭州より南昌に到る○福建共產軍猖獗の爲め中央軍の六箇師を以て進擊を開始す○南京抗日會員日貨（雜貨文房具等）を沒收燒却す

二一〇　山海關從收了る○中央航空署購入の伊高射砲四門南京著○英國陝西の石炭に著目し一大會社設立の計畫ありとの報あり

二一一　伊國人航空顧問一行飛行機にて南京より南昌著同地飛行場擴充計畫に參與す○蔣、汪連名にて中央地方合作して剿匪建設に一致努力すべき旨通電○全國經濟委員會の小規模鋼鐵廠建設計畫國防委員會に交附す

二一二　十年來の懸案伊國團匪賠款放棄問題解決し內債發行に振り向け得るに至る○軍事委員會は王勁を福建省與化泉州、永春の警備司令に任命し閩南の軍隊全部を其指揮に入らしむ○劉桂堂軍は河南省孟縣に到著し北平軍事委員會分會は何柱國に對し速に之を殲滅すべき旨電命す

二一三　舊駐日代理公使莊環珂天津にて射殺せらる○閻錫山孫殿英軍討伐を開始○太原の孫殿英辦事處閉鎖せらる○蔣鼎文贛粵閩湘鄂剿匪軍總司令に、陳誠同北路前敵總指揮に、衞立煌同東路前敵總指揮に任命せらる

二一四　福州王莊飛行隊の主力南昌に歸還す

二一五　第三艦隊旗艦出雲以下青島入港○中央軍湖北側より瑞昌附近の共產軍討伐開始○上海海關巡視船二隻進水

二一六　北平軍事委員會分會は傅作義を總指揮とし二師一獨立旅二騎兵旅を派遣するに決し大同に集結を命ず○駐日陸軍武官に蕭叔宣同海軍武官に劉田甫を任命○交通部上海—漢口、上海—福州、北平—南京、北平—漢口間長距離電話架設計畫を發表す○舊第十九路軍四箇師に改編、河南へ輸送を開始す

二一七　蔣介石は陳儀をして福建の軍權を統一せしむるに決す○支那砲艦崇寧、義膺の二隻江南にて進水○孔荷寵及蕭克慶下共匪約三千德安附近に迫り九江の獨立第三十六旅南浔鐵路一帶の配備に就く

二一八　九江戒嚴令を布き夜間市內の通行を禁す○獨支合辦の鋼鐵廠設立案實業部より行政院に回附

二一九　南昌に於て新生活運動擴大紀念週開催

二二〇　中國銀行總裁浙江實業銀行總裁等連名にて米國大統領に銀價吊上の危險を打電陳情○張學良上海より南京著○共產軍瑞昌を陷る○三月一日以後滿洲國よりの米麥等を外國品として輸入稅徵收する旨告示す○朱交通部長上海—廣東航空路に關し米支密約說の否認聲明を發す

二二一　南京外交部駐英郭泰祺公使に對し英兵二千雲南侵入に就き抗議方電命す○陳海軍部長飛行機にて九江へ急行○共產軍進擊に對し我長江警備經保津九江邦人保護のため急航○三省剿匪司令部漢口、武昌各新聞に對し軍事ニュースの揭載を禁示す

二二二　財政部銀輸出禁止の意なしと言明○張學良漢口に向ふ○中央軍瑞昌を奪還し共產軍山岳地帶に退却○英感飛行場完成○廣東空軍購入の米國高級練習機、驅逐及爆擊機廣東著○實業部米フォード會社と合辦にて上海に資金四百萬元の自動車製造廠設立を協議す

二二三　孔財政部長上海に赴き銀行團と銀流出對策を協議す○支那當局滿洲國の極東體育大會參加に反對表明○廣西首席黃旭初は四中全會當時廣西の中央擁護を條件とし廣西建設資金一千萬元支出の諒解を得て歸桂せりといふ

二二四　舊十九路軍飛行機四機梅縣にて廣東軍に投降○南浔鐵路に接近せし共匪の一部は退却し九江平穩となる

二二五　張學良漢口著○英國新駐支公使カドガン氏上海著○陳濟棠沙貝若くは黃竹岐に飛行場建設命令○福州警備中の第八十師は延平に移駐、第八十七師と代る

二二六　北支の各將領黨部代表記念週に於て總理制を復活し蔣介石を第二總理に推戴の件建議

二二七　上海外人協會米大統領に對し米國の銀政策に關し警告打電○南京軍政部購入の伊太利高射砲十二門（教官三人）上海着

二二八　中央政治會議倫敦國際銀協定批准決定○同上蒙古自治問題辨法原則決定○西南航空公司の廣東香港厦門間航空路開設計畫中香港離着陸場設置の件英政府の承認を受く

三一　國民政府憲法草案發表○汪精衞滿洲國帝政實施に對する不滿の意を表明○張學良漢口にて三省剿匪副司令に就任式擧行○第四十九師第二、第三團南京發漢口に向ふ○香港極東航空學校學生二十四名練習を開始す○沈鴻烈漢口に向ひ青島發

三二 南京外交部我抗議に對し抗日會活動は愛國運動にして如何ともなし難しと回答す○立法院會議にて滿洲國帝政に關し嚴重なる意思表示をなすべしとの論起る○北平軍事分會は在北平第二師第四旅を漢口に移駐すべく發令

三三 上海神社招魂社大祭に爆彈を投入せしものありしも不發にて無事

三四 支那側古北口を接收し將來我領事館及警察官の駐在を承認す○西藏軍劉文輝軍を擊破して德角占領の報あり

三五 汪兆銘立法院祕密會決定の對滿洲國對外宣言建議を一蹴す○杭州筧橋に飛行機工廠建築工事を開始す

三六 西南派滿洲帝政反對通電○西藏軍の進擊に對し四川の劉文輝國民政府に軍費を電請す○福建に派遣中の中央軍飛行機全部南昌に歸還す

三七 英カドガン公使外交部訪問○米國豫備海軍大佐フランクホークス、機關士帶同カーチスコンドーア重爆機一基を携へ上海著○英國河用砲艦ロビン號香港にて進水

三八 立法院國際銀協定を留保附批准に決す○汪兆銘、陳濟棠等に對し對滿不承認策動を警むる通電を發す○獨支合辨航空契約成立の事實判明○南京財政部は北支沿岸密輸入防止のため秦皇島、廟島、威海衞、石島に稅關分署を設置し且北支當局にも民船取締方訓令す

三九 張學良東北各將領に北支復歸は尙早と打電す○銀協定批准案保留付にて立法院を通過す○廣東長沙間自動車道開通

三一〇 張學良天津に三省剿匪副司令部辨事處設置○西南側の滿洲國討伐通電に對し汪兆銘釋明す

三一一 國民政府滿洲國不承認方針不變の旨聲明

三一二 英カドガン公使漢口視察○外交部次長唐有壬北平に向ふ

三一三 歐亞航空公司平漢線正式に開航す

三一四 張學良來漢中の東北諸將領を引見○孫科、孔祥熙飛行機にて南昌へ○上海虹橋飛行場を一千米平方に擴張すべく四月十日迄に完成の豫定

三一五 賀陽宮殿下香港御寄航○顏惠慶北平より南京著汪兆銘と會見す

三一六 國防祕密會議南京に開かる○福州及廈門にて米、糠輸入に附加稅徵收實施○南京に新生活運動促進會成立

三一七 顏惠慶汪兆銘と外交方針協議○南京より飛行機四を漢口張學良の指揮に入らしむ

三一八 顏惠慶蔣介石に外交方針具申の爲南昌へ○福建省の龍巖共產軍に占領せらる○開灤炭坑唐山坑區罷業を開始す

三一九 英カドガン公使外交部訪問英支諸懸案に付意見交換○南京外交部當局日支債權整理交涉不應諾を言明○廣東飛行機製造廠に關する契約は黃光銳と合衆國航空公司代表との間に調印を了る○賀龍匪軍約二千湖南省慈利に迫る

三二〇 唐有壬北平にて黃郛と重要協議○內河航行權回收準備の全國航業會議交通部に開會○航空處は米國よりコルセヤ水上飛行機十六臺購入の認可を得○蔣介石十七日以來南昌にて十一省の民政教育廳長を召集行政會議を開催す

三二一 全國航業促進會內河航行權回收を決議し外交部に進言○英軍の雲南侵入に對し同省出身の南京在住者政府に嚴重抗議方を要求

三二二 陳濟棠條件附にて中央合流決定との說あり○馬仲英軍はザワントウに於ける大敗後天山山脈に遁入す○排日貨を目的とする滬北國貨展覽會開催

三二三 國民政府外交部日米交換文書につき談話發表○上海支那諸新聞一齊に日米交換文書を論評し不安の意を表はす

三二四 聯盟のライヒマン近く支那を去る旨語る○廣東空軍司令黃光銳一行香港發渡米○李宗仁南寧發廣東に向ふ○獨逸ユンケル社代表飛行機製造廠に關し四箇年以內にユンケル發動機を製造し得る樣契約を改訂せりと○孫殿英蒙古地方自治指導長官兼任辭職を電請す○貴州王家烈は空軍建設の爲め香港にて飛行機八を購入す

三二五 韓復榘中央の山東省干涉反對を通電

三二六 全國經濟委員會初全體會議を開き棉麥借款減額に決す山東代表李天倪膠濟鐵道回收案提出○中國參謀本部內蒙百靈廟に無電臺設置

三二七 南京夫子廟にて多數の日貨沒收燒却せらる○孫殿英軍解散○浙江財閥の巨頭榮宗敬沒落香港に逃亡す

三二八 國民政府函館大火に五百弗寄附

三三〇 顏惠慶、聯盟賴むに足らず日支にて問題解決せよと演說す○須磨領事排日を外交部に警告○支那本土にある班禪喇嘛の歸國要請の爲西藏政府より代表ベンゴール州境に達す

三三一 劉桂堂山東に侵入勢力漸次擴大す、韓復榘濟南に出動す

四一 蕭孔共匪の一部突恕南潯鐵路馬廻嶺驛附近に出現し九江南昌より討伐軍各一箇旅出動擊退せり○廣西軍柳州

		航空學校開校す○中國第三艦隊司令部は教導隊及陸戰
四	二	隊兵士養成の目的を以て青島若鶴兵營に軍士養成班を
		設く○北平市長袁良監察院により告發せらる
		汪兆銘上海にて支那の外交方針變化なしと語る○江蘇
		省政府通海鐵路建設計畫發表
四	三	黃郛漢口經由南昌に向け出發
四	四	武昌基督教青年會總幹事馬伯援漢口にて日本の近狀を
		說き日本を見直せと强調す○土支修好條約アンゴラに
		於て調印○杭州航空處の南昌移轉決定す○上海虹橋飛
		行場擴張に決す
四	五	上海市日本教育視察團上海發○西南側西南執行部の撤
		廢及黨總理制反對に意見一致す
四	六	南京政府は米國政府の提議に對し銀協定批准を三十日
		間延期することに同意す○南京支那金物商日貨を販賣
		せりとて鋤奸團より爆彈を投ぜらる○蔣介石各省政府
		に勞働爭議の防衛を通電す○黃郛南昌にて蔣介石と會
		見す
四	七	蔣介石、黃郛第二次會見○浙江省海門飛行場を擴張す
		○上海商船駕駛總會は自今日本人に對する檢定無試驗
		免許の發給停止方を交通部に要請す
四	八	蔣介石招聘の獨逸軍事顧問フオン・ゼークト上海著○

四	九	國際聯盟より派遣のライヒマン博士上海發歸歐
		○北平駐劄の柴山武官聲明書を發し塘沽協定に基く諸
		懸案解決促進につき支那側の反省を促す○徐庭瑤はヒ
		ットラー國家社會組織及青年黨編成法視察の爲め獨逸
		派遣の命を受く○米飛行家ホークス重爆機に搭乘上海
		龍華飛行場にて示威宣傳飛行を行ふ
四	一〇	天津海關「滿洲國」を表現する一切の物價印刷物の輸入
		禁止布告○西南政務委員會常務會議黃郛の對日案反對
		を中央に打電○行政院會議にて七月一日より戶籍法施
		行を決議す○米國より特派の銀調查員著滬○李宗仁香
		港へ
四	一一	南京外交部當局蘇州日本租界回收の意を語る○汪兆銘
		南昌著巨頭會議開催○朱外交部長通郵問題につき强硬
		論を逃ぶ○張學良は洛陽に軍事學校を設け舊東北軍將
		兵を訓練するに決し開校準備を命ず○杭州防空學校軍
		士班成立
四	一二	雲南にて英支兩軍激戰の報上海に達す○蔡廷楷香港發
		歐洲に外遊す
四	一三	蔣、汪、黃三巨頭の南昌會議終る（黃郛の權限擴大承
		認）
四	一四	汪兆銘南京歸著要人會議を開く○湖北省黃岡に飛行場

		工事を開始
四	一五	黃郛南京著○南京學生團南昌會議の決定反對○新疆省
		政府軍何克、于闐兩市を占領し中部新疆の秩序恢復○
		上海海關は烟臺、上海、厦門、汕頭、九龍、瓊州の六
		箇處に海岸無電臺設置計畫を發表す
四	一六	上海海關「滿洲國」を表示する印刷物輸入禁止布告○西
		南執行部南昌會議反對通電○豫、鄂、皖三省剿匪司令
		部新組織成る○フオン・ゼークト來支の機會に獨逸よ
		り裝甲自動車五〇戰車十二の買入れ決定
四	一七	鈴木中將有吉公使上海にて黃郛と會見○銀公司出資の
		中央、中國、交通三銀行代表出發認定調印○上海豚毛
		工人組合員七十名會合日本人に白豚毛不賣を決議す○
		我外務當局對支不當援助排斥の非公式聲明（天羽聲明）
		を發す
四	一八	有吉公使南京著汪兆銘と會見○佐藤海軍武官黃郛と會
		見○陳實業部長南洋視察に出發○廣東飛行機製造所は
		工場建設費四十三萬元を以て韶關に設置することに決
		定○杭州にコルセヤ機十五基到著○王揖唐日本に向け
		天津發
四	一九	南京政府外交部天羽聲明反駁の非公式聲明發表○李宗
		仁香港にて西南政務委員會及西南執行部廢止說を否認

支那重要事件曆日表

		す
四	二〇	立法院本會議汪兆銘の對日案承認○南京各新聞天羽聲
		明攻擊○有吉公使上海歸著孔財政部長を訪問○黃郛、
		宋子文孔祥熙等と會見○宋子文支那建設事業に外國資
		本加はらずと聲明
四	二一	華北救國聯合會西南派に對し反日通告を發る○北平の
		支那紙長期抗日を主張す○原產地標記俟令は無期延期
		となる○廣東剿匪軍筠門嶺を占領す
四	二二	宋子文南京發西北視察の途に上る○山東省主席韓復榘
		辭職を申出づ
四	二三	內蒙自治政務委員會初會議開會○交通部は全國航政局
		に對し外國船にも中國船船法適用を訓令す
四	二四	韓復榘辭意を飜す○航空處は二十四萬元を以て上海に
		防空學校用兵器を購入することに決定○浙江省主席魯
		倏平病氣の爲め辭職を申出づ○天津日本租界に在る漢
		字紙振報館に於て爆彈騷ぎあり
四	二五	有吉公使上海發歸朝○孔財政部長蔣介石と商議の爲南
		昌に向ふ
四	二六	南京外交部對日不滿表明○ベック南京米國總領事外交
		部を訪ひ支那の對日意嚮聽取
四	二七	立法院對日秘密會議を開く○西南派對外通電、日本の

四二八　歷明は支那の獨立脅威と論ず○胡漢民反日意見發表
　　蔣介石入閣各軍に對し地方の民政財政に干渉するを得ずと令す○留日支那學生監督後任吳憲文に決定す
四二九　漢口の我總領事館天長節祝賀レセプションに張學良夫妻出席○立法院外交委員會外交建議案審議○香港要塞擴張工事の事實ありと云ふ
四三〇　上海市總工會ファッショ化運動を起す
五一　王正廷汪兆銘と會見、外交部長就任說否認○歐亞航空公司平粵線正式開航○中國航空工程學校杭州に成立（最初の航空學術研究所）
五二　須磨總領事汪兆銘を訪問し日支懸案に對する帝國の立場說明○孔財政部長銀の輸出禁止說を公式に否定す○立法院特別委員會對日外交建議不要と決議す○南京政府大連方面よりの輸入品徵稅の爲秦皇島、威海衞等に稅關出張所設置布告○蔣介石各省市黨部に對し新生活運動の進行を督促す○北平軍事委員會分會にて湯玉麟孫殿英を高等軍事顧問として招聘するに決す
五三　須磨總領事汪兆銘を訪問、汪我幣告を諒承す○蔣介石顧問凌鴻勛北支問題内交涉の爲日本に向ふ
　　立法院祕密會議對日外交問題建議案を議す○雲南省と獨逸ユンケル社間に飛行機製造廠建設の契約成立す
五四　關東軍第七師團大島曹長以下十名薊縣通過の際同地保安隊の爲射撃せらる
五五　須磨總領事上海にて聯盟前經濟部長モネーと銀公司間題につき會議○天津海關秦皇島に民船管理分處を設置す
五六　重慶救國勦奸團日貨を販賣せる廣東人に暴行を加へ重慶領事より嚴重抗議○ベルシャ初代上海領事上海著○交通部江蘇省揚中縣に無電臺設置に決す
五七　立法院委員將淑宇對日硬論主張の爲南昌行營參議を罷免さる○甕水港製糖會社より澳門に酒精を賣出す○日支無線通信協定調印
五八　南京の中央政治會議立法院の對日外交建議案を葬り去る○國民黨首腦部五、九記念日に當り反日を全國に指令す
五九　英國公使南昌に至り蔣介石に會見○上海支那料理店日本海產物購入の爲勦奸團員により爆彈を投入さる○國際聯盟駐華技術合作代表ライヒマンの在華工作報告書南京にて發表
五一〇　北平日本武官より于學忠に對し停戰協定地域内の保安維持方注意○國民政府ライヒマン報告に對し誠意ある援助は喜んで接受せんと非公式談話發表○黃郛英子山より杭州に到る
五一二　孫科南京より上海著日支協調反對論を發表す○海軍部長陳紹寬威海衞軍港建設計畫を語る○薊縣保安隊の我兵射擊事件解決○漢口漢宇紙昌報社日本讃美の記事を發表の故を以て中華鐵血救國團員に襲撃せらる○立法院委員蕭淑宇監禁せらる
五一三　柴山中佐天津に於て通車問題準備協議○蕭佛成退羅より歸粵○西康進出を企圖せる西藏軍は白玉方面より攻撃し來り劉文輝軍と激戰中○舊第十九路軍第三軍長區壽年香港發外遊す
五一四　南京外交部日支直接交涉に原則上贊成と述ぶ○香港瓦斯會社タンク爆發死傷者百餘名○北平北方高麗營近傍に於て日本國旗を掲揚せる坂田組自動車匪賊七名に襲撃掠奪せらる○孔財政部長漢口より歸京す
五一五　西南國防會議對内外國防方針協議○國民政府軍政部濟南兵工廠を接收す
五一六　露國の張家口總領事復活に關聯し内蒙に關する露支通信交通密約成立說傳はる○交通部は中國及歐亞兩航空公司の北平辦事處を合併す
五一七　舊十九路軍關係者龍州にて軍の再建を畫策す○我公使館より外交部に對し上海水先管理暫行章程に對する抗議公文書を發送す○四川米國宣教師五月八日賀龍匪に拉致せられ行衞不明の處米公使より南京政府に釋放方を要請す
五一八　宋子文西北視察を終り飛行機にて上海に歸來○國防建設委員會は今回海南島の要塞、飛行場、港灣等防備施設調査の爲め陸海軍、測量部、建設廳等より調査員を派遣す
五一九　南京政府外交部通車通郵問題實際解決準備中の旨談話形式にて發表○宋子文銀公司事業は將來外資を仰ぐ旨聲明○海軍部は大學校を馬尾に設立するに決す○實業部はフォード自動車公司との間に米支合辦の自動車製造廠建設の契約を締結す
五二〇　天津、上海、煙臺、太沽間の海底線支那側に接收さる○北寧鐵路局長殷同暗殺の陰謀天津に於て發覺逮捕さる○航空處を航空委員會と改名全航空隊に告達す○殷同通車問題、内部手續を執るため上海に向ふ
五二一　全國財政會議開催○紹興の支那泰爾相場空前の安値を示す
五二二　外交部サルヴアドルの嚴重處分を聯盟に要請の旨公表○馮玉祥魯東沿岸を旅行し各地青年學生に對し抗日演說を行ひ且つ中央政府の外交を攻撃す○湯玉麟軍事分

支那重要事件曆日表

會高等顧問に就任のため張家口より北平著○邦船景山丸塘沽上流を下航中射擊を受け總領事より省政府に抗議す

○民衆運動自衛團は華北救防會と提携し華北に於ける抗日運動のため漢口より北上す

五二三 外交部サルヴアドルの滿洲國承認は規約違反と聲明

五二四 我南京總領事六月一日開通の日支無電に關しコンミユニケ發表○上海の英米煙草公司支那職工五千罷業○舊東北軍の一〇八、一一一師湖北に移駐○蘇聯大使目下北平にて顏惠慶と重要會見中と傳へらる

五二五 漢口に集合中の東北系將領剿匪會議開催○蔣介石共匪殘軍に對し投降勸告書を發表す

五二六 何鍵長沙より漢口に向ふ○現在中央の每月經費不足は一千五百萬元に達すと傳ふ

五二七 上海の反英運動惡化し蔣介石彈壓を下命○廣東廣西は各獨立師一を增加するに決す

五二八 國民政府粵漢鐵路建設公債百五十萬磅發行發表○汪兆銘上海に來り黃郛と對日策協議○日淸汽船會社重慶航路再開に決す○賀龍匪四川省より南下し貴州北部を占領す○中央軍第二師補充旅江蘇省常州より北平著○鄭州新飛行場工事に著手す○英國に稅關監視船二十八隻を註文す

五二九 行政院は粵漢鐵路完成に要する工費として五百萬元を米棉麥借款中より支出方を認可す○河南孝義に大兵工廠建設の報あり

五三〇 有吉公使上海著歸任○南京の中央政治會議通車解決辨法を決す○殷同北平に歸る

五三一 中國銀公司發起人總會上海に開催、設立案承認

六一 孔子生誕日(八月二十七日)を國祭日に制定の件國民黨中央執行委員會にて可決○日支無電連絡開始○香港外人登錄令實施

六二 上海の黃郛邸宅に不發の爆彈發見○中國銀公司創立總會開催宋子文總裁に推さる

六三 南京財政當局北支稅關設置問題聲明○中國建設銀公司第一回理事會開催○韓復榘南京入、林森、汪兆銘等と會見

六四 南京政府西沙島に氣象臺を建設するに決す

六五 北平華北日報通車反對記事掲載のため蔣介石の命により南京に護送監禁さる

六六 有吉公使南京に向ふ

六七 有吉公使汪兆銘と會談○須磨總領事水先章程廢棄につき徐外交次長に抗議

六八 開灤坑工夫一千名罷業開始○南京日本總領事館の藏本書記生行衛不明となる

六九 有吉公使上海歸著

六一一 藏本事件に關し日支接涉○我驅逐艦葦南京著○南京政府海關五分附加稅一年繼續發表○有野書記官上海より南京著

六一二 南京行政院藏本氏搜査の嚴重命令を下す○藏本事件につき外交部より搜査經過を公式に發表○軍艦對島上海より南京に急航

六一三 藏本書記生南京郊外明孝陵に生存發見さる○南京外交部藏本發見經過を公表○雲南の帝國領事館再び開館

六一四 在支五十年の米宣教師イングラム北京郊外にて匪賊に射殺せられ米公使嚴重抗議す○黃紹雄香港にて胡漢民と會見

六一五 蔣介石中央軍官學校十週年記念會參列の爲南京に入る

六一六 藏本書記生上海著○天津市黨部は中央の命により工作を中止す

六一七 上海天津間定期船順天號塘沽より芝罘に向ふ途中海賊に襲はる

六一八 南京抗日會解散さる○上海海關稅率適用に關する布告を發す○王正廷上海より南京著、蔣汪兩氏と會見

六一九 中央政治會議にて宋子文新米支借款三千萬弗(西北建設案)を提出○歐亞航空公司の蘭寧線(蘭州、寧夏間)開航○海賊に襲はれたる順天號芝罘に護送さる

六二〇 蔣介石中央政治會議に出席し重要國策協議○順天號の人質英支人全部救助さる○西田濟南總領事韓復榘に拉致邦人の搜査要求○藏本書記生上海發歸國○厦門の臺灣籍民經營の慶發洋行支那公安隊に襲はれ不法逮捕さる、我領事抗議○支那側山海關に稅關設置

六二一 唐外交部次長順天號の拉致人質と海賊の搜滅方針を言明○拉致されたる邦人山本富一黃河々口より天津に護送さる○廣西の白崇禧、湖南省主席何鍵廣東に入る○新任獨總領事ヘルマン上海著

六二二 長城線設關問題につき山海關稅關より長城線を境に輸出入稅則施行の旨通告○厦門の臺灣籍民經營の東南旅社爆彈を投ぜらる○西南五省軍事會議廣東に開かる○孔祥熙財政狀態視察の爲南京發北平に向ふ

六二三 長沙市中氾濫

六二四 海關附加稅(五分)明年六月末迄一年延期布告

六二五 上海西藏間の航空路開設の旨公表○日淸汽船重慶航路復活、雲陽丸事變後初めて同地著

六二六 有吉公使南京著蔣介石を訪問し次で汪兆銘と會談す

支那重要事件曆日表

六二七　上海にて我陸戰隊巡邏中工部局外人巡査と小紛擾を起す工部局側陳謝にて落著

六二八　滿支通車協定公表

七一一　通車協定後の滿支直通第一列車塘沽附近にて爆破され乘客四名即死〇殷同、柴山武官に對し遺憾の意を表す

七一二　支那の新關稅則公布實施〇太原、介休間鐵道開通

七一三　上海海關新輸入稅率發表〇孫科上海出發布哇に向ふ

七一四　國民政府公布の修正輸入關稅率本日より實施

七一五　中國建設の銀公司營業開始〇新任蘇總領事アナトールビッネル天津著

七一六　上海の晨報（蔣の機關紙）岡田內閣警戒すべしと論ず〇雲南の排日に對し我方より汪兆銘に警告を發す〇山西軍士官一、二八〇名兵二萬の裁兵案を決定せりと

七一七　子學忠辭表提出

七一八　支那側秦皇島海關が山海關にて課稅事務開始の旨正式發令〇蔣介石軍艦にて南京より九江に向ふ

七一九　山西省主席徐永昌南京著

七二〇　中國憲法草案初稿立法院より非公式發表〇殷同天津發南下す

七二一　スイス駐劄公使胡世澤北支と日滿關係調査の爲北平著〇馬仲英新疆を追はれ露領に遁入の報あり〇廬山海會寺に於て蔣介石出席の下に國民政府陸軍軍官訓練團開學式を行ふ〇浙江省當局乍浦及其附近の外支人地主に對し要塞築造を理由に立退きを命ず

七一一　汪行政院長監察院の顧鐵道部長彈劾に關し辭表提出〇中央政治會議にて國策及國際的の重要文獻は無許可にて發表を嚴禁の旨決議〇ライヒマン氏近く再渡支の報外交團に達す〇殷同北平より南京著汪兆銘と會見

七一二　我北支駐屯軍司令部茶淀事件に關し暁明發表〇米國飛行機賣込商ナーメーカー上海にて試驗飛行中墜落慘死〇汪兆銘辭表撤回〇殷同莫子山に逮き黃郛と會見〇顧維鈞南京に入り汪兆銘と會見

七一三　顧維鈞中央政治會議及國防會議に出席〇雲南の排日緩和の旨省政府より國民政府に返電〇第一集團軍司令部はバイアス灣海賊剿滅の爲め滊水に軍船舞鳳を常時碇泊せしむることゝなる

七一四　中央政府より胡漢民に外遊要求

七一六　顧鐵道部長彈劾案公表を非難せる中央政治會議決議に關し監察院全員辭職を申出づ

七一七　廣東省韶關飛行機製造廠米人技師二名廣東著〇廣東省政府と香港支那實業家間に二百萬弗の借款成立

七一八　監察院猛烈なる聲明を發し汪兆銘との對抗表面化す〇顧鐵道部長北平著、何應欽と會見後西山に向ふ〇天津港務局は白河天津遡航船舶の吃水を十呎に、又海關より上流へ遡航船舶は九呎に制限する旨公布

七一九　監察院非公式會議、中政會議の彈劾封し案の取消要求を決議〇汪兆銘強硬意見發表〇西南統一斡旋中の何鍵廬山にて蔣に西南派の條件を報告し湖南へ歸任す〇殷同莫子山にて黃郛と會見の後上海に來り唐外交次長と懇談

七二〇　北寧沿線の英軍演習に對する我山海關特務機關の抗議に對し拒否の旨回答し來る〇汪兆銘對監察院の抗爭は蔣介石の電報調停にて一時解決す〇段祺瑞蔣介石の招電により廬山に向ふ

七二二　北平の英國公使館長城附近の英軍演習は英國の權利と非公式に聲明

七二三　大連に於て岡村參謀副長、喜多大佐、柴山中佐等殷同と會見〇第五次全體會議を十一月開催の旨行政院より正式に發表

七二四　日支大連會議終了〇張家口に蘇領事館正式に事務開始

七二五　廣東空軍に米人教官二名著任〇殷同大連に於て宇佐美鐵路總局長を訪問

七二六　顧維鈞、宋子文、顏惠慶等歐米派三巨頭青島にて密議〇李擇一莫子山に黃郛を訪ひ北上を勸告す

七二八　殷同入連會議より上海に歸著、外交次長を通して汪兆銘に復命す〇殷同黃郛に大連會議の經過報告〇第五回全國代表會議十一月十六日南京に開催の旨正式に決定

七二九　唐外交次長汪兆銘の命を帶び黃郛と會見の爲め莫干山に赴く

十三〇　山海關英軍演習問題北平公使館の手に移り若杉書記官英公使館を訪問懇談

八一　支那側頻りに山海關の日英兵反目を傳ふ〇蔣介石南昌發廬山に向ふ〇蔣介石藍衣社に彈壓を加へ最高幹部を罷免す〇共產軍福建省水口を占領し更に白沙に進出す

八二　〇海南島海口佛領事館閉鎖す〇北平に舊東北系軍人同濟學會設立せらる〇漢口稅關は從來默許せる大冶寄航の日清汽船乘客、貨物の積卸しを停止し條約通り黃石港に於て檢査を施行する旨漢口日清汽船支店長に通告す

八　滿支直通第一列車爆破犯人石鳳鳴北平憲兵隊にて銃殺せらる〇南京當局は韓復榘建設の航空訓練班に對し七月三十一日附解散を命じ其所屬飛行機四は中央に接收すべしと

八三　邦鑑球磨馬公より福州著民留邦人の保護に當る
八四　福建中央軍第八十七師共産軍討伐の爲水口に向ひ前進○福州危機を脫し市中稍〻落付く○邦鑑羽風福州へ○上海滬江大學にて開催中の太平洋學生圓卓會議終了
八五　福建の中央軍白沙にて共産軍と衝突、水口を奪還す○支那陸戰隊六百名三都澳に上陸、福州に向ふ○福州の形勢緩和、蔣鼎文漳州に向ふ
八六　殷同、黃郛、汪兆銘に大連會議報告○白沙、小北嶺附近に共産軍頻に出現福建軍と交戰す
八七　福州再び不穩戒嚴令布かる○廣東政府短期證券二百萬元發行決定○上海の太平洋學生會議委員會に於て太平洋青年聯盟結成決定
八八　湛東湛安縣福山寺にて邦人近藤其他鮮人六名支那人と衝突し鮮人六名惨殺せらる、天津總領事館より竹內書記生急行
八九　北平英字紙北京クロニクル支那側の日英衝突流言を攻撃す○盧山にて蔣介石、汪兆銘會見○福州城內に土匪現はれ市中騷擾す○西南派幹部廣東に於て陳濟棠邸に會合、五中全會反對
九〇　共産軍福州附近に於て中央軍と交戰○盧山に於て蔣介石、汪兆銘、黃郛、張群等會合す

八一一　福州と閩江縣の中間にて二千の共匪中央軍と激戰の後擊退せらる
八一二　盧山會議終る
八一三　山海關演習問題につき佛國駐屯軍隊長より演習の場合は豫め日本側に通告の旨申し來る○汪兆銘盧山より南京に向ふ○兩廣合作の西南銀行設立計畫あり
八一四　財政部全國海關に外國銀貨の輸入禁止通達○西南派五中全會反對南京政府改組の通電を發す
八一五　廣東省參議會成立(參議員一三九名)○中央政府五全大會に對する重要議題を全國及海外各黨部に通告○福建共産軍羅炳輝部羅源を占領、縣知事以下官吏富豪を殺し各稅收機關を掠奪す
八一六　上海時事新報英國滿洲視察團を評し日英呼應して極東分割の肚と論ず○宋慶齡夫人等新抗日武裝團體の名乘りをあげ宣傳運動を開始す○廣東省參議會正副議長を選擧し議事に入る○蔣介石共匪の投降勸誘方針を決し剿匪司令部より各機關へ電命す○八月十五日現在の銀流出高千五百萬元に達す○天津海關は本日附告示を以て古北口、喜峰口、冷口、界嶺口、義院口の五箇所に分關を設置する旨發表す
八一七　江西の玉萍鐵路建設費中千六百萬元の國際借款成る

八一八　財政部銀流出阻止のため幣制妨害處罰令を制定○國民政府海關當局、長城五大口稅關の內古北口分館は二十二日より徵稅事務開始の旨公示○福州又も不穩特別戒嚴令布かる
八二〇　孔財政部長銀輸出は自由と聲明す○王寵惠歐洲國際情勢視察より歸還、二十五日盧山に向ふ○浙江省國民軍事訓練委員會成立す
八二一　第三艦隊司令長官今村中將一行北平著○銀塊三千萬弗上海より倫敦に積出○蔣介石重病說上海に傳はり公債下落す
八二二　支那の旱魃損害十億元突破(國民政府調査)○甘介侯より廣東總領事宛海南島附近領海內にて捕漁し退去せざる日本漁船の取締を要求し來る
八二三　日英協定說に關し上海支那紙誓戒的社說を掲ぐ○湖南省南境に蠢動の李明瑞廣東省に進出○江蘇以下七省の軍政要人連名にて蔣汪擁護の通電を發す○劉湘(四川剿匪總司令)は中央に對し辭職電を發す○愉行舟(赤匪第一師長)第五十師に逮捕せられ南昌にて銃殺せらる○何鍵は赤匪肅克軍の湖南進出の科により第十九師長李覺を處罰し第十六師長彭位任を罷免す
平漢線修理借款三千萬元佛國系銀行と成立調印す○山海關守備隊北谷軍曹英國兵營に連行せられ、我守備隊長の抗議に對し英國側其手落を容認す○徐培根軍法會議にて銃殺に處せらるると傳へらる
八二四　獨支間に江西省鐵道契約成る○盧山にて全國國防委員會開催○國民政府專門家を招聘し銀流出の對策の研究に著手
八二五　黃郛盧山より南京へ○蔣介石四川に張群を派し劉湘引留に決す○蔣介石何應欽に招電を發す○南京要人續々盧山に向ふ○西南航空公司の廣東、北海間の定期航空開始(徐聞、瓊州經由)
八二六　國民政府、曲阜に要人を派し孔子祭々典を行はしむ○
八二七　殷同北平に向ふ○張學良盧山へ
八二八　ヘーグ國際裁判所判事に王世杰、李錦綸を任命○共産軍湖南へ遁走
八三一　厦門にて臺灣人、支那人と衝突感情惡化す
九一　駐蘇大使類悳慶辭任內定○福建省主席陳儀辭表提出の旨非公式發表○蔣介石共匪討伐督促を嚴命○外交部は古北口に辦事處を新設し入國外人の族券查證及地方的外交事務を開始す○隴海鐵道の潼關、渭南間正式通車を開始す○河南湖北の長距離電話開通
九二　福建の共匪浙江省に入り慶元を占領○廣東梧州間の定

期船經營難のため休業す

九三 孝感の軍用大飛行場完成○交通部は國防强化の見地より邊區に無電臺建設に決す

九四 國民政府首席林森以下要人廬山より南京に歸る○日本發動機船日進丸澳門の南方に於て支那海關監視船に抑留中香港總領事の要求により釋放せらる

九五 赤軍一師團新疆へ進出の情報あり○蕭敬泉州に於て閩南剿匪司令に就任

九六 黃郛九江より上海著○朝日新聞の飯沼機北平に安著○喜峰口稅關分所開設

九七 蔣介石、廬山より漢口へ

九八 有吉公使、鈴木中將、黃郛と會見○胡漢民、陳濟棠等反將反日の通電を發す○中央側の五全大會議題に對し西南側反對通電○我御用商人宮城與三郎唐山よりの歸途玉田邊化附近にて玉田自衞團に射殺せられ屍體發見○訓練總監部に於て八省に國民軍事訓練委員會を增設するに決定す

九九 國民政府爲替管理令發布○段祺瑞上海歸著

一〇〇 上海の銀行業仲買人爲替管理延期請願決議○滿支通郵會議支那側委員決定○上海共同租界工部局にて共產黨重要人物十四名を逮捕す

一〇一 有吉公使南京著汪兆銘と會見○全國航空建設會及航空協會合併し全國航空協會と改稱、組織規定案を行政院に呈出

一〇二 一月以降の支那の銀流出一億五千萬元突破○孫科布哇より上海歸著十七日汪兆銘と飛行機にて廬山に向ふと福山寺事件于學忠に抗議の處支那側陳謝し一段落となる○中央常務會議にて九、一八第三週年記念辦法を規定し全國黨機關に訓令

一〇三 中央軍官學校第一期高級訓練班學生五六〇名の開學式擧行○元兩湖巡閱使王占元天津にて死去

一〇四 米國上院軍需工業委員會に於て米の對支小麥一千萬弗借款が武器購入費に流用せられたるを暴き孔財政部長否定の聲明を發す

一〇五 支那紙日本品進出の爲廣東市場混亂と報ず○福山寺事件于學忠我要求を全部承認し解決

一〇六 國民政府交通部外國船檢查差控へを訓令す○南京政府と香港政廳との間に香港製品の輸入稅減免協定成立（密輸入防止援助の交換公文）

一〇七 九、一八記念日、北平天津は平穩、南京上海市黨部市民に半旗を掲げしめ記念大會を開く○國民政府聯盟非難の聲明を發す○漢口同安クラブは何鍵軍飛行隊と共

謀、貴州の阿片を河北河南方面に密賣發覺し何鍵軍の航空處長黃飛銃殺に處せらる○南京中央軍官學校學生七五四名正式入校

一〇八 黃郛北平著、何應欽と協議○江蘇省連雲港の工事落成

一〇九 黃郛、何應欽北支對策協議○廣東空軍白雲飛行場落成

一一〇 交通部新疆迪化に無電臺建設に決定

一一一 胡漢民以下西南派二十九名再び反中央通電を發す

一一二 陳濟棠、李宗仁と會見討匪問題協議○伊太利駐支公使館昇格決定の旨ローマにて發表

一一三 汪兆銘、ムソリーニ大使交換に就き祝電交換○國民政府モスコー大使館に訓電し北鐵讓渡の內容を確めさす○于學忠、黃郛に對し辭意表明

一一四 立法院新憲法討議、總統制につき議論沸騰す○支那側水先案內暫行章程の實施を十一月十一日より更に三箇月延期方水先協會に通知し來る

一一五 孔財政部長米國の銀政策につき聲明發表○浙江省に侵入せる共匪は最近逢安開化の西縣を占領し杭江鐵道は龍遊以西不通となれり

一一六 黃郛戰區整理委員七名を任命

一一七 西南航空公司、廣龍線（廣州、龍州間）の輸送を開始す○顧鐵道部長の彈劾事件に關し政務官懲戒委員會にて濱職の事實なしと決定、于監察院長正式に辭表提出

一一八 宮城與三郎の殺害事件に關し于學忠我要求受諾の旨回答し來る○鐵道部、平漢粵漢線連絡の爲め長江に大鐵橋建設に計畫を立て設計著手○湖南航空處解散中央に接收せらる

一一九 討共東路總指揮蔣鼎文反中央運動の爲め福州にて逮捕せらる○四川の共匪勢力再び旺となる○洛陽の國際無電臺完成

一二〇 上海に邦品見本船著○滿支通郵豫備會議北平に開催

一二一 蔣介石漢口著、武昌の剿匪司令部に於て軍事會議を開く○廣東省中山縣の縣兵一千兵變を起す

一二二 北平政務整理委員會第五次大會開會、黃郛中央との交涉經過報告○監察院委員全部辭表提出

一二三 天津双十節にて支那學生數百名排日放歌、田中領事より于學忠に抗議す○王寵惠上海より香港著胡漢民と會談、西南側と協議○上海中國興業銀行突如閉鎖す

一二四 有吉公使南京著、汪兆銘と會見す○王寵惠香港に赴き蔣介石、張學良と共に洛陽より西安に赴く○汪兆銘病む○航空建設委員會と航空協會の合併中止となる

一二五 孔財政部長銀の流出防止策につき談話發表○于學忠南

支那重要事件日曆表

下漢口に向ふ○駐支ソ國大使ボゴモロフ陽暇歸國す
一〇一四 國民政府銀輸出稅を一割引上十五日より實施の旨發表
○胡漢民日本國民に對する意見を記者團に發表
一〇一五 中央政府廣東當局の反對を押切り九龍に稅關新設決定
一〇一六 國民政府爲替平衡委金設定に決す○何應欽南京より上海著北支の情勢は靜穩と語る○王龍惠香港より廣東著
○銀爲替暴落し上海市場混亂
一〇一七 劉文島駐伊大使昇任中央政治會議を經て發表○蔣介石西安より飛行機にて蘭州著、張學良同行○中央黨部各省市五全大會代表に入京を促す
一〇一八 國民政府財政部銀本位は停止せずとの聲明を發す○銀政策に不安の上海市場混亂爲替暴落す○廣東の中央委員會、五全大會參加に決す
一〇一九 滿支通郵第二次會議再會○國民政府爲替平衡委員會設置基金一億元設定○上海の日貨取扱商爆彈を投ぜられ數名負傷
一〇二〇 國民政府財政部銀輸出稅制度不變更を聲明
一〇二一 西南派說得のため南下中の王龍惠上海歸著○江西共匪安遠、信豐、筠門嶺方面に在る廣東軍陣地に向ひ攻勢に轉じ之を壓迫す○中央第十八軍長羅卓英漢口より飛行機にて廣州著、陳濟棠及各將領と剿匪具體策に關し

一一一七 る參謀團を特設、四川軍事を督促せしむることに決す
○內政部支那（東北四省を除く）總人口四億二千萬と發表
一一一八 蔣介石、歸化城に著し蒙古王族を招待
一一一八 北平に外交特派辦事處を設け程錫光を任命○蔣介石漢口にて外國記者に滿洲回復運動は此際自殺行爲と語る
一一一九 劉湘蔣介石と會見の爲漢口より南京へ
一一一九 蔣介石南京に入る○香港防空演習擧行
一一二〇 南京にて防空演習施行○北上中の有吉公使上海歸著
一一二二 英國公使カドガン廣東著、陳濟棠其他の要人と交歡
一一二五 王龍惠、蔣の招電により上 より南京へ
一一二七 蔣介石、汪兆銘連名にて南京政府の五大政綱を聲明○江西及福建地方の剿匪一段落により行政院は本日の定例會議にて新たに顧祝同を駐贛、蔣鼎文を駐閩各綏靖主任に任命方決議せり
一一二八 英商アーノルド洋行は湖南省アンチモニーの一手販賣權獲得を畫策し同省政府間に交涉中
一二一三 劉湘重慶に歸任し討共工作開始に決定
一二一三 湖南省政府英商へのアンチモニー獨占權賦與計畫に對し長沙我領事嚴重抗議提出○張學良、漢口より南京著○粵、湘、桂省境附近に在りし共匪は全州、灌陽間突破に成功す○中央の命により張學良は東北軍より二箇師內外の兵を抽出して何柱國指揮下に入湘せしむ○胡漢
一二一六 鈴木中將上海歸著○共匪西進、廣西省の富川、灌陽に達す○中央軍の剿匪部隊編建省歸化を占領

支那重要事件日曆表

民を記得して本人又は代理を五中全會に出席せしめんがため王寵惠、孫科上海發、南下す

一二三　西南訪問中の英國公使上海歸著○王寵惠、孫科香港著○共匪主力西延、合浦附近より(湘、桂省境)西漸中

一二四　湖南省主席何健アンチモニー販賣權に關し我抗議に回答○梅津支那駐屯軍司令官乘馬衝突負傷す○王、孫の兩氏湖漢民と會見中央西南の妥協案呈出○河北省政府保定移轉決定○西進中の共匪先頭部隊既に入黔せりと傳ふ

一二六　中央政治會議內政部長黃紹雄を浙江省主席に、黃郛を內政部長兼任、朱培德を參謀總長代理、陳調元を軍事參議院長に任命を決定○第三艦隊司令長官百武中將旗艦出雲にて上海著○國民政府の新疆建設計畫委員會總會開催、蘇國の侵略阻止方協議

一二七　蔣、汪の連名通電に對し西南派要人反駁の通電を發す○孫科、王寵惠廣東より香港著

一二八　孫科西南側の五中全會代表六名と共に香港發北上王寵惠、胡漢民と協議○共匪湖南の慈利を占領す

一二一〇　五中全會開會式擧行○孫科、西南代表六名と共に上海著、南京へ

一二一一　五中全會憲法草案討論に入る、西南側代表出席○共匪

(羅炳輝部)進出のため鄱湖に戒嚴令布かる○國民政府支那內地及沿岸旅行者は今後現銀一千元以內の携帶を許し右額超過の場合は沒收すべき旨發表

一二一二　五中全會十一月二十七日の蔣、汪聲明承認○陳濟棠、李宗仁、白崇禧連名にて共匪の徹底的討伐を中央に通電

一二一三　孫科立法院長の任期滿了のため辭表提出

一二一四　五中全會終了○賀蕭匪は本月三、四日頃桃源に迫りしも五日以後永順、桑植方面に移動す○上海の米人記者ブックマン我陸戰隊の制止を肯かず裝甲車を撮影し抑留せらる○滿支通郵細目協議解決

一二一五　蔣介石飛行機にて奉化へ歸省す○對滿設關會議第一回會見

一二一六　立法院長孫科軍事に決す○上海財界恐慌狀態深刻化す

一二一七　閻錫山父の死去のため引退の意を中央に打電○湖南の共產軍桃源を占領し常德に迫る○胡漢民近く北上すと傳へらる

一二一八　王寵惠香港發北上す○行政院會議四川省主席に劉湘を任命す

一二一九　湖南アンチモニー問題に關し同省政府より英商獨占權を取消し各國とも湖南貿易處と自由に新契約をなし得る旨正式回答あり○隴海線の延長工事進捗より陝西省の西安迄完成○國民政府軍人、外交官の外國婦人との結婚禁止を正式發令○閻錫山の辭任不許可

一二二〇　四川陝西の油田權米國シンヂケートの手に歸せる旨報ぜらる○北平市長袁良北平都市計畫を發表○何成濬南京より漢口に歸任、五省剿匪司令に就任○安徽の共產軍陵陽鎭を占領して北進し討伐軍一旅急派

一二二一　上海其他に排日熱再燃○四川省政府改組正式發令○王寵惠上海に歸著、汪兆銘と協議

一二二二　英國實業視察團バーンビー卿の調査報告に對し支那紙排英を仄めかす

一二二三　王寵惠蔣介石に西南事情報告のため奉化へ

一二二四　國民政府國難中につき年賀を受けざる旨外交團に通告○上海學生國貨推行聯合會を組織し學生による排日貨を申合す○關稅收入及鐵道收入を擔保として支那金融界救濟借款を倫敦及紐育にて交涉中なるも成立の見込薄しと○四川剿匪軍參謀團の編成發表、賀國光主任となる

一二二五　北支に於ける設關會議終了○賀肅匪常德に迫りしも擊退せらる

一二二六　有吉公使南京へ○湖北省主席張群北平に來り黃郛、殷同と會見○蔣介石奉化にて記者團と會見平價切下說を一笑に附す

一二二七　有吉公使、汪兆銘訪問、水先權問題及岸本稅務司問題交涉

一二二八　廣東にて西南派軍事會議共產軍への對策を議す

一二二九　有吉公使、上海歸著、水先問題は汪兆銘と諒解成立○西南討匪追剿軍編成、李宗仁總司令となる

一二三〇　第一集團軍の異動發表せらる

一二三一　滿支通郵協定成立

蘇聯邦事情

目次

第一 內政……一五〇頁

其一、概說
其二、政治
一、第七回ソヴィエト大會の開催
二、憲法の改正
三、最高政治機關
四、行政組織に關する新法令
五、內務人民委員會の新設
六、行政管區の變更其他
其三、國民の階級組成
其四、財政經濟
一、豫算
二、財政
三、重工業
四、農業
五、外國貿易
六、パン切符制度の廢止
其五、交通運輸の概觀
一、鐵道
二、水運
三、航空
四、自動車
其六、キーロフ暗殺事件

第二 外交……一六六頁

其一、歐洲
其二、極東
其三、新疆

第三 軍事……一七五頁

其一、概說
其二、軍事豫算
其三、航空
其四、化學戰及細菌戰準備
其五、裝甲機械化の情況
其六、其他の部隊
其七、團隊配置

其八、總兵力
其九、人的要素の改善
其十、中央部の編成改正
其十一、雜
第四　極東の情況……一八三頁
其一、軍備
其二、極東露領經濟建設情況
其三、雜
蘇聯邦重要事件曆日表……一九七頁

第一内政

其一　概說

産業第一次五箇年計畫の成否を斷じ得るもの、一に第二次五箇年計畫の遂行如何に存すとは、一般の齊しく觀測する所なり。而して其第一年度たる一九三三年は四箇年に完了せし第一次計畫の整理、第二次計畫への轉爲の爲めの諸準備に逐はれて充分の成果を擧ぐる能はざりき。三四年は其第二年度に該當すと雖も實質的には著大なる發展の足跡を貽せし本計畫最初の年として蘇邦經濟進展史の一頁を飾り得るものなりき。其産業各部門への進展は假令依然たる跛行的狀態を脫し得ずと雖も、豫期以上の進況を示し就中赤軍威力の充實、極東政策の强化に就て駸々たる飛躍を敢てせしことは、三四年度國防費が配當十六億より支出五十億に膨脹せしことによりても瞭なり。

物心兩面に亘る國民生活の陰慘は、未だ醫せらるべくも非ず。爲政當局は曩にゲ・ペ・ウの廢止によりて、暗黑政治の排除を標榜せしも、キーロフ事件の後始末等より見る時、未だ其印象を拭ひ去るに由なし。又三五年初頭よりパン切符制の廢止を斷行し、國民生活の緩和を企圖せしは政策の右傾と國民經濟の向上とを語るが如きも、配給制廢止に關聯する諸問題の解決未だ完からずして、本案の功罪遽に斷じ難きものあり。

然れども三五年初頭のソヴイエト大會に於て、多年共産黨なる象牙の塔に籠りしスターリンも、愈〻山を降りて政府機關に入り、黨と政府との結合を堅くして、益〻スターリンの獨裁を强力ならしめつゝあり。斯くして其對外政策の成功と共に、蘇邦は幾多の障礙を克服しつゝ、兎も角も國力充實の一路を辿りつゝあるやに思惟せらる。

其二　政治

一、第七回ソヴイエト大會の開催

蘇聯邦に於ては三五年一月二十八日より二月十日迄、第七回ソヴイエト大會を開催し議員千九百七十四名を莫斯科に召集せり。同大會は一九三一年以來其開催を見ざりしも、第一次五箇年計畫の完了、第二次五箇年計畫への轉移等、内政上の進展と共に對外政策も一兩年著しき成功を見たるを以て開催の運びに至れるものと思惟せらる。

本大會に於ては憲法の改正、政府最高機關の選擧等により政府と黨との結紐をより堅固ならしめ、以てスターリン政權の確立を圖ると共に、第二次五年計畫への力强き邁進、對外政策の成功を謳歌し、殊に赤軍威力の充實、國防費の增加、對極東政策等に關し高調する所ありたり。

二、ソヴイエト憲法の改正

第七回ソヴイエト大會に於て蘇聯邦の憲法を改正せり。改正の要旨は既に數次の法令に依り、事實上實施せられつゝあるも、憲法の條文を改正しあらざる事項及び時代の要求に應じ將來改正すべき事項卽ち選擧法等の改正を主とせるものにして改正の主なる點左の如し。

一、第七回大會に於て交通省より水路交通省を分離獨立せしめ、又内外貿易省を外國貿易省と補給省とに分離す。
二、三十二年最高經濟會議を分離し、重工業輕工業林業省の三省を新設せり。
三、三十二年土地省より穀物牧畜ソフホーズ省を分離獨立せしめ土地省をして主として、コルホーズに關する事項を掌らしめたり。
四、三十四年補給省を國内商業及食糧省の二省に分離し、且共和國に國内商業省を新設せり。
五、三十一年各共和國に公共事業省を、聯邦政府内に公共事業會議を新設せり。

六、三十三年勞働省を廢止し、其業務を中央職業組合に合併せり。

七、各省業務の單一化を圖る爲、單一長官制を採用し參與官制度を廢止せり。

八、第十七回共產黨大會の決議に基き、聯邦政府內にソヴイエト監督委員會を、共和國地方及州に其代表者を設け勞働監督省を廢止せり。

九、三十一年郵便電信省を通信省に、三十四年陸海軍省を國防省に改稱せり。

十、三十四年水路及鐵道輸送、裁判省を新設し且最高裁判省に水路委員會を新設り。

十一、三十三年聯邦檢事局を改正し、四十四年ゲ・ペ・ウを內務省に改編せり。

(三) ソヴイエト政府最高機關の編成

第七回ソヴイエト大會に於て新に成立せる聯邦中央執行委員會は、一月八日クレムリン宮殿に於て第一回會議を開き、中央執行委員會議長、同幹部會、聯邦人民委員會、其他ソヴイエト國家の最高機關を決定せり。新機關は概ね從來の機構を確認せるものなるも、スターリン等黨要人の政府機關に進出せることは著目に値す其內容次の如し。

一、中央執行委員會幹部會

委員二十七名　候補委員二十四名

スターリン、カリーニン、ヴオロシロフ、カガノヴイッチ以下

一、中央執行委員會議長

カリーニン(露西亞)、ペトロフスキー(ウクライナ)、チエルウヤコフ(白露)、ムサベコフ(後高架索)、ホジヤーエフ(ウズベック)、オアイタコフ(トルクメン)、ラヒンバエフ(タジク)

書記長　エヌキゼ

一、聯邦人民委員

議　長　モロトフ

議長代理　チユバール

同　ルヅターク

同　メジユラーク

外　務　リトヴイノフ

國防　ヴオロシロフ

內　務　ヤゴダ

外國貿易　ローゼンゴリツ

重工業　オルジヨニキゼ

林　業　ロボフ

輕工業　リユビモフ

食　糧　ミヤコン

國內商業　ウエイツエル

農　業　チエルノフ(ソフホウズ)

穀物畜產國營農場　カルマノヴイッチ

交　通　アンドレーエ

水　運　パホーモフ

遞　信　ルイコフ

財　務　グリニコ

國家計畫委員會議長　メジユラーク

豫算委員會議長　チュッカエフ

右の中スターリンが、蘇聯邦中央執行委員會幹部會に籍を有するに至りしは、三四年一月に於ける第十七回共產黨大會の決議に基く共產黨のソヴイエト監督强化の一表現にして、黨の監督を直接的ならしめたるものなり。加之最近蘇聯邦の對內外政策が配給制の廢止、國際聯盟の加入等に依り著しく右傾、妥協に進める爲め、黨機關とソヴイエト機關との距離短縮せしも其一原因と見るを得。

四、行政組織に關する新法令

三四年三月十五日行政組織及び經濟的機構に關する新法令の發布を見たり。蓋し第二次計畫も旣に第二年度となりたるに拘らず、猶統制數字と實績との齟齬を防止する能はず、又運輸業の不振依然たるものあり。蘇聯當局は此原因を生產組織の不備及び指導の官僚化に存するとなし、之が是正の爲めに次の法令を發布せり。

一、トラストの數を減少し行政、經濟兩事業に關する一切の幹部會を廢止す(但し選擧制の行政機關のみは之を例外とす)

二、右人民委員部は人民委員部の下に二人以上の委員代理を置かず。

三、人民委員部會議は四〇乃至七〇名の議員より成り、地方機關の代表者が其半數以上を占むべきこと。

四、工業企業は凡て人民委員部によりて構成す。

五、人民委員部會議は二箇月に一回召集す。

五、內務人民委員會の新設

三四年七月十日附新に內務人民委員會を設立し、國家保安

部を其編制内に入れ、且從來行ひありし國家保安部の特種裁判を廢止せり。

其の法令左の如し。

蘇聯邦中央委員會は左の如く規定せり。

一、全聯邦内務人民委員會を新設し、統一國家保安部を其の編制に入る。

二、内務人民委員會の管掌事項左の如し。

(イ) 革命制度竝國家の安寧を保障す。

(ロ) 公共竝社會財産を保護す。

(ハ) 戸籍の登錄(出生、死亡、婚姻、離婚の登錄)

(ニ) 國境の警備

三、内務人民委員會に左の諸局を設く。

(イ) 國家保安本部

(ロ) 勞農民警本部

(ハ) 國境竝國内警備本部

(ニ) 消防本部

(ホ) 懲戒勞働者收容所竝勞働移民本部

(ヘ) 戸籍課

(ト) 行政經濟部

四、聯邦各共和國には、全聯邦内務人民委員會に關する法令を基き共和國内務人民委動會を組織す。

露西亞社會主義聯邦ソヴイエト共和國に於ては、共和國内務人民委員部の代りに蘇聯邦内務人民委委會全權部を設く。

各自治共和國、地方(クライ)、州には聯邦共和國内務人民委員局を設く。

五、オゲ・ペ・ウの裁判を廢止す。

六、蘇聯邦内務人民委員會及同地方機關は豫審終了後犯罪事項を法律の定むる所に據り所轄裁判機關に移牒するものとす。

七、内務人民委員會國家保安部取扱事項は、蘇聯邦最高裁判所に移す、國事犯、間諜及之に類する犯罪事件は、蘇聯邦最高裁判所々屬軍法會議其所轄に從ひ各地軍法會議に移す。

八、蘇聯邦内務人民委員會に特別審議會を設け、法令に基き追放流謫、鑑戒、勤勞、收容所五年間拘禁、或は蘇聯邦領土外に放逐すべき行政手段を適用するの權能を附與す。

九、蘇聯邦内務人民委員會は全聯邦内務人民委員會に關する法令を蘇聯人民委員會議に提出する權利を委任す。

六、行政管區の變更其他

(一) 自治州より自治共和國に昇格せるもの左の如し。

カラカルパフスキー自治共和國(アラル海南側)

モルダウスキー自治共和國(オデッサ市北方)

ウドムルスキー自治共和國(ウラル山脈西側)

(二) ユダヤ人自治州の成立

ビロビジヤン、ユダヤ區を州に改編し、自治權を與へてユダヤ人自治州となす。

(三) 都市の改名

ウヤトカ市をキーロフ市と改稱す。

サマラ市をクイブシエフ市に中部オルガ地方をクイブッエフ地方と改稱す。

(四) ウクライ共和國の遷都

ウクライナ共和國は其首都をハリコフより再びキエフに遷せり。

(五) 極東近海地方各州

即ちアムール州、猶太自治州、ゼイスキー州、カムチヤカ州、ヨヂネアムール州、沿海州、ウスリ州、ハバロフスク州の各州内の管區行政區劃を變更する所ありたり。

其三 國民の階級組成

第七回ソヴイエト大會に於て發表せる蘇聯邦人民の階級組成左の如し。(單位千人)

蘇聯邦事情

	一九一三年	一九二八年	一九三四年(一月一日)
一、勞働者及勤人	三、三〇〇	二六、三四二	四七、一二八(二八・一%)
内 工業關係	一七、一〇〇	二四、一二四	四一、七五一
農業關係	六、〇〇〇	二、二一九	五、三七七
二、集團農、組合	ナシ	四、四〇六	七七、〇三七(四五・九%)
輕工業組合工業			
三、個人農業(富農ヲ除ク)組合にあらざる輕工業及手工業	九〇、七〇〇	二一、一三	三七、九〇三(二二・五%)
四、ブルジョア(地主、都會ブルジョア、商人、富農)	三、一〇〇	六、八〇一	一七四(〇・一〇%)
右の中富農	一七、一〇〇	五、六二八	一四九
五、其他(學生、軍隊、恩給受領者)	三、一〇〇	三、六七一	五、七六九(三・四%)
計	一二九、三〇〇	一五二、三五二	一六八、〇〇〇

其四 財政、經濟

一、豫算

一九三四年度は歳出總計四百八十八億留の中、軍事費として十六億六千五百萬留を計上しありしも、赤軍の增員、潛水

艦の新編成、國境設堡地帶の完成等の爲め軍事費を著しく大ならしめ五十億留を支出するに至れり。

三五年度に於ては單一國家豫算の總額更に增大し、歲入六百五十九億歲出六百五十四億にして、就中國防省費として六十五億を計上せり。而して國防省費の外國防に關係ある諸費(舊ゲ・ペ・ウ關係のもの、民間航空勞働國防會議費等)を加ふれば國防諸費總計約八十億に上るべし。

三五年度に於ける單一國家豫算左の如し。

歲　入(單位、千留)

一、社會化經濟の收入	
取引稅	五二、〇二五、七〇〇
收益控除	一、七二五、七四一
所得稅企業よりの其他の收入	六九九、一五〇
國營社會保險の保險資金收入	一、七五八、三六〇
經濟及金融機關引受公債及國債	八六五、〇〇〇
其他の社會化經濟收入	一六、三〇〇
社會化經濟關係合計	五七、〇九〇、二五一
二、國民資金動員	
公債	三、五五〇、〇〇〇
諸稅及公課	二、一八二、七五〇
國民資金動員合計	五、七三二、七五〇
三、其他收入	
關稅收入	三〇〇、〇〇〇
鑄貨收入	二五、〇〇〇
雜收入	四五二、五五〇
其他收入合計	七七七、五五〇
以上合計	六三、六〇〇、五五一
一九三五年一月一日現在原料及商品殘高再評價	二、三〇〇、〇〇〇
歲入總計	六五、九〇〇、五五一

歲　出(單位、千留)

一、國民經濟	
重工業省	一一、七五八、四〇〇
輕工業省	一、一七三、二〇〇
森林省	九五一、九〇〇
食糧省	一、〇二二、〇〇〇
映畫寫眞工業	一二八、〇五〇
地方產業省	二九一、〇六七
ソフホーズ省	二、二三五、二〇〇
土地省	四、八八六、八五二
國內商業省	四、八九三、四七〇
外國貿易省	九〇、二〇〇
交通省	三、五九八、三〇〇
水路交通省	一、〇二四、〇〇〇
北洋航路管理局	二二八、二〇〇
道路建設及自動車運輸業	六七六、〇一二
民間航空省	二二八、四〇〇
通信省	二七一、一〇〇
勞働國防會議費	七〇〇、〇〇〇
海洋氣象事業費	八六、二〇〇
其他の諸費	八五八、〇一〇
二、社會文化費	
文部省	三、七三四、二一五
保健省	九九六、〇六〇
體育費	一九、六〇〇
社會保障及勞働保護	五四、四三七
四、國防省費	六、五〇〇、〇〇〇
四、內務省費	一、六五二、五〇〇
五、行政國民經濟調節及文化事業費	八八六、一五六
六、國債利子費	一、八一五、〇〇〇
七、各共和國豫算及、地方豫算に對する補助費	八、九七七、二五六
八、國立銀行勘定	九九二、〇〇〇
九、國營保險機關勘定	三三、〇〇〇
十、豫備金	一、九六二、五〇〇
十一、其他の諸費	二二五、九三六
十二、對コルホーズ資金融通費	九五、〇〇〇
十三、物價騰貴に對する諸費	二、三〇〇、〇〇〇
總計	六五、九〇〇、〇〇〇
歲出に對する歲入超過額	五〇〇、〇〇〇
累計	六五、九〇〇、五五一

二、財政

蘇邦の財政狀態に關し聯邦財務人民委員グリニコの三五年二月七日中央執行委員會に於て報告せる所左の如し。

國家財政の健全を示す最も有力なる指標は、貨幣流通竝ルーブル交換律の確立なり。三五年一月一日現在の通貨發行額は三三年一月一日現在に比較すれば、殆んど十億留の減少を示し一方商業取引額は此期間に四六%の增大を示せり。更に一般生產費の減少と勞働能率向上の結果、三四年度國家利潤蓄積額は七十五億に上れり。

右の如く爲政當局は豫算總額の增大、パン切符制度の廢止

等の諸現象と共に國家財政の躍進振りを強調しあり。貨幣流通額の緊縮等、蘇邦財政が逐年堅實の歩を進めつゝあるは之を首肯し得べきも、實際に於ては重工業偏重による國民經濟への重壓等、爲政者の吹聽する所と實際との懸隔尙大なるものあり。

三、重工業

一九三四年度に於ける重工業の成績に關し爲政當局者は機會ある毎に其飛躍的發展を謳歌しあり。卽ち第七回ソヴイエト大會に於てモロトフは重工業品の製產額が蘇聯邦を除く全世界に於て一九二九年に比し、三四年度は二六%の減少を見たるに對し、獨り蘇聯邦のみは一三九%の增加を來せりと述べたり。又政府機關紙の報道する所左の如し。

三四度（一月乃至十一月）は三三年度に比し、約二倍半の躍進を示せり。其增加率左の如し。

銑鐵	四七・五%
鋼鐵	三七・四%
硫酸	二二・〇%
銅	一二・七%
油	一二・三%
石炭	二三・五%
電氣工業	三二・〇%

右の中油類を除く外は豫定計畫に比し、其增加率遙に大にして就中特筆に値するは製鐵業に於ける品質の向上と重工業全部門に亘る生產費原價の低下なりとす。生產費原價の低下は卽ち重工業部門に於ける顯著なる質的發展の證左にして、三四年度に於ける蘇邦重工業は實に躍進的發展をなせりと。

右の如く三四年度に於ける重工業が相當の進況に在るは事實なるべきも、各部門の發達は跋行的のものありて其統制に缺くる所在るが如し。但し軍需工業の發達は正に刮目に値するものあり。此部門に於ては彼等のよく口にする所謂ボリシエウイキ的昂揚を名實共に實現しあり。

四、農業

第七回ソヴイエト大會に於てモロトフの農業に關し述べたる所を摘述すれば左の如し。

今や蘇邦農業は殆んど完全に集團化せられたり、三五年初頭に於て農業の八割は集團化せられ、耕作面積の九割はコルホーズ及ソフホーズに屬するに至れり。個人農の農業經濟に於ける地位は著しく低下せり。

集團化の轉換時期たる數年間（三三年迄）に於て牧獲の低下を見たるも三三年以後著しく增加せり。是れ就中農業技術の進步に基因するものにして、三三年度に比し同一面積に於て五億九千萬プードの小麥の增加を見たり。三四年度に於ても同樣なりき。而も一三年度に於ては六億プードを輸出し、三四年度に於ては六千萬プードを輸出せるに過ぎざるを以て他は國民の爲に殘れることゝなる。又牧畜に於ては殊に著しき進展をを示し、三四年度は三三年に比し牛（一〇・四%）、豚（四三・九%）、羊、山羊（三・四%）の增加を來せり、之が主因をなすものは牧畜ソフホーズ及飼料エルホーズ農場の建設にして現在同農場の所有するものは蘇聯邦家畜總數の牛は二二%、豚は二八%、羊は二九%に相當し、牧畜集團化政策成功の曙光を示せり。云々

右の如く驚異的テンポを以て蘇聯農村生活が好轉しつゝある如く報道しあるも、農村の疲弊は依然として甚しきものあるが如く、殊にパン切符制度の廢止と共にパン及び其他食糧の價格騰貴し、農民の困窮甚しと見るを至當なる觀察とす。

五、外國貿易

蘇聯邦外國貿易に對する政策に就きては、從來種々非難の聲ありしも、第七回ソヴイエト大會に於てモロトフは左の如く報告する所ありたり。

最近二年間に於ける蘇聯對外貿易は實質上の出超を續け、外債は四分の一に縮小するを得、外債の殘額は既に大した額にあらず。同時に金產出額は六倍に激增せり、之等の事情は一般に蘇聯の對外爲替關係を鞏化し外國市場に於ける地位を鞏固ならしめたり云々と。

一九三四年の初期十箇月間に於ける蘇聯の貿易總額は、五億三千三百六十四萬留にして輸出三億四千三百八十三萬留、輸入一億八千九百八十萬留なりき。其出超一億五千四百二萬留にして、前年同期に比し三一%の增加を示せり。主なる輸出品は、木材、石油製品、毛皮、鑛產物、石炭、化學製品にして主なる輸入品は機械、黑色金屬、獸毛、ゴム、有色金屬等なり。

而して主なる對蘇輸出貿易國は英國の二・〇四%、獨逸の一三・四%、米國の八・五%、オランダの七%、波斯の六・一%

等にして日本の對蘇輸出は、依然として殆ど見るべきものなし。

蘇邦の對外貿易中看過を許さざるは、其東洋近隣諸國に對する貿易が單に經濟上の理由のみならず民族政策に立脚し、經濟的連繫鞏化を目標とせる事なりとす。經濟上相當の苦境に在るソヴイエトが民族的、政治的理由に基き打算を超越して此種の貿易政策に邁進することは、ソヴイエトと共西隣諸國とか不侵略條約の締結等によりて政治的關係の好轉を企圖せるに拘らず、其經濟的關係に何等の改變を見ざる事實と對比する時、蘇邦對外政策の眞髓が那邊に存するや自ら瞭なるべし。之に關し貿易人民委員ローゼンゴリツは語りて曰く。

土耳古、波斯、亞富汗、新疆、蒙古、烏梁海等の東洋近隣諸國に對する通商關係は多少特殊狀態を示せり（中略）。東洋諸國との經濟的連繫の鞏化及深化は過去の帝政が創設せる通商政策と全く異なる原則を基礎として行ひつゝあり。蘇聯は此等諸國の輸出製品、特に原料（棉花、獸毛、皮革原料）販賣の重要市場なり。他方蘇聯工業の發達に伴ひ、其工業製品の重要なる市場は之等東洋隣邦なり。東洋諸國對蘇聯の商品流通を容易ならしむる一切の通商、政治手段及び東洋諸國の國民經濟の利害關係を考慮してなされたる輸出入物價々格の決定は通商連繫の廣範なる發展の基礎をなせり。尙其工業建設に對し蘇聯が直接の生産的援助を與へあることとを附言す、云々と。

之を實際の數字に就て見るに、三四年に於ける十月迄の貿易額は外蒙が英、獨に次ぎ斷然第三位に躍進しあり。又新疆に於ける貿易も其赤化工策の進展と相俟ちて逐次好轉し、同期間に於て蘇聯より新疆へ輸出三百三十萬留、輸入四百七十四萬留、（備考對日貿易總額四百七十三萬留なり）となれり。之等の數字は蘇邦勢力の東方進出を計るバロメーターとして多大の關心を拂ふの要あるものとす。

六、パン切符制度の廢止

國民消費量の節約と勞働者に對するパン配給の圓滑を圖る目的を以て、第一次五年計畫の初期より實施せる切符に依るパンの販賣制度を一九三五年一月一日より廢止し、一般商店に於てパン其他重要食品も自由販賣することゝせり。其概要左の如し。

一、從來パンの價格は切符によると然らざるとに依り二倍の開きを生じありたるが、新制度に於ては約其中間の價格を採ることとなりたる結果、切符に依り、來れる勞働者及從業員は約五割高のパンを購入せざる可からざるに至り著しく勞働者從業員の生活を壓迫することゝなれるを以て新制度の開始と共に之に應じ俸給の增加（平均一割）を行ふことゝせり。

二、從來生産原料を政府に納めたる農業機關は、之が代償として一定量の穀物を受領せるも、今後は穀物原料の買上價格增加すると共に之に應じ各機關毎に所要量を購入す。

三、從來馬糧は支給せるも今後は自由購買とす。

四、パンは各商店に於て麥粉は特別の許可を受けたる商店に於て販賣す。

右改正の理由其他に關し當局の發表せる所左の如し。

一、コルホーズの發達に伴ひ穀物量を增加し、且政府の穀物取得量も增加せり。卽ち二八年末に於ける政府の穀物買上量は六億五千萬プードに過ぎざりしも、三四年に於ては其二倍を蒐集するを得たり。又綿其他工業原料品も二八年度の四億一千六百萬プードより約十億プードに增加せり、故に今や切符制度に依らざるも國民を給養し得るに至れり。

二、現在各都市に於ける切符制度に依る配給人員は、三十年に於ては二千六百萬人なりしが、三十四年度に於ては四千萬人以上（家族を含む）に達し、地方財源に依り給養するものを加ふるときは其數五千萬以上に達す。之が配給機關も漸次尨大となりて其經費も增大し又各種官僚的弊害を生ずるに至れり。

三、切符制度廢止に伴ひ、之に代るべき各種商業機關の數も亦漸次擴大せり。卽ち二十八年に於ては國家購買組合の數僅に十二萬三千なりしも、現在に於ては二十八萬三千に增加し、且個人商店を全廢せり。

四、パンが商品となりたる以上、從來の切符相場の如く運賃其他を無稅たらしむること能はざるを以て全國を八地區に分ち、各地區毎に價格を異にす。最も高價なる地方はカムチヤッカ及サガレン地方にして麥パン一瓩一留五十カペイク、小麥パン一留六十カペイクにして、極東中部地方之に次ぐ。

之を要するにパン切符制度の廢止を以て爲政當局者はソヴイエト商業政策の成功なりとし、工業農業と共に商業も亦政府の統制下に置くを得、之により都下と農村との物品の交換を圓滿ならしむるを得べしと謳歌しあるも、果して直に國民に對する配給が政府の庶幾する如く圓滑なるを得べきや否やは該制度實施後日尙淺く未だ其功罪を斷定し難しと雖も、實施匆々パン及び其他食糧品の價格豫想外に騰貴し、一般住民

の困窮甚しきものあり。一月十四日既に人民委員會の決議を以て所得稅制の改革を行ひ、全般的に賦課額の減少と稅率の低下を行へるが如き其一證左にして、該制度の前途尙幾多の難問を殘せるものと謂はざるべからず。

其五　交通運輸の概觀

一、鐵　道

鐵道は第一次五箇年計畫に於て他の建設部門に比し其成績著しき遜色あり。三四年度に於ては建設事業の中心を占め其豫算も前前年度に比し約十五億留以上を增加して約三十二億を充當し、政府當局も亦絶えざる鞭撻を加へたるに拘らず、建設方面に於ても運營方面に於ても尙希望の域に達せざること遠き憾あり。

三四年鐵道運輸の實績に關し、蘇聯機關紙の報ずる所に依れば次の如し。

一九三四年度に於ける蘇聯鐵道の貨物輸送高は三億一千八百萬噸にして、前年度に比し約四千萬噸の增加を示せり。三一年度以降の貨物輸送高次の如し。

一九三一年度	二五八（百萬噸）
一九三二年度	二六七（同　）
一九三三年度	二七八（同　）
一九三四年度	三一八（同　）

次に一晝夜平均の貨車走行距離は百七十粁にして計畫の百十五％に相當す。

車輛建設方面に於ても豫定計畫の三二・五％の過剩建設を示せるも未だ車輛の不足甚しく從つて本年度に於て

貨　車　八〇、〇〇〇臺
機關車　一、四五八臺

の建造を計畫しあり。

如上の蘇紙の發表に於ても諸統計の向上が他の經濟部門の如く大ならず、而も頻々たる列車事故の原因が從業員の怠慢不注意に基くもの多き等より推して、鐵道運輸の實際的成績は當局の發表以上に不良なるに非るやと思惟せらる。黨の鋼鐸たる鬪士アンドレーフの交通人民委員として三年餘に亘る努力も遂に此禍根を全治するに由なく、スターリンの後繼者と目せらるゝカガノウイチとの交代を餘儀なくせらるゝに至りしは、一には黨機關と政治機關との結束を鞏化せんが爲なるべしと雖も、他面蘇聯鐵道運輸の不成績を裏書するものと觀ざるを得ず。

因に政府發表に依れば、列車事故件數一九三四年間に六萬二千件、一九三五年一月に七千件、同二月に五千件に達し、昨年度機關車故障臺數七千貨車の全く破壞せるもの四千五百、同毀損數六萬臺なり。從つて昨年度新造貨車一萬九千臺ありと雖も、輸轉材料は却つて減少の實況にあるものとす。之が爲政府は之が取締りに關し辛辣なる法律を發布せり。

二、水　運

水運は鐵道と共に立後れたる建設部門にして、政府當局の努力により共運輸成績は左の如く、逐年向上しあるも尙充分と謂ひ難きものあり。

一九三三年度	四千八百萬噸
一九三四年度	五千七百萬噸
一九三五年度（計畫）	六千五百萬噸

右の中、蘇聯商船の貨物取扱量は猶微々たるものにして、三四年度に於ける蘇聯船及び外國船の輸出入取扱率は次の如し。

	輸出	輸入
蘇聯船	二八％	三九％
外國船	七二％	六一％

尙一九三一年より三四年に亘りソ聯に於て建造せし船舶數は

海運船舶	五十三隻
河川船舶	七百十五隻

にして此間海運輸送能力は倍加しあり。

三、航　空

蘇聯邦民用航空は逐年異常の發展を遂げつゝあり。一九三二年には航空路長三萬粁なりしが、三四年末には各共和國間或は州間を連絡するもの四萬粁、地方的意義を有するもの約二萬粁に達する見込なり。又航空輸送も年と共に發達し、三

三年度四萬二千人の旅客を輸送せしも、三四年度には十箇月間に六萬一千五百人を輸送せり。又從來冬期休止せらるゝもの多かりしも、三四年に於ては夏期に實施せられありしものは冬期引續き完全に開通して飛行機の運行を行ひつゝあり。

四、自動車

自動車工業が蘇聯工業中、特に顯著なる發展を遂げつゝあることは喋々を須ひざる所なり。其自動車生産高に就て見るに二八年には六百七十臺、三二年には二萬四千臺、三三年度五萬臺と躍進的數字を示し、三四年度は九月迄に既に五萬一千七百二十臺を生産せり。從來貨物自動車の製作を主とせるも、三四年度は九月迄に既に一萬一千臺の乘用自動車を生産せり。

自動車生産の發展と共に全國自動車化の過程亦促進しつゝあり。三四年一月一日現在の自動車數は十一萬七千八百臺にして三五年初頭十八萬臺に達すべしと豫想せらる。各地のソフホーズ及びトラクター配給所の所有する自動車は二萬五千臺に達し、從來主要都市に限られし乘合自動車の運轉も全國八十六都市に擴大せり。之に伴ひ自動車道路の建設も促進せられ三四年度は四億留以上の支出を見、三五年度には六億七千萬圓の豫算を配當しあり。

三四年度新設せられたる自動車道路は四千粁なり。

其六　キーロフ暗殺事件

十二月一日レーニングラード市に於て、キーロフは突如黨員ニコラエフに暗殺せられたり。キーロフはレーニングラード州及びレーニングラード市共産黨秘書長にして、政治局々員を兼ね、カガノウイチに次ぐスターリンの腹心なりしを以て政權の周章一方ならず。事件當日、スターリン自ら他の共産黨幹部と共に急遽レーニングラードに出張し、善後策を講ず。其經過左の如し。

一、十二月十四日中央執行委員會幹部會は緊急決議をなす。即ち檢事機關は緊急手段を以て犯人を檢擧し、裁判機關は死刑を宣告するに何等の容赦あるべからず、且內務省諸機關は裁判機關の判決に伴ひ卽日銃殺を施行すべしと。

二、暗殺計畫の科に依りレーニングラード、莫斯科、白露、ウクライナの四管區に亘り四日より十一日の間に合計一二一名を檢擧し、一〇七名を電光石火的に死刑に處せり。而して罪名を暗殺實行の爲波蘭、ラトヴイア及芬蘭より潛入し來れるものなりと發表し、恰も資本國の魔手に因る所謂白系露人の反革命行爲なるやの觀を呈せしめたり。

三、十二月中央執行委員會は蘇邦官吏に對する暗殺團體及暗殺行爲に關する現行法を左の如く改正せり。

1　前記犯罪に關する豫審は十日以內に終了すべし。

2　犯人の罪狀に關しては裁判宣告一晝夜前犯人に通達す。

3　裁判は秘密裁判にして辯護人の列席を許さず。

4　上告及減刑請願を許さず。

5　死刑の宣告を受けたるものは宣告後直に銃殺に處す。

四、下手人ニコラエフの審理に伴ひ、暗殺はレ市に於けるジノウイエフ一黨より成る暗殺團の處置なること判明し、其首領コトルイノフ以下十四名を起訴、軍事裁判に附し十二月十九日悉く銃殺に處せり。

五、レ市と同樣莫斯科にも亦ジ殘黨より成る秘密團體存在することが判明し、十六日ジ以下十九名を檢擧し、シキノロフ事件に直接關係なきも反政權秘密團體を組織し、且レ市のテロ氣分を誘致し、且之を援助せるを罪名としジ以下約百名を十年以下の徒役に處せり。

六、十六日スターリン股肱の臣たる共産黨中央委員會秘書長ジユダノフは、キーロフの後任に任命せらる。

七、國民就中黨員に對してはジノウイエフ主義の過誤を指摘すると共に、其殘黨が國外反過激派團體或は資本國と連絡を有する如く宣傳して賣國奴乃至階級の敵なりとの觀念を樹立することに腐心せり。卽ち各地の新聞ラヂオを利用して宣傳すると共に各都市各工場毎に階級の敵として犯人を嚴罰に處すべしとの決議文を中央に具申せしめ、之を新聞等に發表して恰も全黨員全機關擧げて彼れ等殘黨の行動を非難しあるが如き雰圍氣の作爲に非常なる努力を拂へり。

キーロフ暗殺事件に關しては蘇國內外に異常なる衝動を與へ、其原因に關しても流言蜚語頻々たる狀態に在り。然れども果してジ一派の策動に基き、ジ派の地盤たるレーニングラード市に於てスターリン政策の忠實なる遵奉者たるキーロフがジ一派の刄に斃れたるものなりや、或はキーロフ個人に對する私怨なりやは、必ずしも當局の發表のみを鵜呑みにす可

らざるべく、但し此期を利用して反幹部派に對する一大打撃を與へたるは事實とすべく、最近ゲ・ペ・ウの廢止等表面暗黑政治の排除を標榜せる蘇政權が事件に關係なき無辜の民百名餘を一擧に銃殺せしことは、依然たる蘇邦彈壓恐怖政治の片鱗を物語るものにして、蘇政權が最近外交内政上に謳歌しつつある平和、自由、人道主義の假面に眩惑せらるることなく、常に其眞の動きを看取するに吝なるべからざる所以を敎ゆるものなり。

第二　外　交

其一　歐　洲

獨逸にヒツトラー執權以來、巧に之れに職由する歐洲政局の變化を捉へ、從來犬猿も啻ならざりし佛國と提携し、一躍世界外交の寵兒と化し各國秋波の的となりつゝあるは、近年の蘇國にして昨年も亦益〻此の實を堅めて華やかなる一年を經過せり。

一九三二年末不侵略條約を締結したるに端を發せし佛國との提携はヒツトラー政權の隆盛に伴ひ益〻濃度を增し、一九三三年に於けるエリオ及びコツトの訪蘇の後を享け、一九三四年一月には正式に佛蘇通商條約の調印を了し、經濟的にも亦緊密を加へ、更に一九三四年五月リトヴイノフ外相が佛國外務大臣バルツと壽府に會商するや、佛蘇協商及び軍事同盟成立說さへ流布さるゝに至れり。而して此の機運に從ひ獨逸との疎隔が愈〻深みを增しつゝあるは喋々を要せず。

此の親佛反獨政策の强化が一九三四年度對歐外政の基調をなし、主なる出來事即ち不侵略條約效力期限の延長、波蘭との接近補强、沿邊爾的諸國の操縱、邊爾幹政策、東方ロカルノ條約提唱、國際聯盟加入等何れも源を茲に發す。

一、不侵略條約有效期限の延長

西隣諸國と親和して自國西境の安全感を獲んとするは、蘇邦の念願にして此の主義に基き一九三二年春、波蘭及沿邊爾的諸國との不侵略條約は成立せり、本條約の有效期限は當時三箇年に過ぎざりしが、一九三四年四月一日約定して之れを更に十箇年延長し一九四五年十二月末日迄效力を續生することゝせり。

二、東方ロカルノ條約の提唱及び國際聯盟加入

西境を固むるに狂奔する蘇國は不侵略條約に甘んぜず、佛國と相謀つて蘇、獨、波、智及沿邊爾的三箇國を含む東歐ロカルノ條約、即ち相互援助の約定を考案し本案に贊同國あるを觀るや、更に一步を進めて聯盟加入を策するに至れり。蘇佛の此の着想が外交上發表せられたるは、五月壽府軍縮會議一般委員會に於て外相リトヴイノフが各國の安全保障問題を提議したるに始まり、其の後英佛外相會商の結果英國の贊同を獲、次で伊太利亦異議なきを表明せし頃より其の外貌を露はせり。其の後參加豫定國たる智國並沿邊爾的三國は何れも主義として同意を表したるも、獨逸及波蘭は之に心良き返事を躊躇し、條約の前途遲滯し難き現況に在り。ロカルノ、パクトが佛蘇の對獨包圍策に出發しある以上、獨逸の肯んぜざるのは當然にして、波蘭の反對は自國に他國軍隊を入れざるべからざる危險あり。又嫌な智國が加はり而も對獨關係上より見るも面白からざること等を理由とす。此くの如く行き惱みつつはあるも、こゝまで進み得たる蘇、佛の努力は認めざるべからず。

ロカルノ、パクトの行き惱みに反し、聯盟加入問題は佛國の熱心なる斡旋に依り容易に進捗し、アイルランド、瑞西、アルゼンチン、ポルトガル等の反對ありしとは雖も、大多數を以て九月十日理事會を、十八日總會を通過して完全に聯盟國たるに至りたるのみならず、常任理事國に推擧されたり。

從來聯盟を目して資本諸國の遊劇場なりとして罵倒至らざりし蘇國が、今日遽かに此の擧に出でし無節操は笑ふべしと雖も、彼自らは西方諸國との安全感の增加、對日牽制、對外宣傳の便益等を胸算せし結果たるべきは想像に難らず。

三、波蘭との接近

二月、波蘭外務大臣の訪問を受けて慇懃に待遇し、又其の後ソ國よりは飛行機をワルソウに派し、波蘭よりは軍艦をレーニングラードに遣はして其の代表はクレムソンを訪ぬる等、專ら厚誼を深ふせり。外務大臣の訪問に於て兩國は互に公使館の大使昇格を約して之を實現し、別に大臣ベックは波蘭が先に約定せし獨逸との不侵略條約締結は單に兩國間に止まるものにして他意なく、之れに因しソ國との關係に變化あるべからざるを力說し、ソ邦亦之を諒とせりと傳ふ。

尙前述不侵略條約の期限延長に實する議定書調印に當り、附加條目として一九二六年九月時の外相チチエリンがリトワ國に送りし覺書は波蘭、リトワ兩國間の領土問題に關し蘇國は之に干涉するの意味を有せざりしことを確認し、以て蘇波互仇敵視しありし當時ウイリノ問題につきリトワを援助せし事實は、將來決して繰り返すことなかるべきを明にし、又先般聯盟加入の直前には蘇國は波國と特定して、兩國關係は將來聯盟規約に制限せらるゝことなく既存の兩國間協定に據るべきことを確約して親善振りを發揮

せり。唯東方パクトに對し波蘭が反對を表明しあるは蘇邦の不快となす所にして、爲に兩國關係冷却を思はしむるものあり。

四、沿波爾的諸國の操縱

ヒットラー政權の東方進出を叫ぶに從ひ、沿波爾的諸國特に獨逸に最も近接するリトワは非常な危險を感受するに至れり。此の趨向を危惧する蘇國は波蘭と約して本一九三四年初頭、リトワ、ラトウイア、エストニア及芬蘭に對し、之等四國の獨立保障條約の必要を提唱せしが、リトワ國の贊同を得たるのみにて他の三國は既に不侵略條約の現存する今日、屋上屋を重ぬるの必要を認めずとして拒否せり。其の後四月蘇國は獨逸に對し沿波爾的諸國の中立保障條約を申し込み、沿波爾的侵略の意志なきを聲明せしめんと試みたるも、是れ亦同意を得るに至らざりき。

爾後沿波爾的諸國に於ける獨逸の活動は相當激化し、三箇國のファッショ化實現する等の事實に鑑み、飽くまで獨逸の東漸を防止するため、蘇國は改めて佛國と謀り沿波爾的三箇國の結成を期せんとし、四月最も痛痒を感ずるリトワ國を慫慂して、之れをラエ兩國に提議せしめたる所、對獨、對波關係に於てリトワと立場を異にする兩國は、之れに捲き込まるゝことを虞れて回避するの態度に出でしが、蘇佛は更に勸誘是れ努め、特に蘇國は七月リトワ及エストニア外相を莫斯科に招請して督促する所あり、之等の結果三國代表は七月カウノに、又八月リガに會し極めて抽象的外交上の協調事項に過ぎざりしも、兎に角決議を了し調印の運び迄に至れり。内容豐ならざるにせよ對獨的にかゝる結束の出來上りしことは、蘇佛の成功と目して敢て失當ならざるべし。

五、羅馬尼等との修交恢復

ベツサラビアの歸趨に胚胎し、未だ國交をも恢復せざりし羅馬尼とは一九三三年、蘇邦の提議せし侵略の定義に關する協定に同國が調印せしを契機とし、ベツサラビア問題の論議は當分中止すべきを約定して引き繼ぎ修交恢復の議を進め、八月遂に之れを實現せり。兩國の國交回復後處置さるべき事項は

（イ）公使の交換
（ロ）領事の交換
（ハ）交通通信郵便の回復

等なり。（イ）に關しては兩者其の交換を修了せしが、（ロ）の領事の交換に至りては兩國の主張に差異あり。即ち羅國側は蘇領事館を露人の多きベツサラビヤ方面にも設置せんことを希望するに反し、蘇側は此方面を全く問題とせず、單に工業地にして勞働者の多住する地方に開設せんとし、兩國の意見一致せず唯ブカレストにのみ蘇國領事館を開設せり。（ハ）は電信電話郵便、鐵道及ドネストル河の航行回復を意味するものにして、電話連絡は十二月二十四日回復されたり。鐵道連絡は差當りチェギン（ベンゲル）に於て實施す。鐵道橋破壞しあるにつき便法を講じ、本式の鐵道連絡は明年春より開始し、兩國ドネストル河の岸に郵便局を設け郵便物は小舟に依り交換することを定めたり。

羅馬尼が既に此の態度に出でしを以て、彼に氣兼ねしありしチエック國も亦同樣の處置を採り六月修交を結べり。

六、波爾幹政策

土耳其とは益〻親交を加へ、去る一月のソヴエート大會席上に於ける總理大臣の外交演說に於ても特に之れを强調せり。

一月二十日蘇、土間に成立せる八百萬金弗對土借款契約は土國工業發展に委せんがため、蘇國が自己の財政難を押切りて決行したるものにして、之れに依て、一層兩國の經濟關係を促進したるのみならず、蘇國政治勢力の扶殖に貢獻するところ少からず、最近土國内各所に新設、又は擴張せらるゝ諸工場に於ける機材類及技師の多くは蘇國より渡來し、土國職工要員の蘇國に留學するもの少からざるのみならず、主要工場開場式擧に屢〻蘇國外交官の臨席するは事實なり。又蘇國は八月下旬乃至九月上旬ウクライナ地方に於ける陸軍大演習に際しては、フアーレッデン大將以下土國將校十二名を特に之れに招待して、其の威武を示すことを忘れず、卽ち恩威並び行はれて土國内に於ける蘇國勢力は今や牢固として拔くべからざるものあり。土國亦蘇國の歡心を得んが爲めにはあらゆる努力を惜まず、極度に共產主義の傳播を警戒しつゝも新聞に雜誌に蘇國の强大を謳歌し、反蘇的宣傳を抑壓し、五月一日メーデーに際しては特に飛行機五臺を莫斯科儀式に參列せしむる等、其の努力顯著なるものあり。

又、勃加利とは七月二十三日、アルバニヤとは九月中旬、夫々外交關係を確立し、今や巴爾幹は寒國が、蒼皇室關係及多數亡命露人に拘束せられて對蘇復交を逡巡しあるの外、悉く修交を結び蘇國は佛國との接近と相俟つて、漸く巴爾幹半島進出の兆あるに至れり。彼が工業政策成功の曉、農業國たる巴爾幹への經濟進出亦幾期するに難からず。

七、英、米との關係

英國とは二月改定通商條約に調印を了し、爾來兩國の關係は幾分緩和の跡を認めざるにあらず。

一九三三年秋、修交恢復の宿望を遂げし米國には、一九三四年一月初代大使トロヤノフコキー乘り込みしが、期待せし貿易も米國の出渋りに依り意の如くならず、對米借款も亦舊債務處理に纏せられて成立に至らず、聊か失望の態たるを免れず。

八、中近東諸國の懷柔

又蘇國は對波斯通商關係の强化にも努力し來り、最近北部波斯に對する砂糖の供給契約に成功せるが如く、尙レセット駐在の蘇國通商代表に波斯產米の多量購買を敢行する等、兩國經濟關係の設定に努力中なり。

又彼は遠く亞剌比亞諸國家への進出をも忘るゝものにあらず、

近時シリア方面に於ける蘇國商品は逐次增加しありと傳へられ、尙最近蘇國は、電話機二十五箇附自動變換機一臺をヘヂヤス國王に贈呈し、目下王宮各省内の連絡に專用せられありと言ふは、卽ち玆にも亦彼の關心の一端を覗ひ得べし。

他國との和親乃至一片の條約に依り、蘇邦の西境は安全なりと斷ずるは固より誤りなり、然れども從來出來得ざりし條約又は親善が今日表現し、或はせんとしつゝある事實の裏に潛む情勢の變化に思ひ至れば、蘇邦西境は昔に比し某程度の安心を增したるは確實にして何人と雖も之れを否む能はざる所なり、兎にも角にも昨一箇年間のクレムリンの對歐米外交は成功にして、リトヴイノフ外相の東奔西走の活躍振りは華々しきものあり。

其二　極東

極東に於ては一九三三年に比し、一層緊張せる態度を示せり。一九三四年に於ける大なる特徵は特別極東軍の增强、戰爭準備の進捗竝對日態度の硬化に存す。

軍隊の增加及び戰爭準備等に關しては別に項を改め詳述すべきも、之等と聯邦國內事情の好轉、赤軍全體の擴充、竝前述國際關係の好調等に伴ひ、一九三四年度彼の帝國に對する態度は頗る强傲となり、莫斯科中央政權、滿蘇國境に於ける軍隊、何れも積極にして寧ろ挑戰的なる言動を敢えてなし、而も日と共に其の度を激化するの動向を示せり。

一九三四年初頭莫斯科に於て共產黨第十七回大會を開催せしが、此の公開の席上、獨裁者スターリン、總理大臣モーロトフ、國防大臣ウオロトーロフ、外務大臣リトヴイノフ、極東軍司令官ブリユツヘル等、クレムリン歷々の大官は、口を揃へて帝國の對滿政策を目して、帝國主義的侵略行爲と論難すると共に極東の平和を紊るものは獨り日本のみと妄斷し、一は以て國民に對し日、蘇戰爭の避くべからざるを知らしめて敵愾心を煽り、他は以て帝國の國際的孤立を招來して開戰の責任を轉嫁せんとし、又皇國特に滿鮮に於ける民心の動搖、經濟恐慌、政略の不一致等有りとあらゆる宣傳を恣にして、我が國威を誣妄し、國民に戰爭に關し必勝の信念を確立せんことに努めたり。特に注意を促さるゝは彼れ等が對滿政策に關し、帝國を罵倒したる結論として「聯邦は平和を愛する點に於て決して他國に讓るものにあらず。然れども素と平和は一方國のみにて成立するものにあらずして、必ずや相手を要す。而して今日の相手國に對する唯一の途は唯、赤軍の增强に存す」と高調せし點に在り。

クレムリン巨頭の怒號と相關聯して、滿蘇國境に於ても解氷期と前後して各種の事件を發生せり。其の主なるものを列擧すれば左の如し。

一、北鐵東部線列車襲擊の頻發

我が軍隊及軍需品の輸送妨碍の目的を以て春以來、東部線附近匪賊を使嗾し、頻りに輸送列車を襲擊せしめ、其の度數七月の如きは正に一日一件の多きに達したり。而して列車襲擊は同國の組織的謀略なること一點疑ふの餘地なきに拘らず、彼は殊更哈府ラヂオ及タスを利用して「襲擊は毀損に依り鐵道の價値を減殺し、以て讓渡交涉に便ぜんがため行ふ日本の陰謀なり」と誣しやかに高唱し、世界を僞瞞せんとし、又眼に餘る暴擧を摘發せんがため滿洲國が關係驛長以下を檢擧したる時、偶〻大橋代表引き揚げと前後したるを利用し、逸早く宣傳して「是れ往年交涉決裂當時六名の幹部を拘禁したると同一筆法なりと見做し、或は北鐵武力接收の前提なり」等と吹聽に勉めたり。

二、飛行機及び部隊の越境

赤軍飛行機は屢〻滿蘇國境を犯して、滿洲國領空を飛翔し甚しきは朝鮮の雄基上空を翔破したことすらありて、一九三四年度に越境回數は發見せるものゝみで十回に及べり。九月末の如きは日を同じうして、北鐵東部線穆稜河畔と、西部線滿洲里とに不時着して越境を眼の當り確證せし事件は尙記憶に新なる所なり。加之自ら敢てする越境以上の如きに拘らず、或は事實全く無根の帝國機の蘇境侵犯を捏造し、或は過去に於て既に回答濟みの事項を捕へて繰り返し、帝國に抗議し以て自己の非を覆はんことに汲々たるは是れ亦噴飯に堪へざる所なり。

越境は啻に飛行機に止らず、國境守備隊にして單獨又は四、五人の組をなし國境を犯すこと屢〻なり。

三、帝國將校殺害未遂又は侮辱事件

在綏芬河蘇邦領事は、一九三四年春兩回に亘り附近白系露人を使用し、同地我が特務機關を襲擊せんとせしが、幸にして初回は備に夜警を拉致したるのみにて不成功に終り、第二回は事前に發覺せられて事なきを得たり。七月莫斯科新聞はタス通信として「在黑河帝國特務機關長宮崎大尉が同地蘇領事館事務室に入り、秘密書類を盜出し去らんとするを館員發見し書類を奪取の上、釋放せり」との侮辱記事を掲げたり。領事館書記生シマコフの捏造せるものにして、事實無根なること言を俟たず。

四、毒瓦斯及び細菌事件

七月十六日、呼瑪に於て一般住民は突然嘔吐甚しく咽喉に疼痛を覺え、甚しきは鼻腔より出血し比較的重き者は數日間の靜養を要する症狀を呈せり。又同時頃北安鎭—黑河鐵道工事沿線に於て突然多數の馬匹炭明病にて斃死したり。前者は赤軍が同地附近馬賊に瓦斯彈を與へたるものにして、後者は鐵道工事妨碍のため蘇邦當局の撒布せるものなりとの說專らなり。

五、國境侵蝕事件

烏蘇里、黑龍兩江の合流點三角洲及松花、黑龍兩江合流點のブロンワフト島は、滿洲國領土たること明なるに拘らず、蘇邦領土なりと主張し、其の他綏芬河、烏蛇溝附近に於ても恣に標石を移植して滿洲領土を侵蝕し又はせんと試みたり。

以上の如き不正にして强傲なる行動は從來絕えてなかりしも、昨年に入り劇かに發生したるものにして、而も國境には二十二、三萬の大兵を展開して恰も滿洲國を睥睨するの態度を示しあり。彼の企圖の那邊に存するやは言はずして明なる所にして、昭和十年亦益〻日蘇の關係は多繁を極むべきこと想像に難からず。

一九三四年より昭和十年に亘る間、極東に於ける日滿蘇間重要事の一は、北鐵讓渡交涉の成立是れなり。交涉は昭和八

年秋、所謂怪文書事件のため中絕しありしも、再開の機運滿蘇間に釀成し、三月ソ側は先の二億金留を邦貨紙幣二億圓に改め、是れ半分以下に思ひ切りたる讓步なるを以て滿側に於ても十分誠意の披瀝あらんことを求め來り、滿側亦從來の五千萬圓を一躍一億圓に値上し、蘇國從業員に對する退職資金三千萬圓はソ側に負擔すべきを提議せり。蘇側は之に對し名は倍加と言ふも先に內諾せる退職金の負擔を放棄せるを以て實質に於て僅に二千萬圓の讓步に過ぎずとなし、頻りに滿側の不誠意を難詰せり。此くして兩者互に先方の反省を促すに汲々とし、徒に荏苒日を久ふせり。抑〻再開後に於ける彼の態度は之れを先年讓渡提議當時に比し、强硬化すること明にして、察するに一面內外諸般の情勢好轉すると共に他面帝國の穩健なる態度を目して戰意なしと卽斷せしことに職由するものにして、帝國は彼の讓渡意志の有無を疑ひ、或は所謂三十五、六年の危機を目さす遷延策にあらざるやを危惧せざるべからざるに至りたるを以て、我が外務大臣は七月最後の仲介案として「價格一億二千萬圓、退職金滿側持ち」なる提議をなし、一氣に解決せんと試みたるも滿側の承認を得たるのみにて蘇側は之れを肯せず、茲に於て滿側は相手に誠意なしと見切りをつけ、大橋次長以下代表は斷然東京を去つて歸國せり、かゝる險惡なる空氣にも拘らず、我が外務大臣の熱心なる斡旋に依り、八月大臣と駐日蘇邦大使との間に價格を一億四千萬圓となし、退職資金は滿側に於て負擔すべき妥協案成立し滿側も亦之に贊同し、茲に急轉直下根本問題を解決せり。次で管理權、支拂方法、保障、債權債務、退職從業員の處置等の諸條件につき折衝し、昭和十年一月末概ね兩者の意見合致し、遂に三月二十三日調印を了し、茲に流石の難問題も一先づ解決するに至れり。

北滿鐵道が蘇國の極東乃至滿洲經略の一根據にして、之を牙城として凡有策動を演じありしは周知の事實なり、從て今次の讓渡に依り、獨立滿洲國の治安乃至帝國國防上、特に作戰に尠からざる利便を得しは否むべからず。然れども蘇國の極東經略は彼れの宿命にして、決して一北鐵の喪失に依り斷念さるべきものにあらず。今後一層强化せる極東蘇領を根城となし、延々たる滿蘇國境を經て依然策動を續演すべきは勿論なり。殊に後貝加爾、烏蘇里兩鐵道の複線工事竝ばゞ鐵道(後述)完成の曉は、從來の二線より三線に增加するものにして畢竟北鐵の讓渡に依り彼は作戰上痛痒を感ぜざるのみならず、却つて輸送能力を增加する結果となり、換言すれば單に地盤を多少北方に轉移せるに過ぎずして、從つて帝國の國防は決して輕減せりと斷ずる能はざるなり。世間往々にして北鐵の讓渡は蘇邦平和政策の證左たり、北鐵の讓渡に依り日蘇開戰の禍根去れり、北鐵の喪失は帝國北邊の危險を除去せり等と稱し、好んで軍備不急論を唱ふるものあるも、此くの如きは皮想極まる觀察にして危險此の上なしと言ふべし。

其三　新疆

蘇邦が莫大なる經費を投じて新疆との國境に沿ひ、トルクシブ鐵道を敷設して動脈となし、之れより發する四條の支線に依り直接國境に迫り、又國內に於ても獲得せる交通權を利用して之れに連絡する幾多の道路を新設する等、所謂交通政

策を根幹として政治的にも亦侵蝕を企て、特に近年新疆の兵亂を活用して、大々的勢力擴張を試みあるは顯著なる事實なり。

蘇國は迪化の盛世才、哈密の馬仲英、伊犂の張培元に對し等しく援助し以て形勢を觀望しありしが、昨春勢力の歸趨概ね明となるや、曩然盛世才援助に偏したるが如く、之れがため張培元も從來の馬仲英との關係を絶つて盛軍に組し、之等に勢を得たる盛世才は二月初旬馬軍を攻撃し、ダワンツ山嶺に潰走せしめ、次で南方カシガル方面に追撃を續行し遂に馬軍をイルケンマタム附近に於て蘇領に追放せり。當時馬仲英は手兵約百名と共に蘇政府に武裝を解除されしこと迄は概ね明なるも、爾後の消息に關しては杳として不明なり。

他方南部新疆に在りても亦大なる變動を伴へり。昭和九年春過ぎ馬仲英敗軍の一部カシガルに敗走するや、盛世才軍之を追ふて同地を占領し、カシガル政府を倒してハジム、ニヤジを同地方總督に任命し完全に掌握し、所謂東土耳吉斯坦共和國は僅か半歲の壽命に過ぎずして止めり。別にニヤジは單に虚名を擁するのみにして、實權は盛政府と全然立場を異にし依然土耳其族獨立を旗幟するマフムツド・セイジヤンの掌中に在りとの情報も存す。ホタンに於ては昭和九年末頃からムヂヤン・ニヤスなるもの勢力を得、土耳其族の獨立を圖りありとも言ひ、又馬某と稱する支那回教將領約二萬の兵を率ひて到來せりとも傳へられ一樣ならざるも、盛世才と通ずる人物にして迪化政府の傀儡なりとの說に於て合致す。

此くの如くにして、盛世才換言すれば蘇邦は今や全疆を支配——南北に依り厚薄は存するも——するに至り將に第二の外蒙たらんとしつゝあり。

水の低きにつくが如く、絶えず他の弱目に乘ずるはクレムリン巨頭の常套にして新疆征服手段も亦此の一つの現象に外ならず、蘇邦の新疆侵略の根柢に二つの理由あり。支那中原に向ふ一地盤たらしめんとするか其の一にして、印度に對する英國脅威か其の二なり。漸次西遷し現下四川に根城を張りつゝある支那共匪、支那ソヴイエト區域は支那に於けるクレムリンの飛び石にして、支那革命のための至寶とも言ふべく、

此の離れ礎石との直接の連絡は莫斯科の翹望して止まざる所なり。新疆より東漸して此の役割を演ぜしめんとする點に新疆の大なる價値を發見するものにして、現に去る一月初旬蘇邦飛行機は迪化から發して四川の某地に飛び、連絡を圖りたりと傳へらる。

印度防禦の見地より從來より新疆に於て蘇國と對立しあり英國は情勢非にして其の態度消極退嬰たるを免れず、特に盛軍のカシガル入城に當りては、唯一の領事館たりし同地領事をも遂に印度に引き揚げしめたりと傳へられ、兎に角同國の感ずる脅威は甚大なりと言はざるべからず。

第三　軍事

其一　概說

戰爭の必然を確認し、軍備を國策遂行の最大要具と認識しある蘇聯邦が其の特異の政治、經濟組織に依つて國力の徹底的重點を軍備に形成し、所謂犧牲苦痛を忍んで其の大擴張に精進しつゝある事は周知の如くなるが、殊に五年計畫による國內政治經濟基礎の進展に伴ひ、最近其の飛躍的テンポを高めつゝあり。

即ち昭和十年一月開催せられたる第七回全聯邦ソヴイエト大會に於て人民委員會議長モロトフ、國防人民委員代理トハチエフスキは、何れも蘇聯邦東西正面に於ける戰爭の危機增大を理由として軍備擴張の事實を述べ、殊にトハチエフスキーは赤年の素質良化、飛行機、戰車、銃、砲、通信器材、海軍の飛躍的增加、東西兩正面に於ける築城の完成等を昭和七年頭初の數字と比較して述べたる後、赤軍は其地理的特質により獨乙の如く東西兩正面に適時兵力を移動し得ざるを以て各正面とも獨立して作戰するの準備を要し、之が爲極東に航空、戰車、砲兵其他各種兵團を增配するに至れりと述べ、更に

「周知の如く從來赤軍の總數は六十萬なりしが、此兵數に依り國防の任務を達すること能はず、政府は新に九十四萬に增加するに決し、是れ亦昨年末兵員を充實す、若し極東國境警備を堅固にせざりしならば、吾人は平和を保持し且社會主義建設を完成するを得ざりしならむ。云々」

固より彼等の言を其儘直譯的に鵜呑みにす可からざるは謂ふ迄も無き所なりと雖も、人員資材の全方面に亘り種類的にも數量的にも偉大なる增加を遂げ、尨大なる尖端的近代軍を擁するに至れ